

中国における高等教育の市場化と機会均等性

2009年3月

新潟大学大学院現代社会文化研究科

楊 雲

目次

序章	1
第1節 問題関心と研究課題	1
1. 本研究の背景	1
2. 本研究の課題	3
第2節 先行研究の概況と本研究の特徴	3
1. 中国高等教育の市場化に関する先行研究	3
2. 中国高等教育の機会均等に関する先行研究	6
第3節 分析枠組みと研究方法	10
1. 本研究の特徴	10
2. 分析枠組み	12
3. 本論文の構成と研究方法	14
第4節 調査概要	16
1. アンケート調査（調査1～調査3）の地域設定	16
2. アンケート調査の概要	17
3. インタビュー調査の概要	18
第1章 大学入試政策と高等教育への進学機会	23
第1節 中国の戸籍制度	23
1. 戸籍(制度)の概念	23
2. 戸籍制度と教育機会	29
第2節 大学入試制度の問題点—高校生進学意識のアンケート調査を中心に	35
1. 研究の背景と分析課題	35
2. 高校の地域間格差と生徒の階層間格差	36
3. 大学入試の問題点	42
第3節 浪人生及び「大学入試移民」をめぐる機会均等の課題	46
1. 浪人生と高等教育の機会均等性	46
2. 中国の大学入試における「移民」現象	61

第2章 中国高等教育の市場化	78
第1節 高等教育の市場化	78
1. 高等教育市場化に関する先行研究の整理と本研究の課題	78
2. 中国における高等教育の市場化	79
第2節 中国高等教育の量的拡大における民営高等教育の寄与	92
1. 研究の背景と分析課題	92
2. 高等教育の量的拡大	93
3. 量的拡大における民営高等教育の寄与	95
4. 高等教育政策の展開	98
5. 量的拡大後の課題	106
第3章 民営高等教育の発展と高等教育の機会均等性	110
第1節 学生支援制度の現状	110
1. 国公立大学における学生支援制度	110
2. 民営セクターにおける学生支援制度	121
第2節 民営高等教育の発展とその展望—河北省及び北京市の高校生進学意識調査を中心	124
1. 研究の背景と分析課題	124
2. 進学意識の実態	125
3. 進学意識の実態の規定要因	127
4. 民営高等教育の発展課題	131
第3節 高等教育の機会均等性の問題—河北省及び北京市の大学生意識調査を中心	132
1. 先行研究と分析課題	132
2. 学生募集	134
3. 学費負担と助学制度	137
4. 教育の質	142
5. 卒業後の進路・就職	143
6. 社会的な位置づけ	146
7. 民営高等教育の発展と高等教育の機会均等性のこれからの課題	147

第4章 中国高等教育機会拡大における大学城の役割	153
第1節 大学城の登場	153
1. 大学城の概念と先行研究の整理	153
2. 中国における大学城の登場	159
第2節 大学城の役割の拡大と課題	165
1. 大学城の発展モデル	165
2. 高等教育の機会拡大に対する寄与	166
3. 東方大学城における問題	167
4. 大学城発展の課題	173
第3節 高等教育大衆化における大学城の寄与—広州大学城の事例を中心に	177
1. 広州大学城開発の背景	177
2. 広州大学城の概況	184
3. 高等教育大衆化に対する寄与	189
4. 広州大学城の特徴	192
5. 広州大学城の発展展望と今後の課題	193
終章	202
第1節 各章の分析結果及び問題解決への提言	202
第2節 新しい動き	206
1. 政策的インプリケーション	206
2. 新しい試み	207
3. 今後の研究課題	207
参考文献	210
付録1 河北省及び北京市における高校生進路意識のアンケート調査（調査1）	
付録2 河北省及び北京市における大学生生活・就学・就職意識のアンケート調査（国公立大学）（調査2）	
付録3 北京市における大学生生活・就職・就職意識のアンケート調査（民営大学）（調査3）	

付録 4 中国高等教育の機会拡大における大学城の役割に関するインタビュー調査（廊坊
大学城）（調査 4）

付録 5 中国高等教育の機会拡大における大学城の役割に関するインタビュー調査（広州
大学城）（調査 5）

謝辞

序章

第1節 問題関心と研究課題

1. 本研究の背景

1978年、中国共産党第11回第3次会議が開かれ、中国共産党と国のこれからの中心任務を経済発展と定めた。その後経済改革が行われ、1993年に公有制を主体としながらも多様な経済様態も発展するという社会主義市場経済体制が確立した。それまでの経済発展・社会改革において鄧小平の「猫理論」¹に従っていたが、教育の改革も同氏の「科教興国」²という理論に沿っていたのである。社会形態の確立と同じように中国の高等教育も模索しながら発展してきたのであり、今までの過程は紆余曲折ともいえる。

高等教育の発展結果をデータ的に見ると、高等教育への進学率は³1950年代の0.4%から1978年の1.3%と上昇が非常に緩慢であったのに対し、1998年に9.8%まで上昇し、さらに2006年に22%と急上昇したのである。在学人数は1949年の11万7千人から1998年の625万3千人に上がり、2006年は2500万人にまで上がった。高等教育への進学機会が急に拡大できた要因は何であろうか、そこにおける政府の政策がどうであったのか、どういった問題が生じたかなどについて注目の課題となっている。

毎年大学入試の季節になると、大学進学の話題が盛んになる。しかし、大学受験合格者の喜びの話題より大学受験に合格しても学費のために悩む者の話題や落第した者の進路の厳しさの話題ひいては落第者の自殺事件などの話題のほうが多いようである。高等教育への進学率や進学者が急増したのに、なぜ競争が厳しいように見えるのか、そこに潜んでいるメカニズムは何であろうかということを考察しないではいられない。

高等教育における経費の多様化調達の改革による学費負担割合の増大、高等教育機関の地方への委譲改革による地域発展の不均衡、民営大学の登場や発展による学費負担の問題や質の問題、大学城(University City/College Town)の発展による機会の拡大に伴う教育の質の問題などといった問題は高等教育の規模拡大とともに生じている。

1989年度から、国公立高等教育機関の本・専科の学生に対し授業料・雑費の徴収を始めた。1990年から2005年まで、国家財政性経費の割合が約99%から43.95%まで下がったのに対し、授業料と雑費の割合が1.7%から31.53%まで上がった⁴。2003年農村1人当たりの

年収（2841 元）は年間 5000 元⁵以上の授業料の半分にすぎない。1980 年代の初めに登場した民営高等教育機関はほとんど国の財政的助成を受けず授業料収入に頼っている。2006 年民営普通大学の 1 人当たり学費は、理科系が約 7600 元、文科系が約 7500 元であり、独立学院⁶の 1 人当たり学費は理科系が 12217 元、文科系が 11100 元である⁷。こうして経済的に恵まれない者は学費を支払えないために進学をやめることや、進学する際に学費の負担を考慮して比較的学費の低い大学や学部を選択することを余儀なくされる。高等教育の私費負担の増大は高等教育の機会均等性を損なう直接のインパクトとなるであろう。また、教育における「後発効果」(The Late-Development Effect)⁸の典型的な国の中国では、学歴が人の出世にもの言う度合いがはるかに高い。1990 年代半ば以降、就学年数の伸長による賃金の引き上げ効果、つまり教育投資の収益率が高まり⁹、それに高等教育の収容率が低いため¹⁰、高等教育への進学競争が厳しかった。2002 年以降高等教育への進学率が 15%をこえ、高等教育は大衆化段階に移り高等教育機関も多様化して多くの人材を社会に送っているが、卒業生の実践能力が欠如しているか何らかの原因で一時的に「教育過剰」のように就職難の状況を示している。そのために就職しやすい重点大学への進学を目指すものが多く大学受験競争が一層厳しくなっている。国の大学入試制度における属地化¹¹原則や違う地域の合格ラインの格差を利用する「高考（大学入試）移民」¹²も生じている。大学入試制度は選抜の機能を果たして社会公正の原則に従ってあらゆる国民に与える進学機会は均等化しなければならないが、その点について、中国の大学入試制度を検証する必要がある。2006 年に民営高等教育機関における学歴授与校は合計で 596 校、在学人数が 280.49 万人に達し各類高等教育機関在学者数の 11.22%に達していて、中国高等教育の大衆化に大きく寄与しているともいえるが、民営高等教育機関の在学生に対する機会均等政策があまり実行されていない。2003 年に「民営教育促進法」も施行されたが、その効果は検証が必要である。民営高等教育の発展に寄与している大学城は 1999 年に登場し、短期間のうちに 60 箇所以上が確認されていて、そのパターンはさまざまである。大学城の発展は高等教育の機会拡大に貢献していると推測できるが、そこに潜んでいる問題やこれからの発展方向を明らかにすべきである。

上記の一連の現象や問題などはすべて高等教育の機会均等性の問題にかかわるものであり、しかもその背景には中国高等教育の市場化があると考えられる。「人口大国」から「人材強国」¹³への脱皮をはかるという目標を実現させてグローバル化の中で勝ち残るのに高等教育を大いに発展させなければならない。能力のある者はそれに相応しい教育機会を保

障し、それぞれの個人がもっている潜在的能力を教育によってできるだけ全面的に発達させるという教育機会均等の政策を取ることはマンパワー政策の肝心なところであり、国の競争力を高めるのに欠かせないのである。この意味で、本研究は中国高等教育の大衆化における焦点となっている高等教育の市場化に伴う高等教育の機会均等性の課題に取り組む多大な意義を有する。

2. 本研究の課題

中国高等教育における大衆化の過程は市場化のメカニズムの導入やその進展に伴っている特徴がある。その中で高等教育の機会拡大がある程度実現しているが、機会均等の問題が注目されている。中国における高等教育の市場化に伴う機会均等の問題を分析・検討することが本研究の目的である。

そこで、本研究の根底にある課題を大きく三つに分ける。

第1に、中国高等教育の市場化のメカニズムはどのような背景の下で導入されたのか、具体的にどのように体现されてきたか、またいかなる進展が見込まれるのかなどの課題である。

第2に、高等教育の機会はどのように変容してきたのか、そこに潜んでいる機会均等の問題は何なのかなどに関する課題である。

第3に、高等教育の市場化を通じて高等教育の大衆化を実現させるという政府の政策の決定メカニズム、高等教育の市場化の導入やその進展における政府の政策、また、国は高等教育の機会均等の問題に対しいかなる政策を実行しどのような特徴があるのかなどに関する課題である。

第2節 先行研究の概況と本研究の特徴

1. 中国高等教育の市場化に関する先行研究

1980年代以来、世界諸国の高等教育において市場メカニズムが相次いで導入され、いわゆる市場化（marketization）が進行している。中国においては高等教育の市場化改革が経済改革に伴いダイナミックに行われつつある。

1980年代半ばごろから高等教育分野において国公立高等教育機関の地方委譲や高等教育機関そのものの自主権の拡大及び授業料徴収などの改革が行われていたが、中国本土の研究界においても政府の公文書においても「市場化」という表現は見当たらない。1992年鄧小平氏が「南巡講話」を行い、「市場経済が資本主義にイコールではない、社会主義にも市場がある……計画や市場は経済手段に過ぎない」と発言し、国民の「市場」という言葉に対するイデオロギー的な恐怖感¹⁴をなくした。1993年11月に「社会主義市場経済体制を設立する若干問題に関する中共中央の決定」が施行され、社会主義市場経済体制が確立した。1993年までの中国高等教育の市場メカニズムの導入について海外研究者のRichard A. Hartnettは「市場傾向のあるシステム」(an incipient market-oriented system)と呼んでいた¹⁵。Richard A. Hartnettは1990年代初めごろまでの中国高等教育のファンディングを概括し、国公立高等教育機関における内部効果や外部効果の低下を指摘し、福利厚生などの外部委託などの手段で高等教育機関の経費を教育に集中させ、卒業生の就職をそれまでの「政府分配制」(one-way system)から政府分配制のみではなく卒業生と雇用側の「両方選択制」(two-way system)と並行するものに転換すべきだと主張していた。また、1990年代の改革方向について、Richard A. Hartnettは高等教育資源の利用率を高めることなどを主張し、授業料の徴収や産学連携の収入などのルートでコスト分担(cost sharing)を行い、非政府運営の高等教育機関(non-state-run institutions)による高等教育を発展させるといった市場化改革の提案をした。社会主義市場経済体制が確立した後、中国高等教育におけるコスト分担の改革がダイナミックに行われ、1997年に授業料の全面徴収制度が施行された。それまでの市場化改革に対し本土の研究界において「教育産業化」という表現が使われ、しかもその是非について論争していた¹⁶。同時期の中国高等教育管理改革と関連して海外研究者のKA-HO MOKはそれまでの市場化改革を「擬似市場化」(quasi-marketization)や「市場化志向」(market-oriented)という表現をしていた¹⁷。「擬似市場化」という概念の提出はYin Qiping & White Gordonが提出した「市場化」(marketization)¹⁸に対するものであり、この時期の高等教育の市場化改革の度合いはまだ「市場化」と呼ぶ程度になっていないと主張していたものである¹⁹。1990年代の末から高等教育の規模拡張政策の施行や大学城の登場などといった市場化を伴う改革がダイナミックに行われ、かつて「擬似市場化」を用いた研究者も「市場化」に切り替えたのである²⁰。それにしても2000年代の初めごろにおいては、中国政府が「市場化」という言葉の取り扱いに対し慎重な態度をとり、教育管理体制の改革(政府の高等教育機関に対する管理と高

等教育機関内部の管理をさす) に対しては「権力下放」(decentralization)といい、教育運営体制や教育のサービス提供(国公立セクターと私立セクター共存の学校運営体制や教育資金の多ルート調達)に対しては「多様化」(diversification)といていた²¹。政府の慎重な態度に対し、2000年代の半ばごろから中国本土の研究界においてはすでに忌憚なく「市場化」という言葉を使い始めたのである²²。

2000年代の初めから中国における高等教育の市場化改革をグローバル化の視点から見る研究もある²³。David Chan & KA-HO MOKらはUKの経験を用いて「選択」(choice)、「多様化」(diversification)、「ファンディング」(funding)、「競争」(competition)、「組織化」(organization)といった面における市場志向を述べていた²⁴が、ほとんど買い手市場の状況にある中国高等教育の現状や教育における「後発効果」などの要因により、暫くの間は「選択」の実現は難しいと考えられる。金子元久は高等教育の市場化における他国の理論経験を用いて中国の高等教育市場化改革について授業料の徴収や高等教育研究の面における変容、資本市場への依存、中国の社会主義イデオロギーや行政・共産党の二元的統制という高等教育の中国モデルをまとめ、中国の高等教育市場化はある意味ではもっともラジカルなものであるという²⁵。金子は「大学内部での直接の経済的インセンティブ、強い競争への圧力は大学における組織的・個人的モラル上の問題を引き起こして社会と大学における統治の正当性という問題に遡ることになる。現代中国の皮肉は本来ならばこうした社会的な問題を鋭敏にとらえ告発するべき大学人が経済的なインセンティブと競争に巻き込まれてそうした役割を果たせなくなっているところにある。中国の大学人はいわば市場化によって買収されているともいえよう」と指摘しているが、そのような問題は必ずしも国内の研究者が認識できるものではないであろう。中国高等教育における市場化改革の現状について 3D(decentralization, depoliticization, diversification)と 3C(commercialization, competition, cooperation)の観点から分析を試み、Clarkの政府と大学の関係に関するモデル²⁶をかりて高等教育市場化前後における政府と大学関係を分析するものもある²⁷。

2000年代の初め以降にインタビューなどによる実証研究も出始め、市場経済発展の先進地域をケーススタディーとする事例が多い。例えば、JOSHUA KA-HO MOKは decentralization(権力下放)を「functional decentralization」と「territorial decentralization」に分けて中国における decentralization について広東省の例を上げている。広東省内いくつかの大学の授業料徴収、産学連携、財産使用权の譲渡、小・中等学校

の運営などといった教育経費調達ルートの多元化改革を考察し、省外の大学との競争力を高めるために省内大学間の合併・共同建設、及び大学城建設の企画などについて論じた²⁸。

Lai Fung Yi は広州市にある大学の教職員に対するインタビュー調査やアンケート調査を通じて教職員と学生の関係、教員評価、カリキュラム、教学状況、研究状況などにおける市場化改革を考察した²⁹が、アンケート調査のサンプル数がごく少ないためその事例が全体を正しく現しているかどうか疑われる。

近年、市場経済の環境の下で高等教育の改革をまったく市場に任せるのではなく、国はマクロ的なコントロールをする必要があると指摘する研究³⁰、大学教員に対する企業の評価制度の問題点、入学試験・費用徴収・人事異動などにおける不正行為などの問題を指摘する研究³¹があり、授業料の高騰や独立学院の発展によって家庭経済の負担力の低い者に進学機会の不均等をきたしているとして指摘する研究が出されている³²。

中国における高等教育の市場化改革がダイナミックに進行している中、上記の先行研究は市場化の発展段階に限るものが多いし、市場化の全面的な改革に関する研究や実証研究が欠けている。

2. 中国高等教育の機会均等に関する先行研究

(1) 教育の機会均等に関する議論

教育の機能を社会的観点から広く捉えて教育の機会 (educational opportunity) について、第 1 に、教育者が一定の場所において定まった期間、用意された教育計画によってそこに集められた被教育者を育成する働きを行うという形をとったもの (その代表的なものは学校教育であろう)、第 2 に、被教育者が教育的意図のもとにおかれているさまざまな事象にふれて自己教育をしていく形のもの (これは図書館や博物館その他の施設がもつ社会教育的機能に代表される。そこでは一般公衆が集まってきてそこに用意されている多くの図書や実物に触れて自分で学習していくのである)、第 3 に、教育主体が教えるのではなく又被教育者が教育内容を自ら学習するのではなく被教育者がお互いに影響し合っ人間形成が行われるという形のものとする学者がいる³³。本研究においては主にその教育機会の第 1 の形をめぐる議論していく。つまり、学校教育における教育機会に重点をおく。

教育機会には「進学・入学における社会的障壁が取り払われ自由競争への道が開かれている状態にウェイトをおく場合と実際に進学し在学している状態(アクセスあるいは参加)

にウェイトをおく場合とがあるが、この両者は厳密には区別できないことが多い」³⁴。近代化の進展とともに、学校教育機会は拡大していく。一般にこのような学校教育機会の拡充を示す指標として教育水準³⁵がある。菊池城司は学校教育水準の表し方を就学率・進学率などによって測定するフロー水準と国民の学歴によって示されるストック水準・学歴水準に分けている³⁶。教育機会拡大の要因を経済的要因、政治的要因、職業的要因、教育意識などに分ける研究がある³⁷が、教育機会の拡大は近代化・産業化に伴う過程ともいえよう。

教育機会の拡大は教育の機会均等化を目指して実現されてきたといってもよい。しかし、教育機会の拡大は必ずしも教育の機会均等(Equality of Educational Opportunity)をもたらすわけではない。教育機会の拡大は教育機会の格差を拡大するように働くこともある。歴史的・文化的・社会的背景や教育の発展段階により教育機会の内容が変容していくが、今まで教育機会の問題を考察する際、教育の機会均等はずっとも重要な理念とされている。

教育の機会均等が人間の思考現象として現れたのは、中国において孔子（紀元前 551-紀元前 479 年）の「有教無類」³⁸、ギリシアにおいてアリストテレス（紀元前四世紀）の正義論³⁹まで遡ることができるが、教育の機会均等を制度として実現しようとする思想を持った人として、フランス大革命時期のコンドルセ(M. de Condorcet)を挙げることができる⁴⁰。実行性をもった教育の機会均等に関する社会思想は、18・19 世紀を通じてようやく熟していくのである⁴¹。「教育の機会均等を歴史的に見ると、自由と平等とを標榜する市民社会の強い要望であった。そしてこの要望はそれ自体二つの内包を持つものであった。第一は市民社会・民主主義国家における国民の教育享受の権利が均等化することであり、第二はそのために経済財政的保障を均等化することである。これら二つのものが同時に果たされるのでなければ教育の機会均等はいえぬ。教育の機会均等は歴史的にいろいろな意味を担って使われてきている。それは市民社会の形成や資本主義体制の生成とともに生まれ出てきたところの社会思想的な概念であり、また経済・財政的な概念でもある」⁴²と伊藤和衛が述べたように、かつて民衆に対する教育の普及は伝統的な教育の機会均等に基づいたものである。

第二次世界大戦後、平等主義イデオロギーの普及とともに教育の機会均等は一般大衆の大きな要求となり、重要な政策的関心を惹起したが教育研究者の間でもこの機会均等概念を前提として多くの研究が行われるようになった。1964 年に James Coleman がリードするアメリカの研究グループは“The lack of equality of educational opportunity among

racial and other groups in the United States”と題する調査を行い、その結果を1966年に“Equality of Educational Opportunity”をトピックとする報告書⁴³にまとめ、有名なColeman Reportとなる。特に白人と黒人の間で見られる教育機会不均等の原因を通学する学校間の教育的資源（学校の施設・設備、カリキュラム、教員属性など）の差に求めようとしたこの調査は、学校設備の充実とか教育課程・教育方法・それに教員の資質などが教育機会の実質的効果を左右する力が予想外に弱く、子どもの学業達成度に大きな影響を与えているのは何よりも家庭（出身階級・階層）と級友であるとの結論をもたらした。その調査結果は伝統的な教育の機会均等の考え方に大きな転換を迫るものであった。Colemanは教育の機会均等について新しい概念を提出し、1968年の研究論文に下記のように記述している。「調査を計画していた際に、教育の機会均等に関する概念についてシングルなものが存在しないことを前提としていた。しかも、その調査はその概念の多様化を示すものとされていた。……「略：筆者」一種類目の不均等は社会が学校に投入するものの不均等と見なしてよい。例えば、生徒1人当たりの教育費、学校の施設設備、教員の質などの教育条件に関するものである。二種類目の不均等は学校の人種的構成のものと見なしてよい。最も権威性のある法律の規定により、性別や人種が単一的である学校編制は大変不平等である……「略：筆者」。三種類目の不均等はカリキュラム、教員のモラル、生徒の学習意識など学校の無形の特徴の不均等と見なしてよい……「略：筆者」。四種類目は平等な背景と能力をもつ生徒に対して与える学校の結果の平等と見なしてよい。ここでいう教育の機会均等は結果の平等である……「略：筆者」。五種類目は不平等な背景と能力をもつ生徒に対して与える学校の結果の平等と見なしてよい。ここでいう教育の機会均等は結果の平等である……「略：筆者」⁴⁴。前の三つは伝統的な教育の機会均等概念の理解であり、後ろの二つは新しい教育機会均等概念の理解であると彼は強調していた⁴⁵。その後、アメリカのジェンクス(Christopher Jencks 1972)、ミルナー(Murray Milner, Jr. 1972)らの研究もほぼ同様に、学校教育における家庭的背景の影響力のおおきさ・学校の無力さ、教育における機会拡大と機会均等化との違い、地位規定要因としての教育の弱さなどを指摘するとともに社会・経済的不平等の是正なしに教育の機会均等は達成できないことを主張した⁴⁶。同時代のフランスのブルデュー(Bourdieu 1970)が再生産論⁴⁷、レイモン・ブードン(Raymond Boundon 1973)が産業社会における教育と社会移動の理論⁴⁸を用いて学校教育と社会的不平等や社会移動との関連の解明に大きく寄与した。

「教育機会が拡大してきたのに、教育機会の平等化があまり進まなかったのはなぜか。

法制的には機会均等が保障されているにもかかわらず達成学歴水準に階層間格差が存在しているのはなぜか。学業成績における階層差はどうして生じているのか」という教育の機会均等を阻害する要因について、友田泰正は知能遺伝説、経済的要因説、社会心理的要因説（価値理論）、文化論的立場、プロセスモデルに大別している⁴⁹。こうして教育の機会均等に関する議論はさまざまであり、ペシミスティックな考え方もあるが、教育の機会均等をより実質的なものにするために、学校教育制度が階層間格差などを増幅することのないようにする措置、例えば恵まれない者に対していっそう手厚い保護措置を講じる方法などを模索しなければ、社会不平等の進行はいっそう深刻になる恐れがある。

(2) 中国における高等教育の機会均等

教育の機会均等は教育水準と密接な関係を持つ。進学率が高くなれば教育機会がそれだけ拡大する。中国では 2006 年に小学校への学齢児童入学率が 99.3%、中学校への入学率が 97%、中学校から高級中学（高等学校や中等職業教育学校などを含む）への現役進学率が 75.7%、高等教育への進学率が 22%であり⁵⁰、初等・中等教育において「形式的均等化」⁵¹さえ実現できていない。こうした背景の下で高等教育の機会均等が問題とされている。1995 年 9 月に施行された「中華人民共和国教育法」第 9 条において「中華人民共和国の国民は教育を受ける権利と義務を有する。民族・種族・性別・職業・財産状況・宗教信仰などにかかわらず法律に従って教育を受ける機会を等しく享受する」と定め、1999 年 1 月に施行された「中華人民共和国高等教育法」において「第 9 条 国民は法律に照らし高等教育を受ける権利を有する。国は少数民族学生や経済困難な学生が高等教育を受けられるよう援助措置をとる。国は国家の定めた基準に合格した身体の不自由な学生を募集し、身体の不自由を理由とする入学拒否を禁じる」、「第 54 条 経済的に困難な学生は補助を申請するか学費の減免を申し込むことができる」、「第 55 条 国は奨学金を設ける。そして高等教育機関、企業・事業組織社会団体及び個人が国の関係規定に従ってさまざまな奨学金を設けることを奨励し、品行、学力ともに優れた学生や国家が定めた専攻の学生及び国が定めた地域で就職する学生に対し奨励する。国は高等教育機関の学生ワークステディ基金や学資ローンを設ける。そして高等教育機関、企業・事業組織、社会団体及びその他の社会組織や個人の各種類の奨学金を設立することを推奨し、家庭経済的に困窮な学生に対し援助を行う」と定め、2003 年 9 月に施行された「中華人民共和国民営教育促進法」において「第 27 条 民営学校の教員、被教育者を公立学校の教員、被教育者と同等な法

律地位に置く」,「第 33 条 民営学校の被教育者が進学、就職、社会待遇などの面において同レベル・同類の公立学校の被教育者と平等な権利を有する」と定めているが、現実的に定められたとおりに実行することは難航していて、理念とずれている。

高等教育への進学機会均等化政策として初等・中等教育の後進地方を優遇する大学入試政策が取られた。つまり、結果の平等を求めるために教育後進地域の大学入試合格ラインを低めにする政策や少数民族などの受験生の大学入試合格ラインを低めにするのである。少数民族に対する優待政策を別として、大学入試における後進地域の者に進学機会を与えるために施行されている省別定員割当政策は大学収容力の地域間格差の影響の解消に一定の役割を果たしている⁵²。しかし、それに伴い、歴史的・文化的要因や政府の政策などの要因により高等教育機関の中心都市や大都市への集中分布などといった配置的不均衡な状況がある中、高等教育機関の地方移管などが、ランクの高い大学の入学定員に地元の定員を大学所在地の都市部に多く割り当てることになってしまう。戸籍制度という属性主義のものが機能したのである。そこで、結局結果的に不均等になってしまう。また、私費負担の増大により高等教育への進学機会が損なわれたため、学生支援制度を強化すべきであると主張する研究が多く見られる⁵³。Ding Xiaohao⁵⁴、閔維方⁵⁵、楊東平⁵⁶らの研究によれば、高等教育への進学機会の拡大につれ、高等教育の機会が変容している。低収入階層の子どもの進学機会も拡大しているが、ランクの高い大学に入学している子どもは経済的地位が高い者の子どもであり、結果的に質の高い教育機会はより経済的地位に恵まれる階層に有利であると明らかになっている。しかし、これらの研究はほとんど国公立大学を対象とするもので、在学人数が高等教育全体の 11.22%⁵⁷もある民営高等教育機関を対象にしていない。しかも、高等教育の市場化による私費負担の増大とかかわる内容のものが多く、高等教育における福利施設・サービスの外部委託などといった高等教育市場化のほかの要素（例えば大学城の発展など）及び高等教育の市場化による質的悪化などにかかわる研究が少ない。

第3節 分析枠組みと研究方法

1. 本研究の特徴

中国の教育の発展は経済・社会の発展と同じルールに従っていると考えられる。鄧小平

氏は経済・社会の発展において「共同豊か」の構想を提起した。それは、「一部分の条件のそろっているところが先に発展し一部分の地域の発展は緩慢であり、先に発達した地域は後進地域を引き上げ最終的に共同に豊かになる」ものである⁵⁸。一部分の地域・人を先に豊かにさせ、生じた格差を是正し最終的に全国民を豊かにさせるという経済・社会発展の方針の中で、教育の発展もそれに従っている。高等教育の市場化は政府のマクロ的な政策に導かれたものであり、1998年アジア金融危機に発生し、高等教育の規模拡大を通じて内需を引き上げるインパクトもあった。高等教育市場化の産物である大学城の発展は地方政府の工業化・都市化の手段の一つとなり、雇用を提供するためでもあるといえる。初等・中等教育をはじめ高等教育まで発展は不均衡の状態であり、地域間格差や階層間格差、質の問題などといった機会均等の問題がある。それは市場化とつながっていて、市場化の過程を明らかにし機会変容や機会均等の問題を明らかにする必要がある。

世界各国の経験によると、市場化は教育機会拡大の趨勢であり、市場化の程度により機会均等の問題が異なるのである。政府は教育を完全に市場に任せるのではなく、市場化の過程に生じる機会均等の問題を発見し相応な政策を制定する必要があると考える。教育の市場化はすでに社会公正にマイナスの影響を来たして教育の機会均等を損なっている⁵⁹ため、政府の政策的介入は急務である。政府の政策分析を重視しながら、アンケート調査及びインタビュー調査を通じて高等教育市場化に伴う機会均等性の問題を総合的に考察することは本研究の特徴である。中国特有の戸籍制度が人為的に中国の国民を階層化し、それに従う大学進学制度は高等教育の機会均等に問題をきたしていると考えられる。高等教育の市場化の進行に従い、戸籍制度を利用する不正な進学行為や高等教育の機会均等性を損なう現象が生じている。

本研究は社会平等の問題とかがかわる中国の特徴のある戸籍制度を分析した上で、違う地域の高校生に対するアンケート調査などの分析を通じて大学入試政策を考察し高等教育への進学機会の問題を検討する。また、高等教育市場化後、民営高等教育機関の発展は著しいものがあり、高等教育の機会拡大に寄与しているが、学生募集の問題や授業料の高騰及び質の問題などに直面し、民営高等教育機関の在学生在が社会的に不利益を被る待遇をされている。それらの問題を大学生に対するアンケート調査を通じて国公立大学と比較しながら考察するのも本研究の特徴である。最後に、1990年代の末ごろに登場した中国の大学城は高等教育市場化の産物あるいは高等教育市場化の受け皿であり、その発展は著しいものがある。大学城の開発・発展は高等教育の機会拡大に寄与しているが、そこに潜んでいる

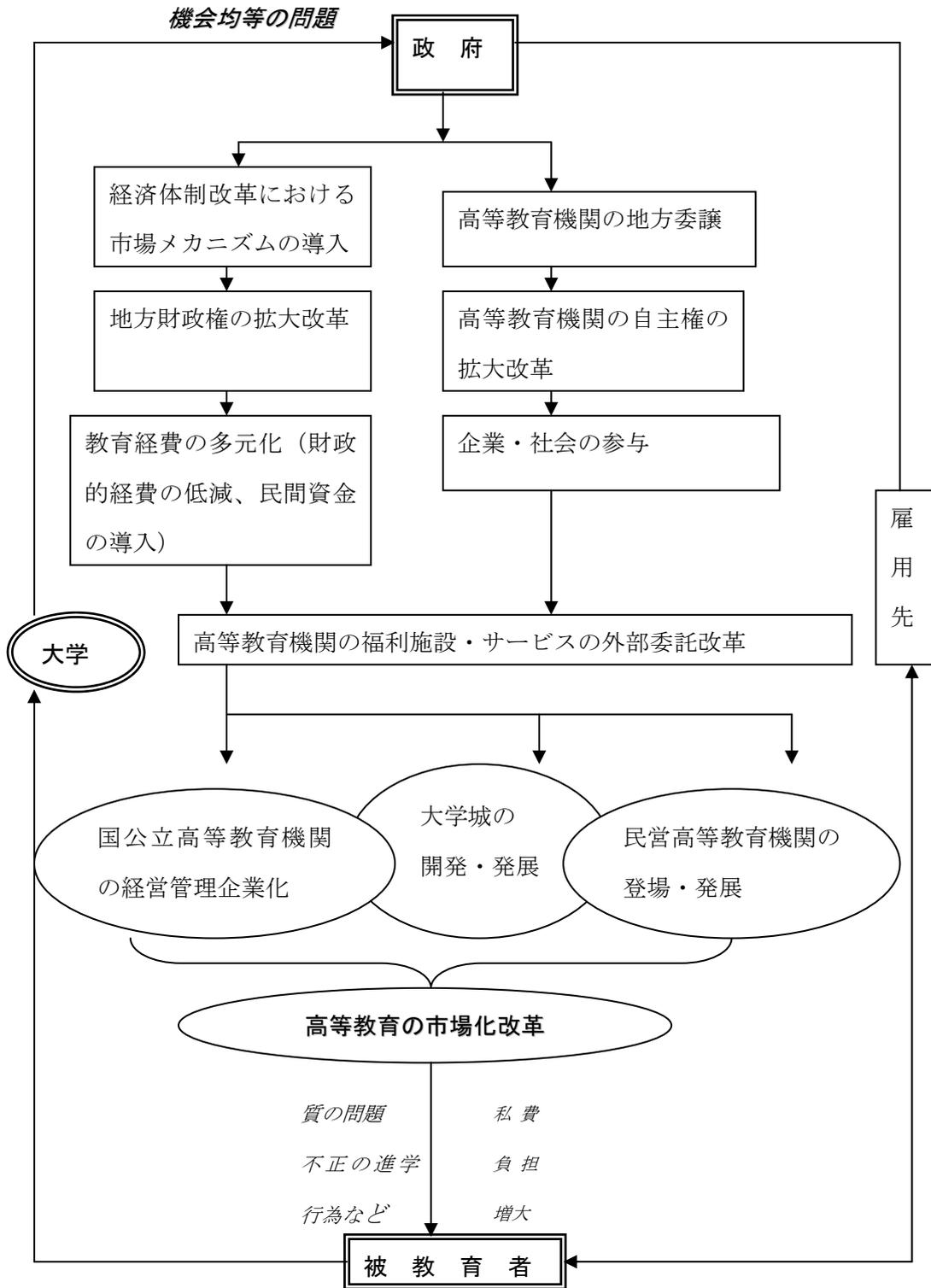
機会の均等性の問題はどうか、それに関する研究はいまだにないのである。

大学城の登場は国の高等教育市場化政策の導きであり、今までは大学と一体であった福利施設やサービスの外部への委託の一つの形とも言える。高等教育定員の急上昇や民営高等教育機関の著しい発展とかかわり、国公立セクターにおける高等教育の市場化や構造的な民営セクターの導入などといった市場化の総合体である。大学城の開発の背景には高等教育機関の地方委譲と密接な関連があり、地方経済発展の不均衡や高等教育機関の立地分布などにより大学城の開発モデルはさまざまである。高等教育機関の入城により、資源の共同利用などのメリットがあると謳っているが実際に教員の大学城不在などのことにより教育の質などの問題が出ているし、民営高等教育機関しか入っていない大学城には図書館などの教育施設の問題や教員の質低下の問題などが際立っている。地方政府の都市化政策の一環として大学城の開発は雇用を提供することができるが、さまざまな地方都市が財力が足りなくてその開発に金融市場への依存という問題が生じていると同時に、重複建設の問題や農地の違法使用などの問題が発生している。本研究はこれらの問題を考察するのに、中国ではじめての大学城や成功的な事例についてインタビュー調査を通じて分析する。前者は完全に企業の行為とも言え、後者は地方政府の主導性が強いものであり、両者は鮮明な比較ともなる。その分析を通じて大学城の大学における問題や、大学と政府の関係などを明らかにし、大学城のこれからの発展方向に提言する、重大な意義を有する。

2. 分析枠組み

前節でも述べたように、本研究の問題関心は中国高等教育の市場化に伴う機会均等性の問題を検討することにある。よって、本研究は中国における高等教育の市場化改革と高等教育の機会均等性を視点に据えて、市場化の主導者の政府、市場化の担い手の大学、市場化の受身の被教育者、及び市場化の産物・受け皿の大学城などの主体をめぐって分析する。課題を貫く二つのラインがあり、一つは高等教育の市場化、もう一つは高等教育の機会均等性である。課題全体は二つのラインに沿って、この二つのラインに貫かれる各主体間の関係を明らかにすることを通じて行う。まず高等教育の市場化は政府の主導の下で行われ、その過程には経済体制改革における市場メカニズムの導入、地方財政権力の拡大、高等教育機関の地方委譲、高等教育機関の福利施設・サービスの外部委託改革などといったものがあり、結果的には国公立高等教育機関における市場化、民営高等教育機関の登場・

図 0-1 本論の分析枠組み



発展、大学城の開発・発展にまとめることができる。市場化改革の過程において政府、大学、被教育者などの主体間の関係が変容していき、不正の進学行為、私費負担の増大や、質の問題など教育の機会均等の問題が生じている。

3. 本論文の構成と研究方法

本研究は先行研究を踏まえながら、高等教育の市場化に伴う機会均等性の問題を実証的に行う。実証研究を行うために、マクロ的なデータはできるだけ官庁統計のもの（官庁のホームページで公表するデータや統計年鑑など）を使い、ミクロ的には3つのアンケート調査及び2つのインタビュー調査を行った⁶⁰。

今まで高等教育は中国国民の高等教育への進学需要に応えられていない。高等教育への進学は競争が激しい。市場化により大学進学における地域間格差や階層間格差などの機会均等の問題が深刻になっている。政府は大学入試を通じてその格差を是正しようと工夫してきた。しかし、戸籍制度の問題により、大学入試改革が改善されながらも深刻な問題が存在している。中国特有の戸籍制度が人為的に中国の国民を階層化し、それに従う大学進学制度は、高等教育への進学機会に問題をきたしていると考えられる。戸籍とかわる大学入試政策や国の重点大学政策及び高等教育への進学機会の地域間格差は、より多くの浪人生を出しているし、不正な手段を用いて大学入試に有利な戸籍を購入する「高考（大学入試）移民」の問題が多発していた。第1章第1節では、高等教育への進学機会に直接にかかわっている「戸籍制度」の概念を明らかにし、戸籍制度が基本要素となる農村と都市の二重社会構造を考察した上で、教育機会への影響を究明する。第2節では、河北省及び北京市における高校生進路意識のアンケート調査を分析し、大学入試政策における問題点を見つけ出す。また、第3節では、戸籍制度や大学入試システムのプロセスとかわる浪人生と高等教育機会均等の問題を検討し、地方政府が「高考移民」を防ぐための工夫などを考察した上で、「高考移民」の問題は中国特有の戸籍制度や民族制度及び大学入試制度とどのようにかわっているかを考察する。

第2章第1節では、中国における高等教育の市場化改革について、高等教育市場化の概念を政府・社会と大学間の関係の転換、教育経費の多元化、高等教育における厚生施設やサービスの外部委託改革、民営セクターの登場・発展などの面から考察する。第2節では、中国の高等教育機会拡大における民営セクターの寄与を明らかにした上で、民営セクター

が機会均等に寄与できるかどうかを考察する。独立学院という新型民営セクターは国に特別に取り扱われ、国の重点大学政策とかかわっていると考える。国は国公立大学の管理や教員及び設備を利用し独立学院の発展を通じて高等教育の規模拡大や質上げを図っている。しかし、大学入試合格点の低い人が独立学院の高い学費を支払い独立学院の本科に入りより質の高い教育を受けることができるのに対し、却って合格点の高い人が高い学費を支払うことができないから普通国公立大学の専科か民営大学の専科に入ることがあり、進学者の機会均等を損なうことがあると考えられる。それについてこの章の第2節では、政府の政策的インプリケーションを考察する。

民営高等教育機関の発展は高等教育の規模拡大に寄与していることがすでに明らかになっている。民営高等教育機関の発展は高等教育の機会均等性とかかわっていると考えられる。今まで、中国においては公立セクターに対し、民営セクターとは違うように取り扱われてきた。民営大学はほとんど国の財政的補助をもらっていないため、学生支援制度などにも影響している。従って、民営大学への進学は不本意就学が多く生じていた。第3章では学生援助制度を国公立大学と民営セクターとを比較しながら明らかにした(第1節)上で、河北省及び北京市における高校生進学意識のアンケート調査(調査1)を分析し、進学意識の実態やその規定要因を明らかにする(第2節)。A高校とB高校のいずれにおいても、ほとんどの高校生は国公立大学を目指し、国公立に不合格としても民営大学に進学しない。その要因として就職難・出世不利、家計負担といった二つの因子が抽出された。それを改善するために提言する。第3節では、河北省及び北京市における大学生生活・就学・就職意識のアンケート調査(調査2+調査3)を分析し、公立セクターと比較しながら、民営大学における学費負担や助学制度の問題、教育の質の問題、卒業生の就職の問題及び民営高等教育の社会的な位置づけの問題を浮き彫りにする。

1999年から、中国の大学城は高等教育の大衆化の受け皿及び高等教育の市場化の産物として登場した。2008年11月現在まで全国各地に55箇所が確認されている。大学城の登場は中国高等教育の機会拡大に寄与していると考えられる。第1節では、大学城の概念及び大学城に関する先行研究をレビューし、中国における大学城登場の背景を検討する。第2節では「中国高等教育の機会拡大における大学城の役割に関するインタビュー調査」(調査4)を用いて民営高等教育の発展における大学城の寄与を考察し、中国での初めての大学城—東方大学城の事例を取り上げながら大学城の発展に望む問題や課題を考察する。第3節では、「中国高等教育の機会拡大における大学城の役割に関するインタビュー調査」

(調査 5) を用いて大学城の成功の例の 1 つとして広州大学城の事例を中心に分析する。大学城は中国高等教育の機会拡大に寄与しているが、いくつかの問題が直接に教育の質の低下につながるため、教育機会均等を損なうなどの課題がある。大学城における問題点を探り出してその発展の方向を示す提言を行う。

終章では、第 1 章から第 4 章までの検討で得た結果及び議論を踏まえて高等教育の市場化に伴う機会均等の問題を総括的に取り上げ、その解決法を提言して今後の研究課題を提示する。

第 4 節 調査概要

1. アンケート調査（調査 1～調査 3）の地域設定

中国は国土面積が約 960 万²、人口が 13 億を超えて、民族が 56 もある。歴史や文化及び伝統風習、経済発展などを言うと、地方によって大きく異なることは一つの特徴である。中国本土を東部（沿海地域）、中部、西部に分けて中国の地域発展の格差を分析する研究は多いが、分けられた三つの地帯内部の格差も大きいため、格差を分析する場合もっと詳しく分ける必要がある⁶¹。1980 年代の後半から教育財政における教育経費の多元化政策や地域経済発展の不均衡性などにより初等・中等教育の段階において格差が生じている⁶²。地域間格差を分析する場合、東部・中部・西部という三大地帯間の格差、省間格差、都市と農村戸籍間の格差及び三大地帯内部の格差を分析するものがある。

本調査は同じ沿海地域内の北京市と河北省を選定した。その理由は同じ沿海地域であっても経済的、教育的格差が大きいという点や、地理的に近くてほぼ一体（北京市は河北省に囲まれている）となっているが教育機会の格差が大きいという点にある。2002 年の 1 人当たり GDP は北京が 28,449 元（3,556 ドル）で全国 1 位であるのに対し、河北省が 9,115 元（1,139 ドル）、全国 11 位であり、全国平均の 10,314 元（1,289 ドル）より低い。国内総生産における第一次・二次・三次産業の割合は北京がそれぞれ 3.0%、35.0%、62.0%、河北省がそれぞれ 16.0%、50.0%、35.0%である。高等教育における国公立の普通大学の収容力（2000 年）について北京では 76.0%、全国トップであるのに対し、河北省では 7.0%、全国 31 省・直轄市・自治区の第 18 位にとどまる⁶³。北京市は昔ながらの政治・経済・文化の中心で、全国の人材が集まる場所であるのに対し、河北省は直轄市である北京市と天

津市を囲んでいて、昔から天然資源や人力資源がその2つの直轄市に流出していた。

そしてもう一つの重要な理由は、民営高等教育がもっとも発展している地域がほとんど沿海地域に集中していることである。特に民営高等教育機関の学生については、北京だからこそ集まってくるという特性があり、その入学時の期待と現実のギャップなどの問題を絡めて国公立大学と比較することによって明らかになることは多い。

2. アンケート調査の概要

(1) 高校生進路意識のアンケート調査（調査1）

調査校は河北省のA高校（地域一の重点校）と北京市のB高校（非重点校）である。2校とも進学校⁶⁴である。調査は2005年4月～10月に、1-3年生を対象とした。送付数は800（A高校600、B高校200）、回収数は743（A高校546、B高校197）、回収率は92.9%である。質問項目は個人状況、家庭状況、就学状況、大学入試についての考え、進路意識などについてである。質問項目は選択式であるが、ほとんどの問いに自由記述欄を設けている。分析手法はクロス集計法や因子分析及び重回帰分析などのほかに、自由記述をも重視した。

(2) 大学生アンケート調査（調査2、調査3）

調査校は北京市のA大学（省・部共同建設の官立大学）、河北省のB大学（省・部共同建設の官立大学）及び北京市のC大学（学歴証書試験校である民営大学）である。調査は2005年の4月～11月に、1-4年生を対象とした。送付数は1200（A、B、C校にそれぞれ400）、回収数は977（A大学277、B大学371、C大学329）、回収率は81.2%である。調査は、選択式であるが、ほとんどの問いに自由記述の欄を設けていて、最後に総合自由記述の欄も設けている。質問項目は個人状況、家庭状況、大学への進学動機、就学状況、大学の学生支援状況、就職意識、中国の教育制度についての考えなどである。分析手法はクロス集計法因子分析法のほか、自由記述の分析をも重視した。

3. インタビュー調査の概要

(1) ケース選定の理由

東方大学城は中国におけるはじめての大学城であり、その開発は主に企業が主導するものであり、費用は金融市場への依存の度合いが高い。債務返済などの問題解決に地元政府が介入しながらも解決しきれないままであった。所在地域は河北省にありながら北京市の高等教育機関の入城を誘致することを主眼としていたが、結局国公立大学4校は本校との間の移動などの原因で一旦入城したがまもなく撤退した。その結果大学城にある高等教育機関のほとんどは民営である。株主も何回も変わり、はじめての大学城であるため問題がもっとも多いのが特徴である。一方、広州大学城の開発は政府が主導したものであり、広東省内にある国公立大学が積極的に参与したものである。広東省は経済発展の先進地域で経済力があるため大学の開発に財政的な投入で積極的に支持する特徴がある。広州大学城の開発に当たって、広東省政府が地元経済発展に求められる人材にあわせて入城する大学に対し厳格な選定を行った。ほかの大学城の開発より広州大学城の開発は地元の経済・社会発展や教育の構造とあわせるものであり、計画性が高いと考えられる。

(2) 調査概要

中国高等教育の市場化の産物である大学城 (University City/College Town) の中国高等教育の大衆化と機会均等性に対する寄与を分析するために、2006年12月、2007年7月～12月にそれぞれ、東方大学城と広州大学城にインタビュー調査を行った。東方大学城のインタビュー対象は東方大学城管理委員会の主任（高等教育専門家）であり、広州大学城の調査対象は大学城に駐在するある大学の学部長である。なお、東方大学城に対するインタビューは、アフターインタビュー調査（2007年11月、2008年4月）も行っている。

インタビュー調査の内容は主に大学城開発の目的、背景、大学城の概況、入城する各大学の概況、大学城の教職員や学生、大学城内の施設、などである。なお、それぞれの大学城の開発や中国の大学城開発の全体像について中国の高等教育制度とあわせて回答者のご意見を自由に発言していただいた。

<注>

¹ はじめて提起したのは1962年であった。自然災害や飢餓などの困窮状況を乗り越えるために、どのような農業生産の形を取るかについて検討する際に、農業生産をより早く回復することができ国民により受け入れやすいなら、それを採用しようと鄧小平氏が発言した。それは「黄色猫でも黒猫でもネズミを取る猫がいい猫だ」という比喩的な発言であった。1985年に鄧小平とその「猫」理論はアメリカの週刊誌『TIME』に掲載され、「黄色猫」は「白猫」とされ、「白猫でも黒猫でもネズミを取る猫がいい猫だ」という「猫理論」は世界に知られるようになった。中国共産党第11回第3次会議が開催されてから「猫理論」は中国における党と国の中心任務が経済発展に移転されたことのシンボルとなった。1992年から中国で流行語になり、社会主義と資本主義の名称にかかわらず、経済・社会の発展という成果を目指して努力していこうというように経済・社会発展の指導方針となった。

² 科学技術と教育を進展させることを通じて国を振興するという意味である。1977年、科学と教育に関する座談会において鄧小平氏は「わが国は世界の先進水準を追い越すには、どこから着手すればよいか。科学と教育から着手しなければならないと思う」と発言した。1970年代後半から1990年代初期まで、鄧小平氏が「四つの現代化（工業現代化、農業現代化、国防現代化、科学技術現代化）を実現させるには、科学技術が肝心であり、その基礎が教育である」という核心思想を堅持し、「科教興国」という発展戦略のために基礎を定めた。1995年5月に公布された「中共中央国務院が科学技術の進歩を加速する決定」においてはじめて「科教興国」の戦略を提起され、1996年中国共産党第8次全国人民代表大会第4次会議において国民経済と社会発展の第9次5ヵ年計画や2010年目標に正式に位置づけられ、「科教興国」は中国の基本政策となった。

³ 1990年までのものについて、官庁公布の統計データが見られない。1990年以降のものについて、その計算式は以下のとおりである。

高等教育への進学率（高等教育の粗就学率）＝{大学院生＋普通高等教育本科專科学生＋成人高等教育本專科学生＋軍事高等教育機関の学生＋學歷証書試験実施校在籍者数（2004年以降に教育部により取り消す）＋テレビ放送大学登録者数×0.3＋高等教育独学試験卒業生×5}／18～22歳人口数×100%（『中国教育統計年鑑2001』p.17より）

テレビ放送大学登録者のうち、約3割が卒業できると見込まれるため、登録者数に0.3を乗じた。また、高等教育独学試験に合格し国が承認する卒業証書を獲得できる者、つまりその卒業生の5倍の人数を在籍者数とするような調整も行われている。

⁴ 『中国教育経費年度発展報告』（1996年）、『中国統計年鑑』各年版より算出。

⁵ 1997年に授業料全面徴収してから各国公立大学の授業料は学部によって異なるがほとんどの学部は5000元くらいで、芸術・設計系やコンピューターソフト設計系などの学部は6000元～16000元である。

⁶ 独立学院は、普通大学（国公立本科大学）（申請者）と社会諸勢力（合作者）が協力して設置運営し、財源が授業料収入に依存し、市場メカニズムによって運営されている本科教育を主とする新たな民営高等教育機関である。1990年代の半ばごろから登場し、国公立大学内にある「二級学院」であったが、2003年に教育部の規定により独立学院となったのである。2003年以降独立学院の規模が著しく拡大し、2004年に249校、在学者数が68.7万人、2006年に318校、在学者数が146.7万人となった。

⁷ 「2008年全国高校収費標準大全」Education online:<http://gkcx.eol.cn/z/sfbz.html> (2008/07/23)

「報告显示：民办高校人均学费是清华北大的两倍」中国教育ネットワーク：
http://www.jyb.com.cn/xwzx/mbjy/sxkd/t20070523_85624.htm (2008/02/28)

⁸ For about the theory of “*The Late-Development Effect*” see: Ronald P. Dore, *The Diploma Disease: Education, Qualification and Development*, University of California Press, 1976, pp.72-83.

⁹ Appleton, Simon, Lina Song and Qingjie Xia, “Has China crossed the river? The evolution of wage structure in urban China during reform and retrenchment”, *Journal of Comparative Economics* 33, 2005, pp.644-663.

¹⁰ 1996年の大学収容率が4.8%であり、2001年の大学収容率が12.1%である。『中国教育事業統計年鑑1997』、『中国教育年鑑2002』より筆者算出。

¹¹ 国民にかかわることはすべて該当者の戸籍が所属する地方政府の政策や規定に従い、地方行政などの管轄に属する。大学入試の場合、その出願や受験などはすべて戸籍所在地で行う。

¹² 受験生が地域により大学合格ラインの違うことを利用してその有利な地域の戸籍を取って受験することである。例えば、教育後進地域の新疆、チベットなどの少数民族地域の合格ラインが低くなっている。北京は大学が多いことにより入学定員がほかのところよりずっと高く配分されていて合格率が高い。

¹³ 「国民経済と社会発展第10回5ヵ年計画（2001年～2005年）綱要」において「教育の発展を速め国民の素養を高める、人材戦略を施行し人材の育成に大いに力を入れる」と定め、続いて「国民経済と社

会発展第 11 回 5 ヶ年企画綱要 (2006 年～2010 年)」において、「質の高い人材の育成を際立つ戦略地位に位置づけ、……新型国家・人材強国の建設に努める」と定めた。

14 1966 年～1976 年の間に、中国において文化大革命が行われ、資本主義というイデオロギー的なものが批判の対象となっていたため、国民の新しい物事に対する受け入れ方は大変慎重であった。

15 Richard A. Hartnett, “Higher Education Funding in open door China”, Edited by Philip G. Altbach & D. Bruce Johnstone., *The Founding of Higher Education: International Perspectives*, New York Garland Pub., 1993, pp.127-147.

16 楊東平『2005 年：中国教育発展報告』社会科学文献出版社、2006 年、pp.168-181。

17 KA-HO MOK, “Privatization or marketization: educational development in Post-Mao China”, *International Review of Education*, Vol.43, Issue.5-6, 1997, pp.547-567.

18 Yin, Q. & White, G. “The Marketization of Chinese higher education: A critical assessment”. *Comparative Education*, Vol.30, Issue 3, 1994, pp.217-237.

19 KA-HO MOK, “Education and the market place in Hong Kong and Mainland China”, *Higher Education* 37, 1999, pp.133-158.

20 KA-HO MOK, “Marketizing higher education in post-Mao China”, *International Journal of Educational Development* 20, 2000, pp.109-126.

21 岳经纶「教育市场化趋势下中国大陆高等教育与政府的关系」戴晓霞・莫家豪・謝安邦『高等教育市場化』北京大学出版社、2004 年、pp. 205-225。

22 例えば、戴晓霞・莫家豪・謝安邦『高等教育市場化』北京大学出版社、2004 年、 卢晓东「确定成本约束下学费、财政经费的市场化互补模型与中国高等教育发展：向成本补偿本义的回归」北京大学教育經濟研究所『北大教育經濟研究 (電子ジャーナル)』第 2 卷第 2 期、2004 年 6 月。

23 For example: Chan Lai, Marketization of Higher Education in China: Implications for National Development, University of Hong Kong working paper), 2001.

24 David Chan & KA-HO MOK, “ Educational Reforms and Coping Strategies under the Tidal Wave of Marketisation: a comparative study of Hong Kong and the mainland”, *Comparative Education Volume* 37, No.1, 2001, pp.21-41.

25 これについて、金子元久「中国の高等教育：市場志向の急拡大」『IDE 現代の高等教育』2006 年 2-3 月号、pp.73-79；金子元久「高等教育における市場化：国際比較から見た日本」『比較教育学研究第 32 号』2006 年、pp.149-163、を参照されたい。

26 国家コントロールモデル(state control)と国家監督モデル(state supervising model)である。Fore more about it see: Clark, B.R. *The Higher Education System: Academic Qrganization in Cross-National Perspective*, University of California Press, 1983.

27 岳经纶、前掲論文。

28 JOSHUA KA-HO MOK, “From state control to governance: decentralization and higher education in Guangdong, China”, *International Review of Education* 47, No.1, 2001, pp.123-149.

29 Lai Fung Yi, *Marketization of Higher Education: A case study of Guangzhou China*(Dissertation presented in part fulfillment of the requirements for the Degree of Master of Education), the University of Hong Kong, 2001.

30 Li Yixian, “The Socialist Market Economy and Education Reform”, *Chinese Education and Society*, Vol.39, NO.5, September-October 2006, pp.63-74.

31 高益民「中国における高等教育市場化の模索」『比較教育学研究第 32 号』2006 年、pp.137-147.

32 Yuan Fujie, “Expansion and Evolution through Marketization: Chinese Higher Education Since 1998”, Working Paper(National Institute for Multimedia Education and Graduate University for Advanced Studies), 2006.

33 麻生誠「教育の機会」山根男南・森岡清美・天野郁夫 等編『教育：テキストブック社会学 (3)』有斐閣ブックス、1978 年、pp.146-147。

34 菊池城司「教育の機会」日本教育社会学会編集『新教育社会学辞典』東洋館出版社、1986 年、p.159。

35 「教育水準においては教育普及、教育内容・方法、教職員・物的条件、教育費の四つの側面を柱としており、厳密にはこれらの側面に渡って教育水準を論ずるのが望ましい。しかし、ここでは、このうち教育普及度の水準を主として取り上げてこれによって教育水準を代表させることにする。」

菊池城司「教育水準と教育機会」市川昭午編『戦後日本の教育政策』第一法規、1975 年、pp.239-297。

36 菊池城司、前掲論文。

37 麻生誠、前掲論文。

38 『論語 衛霊公篇第 15』には、「有教無類」という孔子の言論が記録されている。教えるには相手を

選ばない、つまり誰でも教育を受けられることを意味する。実際に、孔子及びその教え子の教授思想・活動を記述する『論語』において、孔子の教え子の年齢は幼児から年寄りの人までいて出身階層もさまざまであることが記述されている。

39 「ギリシアのアリストテレスが、かのニコマキヤ論理学 *Ethica Nicomachea* において、正義論を展開しているが、彼の正義論は教育の機会均等という観点から見ても傾聴すべきところが多いのである。……[略：筆者]、諺に曰く、『正義において徳はそっくり全部ある』と。ここで、彼は徳全般を作り出すものとして『教育』を演繹してくるのである」。

伊藤和衛『教育の機会均等：義務教育費の財政分析を中心として』世界書院、1965年、pp.123-126。

40 伊藤和衛、前掲書、pp.132-143。

41 18世紀フランスの自由主義教育思想、19世紀イギリスにおける産業民主主義の進行・選挙法の改正と教育、19世紀アメリカにおける機会均等主義の成立などを挙げる事ができる。

伊藤和衛、前掲書、pp.143-149。

42 伊藤和衛「教育の機会均等」日本教育社会学編集『新教育社会学辞典』東洋館出版社、1986年、pp.250-251。

43 James S. Coleman et al., *Equality of Educational Opportunity*, U.S. Government Printing Office Washington, 1966.

44 James Coleman, "The Concept of Equality of Educational Opportunity", *Harvard Educational Review* Vol.38 No.1, Winter 1968, pp.7-22.

45 James S. Coleman, "Equal Educational opportunity :A Definition", *Oxford Review of Education*, Vol.1, No.1, 1975,p25.

46 ジェンクス他著(高木正太・橋爪貞雄訳)『不平等』黎明書房、1978年、"Perspectives on Inequality", *Harvard Educational Review*, Vol.43, No.1, February 1973, pp.37-50, M・ミルナー著(波平勇夫・野淵龍雄訳)『教育機会均等の幻想』黎明書房、1976年。

47 階級・階層的不平等の再生産メカニズムによって生み出されていると考え、その仕組みを教育や文化の役割に注目しながら、解き明かそうとする独特の理論である。1970年代に欧米で生み出され、今では社会学・教育社会学や教育学の多くのテキストに社会と教育の関連を取り扱う代表的な理論として取り上げられている。

詳細はピエール・ブルデュー・ジャン＝クロード・パスロン(宮島喬訳)『再生産：教育・社会・文化』藤原書店、1991年、柴野昌山・菊池城司・竹内洋編『教育社会学』有斐閣ブックス、1992、小内透『教育と不平等の社会理論：再生産をこえて』東信堂、2005年、などを参照されたい。

48 「現代社会学では、次の二つのテーマが重要な位置を占めている。一つは教育機会の不平等である。すなわち、さまざまな教育レベル、とくに最高の教育レベルへの接近可能性には社会的出身階層に応じて差異があるということである。一つは社会移動あるいは社会非移動である。すなわち、さまざまな社会—職業的レベルへの接近可能性には社会的出身階層に応じて差異があるということである。……教育機会不平等は明らかに社会非移動の主たる決定要因の一つである……」

レイモン・ブードン著(杉本一郎・山本高郎・草壁八郎訳)『機会の不平等：産業社会における教育と社会移動』新曜社、1983年、p.3。

49 社会心理的要因説は、学校教育に対する構えや職業展望に階層差があるために達成学歴水準に階層差が生じているというものである。プロセス・モデルは、教育機会の階層間の不平等は学校の教育過程において顕在化してくると考える立場を自己成就的予言(self-fulfilling prophecy)とトラッキング(tracking)ないしストリーミング(streaming)を鍵概念として教育機会の不平等の顕在化過程を説明しようとするものである。

友田泰正『教育社会学』有信堂、1982、pp.173-180。

50 2007年大学の入学定員数が567万人であったが、出願者数が1010万人を超え、約450万人の受験生が進学できない。

「2006年全国教育事業発展統計公報」(2007年5月教育部)中国教育ネットワークファイルセンター：http://www.jyb.cn/jyzt/jytj/qgjysyftzjgb/t20070607_89563.htm (2008/09/11)

「今年高考报名人数及計画招生数均創历史新高」中国教育新聞ネットワーク
http://www.jyb.com.cn/zs/gxzs/ptgxzs/zsxx/t20070529_86869.htm (2007/06/1)

51 教育的資源(education resource)の配分を地域的にも社会的にも社会階層的にも性的にも均等化するということである。麻生誠、前掲論文、pp.149-150。

52 竊心浩「1990年代における中国高等教育機会の地域間格差：省別学生募集制度に着目して」『教育社会学研究第80集』2007年、pp.311-330；竊心浩「中国高等教育の地域間格差」『IDE現代の高等教育』No.472、2005年、pp.76-80、などを参照されたい。

- ⁵³ Ding XiaoHao, “The Challenges Faced by Chinese Higher Education as It Expands in Scale”, *Chinese Education and Society*, vol.37, No.1, January/February, 2004, pp.36-53; Shen Hong, “Access to Higher Education for Disadvantaged Groups in China”, *Chinese Education and Society*, vol.37, No.1, January/February, 2004, pp.54-71; Han Xiaoping, “Soaring Fees at Institutions of Higher Learning”, *Chinese Education and Society*, vol.35, No.1, January/February, 2002, pp.21-27; 徐国興「中国の授業料政策と大学進学行動—予想授業料を手がかりとして」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第45巻、2005年、pp.77-85; Zhang Huijie, “Strengthening the Financial Aid System to Help Poor Students at Higher Education Institutions”, *Chinese Education and Society*, vol.34, No.4, July/August 2001, pp.54-62.; The Project Group, Central Education Research Institute, “An Investigation into Higher Education Institutions’ Tuition and Financial Aid to Needy Students”, *Chinese Education and Society*, Vol.34, No.4, July/August 2001, pp.29-53などを参照されたい。
- ⁵⁴ Ding, Xiaohao, “A Study on Expansion and Equality in Chinese Higher Education”, *Worldwide Perspectives of Financial Assistance Policies: Searching Relevance to Future Policy Reform for Japanese Higher Education(Higher education forum in Tokyo)*, Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo, December 6, 2006, pp.1-13.
- ⁵⁵ 関維方編『2005-2006 中国教育与人力資源』北京大学出版社、2006年、pp.26-32。
- ⁵⁶ 楊東平『中国教育公平的理想与現実』北京大学出版社、2006年。
- ⁵⁷ 「2006年全国教育事業發展統計公報」(2007年5月教育部) 中国教育ネットワークファイルセンター：http://www.jyb.cn/jyzt/jyzt/qgjysyftzjgb/t20070607_89563.htm (2008/09/11)
- ⁵⁸ 1992年1月18日～2月21日に鄧小平氏は武昌、深圳、珠海、上海などを巡回し経済・社会發展を徹底的にしようという内容の講話を行った。それは「南巡講話」と呼ばれ、1990年代の経済改革と社会發展の指針となるものである。「南巡講話」において社会主義か資本主義かの基準は、社会主義生産力の發展や社会主義国家の総合国力を高めること及び国民の生活水準を高めることに有利であるかどうかで判断すべきであることや、「共に豊かになる」展望、経済發展は科学技術・教育を興す方針をとること、改革開放を行うと同時に犯罪に打撃を加えるなどといった方針を定めた。
- ⁵⁹ See for example: Joseph Zajda, Suzanne Majhanovich and Val Rust, “Introduction: Education and Social Justice”, *Review of Education* 52, 2006, pp.9-22; W. James Jacob, “Social Justice in Chinese Higher Education: Regional Issues of Equity and Access”, *Review of Education* 52, No.3, 2006, pp.149-169; Liu Jingming, “The Expansion of Higher Education and Uneven Access to Opportunities for Participation in It, 1978-2003”, *Chinese Education and Society*, Vol.40, No.1, January/February 2007, pp.36-59; etc.
- ⁶⁰ 論文巻末の付録1～付録5をご参照されたい。
- ⁶¹ 加藤弘之『シリーズ 現代中国経済6 地域の發展』名古屋大学出版会、2003年、pp.29-33。
- ⁶² 上海市教育科学研究院智力開發研究所『新時期中国教育發展研究(1983-2005)』上海社会科学学院出版社、2006年、pp.572-617、pp.674-704。
- ⁶³ 中華人民共和国国家統計局 編『中国統計年鑑2001』(中国統計出版社、2002年)、中国教育年鑑編輯部『中国教育年鑑2002』(人民教育出版社、2002年)より、筆者算出。
- ⁶⁴ 中国の後期中等教育は「複線型」教育制度である。この段階においては、主に普通高校と職業技術高校との二つのコースに分けられるが、普通高校はさらに重点校と非重点校に分けられる。

第1章 大学入試政策と高等教育への進学機会

1949年、社会主義の新中国—中華人民共和国が成立してから、約60年間が経っている。その中で政治の改革や経済改革にしたがって教育改革も行われてきた。中国特有の戸籍制度が人為的に中国の国民を階層化し、それに従う大学進学制度は、高等教育への進学機会に問題をきたしていると考えられる。また、高等教育における歴史的な要因や政府の政策により、高等教育機関の立地分布は偏っていて、高等教育機関の地方委譲改革や地域経済の発展の不均衡性及び高等教育の市場化改革により、高等教育の地域間格差の問題が顕在化している。戸籍とかかわる大学入試政策や国の重点大学政策及び高等教育への進学機会の地域間格差は、より多くの浪人生を出しているし、よりよい大学への進学機会を得るために、不正な手段を用いて大学入試する前の段階で大学進学に有利なところの戸籍を購入しそこで受験すると言う「高考（大学入試）移民」の問題が多発していた。

第1節では、高等教育への進学機会に直接にかかわっている「戸籍制度」の概念を明らかにし、戸籍制度が基本要素となる農村と都市の二重社会構造を考察した上で、教育機会への影響を究明する。

第2節では、高等教育の市場化後における大学入試政策を中心に考察し、河北省及び北京市における高校生進路意識のアンケート調査を分析して大学入試政策の問題点を検証する。

第3節では、戸籍制度や大学入試システムのプロセスとかかわっている浪人生と高等教育機会均等の問題を検討し、地方政府が「高考移民」を防ぐための工夫などを考察した上で、「高考移民」の問題と高等教育への進学機会の問題を論じる。

第1節 中国の戸籍制度

1. 戸籍（制度）の概念

(1) 中国歴史上の戸籍制度

「歴史上の戸籍制度は各級の権力機構を通じてそれぞれの管轄する範囲内の戸（家族を計る単位）口（人数を計る単位）に対し調査し登録して報告する。そして決められたルールによって分類し等級を分けて編制を行う。それを人口統計や徴税・懲役、資源の割り当

て及び社会秩序の維持の基礎としていた。歴史上の戸籍制度は、政治、経済、軍事、文化教育及び法律などに及ぶ総合性社会制度である¹。俞徳鵬は中国歴史上の戸籍制度を「徴税・懲役戸籍制」、「世襲の身分戸籍制」、「人口統計戸籍制」、「保甲治安戸籍制」と分けていて、各類型の戸籍制度が重ねて存続していたが、歴史が一番古い「徴税・懲役戸籍制」が商時代（紀元前 17 世紀～紀元前 11 世紀）に萌芽し西周（紀元前 1066 年～紀元前 771）に形成したと言う²。俞徳鵬は中国歴史上の戸籍制度を機能によって分類している。陸益龍は歴史発展の視点から中国歴史上の戸籍制度を狭義の戸籍制度と広義の戸籍制度に分けていた³。陸益龍によると、狭義の戸籍制度は戸単位で人口登録を行う人口統計や人口管理の制度であり、その目的は誕生、死亡、移動などの基本的な人口情報を把握することであり、広義の戸籍制度は戸籍とかかわる政治制度、イデオロギー、経済制度及び法規政策を含むものであると言う。

(2) 中華人民共和国の戸籍制度

中華人民共和国の戸籍制度について、建国当初から今まで政治経済の改革に従って何回かの改革が行われてきたが、国民の世襲の身分、社会参与の機会、選挙権などの権利や教育を受ける権利、労働雇用制度及び労働成果の分配制度などの面では国民の持つ戸籍により異なるという特徴が依然変わっていない。

中華人民共和国の戸籍制度の形成・変化過程を表 1-1-1 にしめた。表 1-1-1 から分かるように、中華人民共和国の戸籍制度を大きく分けると三つの発展段階に分けることができる。

第一段階は 1957 年以前の段階で、戸籍の移動は自由である特徴がある。1954 年中華人民共和国において初めての憲法が公布し実施された。1954 年憲法に従って国民は居住と戸籍移動の自由を有することとなっていた。しかし、第 2 次、第 3 次産業の発展が立ち遅れ、都市においては、食糧、住宅、交通、就学、医療などの問題が激化していたことによって大量の労働力を収容することができなくなった。表 1-1-1 から分かるように、1957 年までには中国政府は農民の都市流出を制限するようになってきた。

第二段階は 1958 年～1979 年の段階で、戸籍の移動などを厳格にコントロールする特徴がある。1958 年 1 月第 1 次全国人民代表大会常務委員会第 91 回会議にて中華人民共和国の初めての戸籍管理法—「中華人民共和国戸籍登録条例」（以下に「条例」と略称）を公布

表1-1-1 中華人民共和国の戸籍制度の形成・変化過程

時間	制定部署	法規・政策	内容主旨
1950年8月	公安部	「特殊人口管理の暫定方法（草案）」	革命に抵抗する少数派や国民党の残存勢力に対する管理を強める。
1951年7月	公安部（政務院可決）	「都市戸籍管理暫定条例」	戸籍移動の自由を保障し、都市に入るあらゆる人口に対し登録制度を行う。
1952年7月	政務院	「就職問題に関する決定」	
1953年4月	政務院	「全国人口調査の登録方法」	定住人口の調査と登録。
1953年4月	政務院	「農民の盲目的な都市流入を説得し阻止することに関する指示」	労働部署の許可がないと、農村で従業員を募集することを禁止する。
1953年11月	政務院	「食糧の計画買い付けと計画供給の命令」	（農村においての）食糧の計画買い付けと（都市においての）食糧の計画供給。
1953年11月	政務院	「食糧の市場管理に関する暫定方法」	食糧市場の管理を強め、農村人口が都市で食糧を入手することを防ぐ。
1954年10月	国務院	「復員軍人の安置の暫定方法」	農村出身の復員軍人を農業に従事させ、元の戸籍に戻すことを原則とする。
1954年12月	内務部、公安部及び国家統計局	「農民の盲目的な都市流入を説得し阻止することを継続する指示に関して」	労働部署の許可がないと、農村で従業員を募集することを禁止する。
1955年4月	中共中央	「第二次省・市の計画会議に関する総括報告」	あらゆる部署の人事異動は計画に収め、農村から余剰労働力を募集してはならない。
1955年6月	国務院	「平常戸籍登録制度を創立する指示」	人口や戸籍の変動に対し具体的な登録や管理案を明記。
1955年8月	国務院	「市・鎮食糧の定量供給に関する暫定規定の命令」	社会機関・団体・住民などの食糧供給、食糧配給券及び食糧・油の移転手続き。
1955年8月	国務院	「農村食糧の統一買い付け・統一販売に関する暫定規定」	農村においての食糧の計画的な生産・販売や自己供給など
1955年11月	国務院	「都市と農村を区分する基準に関する規定」	「農業戸籍」と「非農業戸籍」の比率を都市と農村を区分する基準とし、「農業人口」と「非農業人口」を人口統計の指標として確定。
1956年8月	労働部（中共中央許可）	「都市の失業問題を解決する意見について」	各企業・機関・団体の人事採用は都市（住民）を優先し、農村（住民）を補助とする。
1956年12月	国務院	「農村人口の盲目的な流出を防止する指示」	農民に対し思想教育を行う以外に都市の関係部署の農村余剰労働力の採用を阻止。
1957年3月	国務院	「農村人口の盲目的な流出を防止する補充指示」	
1957年9月	国務院	「農民の盲目的な都市流入を防止する通知」	
1957年12月	中共中央・国務院	「農村人口の盲目的な流出を制止する指示」	民政部署をはじめ、公安、鉄道、交通、商業、食糧配給、監察などの部署が参与する専門機構を成立し、「盲流」（都市に出稼ぎをする農民のこと）を制止。

1957年12月	国務院	「各企業・機関・団体が農村から臨時工を募集することに関する暫定規定」	各企業・機関・団体が無断で農村から臨時工や都市に流入する農民を募集してはならない。
1958年1月	全国人民代表大会常務委員会	「中華人民共和国戸籍登録条例」	中華人民共和国が成立後、初めて都市と農村を区別する戸籍登録や戸籍移動制度を法律的に規定。中国特有の「農村戸籍」と「都市戸籍」の二元戸籍制度が正式に確立。
1958年2月	国務院	「農村人口の盲目的な流出を制止することに関する指示の補充通知」	
1959年1月	中共中央	「新従業員・パートの募集を直ちに停止することに関する通知」	
1959年2月	中共中央	「農村労働力の移動を制止することに関する指示」	
1959年3月	中共中央・国務院	「農村労働力の盲目的な流出に関する緊急通知」	
1961年1月	中共中央	「調整、強固、充実、高め」の八字方針	従業員を簡素化し、都市人口を減らす。農村から移転した新市民を原籍に戻す。
1962年4月	公安部	「戸籍移動の問題を解決するに当たっての通知」	農村人口の都市流入を厳しくコントロールすると同時に正常に必要な移動を保障する。
1962年5月	中共中央・国務院	「従業員をいっそう簡素化し都市人口をいっそう減少させる決定に関して」	1958年以降に農村から来たほとんどの従業員を元の戸籍地に戻し、市以上の戸籍をもつ従業員の非直系親族は1958年以降に移動してきた人をすべて元の戸籍に戻す。
1962年12月	公安部	「戸籍の管理を強化する意見に関して」	農村から都市への移動を厳しく控え、都市から農村への移動をすべて認める。
1964年8月	公安部（国務院許可）	「戸籍移動の政策に関する規定」	都市に移動してきた人口に対し厳しくコントロールする。
1977年11月	国務院許可	「戸籍移動の問題を解決することに当たっての決定（公安部）」	「農業戸籍」から「非農業戸籍」への移転に対し、具体的な政策を制定し、農業戸籍から非農業戸籍、中小都市戸籍から大都会戸籍への戸籍移動を厳格にコントロールする。
1979年6月	国務院許可	「農業人口から非農業人口への移転を厳格にコントロールする意見の報告書」	1977年の「戸籍移動の問題を解決することに当たっての決定（公安部）」を徹底的に執行し、偽ることを厳しく罰する。
1980年9月	公安部・食糧部、国家人事局	「一部分の専業技術幹部の農村家族の都市移転、国から食糧を配給することに関する規定」	高級専業技術幹部で年齢が40歳を超える者、勤続年数が20年以上で科学研究に特別の貢献や発明などの功績を有する者の家族の非農業戸籍への移転を特別に取り扱う。
1981年12月	国務院	「農村労働力の都市での出稼ぎや農業人口から非農業人口への移転を厳格にコントロールすることに関する通知」	農業人口から非農業人口への移転を厳格にコントロールすることを強調。
1984年10月	国務院	「農民の鎮での定住の問題に関する通知」	第2次、第3次産業に従事する人口の鎮戸籍取得を認める。
1985年9月	第6回全人大第12次会議	「中華人民共和国住民身分証条例」	住民身分証や臨時身分証を戸籍と併用。

1989年10月	国務院	「“農から非農への移転”の増長をコントロールする通知」	農業から非農業への移転は国の重大な社会・経済政策であり、農業から非農業への増長を国民経済の発展とあわせるようにコントロールしなければならない。
1992年5月	国務院	「非農業戸籍を公然と売るといふ誤ったやり方を断固として制止する通知」	戸籍法を強化し、戸籍の移転政策を調整する。
1992年8月	公安部	「地元における有効な市民・町民の戸籍制度の通知」	地域の需要に応じて、地域負担（食料配給）を原則とし、当該地域での定住を認める。実施範囲は小都市及び国務院や省レベルの政府の許可で成立した経済特区・ハイテクノックエリアとし、県の下に属する鎮を重点とする。
1997年6月	公安部（国務院許可）	「小都市戸籍管理制度改革試験点方案」	就業、居住及び一定の条件に達する人口に小都市での都市定住戸籍を与え、中等都市以上の人口増長をコントロールする。
1998年7月	公安部（国務院許可）	「当面の戸籍管理活動の中でいくつかの際だった問題を解決する意見に関して」	父母のいずれかが都市戸籍を有する赤ちゃん、子女が都市戸籍を有する退職年齢の父母、安定した職業や生活費などを有する人に対し都市への戸籍移動を認め、居住地が離れる配偶者に対する戸籍政策を緩める。
1999年8月	国務院	「国民身分番号制度を実施する決定に関して」	国が社会管理を強化するために、1999年1月1日から全大陸で住民身分番号制度を設立し、実施する。
2000年10月	国務院	「西部大開発に関する若干政策・措置を実施することに当たっての通知」	西部の開発を促進するために、西部地区の開発に参加するその他の地区の住民の戸籍に対し原籍を保留か、西部地区の中小都市の戸籍を与えることができる。
2001年3月	公安部（国務院許可）	「小都市戸籍管理制度改革を推進する意見に関して」	県レベルの市、県政府所在地の鎮及びその他の編制鎮において合法的で固定的な住所、安定する職業や生計の道を有する人及びその直系親族に定住戸籍を与えることができる。
2001年5月	国家計画委員会	「国民経済・社会発展の第10次5ヵ年計画都市化発展重点の特定項目の計画に関する通知」	人口の合理的で秩序を保った移動を保障するために、地方経済発展の需要や受け入れ能力に従い、合法的な固定住所・安定した職業などを条件とし都市への戸籍移動政策を調整する。

出所：公安部治安管理局編『戸籍管理法律法規規則政策集』中国人民公安大学出版社、2001年；殷志静・郁奇虹『中国戸籍制度改革』中国政法大学出版社、1996年；俞德鹏『城乡社会：从隔離走向开放 中国戸籍制度与戸籍法研究』山東人民出版社、2002年；陸益龍『戸籍制度：コントロールと社会差別』商務印書館、2003年、「食糧の計画買い付けと計画供給の命令」（1953年）、「市・鎮食糧の定量供給に関する暫定規定の命令」（1955年）、「農村食糧の統一買い付け・統一販売に関する暫定規定」（1955年）、「食糧の統一買い付け・統一販売を実行することに当たって」（元国務院副総理陳雲のスピーチ）

CHINA: <http://www.china.com.cn/chinese/zhuanti/chenyun/879427.htm> (2008/03/12), 「従業員をいっそう簡素化し都市人口をいっそう減少させる決定に関して（中共中央・国務院）」、「当面の戸籍管理活動の中でいくつかの際だった問題を解決する意見に関して（公安部）」（1998年）、などを参考に、筆者作成。

した。「条例」の内容を見ると、戸籍の機能は社会秩序の維持、人口統計、及び国民の身分証明にあることが伺える。「条例」の第5条に戸籍の登録に関して規定している。戸籍登録は「戸」を単位とする。責任者と同じ住所であれば「同世帯」となり、責任者を「世帯主」とする。シングルで居住する場合は1人で「1世帯」となり、本人を世帯主とする。これらの場合は家庭戸籍であり、機関、団体、学校、企業などの組織内部の場合または公共宿舎に住む場合は、集団戸籍となる。第6条において国民はいつも居住するところを常住戸籍とし、それ以外に一時滞在の戸籍となり、1人の国民は常住戸籍を一箇所しか登録できないと規定している。国民の戸籍移動に関しては、第10条において「国民は農村から都市へと戸籍を移動する場合、都市での労働部署の雇用証明書、学校・大学の入学証明書または都市戸籍登録機関の戸籍移動許可書を持って、常住地の戸籍登録機関に移動の申し込みをしなければならない」と戸籍の自由移動を厳しく制限するようになっている。中華人民共和国の初めての憲法「中華人民共和国1954年憲法」の第90条においては「中華人民共和国の公民が居住や移住の自由権を有する」と規定している。ところが、1958年の「条例」が施行された以降憲法で保障された公民の移住の自由が実質上なくなった。そして1975年の改正憲法では公民の移住が自由であると言う条文が削除された。また公民の居住や移住に関しては1982年、1988年、1993年、1999年及び2004年の憲法に書いていないのである。

第三段階は、1980年以降、戸籍の移動は部分開放の段階であるが、戸籍にかかわっている国民の世襲身分、社会参与の機会、選挙権などの権利や教育を受ける権利、労働雇用制度及び労働成果の分配制度などの面では依然変わらない特徴がある。表1-1-1に示すように1980年代以降に出された戸籍に関する規定は、農業戸籍から非農業戸籍への移動は、一定の条件を満たせば可能となってきた。それは、1978年以降改革開放政策や市場経済政策が行われ、中国における工業化や都市化が進んだことに原因があるといくつかの研究によって明らかになっている⁴。

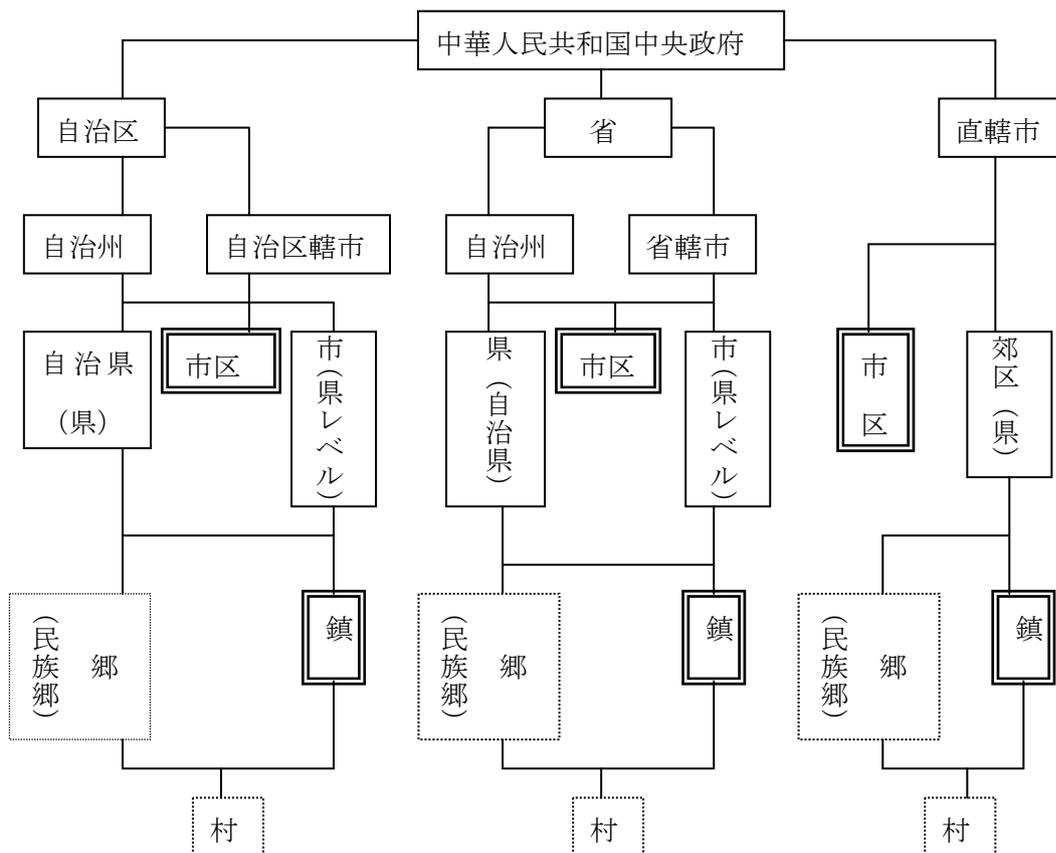
住宅、教育、医療・保険、労働雇用及び社会福祉などの面において都市戸籍の所有者は政府の財政的な保障をもらっているのに対し、農業戸籍の所有者は主に自分の収入や老後になって子女に頼っているのである⁵。

2. 戸籍制度と教育機会

(1) 都市と農村の二重社会構造

1958 年から、「条例」が中華人民共和国国民の戸籍移動を厳格にコントロールするようになったと同時に、都市戸籍を持つ国民と農業戸籍を持つ国民の間にあらゆる面で格差をつけられたのである。市民と農民の間に、所得分配制度、食糧配給制度（1990 年代半ばごろに消滅）、選挙権、住宅制度、教育制度、就職制度、医療制度、年金制度、労働保障制度、兵役制度、婚姻制度、計画出産制度などの面において違う取り扱い方をされ、大きな格差が存在することは、都市と農村の二重社会構造⁶といわれる。中国における都市と農村の二重社会構造の制度的基礎は戸籍制度にある。都市と農村の行政区分を図 1-1-1 に示したが、中華人民共和国の行政区域は大きく省・自治区・直轄市と分けられ、また省・自治区は自

図 1-1-1 中国における都市と農村の行政区分



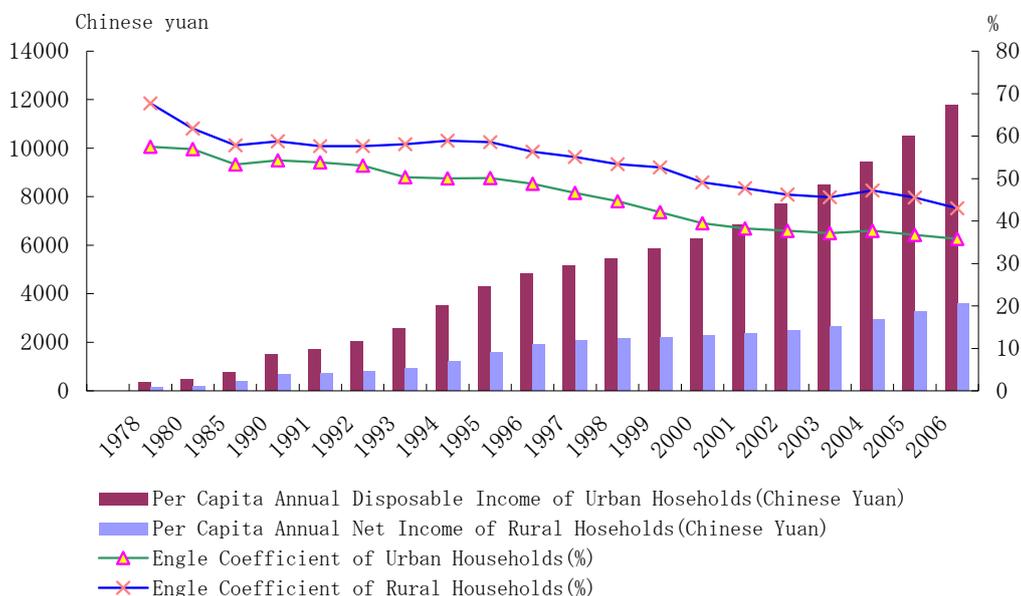
出所：嚴善平「中国における都市化の展開と人口・労働力の移動」『アジア経済第 30 巻 第 7 号』1989 年 7 月、p. 3、中華人民共和国中央人民政府ホームページ：「中華人民共和国行政区分」
http://www.gov.cn/test/2005-06/15/content_18253.htm (2008/04/04) を元に、筆者作成。

注：二重線枠は都市地域を、点線枠は農村地域を指す。1950年代から2006年現在まで行政区域に多少変動があったが都市と農村の行政区分において大きな変化がない。

治州、自治区轄市・省轄市と分けられ、自治州は県・自治県・市と分けられ、県・自治県は郷・民族郷・鎮に分けることができる。郷・民族郷・鎮はもつとも下の行政区域となるが、農村地域の末端行政区域が村となる。

中国では農村戸籍をもつ農民は実質的に1つの社会的身分なのである。農民と市民の所得における格差をエンゲル係数からみると、1957年農村世帯のエンゲル係数は98%であり、

図1-1-2 都市・農村1人あたり年収及びエンゲル係数



出所：中華人民共和国国家統計局 編『中国統計年鑑2007』中国統計出版社、2007年、p. 345を元に筆者作成。

都市世帯のエンゲル係数は58%であった⁷。また図1-1-2に1978年から2006年までの都市・農村一人あたりの年収及びエンゲル係数を示した。図1-1-2が示すように、都市・農村1人あたり年収の格差が大きいことが分かる。

就職制度においては1990年代半ばごろまで、市民にしか与えない食糧配給制度や住宅配給制度などを通じて農業戸籍を持つ国民の都市での就職を厳しく制限していた。国有企業や機関で仕事を得るなら一生の生活保障を得ることを意味し、恵まれる給料だけではなく、食糧・住宅・医療保険・年金などの面で保障がつくのであった。それはかつて「iron rice bowl」⁸と呼ばれていた。「iron rice bowl」を得る人は都市住民に限っていたし、中華人民共和国の建国から1990年代の後半まで、国営企業や機関などで勤める親が定年退職にな

った後、自分の職場やほかの国営企業・機関に自分の子女（少なくとも1人）を入れて引き継がせたのである。それは「接班」と言う。子女は「接班」を通じて国営企業・機関に入ることができ食料配給・住宅配給などの経済生活の保障ばかりではなく、労働保障・医療保障・年金保障・選挙権などいろいろな面で恵まれる特権階層になったのである。一方農戸籍をもつ国民は都市での就職が制限され、多くの人が都市に出稼ぎをしても都市住民がやらないいわゆる3K（汚い、きつい、危険）の職種に従事するほか、都市住民と同じ仕事をして給料が低く定められ、有給休暇がもらえなかったり、都市住民がもらえる手当などをもらえなかったりしていた⁹。

住宅制度について、計画経済の段階（1949年～1993年）において、食糧配給と同様に都市住民の住宅も企業・機関や政府に配給されていた。市場経済の段階に入ってから都市戸籍を持つ人に限って廉価で購入できる住宅が企業・機関や政府から用意され、市販の住宅を購入する場合は政府からの補助金がつけられているのである。一方、都市で居住する農村戸籍を持つ国民は、住宅を借りたり、購入したりするときに都市建設費や環境保全費などいろいろな名目の費用が取られるのである。

医療保険・労働保障制度について、計画経済の段階において、都市戸籍を持つ住民には自動的に国が出費する公費医療や労働保障がついていた。農村戸籍を持つ住民の医療は自己負担となり、労働の保障制度もないのである。都市住民においては公費医療であるため医療設備の重複購入や医薬の大量浪費の問題が顕著であったのに対し、農民の医療は設備が乏しくて医者や医療技術の低下や医薬品の品質低下、医薬品不足の問題が一般化していた。市場経済の段階に入っても、農村部の医療保険制度は都市と比べてほとんど整備されていない状況にとどまっている¹⁰。

年金制度についても同様であるが、計画経済の段階までは都市住民の年金は医療保険制度と同様に自動的についてしたが、農民には年金制度がなく、老後子女に依存するしかない状況であった。市場経済の段階に入ってから、年金制度が多様化しているが、都市と比べて農民の年金は自己負担となるため、ほとんどの人は年金がないという現状である。

兵役制度（志願制）については、兵役の後、戸籍によって取り扱い方が異なるのである。都市戸籍をもつ者に対し、兵役以前に無職の者には仕事を提供し、職業を持っていた者に対しては、元の仕事より福利厚生の良い仕事を提供することが地方政府の責任となっている。それに対し、農村戸籍を持つ者は兵役中に特に優れた業績がなかったら原籍に戻し、仕事を提供することは政府の責任となっていない。

所得分配などにおける経済的な格差が存在するほかに、選挙権など政治に参加する権利も実際に不平等である。1953年2月に施行された「中華人民共和国全国人民代表大会及び地方人民代表大会選挙法」において都市と農村の人民代表は代表する選挙権を持つ国民の数が異なると決まっていた。つまり、全国人民代表大会の代表を選挙するとき、農村の選民代表1人が代表する選民数は都市の選民代表1人が代表する選民数の8倍となり、省、県の人民代表を選出するとき、農村の選民代表1人が代表する選民数はそれぞれ都市の選民代表1人が代表する選民数の5倍、4倍となる¹¹。1995年2月全国人民代表大会常務委員会が選挙法を、農村の選民代表1人が代表する選民数は都市の選民代表1人が代表する選民数の4倍となるように修正したが、都市と農村住民の1票の格差は存在したままなのである。

(2) 都市と農村の教育機会

1986年7月1日に施行された「中華人民共和国義務教育法」の第5条において「6歳に達した児童は、性別・民族・種族にかかわらず、入学し決まりの義務教育を受けなければならない。条件がそろっていない地域においては、7歳に遅らせることができる」と規定したが、義務教育の整備が遅れている地域に対しマクロ的な財政調整・補助をせず地域間の不平等の結果を招いた。同法の第10条において「国は義務教育を受ける生徒に対し学費の免除を行う」と規定していたが、実際には学費に相当するいろいろな名義の雑費が徴収されていた。それは1992年3月14日に施行された「中華人民共和国義務教育法実施細則」（以下「細則」と略称）とかかわっている。「細則」においては雑費の徴収を決めていたばかりではなく、「借読書」¹²について厳しく規定していたのである。「細則」の第17条において「義務教育を行う学校は雑費を徴収することができる」と規定され、第14条において「適齢児童・少年は非戸籍所在地で義務教育を受ける場合、戸籍所在地の県レベルの教育主管部署や郷レベルの人民政府の許可を得た上で居住地人民政府の関係規定に従って『借読書』を申請することができる」と決まっている。雑費の徴収や「借読書」制度の決まりは、1990年代からの初等・中等教育に「盲目収費」（盲目的な費用徴収）の問題や都市で出稼ぎをする者の子女の入学難の問題を来たした。1995年9月1日に施行された「中華人民共和国教育法」の第9条において「中華人民共和国国民は教育を受ける権利や義務を有する。国民は民族・種族・性別・職業・財産状況・宗教信条などにかかわらず法に基づいて等しく教育を受ける権利を有する」と決まり、2006年6月に修正し同年9月施行さ

れた「中華人民共和国義務教育法」の第4条において「あらゆる中華人民共和国の国籍を有する適齢児童・少年は、民族・種族・家庭財産状況・宗教信条などにかかわらず、法に基づいて等しく義務教育を受ける権利を有し、義務教育を受ける義務を有する」と規定され、1986年7月1日に施行された「中華人民共和国義務教育法」よりも、児童が義務教育を受ける権利の保障が大きくなった。

2006年9月に実施の「中華人民共和国義務教育法」の第2条において「義務教育を実施し、学費・雑費を徴収しない。国は義務教育経費の保障体制を整備し、義務教育制度の実施を保障する」と加えて規定しているが、とりわけ農村における小中学校に対する財政がまだ十分に保障されていないので、実際にいろいろな名義の雑費が依然徴収される場所も少なくない。同法の第12条において「父母またはその他の保護者が非戸籍所在地で就労または居住している適齢児童・少年が、該当地域で義務教育を受ける場合、該当地域の人民政府が義務教育を受ける条件を平等に供給しなければならない」と規定しているが、実際に施行に当たって、地方政府がそれぞれの「借読書費」を徴収している。

また、中国における教育財政のシステムや都市部と農村部の収入の格差などにより、教育を受ける権利は不平等になっている。中国では教育部や中央政府のその他の部署が所管する大学が設置する附属小・中・高等学校以外の中等教育までの教育財政は、地方政府に任せられている。義務教育段階において学校校舎の建築などの基本建設費用は、都市部では政府の基本建設計画に入れるのに対し、農村部では農民の集金から出すのである¹³。ほとんどの地方は農民から徴収する「教育付加費」が国の規定より2、3倍も高く、地元官吏の私用になってしまうことも珍しくない。さらに、農村部では、学校側は学校の収入を増やすためにルール違反の費用を徴収するいわゆる「教育乱収費」¹⁴とすることが普通にあったのである。義務教育段階の教育条件においても格差が大きい。表1-1-2が生徒1人あたりの事業費支出の予算及び生徒1人あたりの公用経費の支出予算を示している。表1-1-2が示すように農村部の教育条件が劣っていることが分かる。生徒1人あたり教育経費の少ないところでは、教育の質の低下、校舎・設備不足などの問題が起きている。農村部では中学校も卒業していない教員も少なくなく、教員に対する教育・訓練の不足のため、教員の質が一般的に低下していることが知られている。また、都市部において、政府が出資する図書館、体育館などの教育施設が整備されているのに対し、農村部においては、図書館、公民館などの教育文化施設がほとんどないのが現状である。

表1-1-2 生徒1人あたりの事業性経費支出予算及び公用経費支出予算（単位：元）

年	小学生1人あたり事業性経費支出予算	農村小学生1人あたり事業性経費支出予算	中学生1人あたり事業性経費支出予算	農村中学生1人あたり事業性経費支出予算	小学生1人あたり公用経費予算	農村小学生1人あたり公用経費予算	中学生1人あたり公用経費予算	農村中学生1人あたり公用経費予算
1993	162.80	不明	364.24	不明	17.09	不明	49.62	不明
1994	236.06	198.69	450.37	367.38	17.73	10.98	不明	不明
1995	265.78	219.31	492.04	392.59	22.79	13.67	65.96	38.85
1996	302.54	248.75	549.24	435.36	28.46	17.98	81.93	47.98
1997	333.81	275.06	591.38	468.06	33.97	22.07	93.05	58.50
1998	370.79	305.62	610.65	478.25	34.35	23.02	79.82	47.00
1999	414.78	345.77	639.63	508.58	35.72	24.01	76.97	44.15
2000	491.58	412.97	679.81	533.54	37.18	24.11	74.08	38.67
2001	645.28	550.96	817.02	656.18	45.18	28.12	83.40	44.95
2002	813.13	708.39	960.51	795.84	60.21	42.73	104.21	66.58
2003	931.54	810.07	1052.00	871.79	83.49	60.91	127.31	85.01
2004	1129.11	1013.80	1246.07	1073.68	116.51	95.13	164.55	125.52
2005	1327.24	1204.88	1498.25	1314.64	166.52	142.25	232.88	192.75

出所：中国教育ニュースネットワーク
<http://www.jyb.cn/jyzt/jyztj/qgijvifzxpktjzb/t20060217> (2008/05/08)をもとに、筆者作成。

注：教育支出は事業性経費支出と基建支出（基礎建築費用等）からなる。事業性経費は基本給料、補助給料（パート教員の給料）、そのほかの給料出費、従業員福利費用 社会保障費用及び奨学金・助学金・学資ローンからなる個人支出部分と公務費、業務費、設備購入費、修繕費、業務招待費、そのほかの費用などからなる公用部分に分けることができる。詳細は教育部財務司・国家统计局人口と社会科技統計司 編『中国教育経費統計年鑑2003』中国統計出版社、2004年を参照する。

教育財政や経済発展の要因以外に、戸籍が都市戸籍であるか農村戸籍であるかによって初等、中等教育を受ける権利に大きく影響している。1978年の改革開放政策・農村における土地の請負政策により、農村において大量の余剰労働力が出てきた。1980年代から都市に出稼ぎする人々は増えてきた。出稼ぎの人々のほとんどは青年であり、1990年代の半ばごろまでそれらの青年たちは結婚し、配偶者や子女を都市に連れ出した¹⁵。都市に居住する人々は都市「常住戸籍」と都市「暫住戸籍」（都市での短期居住用戸籍）に分けることができる。持つ戸籍によって、子どもの入学できる学校や同じ学校に支払う費用がぜんぜん違うのである。「暫住戸籍」を持つ者は都市居住建設費や暫定居住費などいろいろな名目の費用を徴収されるほか、都市の小・中学校に入るのに数千元乃至数万元¹⁶の「借読書費」や入学時に2000元～50000元の「education endorsement fees」¹⁷をも徴収されるのである。高額な「借読書費」や「education endorsement fees」を出せない子どもは入学することができず、HSC（the Horizon Survey Company, Statistical Bureau and Survey System of China Entrepreneurs）の調査によると1995年北京における民工¹⁸の子どもの入学率は

40%しかない¹⁹。1997年広東省のある都市における民工の子どもの入学率はわずか12.7%であり²⁰、2001年度沿海都市における民工の子どもの入学率は60%しかない²¹。

中国において戸籍制度は二重社会構造の形成の基本要素となっている。中国政府は戸籍制度を利用し人口統計や社会治安などを行うと同時に、経済発展に伴う都市発展の問題や就労などの問題をコントロールしている。しかし、1990年代の半ば以降になると、市場化の発展にしたがって、現在の戸籍制度はますます社会発展の軋轢をうみだしている。どのような戸籍を持つかが実質的に初等・中等教育の機会に大きく影響し、さらには高等教育にまで影響していることは言うまでもない。また、国は戸籍制度を利用し政策的に高等教育の機会均等を図ろうとしている。高等教育への進学機会においてどう言う政策が行われているのか、戸籍制度の存在によりどう言う現象が生じているのか、その実質的な問題は何であろうかを追究するのは第2節・第3節の課題である。

第2節 大学入試制度の問題点—高校生進学意識のアンケート調査を中心に

1. 研究の背景と分析課題

中華人民共和国が成立してから、中国社会の政治・経済において著しい変化をしつつある中、大学入試制度も多様に変化する一方である。経済・政治の発展は大学入試制度の改革をもとめるため、現在の大学入試制度の改革を呼びかける声は後が絶たない。中国の大学入試制度に関する研究も少なくない。そのうちに、歴史の時期を手がかりにするものなら、現在の全国統一入試の成立の経緯を探る歴史的な研究²²や近代的な大学制度が導入されてから現在までの大学入試制度を概括する研究²³、全国統一入試の実施プロセスに関する研究²⁴、文化大革命時期の大学入学者選抜に関する考察²⁵、文化大革命以降から中国高等教育の大拡張直前の20世紀末ごろの段階における大学入試政策とその問題点を検討するもの²⁶などが見られる。近年の大学入試に関する研究なら、1990年代からの大学入試改革の動向に関心を示す研究²⁷、2000年代前半の大学入試に関する考察²⁸、などがある。また、大学入試制度と国の中央集権の関係の視点を手がかりにエリート教育段階における大学入試のプロセスを分析し大学入試制度の問題点や改革に提案する研究²⁹や、大学入試における試験科目の改革を考察するもの³⁰がある。中華人民共和国建国前後の大学入試改革から社会主義市場経済移行期まで、約60年間の大学入試制度をいくつかの時期に分け、それぞ

れの時期に中国で公表された主として新聞記事、雑誌論文、政府文書などの内容分析を行った労作³¹がある。しかし、上記の研究はいずれも大学入試制度やそのプロセスなどを分析するものであり、大学への進学機会の視点からの検討は不十分である。

近年、高等教育の機会均等性の視点から大学入試制度を分析する実証研究が出されている。例えば、1990年代を中心に、大学への進学志願率の省別格差を分析し、大学入試の出身省別定員割当制度や進学の経済的要因を検討する研究³²や、出身省別入学定員割当制度の機能と問題点を分析するもの、省別学生募集制度に着目し、1990年代における中国高等教育機会の地域間格差を探る研究³³がある。しかし、上記の研究はいずれもマクロ的な視点から行われている。需要側の受験生の視点からのミクロ的な分析が見当たらない。

本節では今まで蓄積されてきた研究の知見を踏まえて、高等教育の市場化後における大学入試政策を中心に考察し、大学進学機会の均等性の視点から改革に迫られる戸籍制度を手がかりに大学入試政策の問題点を検討したい。具体的には、高校生の進学意識のアンケート調査を分析し、大学進学地域間格差や生徒間の階層格差及び現在の大学入試政策の問題点を実証する。

2. 高校の地域間格差と生徒の階層間格差

中国では持つ戸籍によって初等・中等教育の教育機会に格差があることはすでに第1節で見てきた。本節では戸籍や地域による大学進学機会の格差があることを実証する。生徒間の格差を分析するために、本研究では戸籍を行政単位により直轄市戸籍・普通市戸籍・鎮戸籍・村戸籍の四つのレベルに分けて質問項目を設けた³⁴。A高校の所在地は河北省のある鎮である。2006年中国統計局が公布した、非農業人口や公共施設などの整備状況による都市と農村の区分規定によればその鎮は都市に区分することができない³⁵。本論文において分析の項目によっては、上記の戸籍区分を「都市戸籍」と「農村戸籍」に区分することがある。なお、上記の「直轄市」と「普通市」を「都市戸籍」にし、「鎮戸籍」（県はこれに含まれる）と「村戸籍」を「農村戸籍」にした。高校別に見た生徒の戸籍の分布状況を表1-1に示した。表から分かるようにA高校の生徒の80%近くは村戸籍であるのに対し、B高校の生徒の70%近くは直轄市戸籍である。

表1-2-1 高校別に見た生徒の戸籍状況

		戸籍				合計
		直轄市	普通の市	鎮	村	
A高校	度数	3	15	98	425	541
	%	.6%	2.8%	18.1%	78.6%	100.0%
B高校	度数	132	56	0	5	193
	%	68.4%	29.0%	.0%	2.6%	100.0%
合計	度数	135	71	98	430	734
	%	18.4%	9.7%	13.4%	58.6%	100.0%

カイ2乗=632.319、 $p<0.1\%$ 、 $df=3$

(1) 住居形態

A高校とB高校の全回答者734名の住居形態については、52.8%は寮に、42.2%は自宅に住んでいる。下宿生やアパートに住んでいる者はごくわずかである。住居形態を戸籍別に見ると、学生寮に入っている直轄市、普通市、鎮、村戸籍の生徒の割合はそれぞれ、2.2%、11.6%、15.5%、85.0%であるのに対し、自宅に住んでいる直轄市、普通市、鎮、村戸籍の生徒の割合はそれぞれ、95.5%、87.0%、80.4%、8.4%である。高校別に見ると、A高校の72.3%の生徒が寮に入っているのに対し、B高校において寮に入っている人はなく（B高校には寮がない）、97.4%の生徒が自宅に住んでいる。学区制、交通不便といったこともあるが、農村部にあるA高校は夜でも自習指導時間を設置しているのが寮に入る主な理由である³⁶。1990年代の前半では、A高校の生徒寮は高校側によって統一管理を行われ、夜11時に消灯し、朝5時40分に点灯していた。6時15分～6時45分が体操時間であり、その際に出席を取る。授業が始まる8時より前に45分間の朝自習時間もある。夏になると、30分以上の昼寝時間があり、生徒たちを昼寝させるように教学棟のドアにかぎがかけられる。高校の教員たちは昼寝秩序を維持するために、巡回する。このような学生寮の管理は良いか悪いかを問うこともなく、村戸籍を持つ生徒たちは受験勉強のためにそこに入るしかない。それに対し、同じ高校に入っている鎮の戸籍を有する生徒たちは家から近いため、ほとんど自宅から通っていた。北京市内にあるB高校は夜の自習指導時間がなく、生徒たちは自宅から通っている。生徒寮を刑務所に比喻し受験勉強の厳しさに反抗しながらも、自分の将来のために、両親の期待のために我慢しながら頑張っている（A高校調査の自由記述）。高校の先生も進学率を高めるために一生懸命働いている。進学率によって政府からもらえる手当でも異なるからである。生徒にしても学校の先生にしても、このような受験勉強と受験教育は良くないことと

感じながらもそれにあわせるしかない。これについて自由記述や両親の期待のところで分析することにしよう。

(2) 家庭状況

家庭状況において、かなりの地域間格差や階層間格差があることは中国の現状である。ここでは、戸籍からみた1人っ子の状況、親の党所属、親の学歴、親の職業、親の収入などの項目に分けてまとめることにした。中国では共働きの家庭が一般的であるため、親に関する項目は父と母を別立てにした。

1970年代の後半から1人っ子政策が実施されているが、都市と農村ではその対応が違うと言うことは、本調査からも明らかである。直轄市は1人っ子の比率が最も高く73.1%であり、普通市の者では60.0%であるのに対し、鎮戸籍を持つ者では38.5%であり、村戸籍を有する者では11.1%しかなかった。伝統的には、重労働力や家の大黒柱は男性に限っていた。それに家業を継ぐのもほとんど男性のみであった。今になってもまだ完全な農業機械化がされていない状況のなか、福祉も進んでいないため、命を懸けて男の子を生む家庭も少なくない。政策上、1人目の子どもが女の子なら、5年後に2人目を生めることになっている。本来教育条件のよくない農村部の子どもたちは、都市部より両親の負担になりやすいことが予想される³⁷。

親の党所属については、都市戸籍の父親は45.1%が共産党員であるのに対し農村戸籍の父親は12.6%である。都市戸籍の母親は17.9%が共産党員であるのに対し、農村戸籍の母親は1.7%である。行政単位の大きいほうに行くほど親の学歴が高く、職業が知識人・幹部職である階層の割合も高くなる。親の学歴が収入と強い正の相関関係となっている³⁸。親の収入が少ないし、しかもその少ない収入を兄弟で競り合いながら進学のチャンスを得るのが農村生徒の現状である。

(3) 個人状況

学費の年額、学費以外の諸経費の月額、親戚からの援助状況、在籍する高校への進学理由などについて質問項目を設けて分析した。

表1-2-2は高校別に見た学費年額の状況である。表が示すように学費の年額は高校とは統計的に有意になっていない。つまり、河北省の農村部にあるA高校の学費は北京市内にある

B高校より低くもない。諸経費の月額は寮生より自宅通学生のほうが高いが、その原因は寮

表1-2-2 高校別に見た学費年額の状況

		学費の年額				合計
		10000元 以上	5000元～ 9999元	2000元～ 4999元	2000元 以下	
A高校	度数	9	39	172	309	529
	%	1.7%	7.4%	32.5%	58.4%	100.0%
B高校	度数	6	12	59	111	188
	%	3.2%	6.4%	31.4%	59.0%	100.0%
合計	度数	15	51	231	420	717
	%	2.1%	7.1%	32.2%	58.6%	100.0%

生のほとんどは農村戸籍の生徒であるのに対し、自宅通学生のほとんどは都市戸籍を持つ生徒であり、一般に消費傾向が高いからである。親戚から援助をもらっているかどうかを分析すると、13.2%の生徒がもらっている。中国では高校生向けの学資ローン制度が完備されていないため、授業料さえ支払えない家庭が親戚と力をあわせて子どもを進学させることは珍しくない。その代わりに、地方によっては子どもの進路について単に両親の助言ばかりではなく、仲のよい親戚も助言や応援をすることが一般的である。高校生の進路意識・進学意識は親戚の考えにも影響されると考えられる。

在学する高校を選んだ理由を「学校の名声が高い」とする農村戸籍の生徒が 52.0%、都市戸籍の生徒が 15.0%である。その理由は農村戸籍をもつ生徒の進路は狭いからどうしても進学したくて進学率の高い高校を選んだのである。農民の子どもにおいて、大学進学することは農業を離れる唯一の道である³⁹。第2次産業と第3次産業が発達していないところの農民は都市に出稼ぎをするしかない。出稼ぎをするには戸籍制限があるため不利な立場になっている⁴⁰。これらのことは自由記述にも多く書かれている。また、多くの高校は大学不合格者向けのコースを用意して進学者数を増やすと同時に、成績によって徴収する授業料に格差をつける。進学者数が多ければ地元政府から賞金をもらえるし、水増し入学させることにより収入が増える。学校側が営利のために、設備や教員を増やさず単に定員を増やすことは、教育の質の低下を惹起する。それは受験教育と教育の市場化が招いたことであるが、規制しないと教育の腐敗が蔓延してしまう。

(4) 学習状況

家庭教師を雇う状況や塾などへの参加については10人に1人が家庭教師を雇っており、12.0%が塾に参加している。A高校の生徒は9.1%が家庭教師を雇い、25.0%が塾を利用して

いるのに対し、B高校の生徒は90.9%が家庭教師を雇い、75.0%が塾を利用している。それはほとんど受験勉強のためであることから、階層間における教育機会の不均等を示しているであろう。

自分の成績については91.6%が満足していない。「今の成績になった原因」を7項目に分けて5段階回答を求めた。「強く思う+思う」の多い順に示すと「自分が努力していない」(45.2%)、「今まで在籍した学校のレベルが低い」(18.7%)、「いじめなどの人間関係の影響」(5.7%)、「知力が追いつかない」(5.3%)、「栄養不良で知力が追いつかない」(2.7%)、「お手伝いのしすぎで勉強時間がとられた」(2.1%)、「病気で学校を休んでいた」(1.7%)となっている。その自由記述について44名が書いたが、うち「プレッシャーによる心理的な問題がある」と書く人が34名もいて、すべて農村戸籍の生徒である。

(5) 進路意識の実態

進路を考えるようになったのはいつごろかについて高校別にみたところ(表1-2-3)、A高校の生徒はより早い段階で進路を考えるようになったと分かる。それは、農村戸籍を代表するA高校は、生徒の進路が狭いため、プレッシャーがあり早めに進路を考えるようになったと考えられる。実は1980年代から2000年代のはじめまでは、A高校所在県において進学校である普通高校は2校しかなく、重点高校であるA高校に進学すれば大学進学の可能性が高いと知られ、それ以外の1校の普通高校や職業高校に進学しても大学進学の可能性が極めて低いと知られていた。また、全国平均において中学校への現役進学率⁴¹は1990年に74.6%、1995年に90.8%、2000年に94.9%、2003年に97.9%にとどまっていて、高校への現役進学率は1990年に40.6%、1995年50.3%、2000年に51.2%、2003年に59.6%しかない⁴²。都市と農村の格差があり、農村地方の進学率が低いことは言うまでもない。こう言う状況に鑑み、A高校の生徒は早めに進路を考えるようになったのであろうと考えられる。

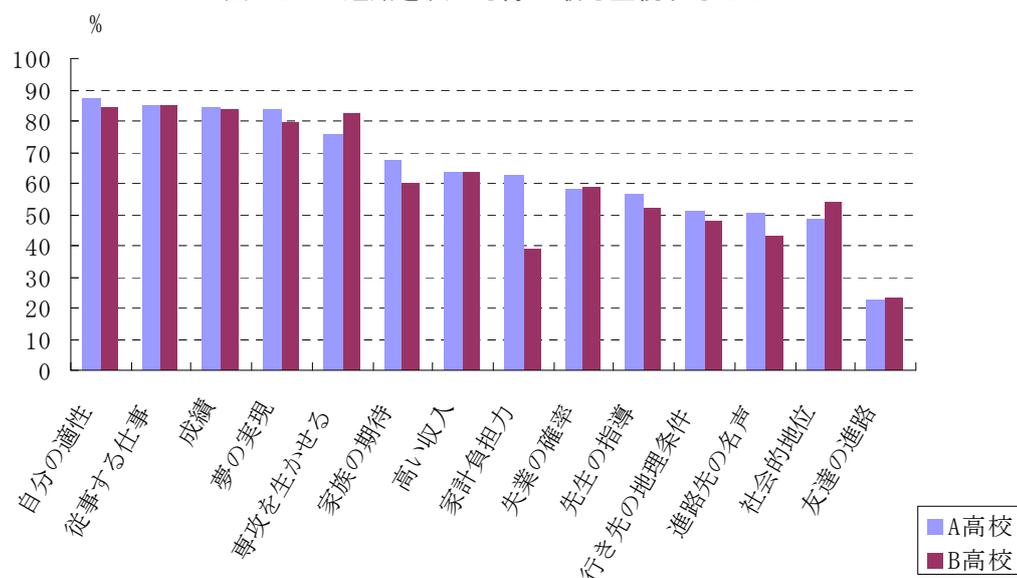
表1-2-3 高校別にみた進路を考えるようになった時期

		進路を考えるようになったのはいつか						合計
		小学校 のとき	中学1・ 2年次	中学3 年次	高校に入 ったとき	高校1年 のとき	高校2 年次後	
A高校	度数	26	71	96	102	86	127	508
	%	5.1%	14.0%	18.9%	20.1%	16.9%	25.0%	100.0%
B高校	度数	7	14	45	34	26	64	190
	%	3.7%	7.4%	23.7%	17.9%	13.7%	33.7%	100.0%
合計	度数	33	85	141	136	112	191	698
	%	4.7%	12.2%	20.2%	19.5%	16.0%	27.4%	100.0%

カイ乗=12.185、p<5%、df=5

卒業後の進路選択を6つの項目に分けて5段階回答を求めた。その6項目と肯定回答率はそれぞれ「大学受験して大学進学したい」(93.2%)、「両親のコネで大学に行きたい」(4.8%)、「外国の大学に進学したい」(16.0%)、「就職したい」(22.8%)、「家業を継ぎたい」(4.4%)、「分からない」(17.0%)となる。進路を決める際にもっとも重視することについて14項目をあげて5段階回答を求めた。図1-2-1はその肯定回答の結果である。そのうちに、「家計負担力」においてA高校の生徒の肯定回答率は62.5%であるのに対し、B高校の生徒の肯定回答率は38.9%である。進路を決める際に、B高校よりA高校の生徒が「家計負担力」を重視している。

図1-2-1 進路を決める際に最も重視すること



学費を支払うことが大学進学意識にどう言う影響を与えるかについて「大学への志願は学費の高低を問題にするか」の質問項目を設けて5段階回答を求めた。「問題にしない+あまり問題にしない」(23.6%)、「なんともいえない」(18.5%)、「問題にする+非常に問題にする」(57.8%)となる。それに、どう言う集団が大学進学について学費を問題にするかを探るために、上記の質問項目を「学費を問題にしない」、「なんともいえない」、「学費を問題にする」の3段階に分けて、高校別に戸籍とクロス集計を行った(表1-2-4)。表が示すように、A高校において「問題にしない」生徒は16.8%、「問題にする」生徒は67.5%であるのに対し、B高校において「問題にしない」生徒は42.7%、「問題にする」生徒は30.7%である。B高校よりA高校の生徒は「問題にする」割合がずっと高い。さらに、戸籍別に見たところ、A高校において都市戸籍を持つ生徒の38.9%は「問題にしない」、44.4%は「問題にする」であるのに対し、農村戸籍を持つ生徒の16.0%は「問題にしない」、68.8%は「問題にする」のであ

る。B高校においては統計的に有意になっていない。B高校において学費の高低を問題にするかどうかと戸籍状況と関係がないのである。

表1-2-4 高校別に見た学費負担の意識度合い^a

	学費負担を問題にするか			合計
	問題にしない	どちらともいえない	問題にする	
A高校 度数	90	84	362	536
%	16.8%	15.7%	67.5%	100.0%
B高校 度数	82	51	59	192
%	42.7%	26.6%	30.7%	100.0%
合計 度数	172	135	421	728
%	23.6%	18.5%	57.8%	100.0%

a. カイ2乗=82.350、p<1%、df=2

1人っ子であるかどうかから見ると、1人っ子である集団は18.9%のみが「問題にする」のに対し、1人っ子でない集団は81.1%が「問題にする」のである。1人っ子でない集団のほうは、大学への志願は学費の高低を問題にする割合が圧倒的に高いことが分かった。上記から、大学進学において半分以上の家庭が学費の高低を問題にして、「問題にしない」ほうがわずか23.6%である。さらに、大学進学において、学費を問題にするかどうかにおける地域間と階層間の格差が大きいことが分かった。これは、地域間と階層間の収入格差に関わっている。両親の収入を「5千元未満」、「5千元～3万元」、「3万元以上」の3段階に分けて、戸籍別に分析すると、父親の収入において、下位、上位に属する都市戸籍を持つものがそれぞれ、24.5%、28.1%であるのに対し、農村戸籍を持つ者がそれぞれ34.9%、3.8%である。母親の収入において、下位、上位に属する都市戸籍を持つ者がそれぞれ、33.2%、17.1%で

あるのに対し、農村戸籍を持つ者がそれぞれ、59.3%、2.7%である。農村部と都市部の収入における格差が存在することが分かる。この格差は大学進学の世界均等にマイナスの影響をもたらしている。

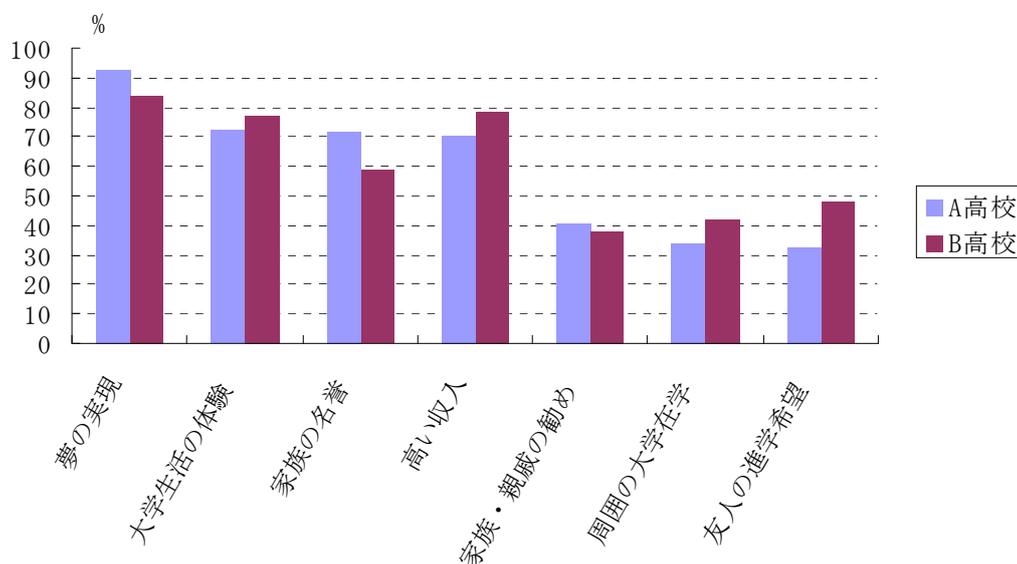
3. 大学入試の問題点

(1) 親の期待と進学動機

前述のように「大学受験して進学したい」という回答は圧倒的に高く、93.2%もある。「ご両親はあなたが大学に入ることを期待しているのか」について5段階回答を求めたが肯定的な回答は99.3%もある。ほぼ全員の両親が子どもの大学進学を期待していることが分かった。さらに「なぜ大学に入るのか」について、7つの項目に分けて、5段階回答を求めた。

図1-2-2はその肯定回答の結果である。図からわかるように、「夢（金銭以外）を実現する

図1-2-2 A高校とB高校の大学進学動機



ため」、「家族の名誉のため」においてA高校の生徒の割合はそれぞれ92.7%、71.9%であるのに対し、B高校の生徒の割合はそれぞれ83.8%、58.7%である。「より高い収入のため」、「周りの友達が進学したいから」においてB高校の生徒の割合はそれぞれ78.3%、48.2%であるのに対し、A高校の生徒の割合はそれぞれ70.6%、32.1%である。その他の理由について自由記述を求めたが、A高校の生徒において「授業は毎日12限もあり、苦しい。より楽

な生活を送るために頑張る（男性・鎮戸籍）」や「暗い生活から離れるため（男性・村戸籍）」などを書く人がいた。その他に、A高校においてもB高校においても、国や社会に貢献することや、両親に恩返しすることについて書く人がもっとも多い。上記の進学動機をまとめると、今の社会が学歴社会のため、良く生きていくためにほとんどの人が大学進学を希望するのは当然のことである。それに、両親への恩返しや社会貢献、より意義のある人生を送るなどの理由が書かれたことは、彼らがちゃんと人生の生き甲斐を考えて、目標の実現に向かっていると思われる。かえって、そう言う青年を大学に入れるのは国と社会の責任であることと考えさせられる。

(2) 進学意識の実態

「できれば、どの大学に進学したいか」と聞いてみると、回答率の高い順に「国家重点大学」（71.2%）、「（国家重点以外の）国立大学」（20.5%）、「公立大学」（6.7%）、「民営大学」（0.4%）、「その他」（1.1%）となっている。

さらに、どのような生徒が国家重点大学に進学したいかを高校別に見ると（表1-2-5）、B高校において16.7%の生徒が国家重点大学に進学したいのに対し、A高校において国家重点大学に進学したい生徒は83.3%もある。

上記から、98.4%の生徒が国・公立大学を希望しているがそのなかでも教育条件が劣って

いる農村部ほど、国家重点大学を目指していることが明らかになった。中国では義務教育の段階を含めて、都市と農村の格差が大きいこと、農村の教育条件が悪いことが知られている。農村部の学校では蔵書量がほ

とんどないし、教員の学歴も低く、不足の状態にある。普通の都市には図書館があるが、農村部にはほとんどない。公民館のような社会教育施設もない。家庭蔵書もほとんどない。子どもの授業料を支払うために、家族に内緒で自分の血を売る母親さえいる。学費に苦し

みながらも、国家重点大学を希望するのも当然と考えられるであろう。

さて、国公立大学に進学を希望する生徒が、志願する大学に不合格の場合の進路をどう

表1-2-5. 高校別に見た国家重点大学への進学希望状況

		大学類型		合計
		それ以外	国家重点	
A高校	度数	104	433	537
	%	49.5%	83.3%	73.6%
B高校	度数	106	87	193
	%	50.5%	16.7%	26.4%
合計	度数	210	520	730
	%	100.0%	100.0%	100.0%

カイ2乗=87.588、 $p<0.1\%$ 、 $df=1$

考えているのであろうか。それを明らかにするために、「(国公立大学に進学を希望する人だけに聞く) 国公立に不合格の場合あなたのご自分の進路をどう思うか」について12の項目を設けて5段階回答を求めた。肯定回答の多い順に示すと、「補習後再受験したい」(45.3%)、「就職したい」(24.3%)、「職業資格証書を取りたい」(23.2%)、「学歴証書試験を選びたい」(18.3%)、「独学試験を選びたい」(17.3%)、「外国の大学に進学したい」(13.8%)、「成人大学に行きたい」(12.3%)、「民営大学に行きたい」(10.6%)、「ネット大学を選びたい」(9.0%)、「中外合併の大学に行きたい」(8.0%)、「家業を継ぎたい」(5.5%)、「テレビ・ラジオなどの通信大学を選びたい」(5.5%)となっている⁴³。また、その他の考えについての自由記述をまとめてみると、自分で創業する、兵役に行く、受かるには絶対自信がある、どうしても大学に行きたいといった考えが見られた。上記をまとめると、国公立大学に落ちた場合の進路について、半分くらいの生徒が補習後再受験するのを望んでいる。日本では大学受験の不合格者で翌年に再受験する生徒は浪人と呼ばれるが、中国では「往届生」と呼ばれる。「往届生」の存在は大学進学の世界均等性とかかわりがあると思われ、近年、中国では特別に取り扱われている。それに関する詳しい分析は第3節で行う。

(3) 大学入試制度の問題点

① 学生募集の定員割り当て問題

高校生自身が地域における進学機会の平等性について質問した。「戸籍によって大学への合格ラインが違うことについて分かるか」を聞いてみると、肯定回答の割合が66.4%である。さらに、「それは不平等だと思うか」を聞いてみると、「強く思う+思う」のが71.9%、「なんともいえない」のが17.2%、「あまり思わない+ぜんぜん思わない」のが10.8%と言う結果が出た。また、どう言う集団がそう思うのかを戸籍から見ると、都市戸籍をもつ集団の38.1%がそう思うのに対し、農村戸籍をもつ集団の85.0%が「そう思う」と答えている。それは農村の教育条件が良くないことと、一旦浪人になると就職先もないこととつながっているかもしれないと考えられる。地域合格ラインが違うことは、国の大学入試における学生募集の定員割り当てにより起こったものである。各省の高等教育機会は省内の高等教育システムの規模と省内外の大学省別定員割り当ての結果によって決められている⁴⁴。省別に定員を配分することから、大学入試で同じ点数でもある省の受験生は大学に入ることができ、ある省では入学できないという事態が発生する。それで「高考移民」が発生してい

る。近年、全国統一入試の代わりに、省独自の問題など大学入試を多様化する動きが見られる。それについて今回のアンケート調査では特に質問していないが、「その独自問題などは今までの合格ラインの格差を覆い隠すものに過ぎない」と言うような自由記述も多く生徒により書かれている。そこから、大学入試政策の問題が存在することが分かる。

②受験競争の原因

1995年以来、年間平均200万人以上の大学受験不合格者が生まれている。1999年に定員拡大され大学進学率は1995年の7.2%から2006年の22%へと上昇したが、大学受験競争はどう思われているのであろうか。「大学受験競争が激しいと思うか」を聞くと、94.8%が「はい」と答えている。さらに、「大学受験競争が激しい原因についてどう思うか」について、5つの項目を設けて5段階回答を求めた。肯定回答の多い順に示すと、「試験を受ける人が多すぎるから」（91.2%）、「普通大学の募集人数が少なすぎるから」（59.3%）、「民営大学に志願する人が少ない」（44.4%）、「普通（国公立）大学の数が少なすぎるから」（39.1%）、「通信教育に受験する人が少ないようだ」（33.6%）となる。受験する人数が多いことを大学受験競争が激しいことの一番の原因としている。それは本当にそうであるかどうかを別にして、人口規模が大きい中国では、今の高等教育が国民の需要に応えることができないと分かる。「民営大学に志願する人が少ないようだ」の回答率が高いことも、民営大学があまり国民に認められていないことを示す。また、その他の理由についての自由記述をまとめると、大学入試制度の不平等、社会からの圧力・社会趨勢、教育制度に問題があるといった理由も見られる。

③推薦入試の問題

推薦入試についてどう思うかを4つの項目に分けて4段階回答を求めた。肯定回答の多い順に示すと、「推薦はコネがいることもありそうで、不平等だ」（53.1%）、「推薦されれば行きたい」（48.1%）、「推薦についてぜんぜん分からない」（34.3%）、「推薦されても行かないかも知れない」（30.0%）となる。またその他の考えにおける自由記述をまとめると、推薦入試制度における平等性に対する不満や、推薦入試は面白くないといった考えが見られた。例えば、「推薦はコネと金銭によるのではなく、能力によるはずだ（男、村戸籍）」、「大学受験は人生の体験だから、受験して自分の能力を確かめたい（女、普通の市戸籍）」と書いた人がいた。推薦入試制度において、不平等な問題があり、半分以上の受験生はそれに対して不満であり、改革してほしいと言う要望があるのである。

第3節 浪人生及び「大学入試移民」をめぐる機会均等の課題

1. 浪人生と高等教育の機会均等性

(1) 浪人生の概念

日本では希望する大学に入れない場合、予備校などで受験勉強をして翌年に再受験する高校卒業生のことを浪人生と言うが、中国ではこれらの者のことを「復読生」か「補習生」または「往届生」と言う。「復読生」あるいは「補習生」と言う言い方は再受験のために勉強の指導を受けるところが高校の「復読班」や「補習班」（浪人生指導クラス）にあることに由来すると考えられる。「往届生」と言う言い方は、現役高校卒業生、つまり高校卒業生の中で初めて大学受験する者のことを「応届生」と言われることに対するものである。「復読生」や「補習生」及び「往届生」のいずれも同じ意味で使われるが、大学受験のことを論じる場合「往届生」を用い、高校卒業生のことを論じる場合「復読生」や「補習生」を用いることが多いであろう。「復読生」や「補習生」の用い方についてはどちらが多いともいえないが、国家教育部の公文書に「復読生」と言う言い方が使われたため、本稿では基本的に「復読生」と表記する。

(2) 浪人生の状況

① 浪人生の規模

表1-3-1は普通高等教育機関への出願者数における浪人生（原語は往届生）の割合を示している。表から分かるように、1999年高等教育の定員募集拡大前まで往届生の受験出願者数が全体出願者数に占める割合が約30%もあり、2000年から大体減る趨勢が見えるが、変化はそれほど大きくない。また、全国各地の状況を見ると、往届生が出願者総数に占める割合の格差がかなり大きい、その格差は徐々に縮小する傾向を示すことがわかる。

農村と都市における出願者数に占める往届生の割合（表1-3-2）を見ると、全体的に（1990年～2005年）農村の出願者総数における往届生の割合が都市の出願者総数における往届生の割合より高いが、その格差が縮小する傾向を見せている。

表1-3-1 普通高等教育機関への出願者数および往届生の割合

	1997年		1998年		1999年		2000年		2001年	
	出願者	往届生								
	総数	%								
	(人)									
合計	2842659	30.86	3202197	29.65	3404445	31.35	3884823	25.54	4534495	22.36
北京	37869	8.51	50708	11.56	55371	11.86	68823	8.60	80604	12.26
天津	26464	12.80	32143	16.44	36803	16.66	44674	8.52	56440	9.66
河北	144755	28.80	178492	28.31	194816	30.89	210838	26.70	252480	25.35
山西	87479	48.22	95719	40.87	102688	41.98	108418	31.64	144382	31.72
内モンゴル	66874	43.72	72378	44.00	83216	42.88	106472	36.00	112597	30.40
遼寧	103327	15.06	122629	16.08	123125	18.91	138899	12.06	161015	11.17
吉林	76667	27.47	85862	28.55	86866	30.86	84223	22.67	96177	19.19
黒龍江	98429	29.90	106626	29.85	105339	32.43	111626	25.43	122017	18.89
上海	45387	0.79	52040	5.56	72704	7.57	107895	6.15	119691	7.42
江蘇	168074	22.40	193963	23.31	213414	23.34	249406	15.77	315567	16.26
浙江	110504	23.88	125393	23.99	146504	22.40	151111	18.40	207967	13.91
安徽	133372	41.55	153330	39.74	466347	15.23	183144	37.67	201313	33.14
福建	68195	30.49	74690	26.21	83799	24.44	108963	20.93	129635	18.34
江西	112655	37.96	122894	39.15	123755	39.64	124766	31.38	140430	30.35
山東	265272	29.54	296655	32.63	312735	39.03	350878	27.49	422529	26.45
河南	211284	41.99	227136	37.32	235133	45.60	288194	36.54	327301	27.43
湖北	124203	18.89	154248	19.19	166853	23.04	194376	21.87	223361	17.53
湖南	150936	36.74	159523	33.07	165395	28.41	190166	23.17	217858	20.78
広東	125565	13.33	150474	13.93	165488	15.11	204655	24.30	241328	13.04
広西	16712	30.94	90794	28.27	90901	27.83	98903	25.02	117335	23.30
海南	84868	32.43	17648	26.12	16603	28.24	17523	11.28	19596	16.08
重慶	直轄市指定前		39886	21.31	44655	19.75	64070	5.02	77070	13.41
四川	144334	27.07	124317	23.65	130300	25.27	167861	48.51	194238	16.97
貴州	63714	41.43	66370	39.88	68258	40.13	65955	30.61	68411	47.41
雲南	75453	35.05	81767	35.82	74049	40.34	79039	61.26	82773	31.55
チベット	2295	20.70	2523	0.00	3856	16.29	3234	27.18	4208	22.29
陝西	119924	39.18	129881	38.90	133188	38.81	146634	36.16	163454	30.47
甘肅	81931	46.40	84796	46.34	88622	45.91	96122	44.08	104008	40.33
青海	20980	44.73	22220	39.60	21840	41.88	23357	39.47	22829	35.98
寧夏	22381	41.57	24571	39.72	25013	42.66	27795	36.77	30166	31.80
新疆	52296	33.43	62521	26.63	66503	27.45	66797	22.88	71715	16.35

出所：教育部発展企画司編（1998年以降）『中国教育統計年鑑』各年版、人民教育出版社、より筆者作成。

表1-3-1 普通高等教育機関への出願者数および往届生の割合（続き）								
	2002年		2003年		2004年		2005年	
	出願者	往届生	出願者	往届生	出願者	往届生	出願者	往届生
	総数 (人)	%	総数 (人)	%	総数 (人)	%	総数 (人)	%
合計	5267760	24.01	6124580	22.24	8768108	21.03	9641782	21.62
北京	87047	15.02	94157	17.00	115072	12.51	126493	13.73
天津	52312	15.28	72989	15.96	87368	14.14	103812	9.57
河北	300830	24.41	336934	25.70	491735	26.20	569222	25.61
山西	194170	31.28	212447	36.19	338135	31.73	361623	28.86
内モンゴル	137129	33.77	166457	32.21	206346	23.82	234304	21.92
遼寧	185199	16.14	176093	6.05	249995	11.55	267232	8.34
吉林	116731	25.33	118866	24.58	173421	19.75	187110	22.20
黒龍江	147980	23.89	158923	20.31	218870	19.84	238158	18.65
上海	109246	8.71	118824	9.14	140092	6.45	140796	10.40
江蘇	318560	14.61	366281	15.18	505611	12.71	492601	12.24
浙江	241652	23.32	268913	13.92	371913	10.16	412359	10.32
安徽	242533	35.43	292083	32.43	444993	29.86	491557	30.38
福建	167268	22.74	204570	22.72	257286	18.05	279386	18.62
江西	166029	24.42	205411	22.60	317223	24.56	382201	22.42
山東	451105	24.88	537761	22.56	733213	22.98	785602	22.47
河南	393116	30.22	478315	28.51	692404	28.00	757062	30.38
湖北	287509	21.83	331443	19.32	461219	18.07	533839	16.85
湖南	258171	25.93	299137	23.89	425075	20.05	476532	20.75
広東	285608	16.24	335658	14.04	451468	13.40	517542	14.33
広西	154560	25.42	185465	21.75	255329	20.03	275024	24.04
海南	26270	19.04	29160	20.48	44316	17.53	40977	18.03
重慶	81846	10.04	97772	13.70	167794	15.16	175874	20.17
四川	227512	22.65	258810	19.06	477781	19.54	519992	21.04
貴州	80187	25.82	109121	28.66	187729	29.52	213672	32.69
雲南	101358	27.04	119956	26.27	172035	23.98	181385	26.31
チベット	6708	25.12	9436	26.40	14161	32.19	14337	26.92
陝西	200980	28.77	244953	24.07	346137	22.15	380488	24.95
甘肅	115151	37.52	136140	34.77	208582	32.94	248735	35.78
青海	20857	22.39	23716	16.10	32549	15.75	35045	16.74
寧夏	30388	29.84	41342	27.81	49958	29.40	54158	28.66
新疆	79748	15.80	93456	18.10	129132	16.77	142664	17.56

出所：教育部発展企画司編（1998年以降）『中国教育統計年鑑』各年版、人民教育出版社、より筆者作成。

② 浪人生の類別

大学に入らなかった原因により浪人生をいくつかの類別することができる。A:今まで在学した学校の教育の質が低いため、学力が足りなくて地元の合格ラインに満たさなかった者、B:受験生自身が勉強に熱心ではないか、何らかの原因で学力が足りないため、獲得点数の低い者、C:学力があるのにプレッシャーや体調などの原因により本来の学力より低い点数（合格ラインより低い）しか獲得できなかった者、D:一般大学に入れる点数を獲得したが、重点大学の合格ラインまで点数を獲得できなかった者、E:平日の学力に相当する点数（合格ラインを超えた）を獲得したが、志願制度の問題により採用されなかった者、F:

民営大学を退学した者（本節（5）②参照）などといったものである⁴⁵。

	農村応募	農村往届	農村 往届生（%）	都市応募	都市往届	都市 往届生（%）
1990年	978400	597500	37.91	733100	340300	31.70
1995年	969600	552100	36.28	762600	215600	22.04
1997年	985167	582332	37.15	944570	291799	23.60
1998年	1195793	602101	34.65	1074925	347261	24.42
1999年	1149655	644374	35.92	1187397	423019	26.27
2000年	1352501	593999	30.52	1539963	398360	20.55
2001年	1669656	589247	26.09	1850727	424865	18.67
2002年	1956729	741166	27.47	1726247	523438	23.27
2003年	2449098	807217	24.79	2313589	554676	19.34
2004年	3692956	1136638	23.53	3230894	707620	17.97
2005年	4068812	1285505	24.01	3491784	795681	18.56

出所：1990、1995年のデータは楊東平『中国教育公平的理想与现实』北京大学出版社、p. 208
より、それ以降のデータは『中国教育統計年鑑』各年版より筆者算出作成。

③ 浪人生の予備校の類別及び費用

復読生が再受験のために勉強する機関は、A：普通公立高校が高校内で運営する「補習班」、B：公立高校がほかの社会团体や個人の名義で高校のキャンパス外で運営する「訓練センター」及びC：民営高校が運営する「補習班」やD：民営補習機関（復読学校）に分けることができる。Aの場合は公立高校の設備を利用し教員も同高校の教員である。Bの場合はキャンパスが離れているが用いる施設は公立高校の資産の一部分で教員も同高校の教員である。Cの場合は民営高校の施設と同高校の教員である。Dの場合は専門機関であり教員がほとんど地域の定年退職の元教員や退職予定の教員である。そのうちに社会信頼性ももっとも高いのはAであり、その次はBである。CとDはあまり人気がない。

表1-3-1が示すように、各年とも普通高等教育機関への出願者数における往届生の割合がかなり高い。しかも全国各地の往届生の割合はずいぶん格差がある。復読班などは復読生の前年度での大学受験得点によって費用徴収をし、同じクラスにいる生徒から徴収する費用もかなり格差がある。復読班の進学実績を蓄積し多くの受験生を勧誘するために、前年度の大学受験得点がかかなり高い者や合格ラインを超える得点の者に対しては費用徴収をしないか大学進学後の奨学金まで出すところさえある⁴⁶。費用徴収をする場合、年間学費は数百元～数万円である。例えば、広州市の場合は1万円～1万5千元⁴⁷、広東省湛江市の場合は2千元～6千元⁴⁸、広東省佛山市の場合は1万3千元～1万5千元⁴⁹、江蘇省南京市の場合は普通6800元～19800元⁵⁰であるが非地元の受験生なら借読書費（原語は「贊助費」）3万円を加算⁵¹、北京市の場合は1万5千元～2万3千元（自宅通学生の最高学費は1万8千元、寄宿学校で宿

泊代を含む場合の最高学費は2万3千元)⁵²、黒龍省ハルビン市の場合は1万元～2万元⁵³、湖北省武漢市の場合は1万元～1万5千元⁵⁴など、である。

民営高校が運営する補習班や民営補習機関が人気のない理由として、教員の質に比較的に保障がないし、場所が固定しない、出費も名目が多くて高い。盈速教育ネットワークの調査によると、一部の民営高校が運営する補習班や民営補習機関などは教員がすべて「名師」(有名な教員)であることを宣伝するが、実際にいわゆる「名師」の授業が何回もないことや「名師」教員の名前だけあって授業がぜんぜんないこと、ひいては契約した授業の時間数さえも保障できないこともある⁵⁵。同調査によると、費用が低いと標榜する学校があり入校する際に千元～2千元の費用しか徴収しないが、入校後に資料費や生活費などの名目で徴収する費用が多いし、復読生が後悔して退校してもすでに納入した費用については返してもらえない。

(3) 浪人生に対する政府の政策

① 国家教育部の政策

浪人生に対する政府の政策として、国家教育部は2002年2月に、復読生の公立高校での再勉強を禁止するように各省・直轄市・自治区に通知した。それは「基礎教育の学校運営・管理に関する若干問題の通知(教育部)」(原語は「教育部关于加强基础教育办学管理若干问题的通知」、以下「通知」と略称)であり、「当面の間、一部の公立学校が高校卒業生を募集し再勉強させることは増える傾向がある。それは、そもそも不足する高校教育資源の問題を激化しただけではなく、普通高校で素質教育を実施することにマイナス影響をきたしている。(それに対し)各級レベルの教育行政部署が管理や指導を強化する必要がある。普通高校の募集規模を拡大するために、2003年秋の新年度から、各地の公立高校が学校の正常の教育資源を用いて高校卒業生向けの復読班を運営してはならないし、高校卒業生を募集し高校3年生のクラスに編入させなければならない」と定めた⁵⁶。「通知」が出された後、全国各地の各級教育行政部署は「通知」にしたがって公立高校で復読生の募集を禁止するようにしたが、公立高校が訓練センターなどの形で復読班を運営することが少なくなかった。例えば、北京において、2007年8月に復読班に相当する機構は70箇所が確認され、民営機構が運営したものと公立高校に属する訓練センターの運営したものと約半々であるが、在籍する復読生なら後者のほうが約70%をも占める⁵⁷。

2002年の「通知」に続いて2007年8月に湖北で開催された中等職業教育に対する国家援助

政策会議において、2008年からあらゆる公立高校の復読班運営や復読生募集を禁止すると教育部部長の周済が発言した⁵⁸。理由としては公立高校が「復読班」を運営することは国家教育資源を利用し教育費を徴収することであり、教育に不平等であると言う⁵⁹。一方、同会議において周部長は、2007年秋季の新学期から全国で合計82億元の国家助学金を中等職業専門学校にあてて1600万人の学生を援助し、中等職業教育専門学校を国家助学金体制や「工学結合」（働きながら学習する）などによって無料教育に切り替えるとした⁶⁰。

② 地方政府の政策

一方、復読生に対し公立高校での再勉強を禁止するように定めを出したのは地方政府が中央政府に先んじている。例えば、江蘇省政府は1999年末に関係規定を出し、普通公立高校内で運営される「復読班」を解散し、普通公立高校外の「復読班」で授業する教員を呼び戻し、普通公立高校へ編入する復読生に退学するようにもとめた⁶¹。その結果、普通高校の「復読班」運営の勢いは半年も経たな言ううちに衰えたが、2002年ごろ一部分の公立高校は新キャンパスの増加などにより再び「復読班」を運営するようになった。それに対し、江蘇省教育庁は再び通知を出し、普通高校の「復読班」の運営を禁止すると同時にルールを守らない学校を処罰するとした。同省は「復読生」を民営教育機関に導き、2003年9月1日に実施した「中華人民共和國国民教育促進法」や2004年4月1日から実施した「中華人民共和國国民教育促進法実施条例」にしたがって「復読学校」を管理している。一方、同省は大学受験の不合格者のために学習（中等職業教育専門学校など）、就職などの道を開くことを「復読生」問題解決のもう一つの案としている。2003年から同省は進学できない中学卒業生や高校卒業生に対し百パーセントの人に技術訓練を提供し、百パーセントの人に就職を推薦すると言う「双百」プロジェクトを実施するようになっている⁶²。

広東省の場合、2001年広東省教育庁は通知を出し、普通高校が何らかの形で往届生の復読班・補習班を運営することや普通高校の教員・施設などを用いてほかの教育機関と結合して復読班・補習班を運営することをしてはならないと明確に定めた⁶³。2006年同省の教育庁は一部分の公立高校が依然復読生を募集することに対し公文書を出して禁止するように言明した。2007年同省の教育庁は全省の公立普通高校に対し、復読生の募集を禁止しすでに募集したものを返すように求めたほか、各市・県の教育部署に対し、管轄区内での検査や学校に対する処分を求めた。2007年秋季新学期から、同省教育庁は公立普通高校の復読生募集に対する監査指導組織を設けて規定違反をする学校や責任者に対し通達をするほか、関係部署の責任を追求し国家レベルの模範性普通高校や省レベルの模範性高校に対しその

称号を取り消すように定めた。

福建省の場合は、2006年8月1日に福建省教育庁が緊急通知を出し、同年秋季から各地の公立普通高校が学校の教育資源を用いて「復読班」を運営してはならないし、高校卒業生を編入してはならない、すでに募集を行ったものを直ちに中止するとした⁶⁴。各地教育行政部署や監督・指導部署は所属する公立高校に対する管理・検査・監督を強め、ルール違反の学校に対し優秀評価などの評価資格を取り消し校長の責任を追及する。同省の教育庁は公立高校の「復読班」非設置や高校卒業生の編入生を募集しないことを省級レベルの模範校や基準に達する高校を選抜する資格の一つとしている。ルール違反し且つ改めない省級レベルの模範校・基準に達する高校に対し、発見すると全省で通達を持って批判し、常習性のものに対し省級レベルの模範校や基準に達する高校の称号を取り消す。

湖南省の場合、2002年6月に各市・州・県・区教育局や各省級レベルの重点・普通公立高校に対し、湘（湖南省の略称）教基字「2002」18号の要求を出し、「普通高校（重点高校が運営する民営高校を含む）は復読生の募集禁止と言うことを徹底する」ように定めた。同省は2003年4月に「湖南省重点高校管理方法」（原語は「湖南省重点高中管理办法」）（湘教発「2003」36号）を出し「復読学校（復読班）を運営する学校や別の形で復読学校（復読班）を運営する学校、または復読生を募集する学校に対し省級重点高中の資格を取り消す」と定めた。2005年12月に「湖南省模範性普通高級中学の管理方法」（原語は「湖南省示範性普通高級中学管理办法」）（湘教発「2005」121号）を出し、「公立学校の教員の復読学校（復読班）で授業を兼任することを激励、支持、黙認の場合、通達をもって批判するが、政策規定外の費用徴収などの行為を伴う場合、模範性高校資格を仮取り消しか取り消しをする。復読学校（復読班）を運営する学校や別の形で復読学校（復読班）を運営する学校、または復読生を募集する学校に対し模範性重点高中の資格を取り消す」と定め、2003年の「湖南省重点高校管理方法」よりいっそう厳しくなっている。

寧夏の場合、寧夏回族自治区教育庁は2007年7月に学校の管理運営を規範化する方法を出し、「同日から公立普通高校の復読班・補習班運営を厳格的にコントロールし、各市・県・区の教育行政部署や学校が計画を制定し復読班・補習班の人数を徐々に減らし、今年目標を30%減とするが3年間をかけて公立普通高校の復読班・補習班を取り消すことを目指す」と定めた。また、公立高校の場所、施設、設備などを社会組織や個人に貸し、社会組織や個人の名義で学校で復読班・補習班などの営利性のものを運営してはならないし、普通のクラスに高校卒業生を編入してはならないと学校の学生募集や学校運営を規範化するよう

に定めた⁶⁵。

山東省青島市の場合、2005年に1.4万人の大学受験不合格者に対し特定項目の職業資格教育を行い、学生がそれを通じて高等教育専科の学歴に相当する学歴を獲得でき、卒業後関係する企業で就職することができる⁶⁶。青島市労働保障局の責任者によると青島市高級技工学校、四方自動車技術学校、青島機電技術学校などの9校は青島市関係企業と訓練契約を結び、大学受験の不合格者がこの9校で専門的な技能訓練を受けて卒業後直接に関係企業で就職することができるとのことである⁶⁷。

こうして国家教育部と地方政府の復読生に対する政策は消極的なものだけではなく、江蘇省、山東省青島市などのように大学受験の不合格者のために就学、就職などの進路を開いて復読生を減らす積極的な政策もある。

公立高校の予備校・復読班運営に禁止政策を出してもなかなか収まらない原因は以下のようにあると考えられる。第一、国の高校に対する評価体制にある。高校の教育水準を評価するのに主に第2回本科（一般本科）募集の合格ラインを超える人数を用いる。そこで、復読生特に前年度の大学入試で得点の高い復読生を募集することを通じて評価レベルを高める学校が多いのである。第二、補習班を運営することの根底には大きな利益が見え隠れしている。表1-3-1は各年の普通高等教育機関への出願者数における往届生の割合を示しているが、いずれの年においても往届生の割合が20%を超えている。2007年に大学入試の受験生は1010万人もいるが、そこにおける往届生の割合を22%と低めに予測し、1人当たりの補習費用を40000元として計算すると、補習費用のトータル値が約90億元になる。第三、民営高校が運営する補習班や民営補習機関の質に保障がない割に費用が高く、社会信頼性が低いのである。

全体的に見ると、公立高校の予備校運営を禁止するなら、民営高校の運営するものや民営補習機関に対する管理や評価を強化するほか、江蘇省や青島市のように大学受験の不合格者のために就学や就職の進路を開く政策を取る必要があると考えられる。さもないと、公立高校の予備校運営を減らすことが難しいし、往届生に対し高等教育への進学機会を損なうことになるに違いない。

(4) 浪人生に対する大学入試政策

①浪人生を募集する高等教育機関

軍事院校、航空会社の運輸航空機パイロット専攻及び国際関係学院などの高等教育機関

やその下におく専攻の学生募集は往届生を対象としない⁶⁸が、それ以外の高等教育機関の学生募集（秋季入試）は往届生を応届生と同一視する。軍事院校はすべて無料でしかも国の幹部を育てる者であるため繰上げの本科募集となっている。競争率が普通の重点大学よりもかなり高いのである。国際関係学院は国の外交官などの外交役人を育てるところであり競争率もかなり高い。航空会社の運輸航空機パイロット専攻は就職しやすく賃金のよい職種であるためかなり人気がある。これらの院校が往届生を募集しないことの根底には、往届生の学力を見下げている意識が見え隠れする。

② 春季入試と浪人生の進学機会

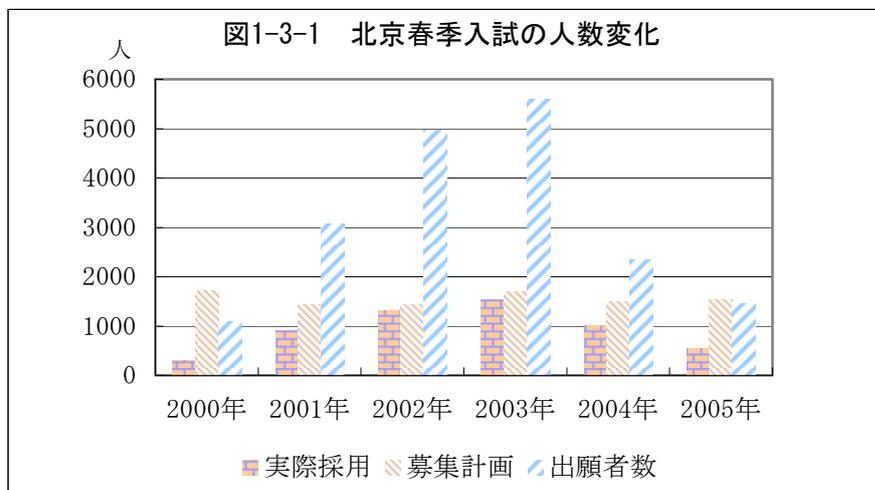
中国では大学入試と言うなら普通の夏季入試（秋季入試と言う言い方もある）⁶⁹のことを指すが2000年から北京、上海、安徽、内モンゴル、天津などの直轄市・省・自治区で春季の大学入試が試験的に行われるようになった⁷⁰。

高等教育機関に対しても受験生に対しても秋季入試と比べると、春季入試は以下のようなメリットがある。第一、高等教育機関は学生募集計画により多くの自主権を与えられ募集人数を拡大することができる。第二、受験生は学校や専攻に鑑み複数の学校の総合能力測定試験を受けることができ、同時に数校に受かる場合自主的に1校を選ぶことができる。しかし、2004年に内モンゴル民族自治区は春季入試を取りやめ、2005年に安徽、2006年に北京も相次いで春季入試を取りやめた⁷¹。

春季入試の不人気は以下のようにあると考えられる。第一、春季入試は主に往届生に向けるものであり、学生募集を行う高等教育機関に重点大学どころか本科校（専攻）さえ少なく、ほとんど民営大学や専科（高等職業教育機関）大学である。受験生の立場から考えると、春季入試は普通12月の末から翌年の2月までの間に行われるが、高校3年生なら進級して半年もないうちに大学受験を受ける余裕がない。また、一部分の受験生は本来重点大学や本科大学しか目指さないため、春季入試で学生募集を行う大学には希望するものはないから受けないのである。北京の例から見ると（図1-3-1）、2000年に本科募集の割合はわずか36%であるため北京市の出願者数が1101人しかなく募集計画人数の1715人よりも低い。2001年に本科募集の割合は急に53.58%まで上げられた結果、出願者数も3073人まで上げられた。さらに、2005年に本科の募集計画がわずか300人で専科募集計画1242人の4分の1弱にとどまっていたため、出願者数が募集計画人数より少なかった。上海の場合、2007年に募集計画が1862人、出願者数が8479人、本科大学・専攻に採用された者が1121人で募集計画の百パーセントに達したが、専科（高等職業教育機関）に入学手続きをした者が422人で募

集計画の56%にとどまっていた⁷²。最後に合格ラインを超える点数を獲得した受験者数が5581人であ

るが、志願する人数が2241人であり、志願資格を獲得した者の半数以上が志願さえもせずにあきらめたからである⁷³。



出所：「春季高考会取消吗?」People Network of Educational Channel
<http://edu.people.com.cn/GB/6739268.html>
 (2008/07/11)

安徽省の場合

注：ここでいう出願者数は春季入試を受けた人数のこと

合、2000年、2001年に北京市や上海市の大学20校が同省で募集を行っていたが、2002年になると両市から募集計画を出した大学はすべて専科大学や高等職業教育機関であって、まして安徽省内の学生募集を行う大学の70%強が専科大学や高等職業教育機関であるため、同省は両市の高等教育機関を受け入れなかった⁷⁴。一方、春季入試を受ける者は往届生が多いため、質を疑う大学もある。高等教育機関の立場から見ると、重点大学を初め本科大学や人気のある専攻なら競争倍率が高く単に夏季入試だけでも質の高い学生を募集することができるため、春季入試に関心を示さないと考えられる。第二、春季大学入試の合格率から見ると、夏季の大学入試よりも合格率がかなり低いことがある。北京の場合、図3-1が示すように2002年、2003年合格率はいずれも約30%である。それに対し、北京市の夏季大学入試の合格率は2000年代の初めからすでに70%を超えている。第三、試行するところの選定の合理性がかけている。春季入試のように入試の回数の増えることにより高等教育への進学機会を獲得することが必要な省は夏季大学入試において定員の割当が少ない省や合格率の低い省または浪人生の多い省であると考えられる。しかし、春季入試を行う省・直轄市・自治区から見ると、上海市と北京市がいずれも（夏季入試の）合格率が高く、1990年代の末から合格率がすでに60%を超えているのに対し、1998年甘肅省などは20%を超えたばかりであり、2007年全国各地に合格率（表1-3-3）の50%もない省が6省あり60%以下の省・直轄市・自治区が15もある。表1-3-1の示すように、夏季入試において、1997年～2005年の出願者数

における浪人生の割合を見ても北京市と上海市の値がかなり低いのに対し、甘肅省、山西省、安徽省、内モンゴル民族自治区、河北省、河南省、雲南省のようなところの値がかなり高いのである。春季入試の実際を見ると、2000年に北京の高等教育機関13校は北京市で1715人、安徽省で6100人余を募集したが、実際の出願者数は北京が1101人しかなく募集人数よりも少ないのに対し安徽省が約5万人もいた⁷⁵。第四、高等教育機関は募集コストや授業実施の負担などを考えて春季入試を実施しにくいところがある。春季の募集規模が小さい（上海の場合、春季入試の募集人数が全体募集人数の2.17%⁷⁶）のに、春季新入生のためにカリキュラムの設置や教学管理などを（秋季入学生と区別して）単独的にする必要があるのである。そうすると、大学の教学整備やカリキュラム、学生管理及び就職支援などの面における改善・改革をもとめられた。また、春季入試を夏季入試の模擬試験とする受験生も多く、春季入試の大学に合格しても入学しない学生が多い。大学側はそれに関するコストなどを考えて募集を取りやめる者が多い。例えば、上海の場合、2006年に専科に入学手続きをした受験者数が専科合格者数の52.6%しかなかった⁷⁷。

春季入試は受験生（主に往届生）に高等教育への進学機会を増やすために試行されたものであった。しかし、大学側は大学側なりに主にA「往届生であるため質に疑いがあること」やB「ただの夏季入試の模擬試験とする者もいて受かっても入学手続きをしない者もあり、大学の募集コストに負担がかかり教学管理などをしにくいこと」などを理由として春季入試での学生募集を取りやめたものも多い。その取りやめの理由について前者は、大学入試における合格ラインの格差や教育の後進地域における教育の質の低下及び志願システムにより合格ラインより高い得点を獲得しても大学に合格できないなどといったことを抜きにして受験生の質を評価することは、客観的な評価ではないと考えられる。まして、根底の理由は夏季大学入試だけでも定員いっぱいになることではないかと考えられる。

確実に春季入試を生かすなら、春季入試の募集規模を拡大しより多くの高等教育機関の参加を導くような政策を制定し、高等教育への進学需要の高い地域で行うなどのような措置をとる必要がある。

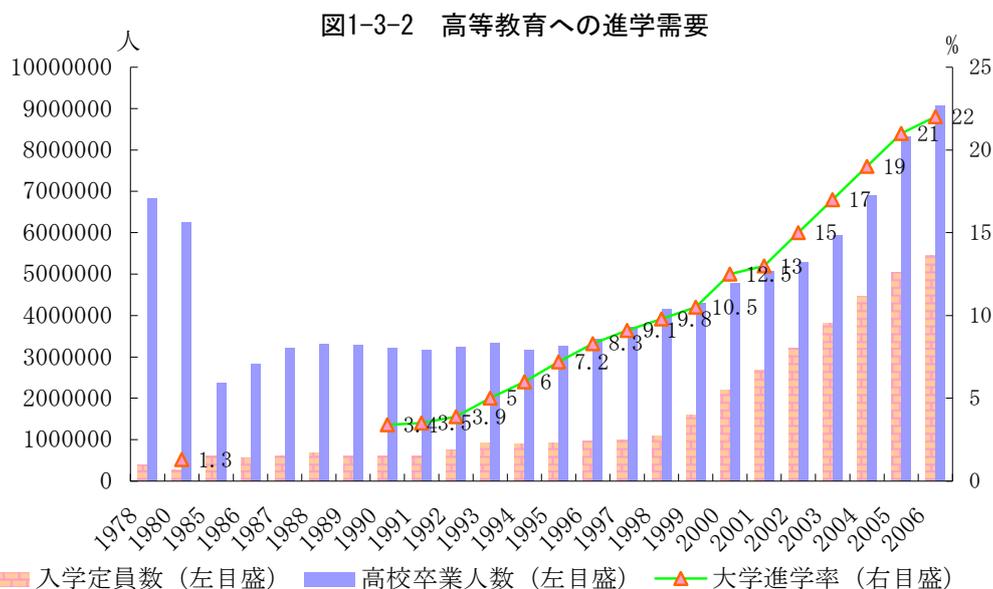
一回の試験で人の一生を決めること、また違う質の教育を受けてきた人々に同じ試験問題を課すことは現在の大学入試システムの大きな問題点である⁷⁸と言うような訴えがあったから、2000年代の初めから春季入試や省レベルで独自の問題を出題するなどの改革案が試行されてきた。金龍哲のインタビュー調査によると春季選抜の制度的な意義について、主として受験機会の複数化、進学偏重主義的教育の克服などがあげられた⁷⁹。その試行に対

し、教育部の方針は必ずしも明確でない。かえって、春季入試の試行錯誤をきっかけとして「多次高考」（数回の大学入試）を試しても良いと言うような大学入試改革案を検討していると言う⁸⁰。確実に受験機会の複数化や進学偏重主義の教育を克服するなら、アメリカのSAT(Scholastic Assessment Test)やACT(The American College Testing)のような試験をすればよいが、各地域における教育の質の格差が大きいため、その格差を是正する政策も行わなければならないと考えられる。それに対し、中国科技大学の学長朱時清は「高校3年間における各学期の期末試験を省レベルの統一試験にし、受験生が学んだ各学科を全面的に審査する。この6回の試験成績と大学入試での得点を半々にして受験生に対し進学評価をすれば確実に受験生の学力を測ることができる」と主張していた⁸¹。それを単純に受験教育に導かないように既存の基礎教育段階のカリキュラム改革や試験内容の改革などの更なる改革がもとめられる。

(5) 浪人生が生じる原因

① 供給を上回る高等教育への進学需要

高等教育への進学需要が供給を上回ると浪人生が生じる主な原因の一つである。図1-3-2は高等教育への進学需要を示すものである。図1-3-2の示すように文化大革命後大



出所：『中国統計年鑑2007年』pp.、『中国教育統計年鑑2005』p. 13、中華人民共和國中央政府

「2006年全国教育事業發展統計公報（教育部）」中国教育ニュースネットワーク：

http://www.jyb.cn/jyzl/jytj/qgjysyfztjgb/t20070607_89563.htm

注：高校卒業人数とは普通高校の卒業人数に職業高校の卒業人数をたしたものの。

入学定員数は普通大学の入学定員数を指す。

学入試が回復された直後の1978年から1980年までは約600万人の高校卒業生が大学進学できなかった。1980年時点の大学進学率はわずか1.3%しかない。1986年から1992年まで、1993年から1998年までそれぞれ年間200万人以上、年間300万人以上の高校卒業生が大学に進学できなかった。1999年高等教育への入学定員拡大政策は行われたが、やはり年間2、3百万人の高校卒業生が大学に進学できない。2007年に入学定員数が567万人であったが、出願者数が1010万人を超え、約450万人の受験生が進学できない⁸²。

② 志願失敗で高い得点をしていても進学できない

今までの志願方法は1984年から実施し、受験生の志願に基づき入学定員計画の120%の比例で出願者の個人ファイルを大学に送ると言う方法である。この方式の特徴は、受験者の第1希望を重視することにあるため、第1希望校に採用されない場合、第2希望校に入学できないことがある⁸³。得点を正確に予測し自分の得点に相応しい大学に志願しないか、そのような大学に第一志願として志願しないことにより、大学進学さえできないことは少なくない。これに対し教育部が2008年の大学入試において並行志願を進める方針を打ち出し、受験生は第1志願の大学に採用されなくても同レベルの第2志願、第3志願大学に採用されるチャンスを失わせられないような措置である⁸⁴。並行志願は各次募集において合格点によって受験生を順番に並べ点数によって受験生のあらゆる志願(校)を検索し、受験生の点数や個人状況を検討して受験生の個人ファイルを該当院・校に送付する。上海の例から見ると、第1回(本科)募集、第2回(本科)募集においてそれぞれ大学4校に志願することができ、第3回(専科)募集において大学8校に志願することができる。並行志願なら受験生のプレッシャーを緩和することができ、点数が合格ラインを超えても大学に採用されることができないことを防ぐことができる。しかし、並行志願を行うかどうかは省級政府に任せているため、一部分の省・直轄市・自治区でしか施行されていない。

③ 国の重点大学政策と重点大学の低合格率

国は国家としての総合競争力を高めるために、「211プロジェクト」⁸⁵や「985プロジェクト」⁸⁶といった重点大学政策を出して、国や地方政府が共同で財政投入し、全国各地に100校以上の大学や重点学科を建設するようにした。「211プロジェクト」の重点大学の学生募集から見ると、2004年にこれらの大学は合計で40万人を募集していたが、同年度に全国の受験生数は500万人を超えていたため、重点大学に入る倍率は10倍となり、さらに中西部地域では30倍やそれ以上になる⁸⁷。「高考」(大学入試)は「考高」(高レベル大学への入試)へと変換し、「上大学」(大学進学)は「上好大学」(良い大学に進学)へ

と変換する趨勢がある。さらに北京大学・清華大学以外の大学しか目指さない受験生もいる。2004年北京市・上海市・湖北省・天津市・広州市・江蘇省などの6省・市において600点（一般本科大学の合格ラインを超える点数）以上の復読生が3000人余いて、うち全国重点大学に採用されて入学手続きをせずにいる人が1800名もいた。これらの受験生のほとんどは北京大学や清華大学を目指して復読を選択したのである⁸⁸。国家重点課題「転換期中国重大教育政策的ケース研究」（原語は「転型期中国重大教育政策的案例研究」）の責任者袁教授によると北京大学や清華大学のような名門大学なら、巨額の投資をもちいて海外から専門家を招聘し海外との交流のチャンスも多く、学生がまだ卒業していないうちに学生の就職内定を争う企業も多い⁸⁹。そこで重点大学しか目指さない受験生がいて「二浪」（原語は「高四」）、「三浪」（原語は「高五」）になる者も少なくない。

④ 民営高等教育への進学者数が少ない

民営高等教育の質が低いし、社会信頼性がないわりに学費負担が高いことにより第1希望の国公立大学に進学できず民営高等教育機関に合格しても入学手続きしないことが多い。2006年甘肅省において2.2万人の受験生が合格したが入学手続きをせずにしていて、そのうちに独立学院や高等職業教育機関に合格した者は38%もいた⁹⁰。筆者が2005年行った「河北省及び北京市における高校生進路意識のアンケート調査」から見ると71.2%の生徒が重点大学を目指すのに対し民営大学に進学したい者はわずか0.4%しかいない。さらに第1希望の大学に不合格の場合、補習後再受験したい者が45.3%もいるのに対し、民営大学に進学したい者がわずか10.6%しかないのである⁹¹。

⑤ 就職難

高校卒業生の就職難は浪人生の生じる主な原因の一つだと考えられる。筆者が2005年に行った「河北省及び北京市における大学生生活・就学・就職意識のアンケート調査」（民営大学生調査）から見ると、46%の学生が「高卒生の就職が難しい」から民営大学に進学したと回答した⁹²。就職を得るかより良い就職のチャンスを得るために「受験地獄」にチャンレンジする浪人生は少なくない。

⑥ 復読班・補習班市場の繁栄

復読班を運営することに大きな利益があることによって全国各地に復読班市場の繁栄が見える。復読班の有名校の有力な宣伝は「高分復読」（大学に入れる高い得点を持ちながら補習する）や「連年復読」（年を重ねて補習する）及び「異地復読」（戸籍所在地以外の省・市・自治区で補習する）といったことを招く原因につながる。先にも論じたように復読班

で受験勉強をするのに一年間にかかる費用が一般に1万円、高いと2万円～3万円もする。北京大学・清華大学への合格率が高いことをもって全国各地から受験生を募集する江西省臨川市の3高校がある。2007年この3高校の定員数が合計で2.9万人であるがうち外省からの者は1万人を超えている⁹³。同情報によると、2007年に臨川市において受験生の生活などを世話するために「家族滞在」をする家庭は1500戸を超えていて地元の不動産業などにも景気を与えた。

浪人生が生じる原因を見ると、浪人生の存在を問題とし単に消極的な対応をしてはならないと考えられる。まず、受験生の進学需要を満たすか、就職や就学などの面において積極的に取り扱う必要がある。アメリカのCommunity collegesのように中後期教育を発展させる必要があると考えられる。そうすると浪人者数が自然に減るだけでなくより多くの受験生に多種多様な高等教育への進学機会を提供することに寄与するに違いない。

2. 中国の大学入試における「移民」現象

(1) 高考移民の概念

高考（大学入試）移民とは、大学入試の受験生は合格の機会を高めるために、省・直轄市・自治区により合格ラインの違うことや合格率の格差を利用し、転学や戸籍移動などの手段で合格ラインの低いところや合格率の高いところで受験することである。高考移民の移民先は新疆、寧夏、青海、内モンゴル、チベット、海南などの教育後進地域、または北京、天津、上海などの教育先進地域であり、前者へ移民する受験生がほとんどであり、コストが高いため後者へ移民する受験生はそれほど規模が大きくない⁹⁴。

(2) 高考移民の現状及び政府の対策

高考移民は1980年代の末ごろに出始め、規模の増大により1990年代の後半に大きな問題とされてきた。近年、高考移民のケースは多く報道され、法律手段で解決するケースも相次いで登場し、大学で2年間以上勉強した学生が訴えられ除籍されることが珍しくない。今まで高考移民については系統的な統計がなく、報道から見ると、移動先により移民の数も違い、移動先により政府の政策が異なるほかに、同じ地方の違う政府部署によって態度も異なるのである。

①中央政府を代表する教育部・公安部の政策

2005年9月23日に中華人民共和国教育部・公安部は各省・自治区・直轄市における高等教育機関の学生募集委員会、教育厅（教委）、公安厅（局）に「普通高等教育機関の学生募集・全国統一試験における受験生の出願資格審査を強めることに関する通知（教育部事務所・公安部事務所）」（原語は「教育部办公厅公安部办公厅关于做好普通高等学校招生全国统一考试报名资格审查共工作的通知」、以下「通知」と省略）（教学厅「2005」13号）を出した。「通知」は高考移民の概念を提示し、明確に高考移民の問題に対応しようとしている。「通知」において「近年来、一部分の受験生は普通高等教育機関の学生募集・全国統一試験の出願前に省・直轄市・自治区間の合格ラインの格差を利用し、非正常的な戸籍移動手続きを通じて合格ラインの低い省・直轄市・自治区の出願資格や高い合格機会を獲得する。これらの受験生のほとんどは、戸籍の移動先で実際に居住せず且つ戸籍移動先で実際に高校教育を受けていない。このような現象は高考移民と言う」と規定している。しかも「通知」は、各省レベルの学生募集委員会に受験生の出願資格を厳格に審査するほかに、規定を満たさない者に対し、受験資格・合格資格を取り消すか大学の学籍を取り消すことを指導していて、高考移民に参与し、中等教育の個人ファイルを偽造するのに便宜を提供した教育行政部署・学校・その他の教育機関の人員に対し、党の規律や政治の規律によって処分し、法律に違反する場合は法的処置を求める。また、各地の公安機関に、戸籍移動の手続きを厳しくし、18歳未満の単独人員の戸籍移動や組織的な集団戸籍移動といった高考移民の疑いがある者に対し、厳格に審査するように指導している。

②移民先の地方政府の政策・対策

海南省

高考移民の現象は1990年代から海南省に出始め、省外で就学し海南省で出願する受験生が1998年に100人余り、1999年に200人余り、2001年に500人余りいた。2002年に同省で出願する者は前年より6669人増えたが、そのほとんどは戸籍購入や証明書の擬制またはコネなどの非正規ルートを利用したほかの省からの受験生（全国24省⁹⁵）であったため、2002年大学入試が行われた前に、400名の海南省受験生が澄迈県県政府の正門に集まって高考移民に抗議するほか、海口市やほかの市・県の受験生数百名が海口市で集会し海南省の受験生の権益を保障するように関係部署に呼びかけていた⁹⁶。そこで、2003年2月に海南省人民政府は「海南省普通高等教育機関における学生募集・出願の条件に関する暫定規定」（原語は「海南省普通高等学校招生報考条件暫行規定」、以下「暫定規定」と略称）を

出して、海南省で受験する者は、教育部が本年度に出した「普通高等教育機関における学生募集の規定」⁹⁷（原語は「普通高等学校招生工作規定」）に従う以上、「受験生本人及び法定保護者が海南省に戸籍を持つこと、受験生本人は高校段階の後ろの2学年を海南省で勉強すること、受験生本人は小学または初級中学が海南省で勉強ししかも卒業したとき戸籍が同省にあること、受験生本人は海南省に戸籍をもち且つ法定保護者が同省に駐在する軍隊の現役軍人または同省人事部署が認めた導入の優秀人材のこと」なら、本省で受験できると言うことを示した。ただ教育部の「普通高等教育機関における学生募集の規定」に従うなら、海南省で受験することができるが、志願する高等教育機関が本科第2回目⁹⁸や専科（高等教育職業学校）レベル以下のものに限るのである。海南省の関係部署はこの「暫定規定」により高考移民を監査し、同年受験前に2000人近くの高考移民を元の戸籍所在地に戻したのである⁹⁹。

しかし、海南省の高考移民は治まらなかった。2005年海南に移動した高考移民は1万人（海南省出願者数の22%）¹⁰⁰を超えた。そこで、2005年6月に海南省人民政府は「海南省普通高等教育機関学生募集・出願の条件に関する規定」（原語は「海南省普通高等学校招生報考条件規定」、以下「規定」略称）を出した。「規定」の内容は、「第一、本人及び法定保護者が海南省で3年間以上の常住戸籍をもち、固定した住所と教育行政部署が認定した同省の高校段階の学籍を持ち且つ同省の学校での勉強年限は学制規定の年限を達すること、第二、高校段階に海南省以外の学校で借り読書をした者は、本人及び法定保護者が海南省で3年間以上の常住戸籍を持ち、固定した住所を有し、本人が小学または初級中学は同省で卒業したと同時に同省の中等学校が行った入学試験を受けて高等学校の学籍を取得した上で同省の教育行政主管部署を通じて借読書の手続きをしたことを満たすこと、第三、本人は海南省で常住戸籍を有しかつ法定保護者が同省に駐在する副軍級以上の部隊が認めた現役軍人のこと、第四、本人は海南省の常住戸籍を有しかつ法定保護者が同省人事部署が認定した導入の優秀人材のこと、第五、第一を満たし第二を満たさない者は、本人及び法定保護者が本規定の施行された日（2005年6月23日）以前に海南省にいて現在同省の高等学校で勉強していて2006年または2007年の大学受験出願する際に同省の高校段階で最後の2学年を修了した場合、同省で出願し受験することができる、しかし、同省の高校段階で最後の2学年を修了していないか同省で勉強していない場合、同省で出願し受験することができるが、志願する高等教育機関が第3回目本科募集や専科（高等教育職業学校）レベル以下のものに限っている」となり、出願条件に対する規制は2003年のものより細か

くて厳しくなっている。その結果、2006年5月21日まで、1000人の高考移民が確認され、2005年より大分減った。その1000人は受験制限を受け第3回日本科募集¹⁰¹の高等教育機関より低いレベルの高等教育機関にしか志願できないと定められた者である¹⁰²。2007年に海南省で出願する省外の在學生が400人にとどまり、2005年度、2006年度より大分減ってきた¹⁰³。

天津市（直轄市）

非天津市の受験生で天津市で受験した者は2004年に8千人余りであり、2005年に1万2千人余りであって、2007年に受験する予定のものは1万人を超えている¹⁰⁴。天津市で受験する高考移民はほとんど住宅購入手段で「藍印戸籍」¹⁰⁵の購入を通じて受験したのであったが、2007年4月1日から天津市政府は住宅購入による「藍印戸籍」の獲得を厳しくしたのである。

2005年1月に天津市教育委員会に出された「藍印戸籍の受験生が天津市で普通大学入試を受ける際の出願資格に関する通知」（津教委中「2005」6号）において「第一、2005年に天津市で普通¹⁰⁶大学入試を受ける受験生は、2004年12月31日までに藍印戸籍を手に入れなければならない、且つそのほかの条件は国や同市における藍印戸籍管理の関係規定を満たさなければならない。第二、2006年に天津市で普通大学入試を受ける受験生は、2005年9月1日までに藍印戸籍を手に入れなければならない、且つ天津市の学籍を持ち同市の高級中学で1年間以上在学し、同市高級中学の卒業証明書を持ち且つそのほかの条件は国や同市における藍印戸籍管理の関係規定を満たさなければならない。第三、2007年及びそれ以降に天津市で普通大学入試を受ける受験生は、出願の2年前までに同市の藍印戸籍を手に入れなければならない、同市の学籍を持ち且つ同市の高級中学で2年間以上在学し、同市高級中学の卒業証明書を持ち且つそのほかの条件は国や同市における藍印戸籍管理の関係規定を満たさなければならない」と規定している。

2006年までは直接に藍印戸籍を購入し子どもを天津市で受験させる者が少なくなかったが、賈物を購入し子どもの除籍に至ったケースがあったため¹⁰⁷、住宅の購入を通じて藍印戸籍を手に入れる者が多くなってきている。住宅の購入を通じて子どもに藍印戸籍を手に入れる保護者は、子どもが中学校にいるときから用意をし始めるケースがほとんどである。住宅購入者はほとんど河北省の廊坊、沧州、唐山、張家口からの者で、山東省、山西省及び東北三省（北から黒龍江省、吉林省、遼寧省）などからも来ている¹⁰⁸。2007年4月1日までは、外来の者は天津市内区で40万元（現金で一括払い）の商品性住宅を購入すれ

ば購入者及び配偶者乃至子ども 1 人と言う 3 人分の藍印戸籍を手に入れることができ、浜辺 3 区及び外環 4 区で 25 万元、郊外 5 区に 10 万元で住宅を購入すれば同じように 3 人分の藍印戸籍を手に入れることができたが、2007 年 4 月 1 日以降天津市の藍印戸籍の入手は、市内か郊外にかかわらずにすべて 100 万元の住宅購入まで値上げしたのである¹⁰⁹。こうして、高考移民に対するコントロールはますます厳しくなったのである。

新疆ウイグル（维吾尔）族自治区

新疆ウイグル族自治区（以下新疆と略称）は高考移民の多発地域で 2003 年に 2600 名を調査・処分し、2008 年には 5 月 6 日までに 891 名を調査・処分した¹¹⁰。高考移民の対策として 2002 年 4 月に新疆学生募集委員会は「新疆ウイグル族自治区普通高等学校学生募集の規定」（原語は「新疆维吾尔自治区普通高等学校招生工作规定」）を出して、そこに「内陸の県及び県以上に派遣されたまたは招聘された専門の技術員が新疆で 3 年以上働いた場合、公務員及び新疆の開発建設に特別な貢献がある場合、その子女の戸籍が同自治区にないが高校段階において同自治区で 2 年間在学すれば、所在地の学生募集委員会の許可を得て同自治区で出願し受験することができる」と規定した。また 2005 年 11 月に「新疆ウイグル族自治区普通大学入試出願に関する規定」（原語は「新疆维吾尔自治区普通高考報名工作规定」）が出され、出願条件に本人が常住戸籍を持ち且つ同自治区で 2 年間（高 2、高 3）を在籍することが追加された。

(3) 「高考移民」が生じる原因

① 違う地域の合格ライン・合格率（原語「录取率」）・入学定員比率が異なること

高等教育進学機会への地域間の不均等性は高考移民発生の直接の原因の一つである。各地の大学合格ラインの格差や合格率の格差及び大学入学定員比率（各省の入学定員を当該省の 18 歳人口で割った比率）の格差を見ると分かる。表 1-3-3 は 2001 年全国大学入試における各省・直轄市・自治区の合格ラインの一覧表である。表 1-3-3 から分かるように山東省の重点本科大学の合格ラインは文科系 580 点、理科系 607 点であるのに対し、北京市のそれは、それぞれ 454 点、488 点であり、山東省より 100 点以上低い。山東省の専科の合格ラインが示されていないが、専科と重点本科大学の合格ラインの差は普通 100 点もないことから、山東省の専科の合格ラインは北京の重点本科大学よりも高いことが推測できる。つまり、北京市の重点大学に入れるぐらいの点数をとっても山東省の大学専科さえ入学できない可能性が高い。また、河北省の一般本科大学の合格ラインは北京市やチベッ

表1-3-3 2001年全国大学入試における各省・市・自治区の合格ラインの一覧表

試験内容	地域	文科系			理科系		
		重点本科	一般本科	専科	重点本科	一般本科	専科
	北京	454	429	360	488	443	360
	上海	497	473	401	522	473	387
	重慶	522	466	378	540	480	380
	山東	580			607		
3+2	河北	537	510	380	572	533	410
(満点750点)	貴州	504	423		490	393	
	甘肅	490	465	432	512	467	426
	寧夏	474	430	421	479	425	416
	青海	448	394	330	400	338	249
	雲南	475	435	420	435	370	350
	チベット	440	350	325	450	300	270
	新疆	468	436	364	486	436	364
	江蘇	525	480	455	540	500	480
	浙江	543	509	482	569	530	500
	吉林	500	440	350	518	439	349
	内モンゴル	486	459	427	523	470	440
3+X	遼寧	521	485	435	529	465	393
(満点710点)	黒龍江	511	454	380	528	467	402
	安徽	520	480	399	538	476	304
	湖北	524	488	350	555	501	350
	湖南	539	498	485	551	506	492
	四川	516	452	399	537	472	429
	天津	500	456	336	508	458	400
新教科書	山西	531	481		543	500	
	江西	541	490	450	568	510	480
	広東	635	567	515	635	567	515
標準得点	広西	672	603	578	650	574	549
(最高点900点)	福建	644	575	482	605	548	455
	陝西	648	585	380	598	540	380
	海南	615	548	478	579	505	430

出所：sina 文化教育 <http://edu.sina.com.cn/1/2001-08-02/13140.html> (2008/06/18)。

注：(3+2)方式：、3とは共通基礎科目としての国語・数学・英語で、全国統一的作成した必須科目のこと。プラス2とは文科系の歴史・政治の2科目または理科系の化学・物理の2科目を加えること。同年度において上海では3+2以外の試験方法も行われた。(3+X)方式：3とは共通基礎科目としての国語・数学・英語(満点各150点)で、全国統一的作成した必須科目のこと。Xとは、歴史、政治、地理、化学、物理、生物の6科目および「総合科目」から指定される1科目ないし複数科目のこと。「総合科目」は、文科系総合科目(政治・歴史・地理)、理科総合科目(化学・物理・生物)文理総合の三つのタイプに分けられる。なお、Xの満点は280点のこと。標準得点(Ti)と試験得点(Xi)の換算は下記のようにある。 $Ti=500+100*(Xi-X)/S$ X：省内の試験得点の平均値、S：省内の試験得点の標準偏差。「注」について、沈鴻敏「中国高等教育の拡大過程における地域配置政策と進学機会の地域間格差に関する研究」2006年東京工業大学博士論文、p142；金龍哲「“3+X”が教育を変えられるか：中国の大学入試改革の理念と現状」『内外教育』NO.2083号、pp.2-4；

Netbig Education Channel <http://gaokao.netbig.com/news/all/930/20010927/109875.htm> (2008/7/3)などを参照した。

ト、寧夏、青海などの重点本科大学の合格ラインよりずっと高いことから、河北省で一般本科大学しか入れない点数を取れる学力があれば、北京やチベットなどの戸籍さえあればその地域の重点本科大学に入るのはかなり余裕があるのである。2002年から北京も自主命題を行うように（独自に試験問題を出す）になったが、実際に試験問題を見ると試験問題は非自主命題の省より解きやすいようになっていることは周知のことである。それはさらに高考移民を激化したのである。

高等教育への進学機会における地域間格差は合格率からも分かる。表 1-3-4 は 2007 年各省・直轄市・自治区

における大学入試の志願者数、合格者数及び合格率を示すものである。表 1-3-4 から分かるように海南省の合格率は一番高く 88.00% であるのに対し、貴州省の合格率は 38.67% であり、約 50% の格差がある。その他のところの合格率の格差も大きい。1998 年と 2001 年の合格率¹¹¹を用いて、近年来、全国大学入試における合格率の格差は縮小してきたと言う報道が出てきたが、実際はぜんぜん縮小していないことが分かる。1999 年からの大

地域	志願者数(万)	合格者数(万)	合格率
海南	4.10	3.60	88.00%
上海	11.38	9.10	80.40%
遼寧	27.00	20.00	74.10%
チベット	1.37	1.00	73.10%
黒龍江	21.92	16.00	73.00%
北京	11.03	8.00	72.56%
天津	8.36	6.00	71.78%
江蘇	49.50	35.00	70.71%
浙江	35.00	24.70	70.57%
青海	4.00	2.80	70.00%
広東	51.74	36.00	69.58%
寧夏	5.00	3.20	64.00%
山東	80.00	50.00	62.50%
新疆	12.81	7.98	62.31%
吉林	17.20	10.66	61.98%
福建	25.00	15.14	60.56%
内モンゴル	20.00	11.90	59.50%
湖北	53.30	31.68	59.44%
陝西	37.32	22.00	58.96%
重慶	19.00	11.10	58.42%
四川	45.33	26.00	57.76%
江西	35.00	20.00	57.14%
安徽	46.35	26.40	56.96%
河南	78.00	42.00	53.85%
広西	27.49	13.70	51.68%
雲南	18.14	9.00	49.62%
河北	55.76	27.32	49.00%
湖南	48.00	23.00	47.92%
山西	32.00	15.00	46.86%
甘肅	24.80	9.67	38.99%
貴州	19.40	7.50	38.67%
出所: Chiese Education Online: http://gaokao.eol.cn/kuai_xun_3075/20070820/t20070820_249812.shtml (2008/06/20)			

拡張政策の実施により各地の合格率が高くなってきたため、より多くの人に高等教育への進学機会が提供されたにすぎない。

表 1-3-5 は各省の大学入学定員比率（各省・直轄市・自治区の入学定員を当該省の 18 歳

地域	1989年	1993年	1997年	2000年
北京市	7.20	14.50	16.20	19.50
天津市	5.40	10.40	13.20	23.30
河北省	2.10	4.50	5.80	5.30
山西省	3.00	4.40	6.20	11.00
内モンゴル自治区	2.90	3.80	5.10	7.00
遼寧省	4.00	7.00	8.90	16.40
吉林省	3.80	5.70	7.40	14.00
黒龍省	2.80	4.00	6.10	11.50
上海市	5.90	15.50	17.70	31.70
江蘇省	2.70	5.70	8.20	17.50
浙江省	2.20	4.80	5.50	14.10
安徽省	1.90	2.70	4.10	8.40
福建省	3.10	4.20	6.30	7.60
江西省	2.40	3.40	4.80	8.00
山東省	2.20	5.40	6.10	10.60
河南省	1.70	2.90	3.80	7.00
湖北省	3.00	4.30	6.80	7.90
湖南省	2.00	3.50	6.00	8.30
広東省	2.60	4.70	6.00	8.30
広西壮族自治区	1.60	3.10	3.70	5.60
海南省	3.60	4.80	5.00	8.20
重慶市	直轄市指定前			13.20
四川省	1.60	2.30	5.40	9.50
貴州省	1.70	1.90	3.30	5.60
雲南省	2.10	2.50	3.10	5.20
チベット自治区	1.80	不明	1.50	4.10
陝西省	2.70	4.30	6.40	12.10
甘肅省	2.30	3.30	5.10	8.00
青海省	3.70	3.90	5.60	13.00
寧夏自治区	4.40	5.00	5.60	6.90
新疆ウイグル族自治区	3.90	6.10	7.40	13.00
平均値	2.70	3.70	4.80	8.60

出所：沈鴻敏「中国高等教育の拡大過程における地域配置政策と進学機会の地域間格差に関する研究」（東京工業大学博士論文）2006年、p. 148。

人口で割った比率）を示すものである。表が示すように各省・直轄市・自治区に格差がかなり大きい、北京市・上海市・天津市などの直轄市の入学定員比率が圧倒的に大きい。

②戸籍とのかかわり

住宅の購入を通じて「非農業戸籍」を購入するものは実際に、戸籍売買の別の形である。1990年代の初めごろから末ごろまで非農業戸籍の売買は公開のことであり、戸籍の価格は地域や都市の規模などによって4000元～40万円¹¹²であった。戸籍制度は新生児の戸籍登録が原則的に母親の戸籍に従うことになっているため、ほとんどの家庭は戸籍を購入する際に児童優先、未婚女子優先の原則に従っていた。1990年代の末ごろから戸籍の売買に対する政府の制限が行われたため、戸籍の入手を住宅の購入へと転換したのである。

「非農業戸籍」は「農業戸籍」よりいろいろな面で恵まれていることは第1節で論じたが、実際に北京・天津・上海などの直轄市の戸籍は普通の「非農業戸籍」よりはるかに「特権」を持っていることがある。経済・政治・文化の発展程度の高いことによってこれらの直轄市の市民が利用可能な都市設備・施設は、「農業戸籍」の人を問わず、ほかの地方都市の「非農業戸籍」の市民が享受できる物と比べると、格差が計り知れないものである。天津市、上海市で住宅購入を通じて受験生ばかりではなく、家族も藍印戸籍を手に入れることができ、より恵まれる都市の特権を享受できるようになるのである。天津市や上海市政府も経済発展のために労働力や人材を吸引するためか、地元の需要を拡大し、財政収入を増やすことを目的に、藍印戸籍の政策を、商品性住宅の売買などとあわせて実施したのである。

③重点大学政策及び重点大学学生募集の地方化趨勢

国の重点大学政策は高考移民が発生したもう一つの要因であると考えられる。1998年高等教育の大拡張が行われる以前は中国における大学進学率はわずか9.8%であったが、その後毎年約2%上昇し、2007年現在ではすでに23%に達している。マーチン・トロウの理論¹¹³によれば、中国の高等教育は2002年（大学進学率が15%）からすでにマス段階に入っている。就職体制も1993年に中共中央・国務院が施行した「中国教育改革と発展綱要」によって、卒業生の「統包統分」（高等教育の経費を政府が出し、就職も政府が職場を決めること）や「包当幹部」（政府機関の役員や国有企業の幹部になることを保障する）の就職制度は改革され、卒業生の少数が国から仕事を提供されるが、ほとんどの学生の就職は「自主択業」制（自分で就職活動をする）となる¹¹⁴。

1996年に99校で始まった「211プロジェクト」は2005年段階で107校となったが、うち北京市に23校、天津市に4校¹¹⁵、北京市と天津市だけで全国の24%を占める¹¹⁶。重点大学への投資は地元政府も大きく寄与しているため、地元社会・経済発展のために求められ、

学生募集の定員が地元が多めに割り当てられている。例えば、2003年に北京市高校卒業生は全国学齢人口のわずか0.9%しか占めないが、北京大学、清華大学に割り当てられたパーセンテージはそれぞれ2校のトータル募集人数の13%、18%である¹¹⁷。2004年北京大學、清華大学の北京での募集人数はそれぞれ380人、360人であるのに対し、両大学の河南省と貴州省での募集人数はそれぞれ72人、32人であり、同年に河南省の総人口と貴州省の総人口がそれぞれ北京市総人口の約8倍、3倍強である¹¹⁸。同年度に河南省、貴州省の出願人数はそれぞれ692,404人、187,729人であり、北京市の出願人数は115,072人であった¹¹⁹。

卒業生の増加によりいわゆる就職難の問題が出てきた。例えば、2001年、2002年、2003年（高等教育の定員募集拡大が行われてから初めて本科卒業生がある年）に普通高等教育機関の卒業生はそれぞれ115万人、145万人、212万人があり、6月時点での就職率はそれぞれ70%、64.7%、50%となる¹²⁰。全国大卒本科生・専科生の平均就職率は2001年6月に70%、2003年9月に70%であるのに対し、同期における教育部所属の重点大学の大卒本科生・専科生の就職率はそれぞれ89%、91%であり、重点大学であるほど就職しやすくより恵まれる職業に就くことができる¹²¹。そこで、より就職しやすく、より恵まれる職業に従事するために、大金をかけても法律違反と訴えられる冒険をしながら高考移民をしたのである。

高考移民と言う現象は教育制度や施策に問題が潜んでいることの一つの反映であると考えられる。それを解決するのに、単に法律の手段を用いるのではなく、高等教育機関の立地分布の不均衡を是正し、後進地方の高等教育機関を支援する。また、初等教育・中等教育の段階から教育後進地域の教育的資源（学校教育の教育的資源や社会教育の施設・資源の整備を含める）の配分を手厚くすることを通じて教育のレベルを高めて教育の前進地域との格差を縮小する必要がある。さらに、素質教育¹²²を徹底的に実施しなければならないと考える。

<注>

1 陸益龍『戸籍制度—控制与社会差別』商務印書館、2003年、p.64。

2 俞德鵬『城鄉社会：从隔离走向开放 中国戸籍制度与戸籍法研究』山東人民出版社、2002年、pp.340-341。

3 陸益龍、前掲書 p.65。

4 例えば、Minghong Tan., & Xiubin Li., “Urban land expansion and arable land loss in China—a case study of Beijing-Tianjin-Hebei region”, *Land Use Policy*, No.22, 2005, pp.187-196.

5 Aart Kraay., “Household Saving in China”, *The world bank economic review*, Vol.14, No.3, 2000, pp.545-570.

- 6 都市と農村の二重社会構造は1958年1月「中華人民共和国戸籍登録条例」が公布され施行されてから、形成したものだと考える。経済学者厳善平は「1980年代末の中国では、経済発展論で論じられる「二重経済」(dual economy) にならって、都市と農村の二重社会構造論が展開された」(厳善平『シリーズ現代中国経済2 農民国家の課題』名古屋大学出版社、pp. 59-89。)と主張するが、都市と農村の二重社会構造の事実は1958年から形成しているといえるであろう。
- 7 佐藤宏『シリーズ現代中国経済7 所得格差と貧困』名古屋大学出版社、2003年、p. 20。
- 8 Knight, John; & Song, Lina., "Towards a labour market in China", *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.11, No.4, 1995, pp.97-117.
- 9 See, for example, Knight, John; & Song, Lina., "Employment constraints and sub-optimality in Chinese enterprises", *Oxford Economic Papers* 51, 1999, pp.284-299; Aart Kraay., "Household Saving in China", *The world bank economic review*, Vol.14, No.3, 2000, pp.545-570; Kenneth D.ROBERTS., "The determinants of job choice by rural labor migrants in Shanghai", *China Economic Review* 12, 2001, pp.15-39; Yu Zhu., "Chinese floating population and their settlement intention in the cities: Beyond the Hukou reform", *Habitat International* 31, 2007, pp.65-76. etc.
- 10 菱田雅晴・園田茂人『シリーズ現代中国経済8 経済発展と社会変動』名古屋大学出版社、2005年、pp. 70-72。呉敬レン 著、青木昌彦・日野正子 訳『現代中国の経済改革』NTT出版社、pp. 307-341。
- 11 俞德鵬、前掲書 pp. 176-180。
- 12 場所を借りて勉強すると言うことである。実際に地元の常住戸籍を持たない暫定居住地で入学することは借読書と呼ばれる。「借読書」をするのは一般に都市で働いている人の中で国の 戸籍制限により該当都市における戸籍を手に入れることができない者の子女のことである。
- 1986年に実施された「中華人民共和国義務教育法」の第9条において「各級レベルの地方人民政府は小・中学校を合理的に設置し、児童・少年を最寄りのところで入学させなければならない」と規定され、2006年に改正された「中華人民共和国義務教育法」の第12条において「各級レベルの地方人民政府は適齢の児童・少年が戸籍所在地における学校で最寄りのところに入学することを保障しなければならない」と規定されている。中華人民共和国国家教育委員会第19号令の「中華人民共和国義務教育法実施細則」は1992年3月に出され、そこで初めて「借読書」と言う言葉が使われたのである。初等教育、中等教育の段階においてその教育経費の出所は国の財政的出費のほか、主に地方政府が徴収する教育事業費附加と言う名目の税金(2006年9月まで、農村部では農民からの集金)からなっていた。そこで、各地方政府はほかの地方・農村から転学してくる生徒から「借読書費」を徴収していて、その内訳を都市建設費用や教育施設暫定使用費などとしている。
- 13 北京大学教育経済研究 <http://www.gse.pky.edu.cn/BeidaEER/pdf/040308.pdf> (2006/02)
- 14 教育乱収費とは、正規の学費徴収のほかに、補習費や資料費、試験費、寄付といったさまざまな名目によって取り立てられるインフォーマルな費用徴収であり、中には、法令により禁止されているはずの試験資料費や新聞・雑誌費、保険費、身体検査費、飲水費などの支払いを求められることもある。菱田雅晴・園田茂人 前掲書 pp. 67-68。
- 15 Zai Liang; & Yiu Por Chen., "The educational consequences of migration for children in China", *Social Science Research* 36, 2007, pp.28-47.
- 16 鄭新培「中国民工子女の教育問題」『語学教育研究論叢第21号』大東文化大学2002年、pp. 51-66。
- 17 Zai Liang; & Yiu Por Chen., 前掲論文、pp.30-47。
- 18 民工とは、中国戸籍制度の緩和及び市場経済の発展により農村から都市に出稼ぎをする農村余剰労働力のことである。出稼ぎをするところの常住戸籍をもたないため、ほとんど肉体労働に従事し、給料が極めて低いうえに労働保障や年金・保険がつかない。民工は1980年代に出始め、1990年代に入ってからピークになり、1994年に中国本土で約3,900万人であり、1997年には約8,000万人である。Knight, John; & Song, Lina, "Employment constraints and sub-optimality in Chinese enterprises", *Oxford Economic Papers* 51, Oxford University Press, 1999, pp.284-299. Kenneth D.ROBERTS., 前掲論文 p.16。
- 19 Zai Liang; & Yiu Por Chen., 前掲論文、p.31。
- 20 Cao, H., "Where to put their desks?", *China New Digest* 315, 1997, pp.3-6.
- 21 Zai Liang; & Yiu Por Chen., 前掲論文、p.35。
- 22 熊明安 編著『中国高等教育史』重慶出版社、1983年。
- 23 蔡克勇・唐佐明・苟人民・姜鋼・曹殊「我国高等教育機関の学生募集・就職制度」蔡克勇 編『20世紀の中国高等教育：体制巻』高等教育出版社、2003年、pp.238-262。
- 24 大塚豊「中国：壮大な全国統一入試」中島直忠『世界の大学入試』時事通信社、1986年、pp.626-648。

- 25 大塚豊「文革期中国の大学入学者選抜に関する一考察：教育と労働の結合の観点から」広島大学教育研究センター『大学論集』第8集、1980年、pp.109-128。
- 26 例えば、楊学為「統一大学入試制度を回復してからの20年」中島直忠編著『日本・中国高等教育と入試：二十一世紀への課題と展望』玉川大学出版社、2000年、pp.175-197、馬金料「近未来に続く大学入試改革」中島直忠前掲書、pp.198-238、趙亮宏「大学生募集制度改革：改革性から開放へ」中島直忠前掲書、pp.292-305、など。
- 27 南部広孝「新入生募集制度改革」黄福濤編『1990年代以降の中国高等教育の改革と課題』（高等教育叢書81）広島大学高等教育研究開発センター、2005年、pp.89-97。
- 28 楠山研「中国における大学入試改革の動向：地方・大学への権限委譲に関する一考察」『京都大学大学院教育学研究科研究紀要』第51号、2005年、pp.129-140。河野好美「潮流社会・生活 中国の大学入試の現状」ジェトロ編『ジェトロ中国経済』NO.451、2003年、pp.6-9。金龍哲「春秋両季大学入学者選抜の制度的課題：中国での実地調査を踏まえて」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第49巻、2003年、pp.163-168。
- 29 Yuan Feng, "National College Entrance Examinations: The Dynamics of Political Centralism in China's Elite Education", *Boston University Journal of Education*, 1999, Vol.181, No.1, pp.39-57.
- 30 金龍哲『3+Xが教育を変えられるか：中国の大学入試改革の理想と現状』『内外教育』2003年、No.5373、pp.2-4。
- 31 大塚豊『中国大学入試研究：変貌する国家の人材選抜』東信堂、2007年。
- 32 沈鴻敏「進学出願率からみた中国高等教育進学需要の特質：1990年代を中心に」『COE研究シリーズ17 RIHE 高等教育研究』広島大学高等教育研究開発センター、2005年、pp.1-17。
- 33 竇心浩「1990年代における中国高等教育機会の地域間格差：省別学生募集制度に着目して」『教育社会学研究第80集』2007年、pp.311-330。
- 34 戸籍については、本論文第1章第1節を参照されたい。
- 35 国家统计局设管司『关于统计上划分城乡的暂行规定』国统字「2006」60号、2006年。
- 36 1990年代前半にA高校に自習指導時間があった。そこで2005年6月にA高校の教員に聞き取り調査を行ったが自習指導時間は今も続いており、45分単位の3時限からなっているようである。
- 37 2003年に子ども1人当たりの教育経費支出において、小学生が1155元（農村小学生では954元）であり、中学生が1129元（農村中学生では816元）であり、高校生が3861元である（『中国教育経費統計年鑑2003』pp.369-380）。2003年1人当たりの純収入は農村が2841元であるが都市が8298元である（『中国統計年鑑2004年』より算出）。それに、教育費の徴収について農村と都市の格差がある。農村義務教育用の校舎の建築などの基本建設費は農民から徴収するが都市では市民から徴収するわけではなく政府の基本建設計画に入れる（北大教育経済研究 <http://www.gse.pku.edu.cn/BeidaEER/pdf/040308.pdf> 2006年2月閲覧）。ほとんどの地方は農民から徴収する「教育付加費」が国の規定より2、3倍も高く、地元官吏の私用になってしまうことも珍しくない。
- 38 例えば、父親の学歴と父親の収入の相関係数が0.294（1%水準で有意）、母親の学歴と母親の収入の相関係数が0.324（1%水準で有意）。
- 39 Xi Jieying; & Liu Junyan., "1978-1998: Chinese Youth Full of Opportunities and Hope", *Chinese Education & Society*, 2002, Vol.35 Issue6, pp.6-23.
- 40 Wang, C., "Social Mobility of Peasant-workers", Lu, X. (eds.), *Social Mobility in Contemporary China*, Social Sciences Documentation Publishing House, 2004, pp.306-333.
- 41 中国では学校不足や教員不足の問題及び家庭の教育負担などの問題によって義務教育段階の進学も入試制であり、すべての生徒が進学できるわけではない。さらに1986年7月に施行された「中華人民共和国義務教育法」において「国は義務教育を受ける生徒に対し学費の徴収を免除する（第10条）」と規定していたが、実際にはいろいろな名目の雑費を徴収され、いわゆる義務教育は親の義務と定められていたにもかかわらず政府側は親が子どもを学校に入れるかどうかを放任（教育当局は親に対して子どもを学校に入れてもらうような措置・監督をしていない）して、経済的な理由でやむを得ず退学した児童・生徒は学校での勉強を続けたくて親を訴えたことが少なくなかった。また、義務教育段階の私費負担の増大により就学率の低いことや農民工の子女の就学の問題などが顕在化したため、国はそれに対応するために新義務教育法を制定したのである。2006年9月に改定された新「中華人民共和国義務教育法」において「義務教育は国家統一的に実施するものであらゆる適齢の児童・生徒が受けなければならない教育であり、国がその保障をしなければならない公益性事業である。義務教育を実施することに当たって学費・雑費を徴収しない。国は義務教育の経費保障システムを設置し義務教育の実施を保障する」と決まり、義務教育段階の就学率を高めようとしている。

- 42 教育部發展企画司 編『中国教育統計年鑑 2003』人民教育出版社、2004年、p.14。
- 43 「中外合併の大学」は、外国と中国の教育機関が協力し、中国の国民を主な募集対象として国内で高等教育を実施する教育機関である。「中国合併の大学」は1980年代の後半から出始め、1990年代半ば以降、大きく発展した。中国教育オンライン <http://www.chinaedunet.com/hzschool/index1.asp> (閲覧日：2005年9月)
- 44 中国大学入試のプロセスとして受験生は本籍のある地区で受験する。各大学の各専攻の募集人数は各省の教育発展レベル、大学所在地、専攻の特殊性などを鑑みて省ごとに配分されており、受験生はその振り分けられた枠をめぐって、省内の別の受験生と争うことになる。詳細は教育部『普通高等学校招生工作規定』(各年版)、楠山「中国における大学入試改革の動向」『京都大学大学院教育学研究科紀要』No.51、2005年、pp.129-141、沈鴻敏『中国高等教育の拡大過程における地域配置政策と進学機会の地域間格差に関する研究』(博士論文) 東京工業大学、2006年、pp.166-199、竇心浩、前掲論文、pp.311-330などを参照されたい。
- 45 浪人生の状況について、2008年7月に河北省にあるA高校の教員に電話でインタビューした。志願制度の問題により希望大学に採用されなかった者に関しては、2005年4月～11月に筆者が行った「河北省及び北京市における大学生生活・就学・就職意識のアンケート調査(国公立・民営大学向け)の自由記述を参照した。それ以外に、Chinese Education Online <http://www.eol.cn/article/20030707/3088027.shtml> (2008/07/09)を参照した。
- 46 「倒貼5万請你来上学 邵東打起高復読生争奪戰」 Souhu Educational Channel <http://learning.sohu.com/20050319/n244760437.shtml> (2008/06/12)
- 47 「“高四神話” 還能演多久? 高中禁弁復読班調查」 中国教育ニュースネットワーク (広州日報から転載) http://www.jyb.com.cn/xwzx/gnjy/sywz/t20070816_105632.htm (2007/08/23)
- 48 「国家重申“禁令”：公弁高中不能弁復読班一我市何去何从?」 図読湛江：<http://zjphoto.yinsha.com/file/200807/2008070117145665.htm> (2008/07/10)
- 49 「高考录取結束佛山復読人数銳減」 易楽学習ネットワーク (「羊城晚報」から転載)：<http://www.elestudy.com/gaokao/article/2006-9-8/20069811252553.shtml> (2008/06/12)
- 50 「高中復読班1年費用抵上4年大学 利潤達100%」 Souhu Educational Channel (「南京日報」から転載)：<http://learning.sohu.com/20050727/n226468318.shtml> (2008/06/12)
- 51 「南京：570分以上免費進実験班 高分落榜生抢着要」 Souhu Educational Channel (「現代時報」から転載)：<http://learning.sohu.com/20050714/n226305401.shtml> (2008/06/12)
- 52 「北京：現象“高考”成為“考高”」 Souhu Educational Channel (「競報」から転載) <http://learning.sohu.com/20050721/n226438072.shtml> (2008/06/12)
- 53 「復読：陽光道還是荆棘路?」 Souhu Educational Channel：<http://learning.sohu.com/20050727/n226468356.shtml> (2008/06/12)
- 54 「高考復読班收費漲価 武漢民弁一年学費萬元」 Souhu Educational Channel：<http://learning.sohu.com/20050711/n22626208.shtml> (2008/07/14)
- 55 「公弁高中禁弁復読班 民校趁機“接棒” 隱忧重重」 中国教育ニュースネットワーク http://www.jyb.cn/xwzx/gnjy/zhbd/t20070816_105694.htm (2008/07/07)
- 56 中華人民共和國教育部 <http://www.noe.edu.cn/edoas/website18/78/info678.htm> (2008/07/07)
- 57 「北京毎年約有2万高考復読生 形成産業經濟鏈」 中国教育ニュースネットワーク 試験チャンネル http://www.jyb.cn/ks/gk/gksx/t20070806_103259.htm (2008/07/07)
- 58 「教育部部長周濟：公弁高中08年起禁弁復読班」 http://www.jyb.com.cn/ks/gk/gksx/t20070805_102933.htm (2008/07/09)
- 59 同上。ここで周濟部長はその禁止の理由について述べていないが、2002年2月に国家教育部が出した「基礎教育の学校運営・管理に関する若干問題の通知(教育部)」(原語は「教育部関宇加強基礎教育弁学管理若干問題的通知」)から見ると、公立高校の復読班運営はそもそも不足する高校教育資源の問題を激化しただけではなく普通高校で素質教育を実施することにマイナス影響をきたすことにあることを推察できる。
- 60 「湖南規定：省級示範高中招収高考復読生將摘牌」 中国教育ニュースネットワーク http://www.jyb.cn/xwzx/jcyj/sxkd/t20070806_10326.htm (2008/07/09)
- 61 「江蘇公弁普通高中不弁復読班為落榜生另開新路」 中国教育ニュースネットワーク http://www.jyb.com.cn/xwzx/jcyj/sxkd/t20070823_107289.htm (2007/08/23)
- 62 同上。
- 63 「広州重申相關規定：公弁高校禁止招往屆生復読」 中国教育ニュースネットワーク

-
- http://www.jyb.cn/xwzx/gnjj/gdcz/t20070905_110454.htm (2008/07/11)
- 64 「福建緊急叫停公弁高中復読班」 中国教育ニュースネットワーク
http://www.jyb.cn/jycm/beijing/zgzyb/1b/t20060804_27938.htm (2008/07/09)
- 65 「寧夏3年内取消公办校高考復読班」 中国教育ニュースネットワーク
http://www.jyb.cn/cm/jycm/beijing/zgzyb/1b/t20070719_99650.htm (2008/07/09)
- 66 「青島面向1.4万名高考落榜生推出專項職業資格教育」 中国教育報 2005年8月22日
- 67 同上。
- 68 「往届生录取时是否受影响」 育人ネット
<http://www.yuren.org/SecondPage/ReadNews.php?ClassID=12&Rnumber=1357> (2008/06/17)
- 69 夏季入試と言うのは、夏(2000年代前半までは7月の7日、8日、9日であるが、そり以降6月の7日、8日、9日に変わった)に行われるが、入学は9月であるため秋季入試ともいわれる。
- 70 「春季高試会取消吗？」 People's Daliy Oline of Educational Channel
<http://edu.people.com.cn/GB/6739268.html> (2008/07/11)
- 71 同上。
- 72 「春季高試会取消吗？」 People's Daliy Oline of Educational Channel
<http://edu.people.com.cn/GB/6739268.html> (2008/07/11)
- 73 「上海春季高考冷清開考 報考人数招生計画下滑」 Chinese Education Online of the College Entrance Examination Channel http://www.eol.cn/zui_xin_dong_tai_2939/20071217/t20071217_270913.shtml (2008/06/09)
- 74 「報名人数又少了2000人 安徽春招吸引力逐年下降」 People's Daliy Oline of Educational Channel
<http://www.people.com.cn/GB/kejiao/39/20020122/653102.html> (2008/07/12)
- 75 「北京：春季高考吸引力不够」 People's Daliy Oline of Educational Channel
<http://www.people.com.cn/GB/kejiao/39/20020129/658294.html> (2008/07/12)
- 76 「新聞分析：上海春季高考縁何人氣不旺？」 People's Daliy Oline of Educational Channel
<http://www.people.com.cn/GB/kejiao/41/20020130/658512.html> (2008/07/12)
- 77 「報名数激增 報到率偏低 春季高考如何走好？」 教育人生ネットワーク
<http://news.edulife.com.cn/200601/2791214738.html> (2008/07/11)
- 78 Yang Dongping, "The right to choose : (Interviews) Universities & College entrance examinations", *Beijing Review*, 2007, Vol.50 Issue36, p18-19.
- 79 金龍哲「春秋兩季大学入試選抜の制度的課題：中国での実地調査を踏まえて」中国四国教育学会 『教育学研究紀要』第49巻、2003年、163-168。
- 80 「教育部：可以試試多次高考」 教育人生ネットワーク
<http://news.edulife.com.cn/200801/29162330237.html> (2008/07/11)
- 81 「教育部：可以試試多次高考」 教育人生ネットワーク
<http://news.edulife.com.cn/200801/29162330237.html> (2008/07/11)
- 82 「今年高考報名人数及計画招生数均創歷史新高」 中国教育新聞ネットワーク
http://www.jyb.com.cn/zs/gxzs/ptgxzs/zsxx/t20070529_86869.htm (2007/06/1)
- 83 蔡克勇、前掲書、pp.252-253。
- 84 「教育部：08年高考推広並行志願 規範高考录取」 中国教育ニュースネットワーク
http://www.jyb.com.cn/zs/gxzs/ptgxzs/zsxx/t20080103_135038.htm (2008/01/04)
- 85 「211プロジェクト」とは、(中国本土において)21世紀において100校の大学と学科を重点的に建設するということである。1991年、国家教育委員会(現教育部)・国家計画委員会(現国家發展・改革委員会)・財政部は国の經濟・社會の發展に応じるために重点大学と重点学科を建設することを國務院に提案した。1993年2月に公布された「中国教育改革と發展綱要」における教育事業發展の目標・指導方針において21世紀を目指してワンセットの重点大学と重点学科を重点的に建設することに力を入れると書き込み、「211プロジェクト」は具体的に企画されたのである。「211プロジェクト」に入選できるように1996年まで中国全土において各大学の準備作業が盛んに行われていた。1996年より実施段階に移された「211プロジェクト」は、第9次5ヵ年計画(1996年~2000年)に盛り込まれた大学制度改革の根幹でもあるといわれる。第9次5ヵ年計画の期間中において「211プロジェクト」校は99校があり、2007年現在まで107校となっている。「211プロジェクト」の建設資金について、国、部署、地方及び高等教育機関が共同で調達することになっている。現行の高等教育管理体制に従って、建設資金は主に学校の所属部署や地方政府が調達することになり、中央政府が一定の専用資金を投入し、プロジェクトの建設に対して推進や指導及びコントロールを行う。

- 86 「985 プロジェクト」について、1998年5月、江沢民元国家主席が北京大学創立百周年記念大会で、「現代化を実現するために、わが国では世界で通用するいくつかの一流大学を持たなければならない」と強調した。それをきっかけとして、教育部が世界一流大学の計画を準備し始めたのである。教育部が制定し（1998年12月）國務院が可決し（1999年1月）た「21世紀を目指す教育振興計画」において「985プロジェクト」に関する計画を設置することを明確的に書き込み、1999年9月から実施してきたのである。1999年、「985プロジェクト」では、まず「211プロジェクト」指定大学の中で、北京大学と清華大学を始めとするわずか9大学を選んで、集中的に投資を行った。2000年から指定大学数は徐々に拡大され、2005年現在まで合計38校となっている。
- 87 「高分考生博式復読令人堪忧」 Souhu Educational Channel :
<http://learning.sohu.com/20050726/n226453736.shtml> (2008/06/12)
- 88 「復読：陽光道還是荆棘」 Souhu Educational Channel :
<http://learning.sohu.com/20050717/n226468356.shtml> (2008/06/12)
- 89 「非清華北大不讀 新型“高考”独木橋形成」 Souhu Educational Channel:
<http://learning.sohu.com/20050721/n226398172.shtml> (2008/07/04)
- 90 「教育部学生司司長：高考生被录取不要輕言放棄」 中国教育新聞ネットワーク
http://www.jyb.com.cn/zs/gxzs/ptgxzs/zsxx/t20070529_86885.htm (2007/06/20)
- 91 楊雲「中国における高校生の進学意識の実態と民営大学の果たす役割：河北省と北京市の事例を中心に」『現代社会文化研究』No.39、2007年7月、pp.55-72。
- 92 楊雲「中国高等教育の機会均等性に寄与する民営大学の発展課題：河北省及び北京市の大学生意識調査を中心に」『現代社会文化研究』No.41、pp.1-18。
- 93 「外地“留学生”超万人 “臨川現象”是应试教育産物？ 中国教育新聞ネットワーク試験チャンネル
http://www.jyb.cn/ks/gk/gksx/t20070813_104872.htm (2008/07/07)
- 94 朱永国「大学入試移民から見た大学入試における学生募集制度の改革」樹人ネット（教育雑誌）
<http://www.shuren100.com/hnjyji/xinwen/144661.shtml> (2008/06/12)
- 95 People`s Daliy Oline :<http://www1.peopledaily.com.cn/GB/kejiao/41/20030418/974706.html>
(2008/05/31)
- 96 「谁是“高考移民”的受害者？」 People`s Daliy Oline:
<http://www.unn.com.cn/GB/channel2/3/30/3570/3572/200304/04/253300.html> (2008/05/31)
- 97 毎年教育部が「中華人民共和国教育法」及び「中華人民共和国高等教育法」によって制定し、内容は、出願（出願者の年齢、身分、常住戸籍地での出願、出願の日・方法など）、受験生の個人ファイル（電子ファイル、受験生個人の思想意識・道徳、身体健康状態など）、試験（試験を行う機関、試験問題、試験の時間、採点など）、学生募集章程（高等教育機関の学生募集章程の内容に関する決まり、学生募集章程に対する公布など）、省・直轄市・自治区別学生定員割当計画（原語は「招生来源计划」）（学生定員割当計画の制定プロセス、注意事項など）、合格者に対する採用（教育部が指導し、省級学生募集委員会が本省・市・自治区の合格ラインを決定し、合格者採用を行うなど）、学生募集機構及びその職責（教育部、省級教育行政部署、学生募集委員会、高等教育機関における学生募集機構などの職責に関する規定）、学生募集経費（各省・直轄市・自治区の学生募集経費が地方教育事業費から支出し、高等教育機関の学生募集経費が本校の事業費から支出し、受験生が出願・受験費用を出すなど）である。
- 98 一般的な本科大学。現在の中国高等教育における学生募集のプロセスについては、楊雲「中国高等教育の機会均等性に寄与する民営大学の発展課題：河北省及び北京市の大学生進学意識調査を中心に」『現代社会文化研究』第41号、2008年3月、p.3を参照されたい。
- 99 「谁是“高考移民”的受害者？」 People`s Daliy Oline:
<http://www.unn.com.cn/GB/channel2/3/30/3570/3572/200304/04/253300.html> (2008/05/31)
- 100 「“高考移民”再度引發教育公平話題」 Chinese Yang People`s Oline(Educational channel)
http://edu.cyol.com/content/2006-05/22/content_1392530.htm (2008/05/31)
- 100 「海南：2007年“高考移民”基本得到遏制」 中国教育在線高考頻道
http://www.eol.cn/hai_nan_2962/20070201_217407.shtml (2008/06/25)
- 101 第3回目本科募集を行う高等教育機関は、民営普通大学の本科大学、独立学院の本科を含む。
- 102 「“高考移民”再度引發教育公平話題」 Chinese Yang People`s Oline(Educational channel)
http://edu.cyol.com/content/2006-05/22/content_1392530.htm (2008/05/31)
- 103 「海南：2007年“高考移民”基本得到遏制」 中国教育在線高考頻道
http://www.eol.cn/hai_nan_2962/20070201_217407.shtml (2008/06/25)
- 104 「天津提昇“高考移民”門檻 河北衆家長進退兩難」 533zs 招生·就業·資訊·文憑·資格考試·高考移民

<http://533zs.com/bbs/rss.php?forumid=0&tagname=%E9%AB%98%E8%80%83%E7%A7%BB%E6%B0%91> (2008/05/31) (『燕趙都市報』から転載)

105 「藍印戸籍」とは、外来人員は天津市、上海市、広州市などの直轄市や大都市で投資や商品性住宅の購入または該当市における機関・企業に特別に雇われるといったルートを通じて、公安部署の許可を得て戸籍に藍(青色)印章を押して戸籍関係を証明する戸籍証拠のことであり、準常住戸籍の管理形式である。「藍印戸籍」の持ち主は、一般的に子どもの入園や義務教育段階の入学、営業免許の申し込み、ガスや電話の取り付けなどの面で該当市の常住戸籍と同等の待遇を享受することができる。また、「藍印戸籍」に一定の有効期間(広州市は5年間)があり、規定年限(天津市は4年間)内に該当市の常住都市戸籍に移転することができる。上海市の「藍印戸籍」政策は1994年2月より試行され、2002年4月1日まで施行されていた。上海市の「藍印戸籍」は企業投資の誘致や人材の導入及び住宅不動産の面に積極的な役割を果たしていたが、「藍印戸籍」の申請条件の緩みや申請人員が多いため、人口の量的コントロールにマイナスの影響を与えて経済・社会の発展に不利だと見られ廃止されたのである。広州市の「藍印戸籍」制度は1999年10月1日より、天津市の「藍印戸籍」制度は1995年2月28日より施行されたのである。詳細は「上海市藍印戸籍管理の暫定規定」、「広州市藍印戸籍管理の暫定規定」及び「天津市藍印戸籍管理の暫定規定」を参照されたい。

106 天津市において全国統一大学入試のほかに、春季入試も行われている。2005年8月天津市教育委員会は「藍印戸籍の受験生が天津市で2006年大学入試に参加する際の出願資格に関する補充規定」を出して、「転学してきた藍印戸籍の受験生に対し、中等教育職業学校は受け入れてはならない。一旦入学してしまっても藍印戸籍の受験生は春季入試にしか受験できない。藍印戸籍の生徒は同市で在学する際にただ実態のない在籍をしてはならない。本規定に違反する場合、状況を問わずに学籍を取り消し関係者の責任を追及する」と規定している。

107 華北油田からの100名余の受験生が転売された藍印戸籍を用いて天津市で出願したがそのことが露見したため出願資格を取り消された。藍印戸籍の転売価格は1件4万円～6万円と言う。「天津遣返百余高考移民」(『燕趙都市報』2006年7月4日)

108 「天津提昇“高考移民”門檻 河北衆家長進退兩難」533zs 招生-就業-資訊-文憑-資格考試-高考移民 <http://533zs.com/bbs/rss.php?forumid=0&tagname=%E9%AB%98%E8%80%83%E7%A7%BB%E6%B0%91> (2008/05/31) (『燕趙都市報』から転載)

109 新華ネット天津チャンネル http://www.tj.xinhuanet.com/2007-05/02/content_9947486.htm (『燕趙都市報』から転載)。

110 「新疆高考移民再度回潮 今年已有891名被查处」中国大学生ネットワーク 中青校園通信社 http://txs.youth.cn/kslx/200805/t20080512_704771.htm (2008/05/31)

111 1998年全国統一大学入試における平均合格率は36%であり、上海が60%で最も高く甘肅省がもっとも低く21%であった。2001年全国統一大学入試における平均合格率は57%であり、青海省が79%でもっとも高く内モンゴルがもっとも低く50%と言う。China Education and Research Network: http://www.edu.cn/ji_jiao_news_279/20060323_26227.shtml (2008/06/20)

112 1992年ごろ河北省永清県の鎮戸籍は4000元であり、1999年に河北大学のある卒業生は北京で就職するために40万円で北京市戸籍を購入したケースがあった。

113 マーチン・トロウ 著 天野郁夫・喜多村和之 訳『高学歴社会の大学：エリートからマスへ』東京大学出版会、1976年、pp.194-195。

114 蔡克勇『20世紀の中国高等教育：体制篇 (全国教育科学「十五」企画重点課題)』高等教育出版社、2003年、263-293。

115 天津市政府と教育部が共同で建設する南開大学、天津大学、天津医科大学以外、河北省の唯一の「211プロジェクト」校も天津市に所在する。

116 「211プロジェクト」部際協調グループ事務局 編『「211プロジェクト」発展報告(1995-2005)』高等教育出版社、pp. 9-10。

117 「如何应对“高考移民”的诉求」 People's Daliy Oline of the Union Channel: <http://www.unn.com.cn/GB/channel2/3/30/3570/3572/200304/04/253299.html> (2008/05/31)

118 「高考地域歧视 北京人上北大概率是河南的60倍」5MM http://news.koolearn.com/t_10054_0_260482.html (2008/06/25)

119 教育發展企画司編『中国教育統計年鑑2005』人民教育出版社、p.656。

120 岳昌君・文東茂・丁小浩「从求职和起薪看高校毕业生的就业竞争力：基于调查数据的施政分析」北京大學教育經濟研究所『北大教育經濟研究』(電子ジャーナル)第2卷第2期(トータル第3期)、2004年6月、pp. 1-2。

¹²¹ Bao Wei, “The Private Higher Education and Employment: Emergence of the New Job Market”, *Economic of Education Research (Electronic Journals of Peking University)(Chinese)*, Issue4, No.3, Sep, 2006, pp.3-4.

¹²² 1999年6月13日、「教育改革を深め全面的に素質教育を推進する決定（中共中央国務院）」が出され、そこにおいて「素質教育を行うことは、全面的に党の教育方針を徹底的に実行し、国民素質を高めることを趣旨とし、生徒・学生の創造力や実践能力を重点とし、“理想を持つ、道徳を有する、文化が分かる、規律を守る”人、徳・智・体育・情操教育など全面的に発達する社会主義事業の建設者や後継者を育成することである」と規定している。教育研究界では素質教育という言葉は1990年代から頻繁に使われ、主に「受験教育」と比較して使われている。日本の「教養教育」の意味と理解してもよいと考える。

第2章 中国高等教育の市場化

第1節 高等教育の市場化

1. 高等教育市場化に関する先行研究の整理と本研究の課題

1980年代以来、市場化が欧米諸国でブームとなり、まもなくの間にグローバル的な趨勢になった。高等教育も市場化の波に乗り、20世紀の終わりから21世紀にかけて、多くの国々は高等教育の市場化政策を行ってきた。中国も例外ではなく、経済体制の転換にしたがって高等教育の市場化が発展しつつある。中国の高等教育の市場化を紹介する先行研究は少なくない。例えば、Richard A. Hartnett¹やYin Qiping&White Gordonら²が1990年代の前半に行った研究では市場化改革の具体的な方策だけでなく、教育の市場化の理論をも示していた。それらの理論に対し1990年代の末までKa-Ho Mokは「市場志向」(market-oriented)³や「模擬市場化」(quasi-marketization)⁴といったような表現をしていたのである。1990年代の後半から2000年代の半ばごろまで中国高等教育における市場化改革に対し本土の研究界において「教育産業化」という表現が使われ、しかもその是非に関する論争も多かった⁵。中国政府は、教育管理体制の改革に対しては「権力下放」(decentralization)といい、教育運営体制や教育のサービス提供に対しては「多様化」(diversification)といていた⁶。

中国高等教育の市場化改革についてKa-Ho Mokは1990年代の半ばから今まで十数年間にわたって論文を十編以上も出している。そのうちに広東省の例を挙げて「権力下放」(decentralization)政策や高等教育財政の多様化、民営高等教育機関の登場・発展による構造的な変化、及びカリキュラムの多様化変革などに関する動きを論じるものがもっとも多い⁷。香港や台湾との比較研究も数編がある。例えば、私費負担(user charges)や競争(competition)及びコストリカバー(cost recovery)といった面での動き⁸、ファンディング(funding)、権力下放(decentralization)、資金の多ルート調達(multiple channels of educational financing)、コース・カリキュラム(market-driven curricula and programmes)などに関する比較研究⁹及びグローバル化により政府の役割変革や教育の構造的改革が求められていたこと¹⁰、などといったものがある。Ka-Ho Mokは高等教育のグローバル化の動きに関心があり、中国の高等教育の市場化改革をグローバル化とあわせて分析する研究が

ある。例えば、グローバル化の中に競争力のある大学を作るのに高等教育のガバナンス (governance) を “interventionist state model” から “accelerationist state model” へと変える必要があると主張し、1990年代から行われた高等教育機関における「地方委譲」 (Restructuring)、「共同建設」 (Joint Development)、「合併」 (Mergers)、「合作」 (Cooperation) といった改革を手がかりに分析していた¹¹。中国高等教育のガバナンスに影響するものを “provision”, “financing”, “regulation” に分けてガバナンスの改革案を具体的にアドバイスし、市場化や私有化 (privatization) 及び社会化 (societalization) 改革の政策的経緯を分析した上で、民営高等教育の地方類型や資金調達が多ルート改革などについて論じるものもある¹²。

金子は高等教育の市場化の背景と構造を整理し、高等教育市場化の趨勢を検討した上で「高等教育の市場化は、統制と、財政負担という二つの軸における政府の役割の減少と市場機能の拡大をともなう」という結論を出している¹³。岳经纶は主に大学と政府の関係に着目して議論していた¹⁴。

中国における高等教育の市場化改革がダイナミックに進行している中、上記の先行研究は市場化の発展段階に限るものが多い、市場化の全面的改革に関する研究や実証研究が欠けている。

本節では高等教育市場化後、高等教育の機会均等性の課題を分析するために中国高等教育の市場化の諸現象や国の政策を検討する。

2. 中国における高等教育の市場化

中国高等教育の市場化は、政府 (中央・地方)、社会と大学間の関係の転換、教育経費の多元化の趨勢、高等教育における厚生施設やサービスの外部委託改革、及び民営 (私立) セクターの発展 (第2章第2節で論じる)、大学城の登場と発展 (第4章で論じる) などの面に反映されている。

(1) 政府・社会・大学間関係の転換

1978年、中国共産党第11回第3次全体会議が開催され、国の存亡にかかわる重大なことを検討して「中国共産党第11回第3次全体会議の決議」が公布された。中国共産党と国のこれからの中心任務を経済発展とする政策が明らかになった。1984年に「経済体制改革に

関する中共中央の決定」が公布され、社会主義商品経済を發展させ、現有の計画経済体制を改革するという方針を打ち出した。そこにおいて「生産建設の各事業を迅速的に發展し、栄えて豊かである国や富裕で幸福である国民の生活を早めに実現させるには、すべての積極的な要素を引き出さなければならない。国家の政策と計画による指導を行ううえで、国家、集団、個人が共同に参加する方針を執行し、多様な経済組織と多様な経営方式を堅持する」と規定した。その後、経済組織の多様化や非国有部署・企業の迅速的な發展は、教育サービスの提供者や参加者の多様化のために必要な準備条件を整えたともいえる。教育において「教育体制改革に関する中共中央の決定（1985年）」（以下、本節において「決定」と略記）が公布され、「今後成否の肝心なものの一つは人材であり、人材の問題を解決するには、経済發展の前提の下で教育事業を大いに發展させなければならない。……高等教育において高等教育体制改革の肝心なものは、政府が高等教育機関に対する管理体制を改革することである。国家統一的な教育方針と計画の指導の下で高等教育機関の学校運営の自主権を拡大し、高等教育機関が生産・科学研究やその他の部署とのリレーションシップを強め、高等教育機関が積極的に経済發展と社会發展の需要に応えるような積極性と能力を備えさせる」と規定した。高等教育機関の自主権を拡大すると同時に、「決定」において、大学運営における地方政府の権限を拡大するように規定した。例えば「各級政府の大学運営の積極性を引き出すために、中央、省・自治区・直轄市、中心都市による三つのレベルでの大学運営体制を施行する。中央各部署と地方が運営する高等教育機関は、大学を運営する部署や地方の人材に対する需要に優先的に応えなければならない。同時に潜在力を發揮し、（その他の部署や企業などの）委託を受け入れ、部署・地方間の連合運営を積極的に提唱する」というように規定し、地方政府が大学運営に果たす役割を大いに期待するようになった。「決定」の中央政府の権限を地方や大学に委譲するという指導方針に基づき、さらに中央、地方及び高等教育機関の間関係を明確にするために、国務院は1986年に「高等教育管理職責暫定規定」（以下、「暫定規定」と略記）を公布した。表2-1-1が示すように「暫定規定」は中央、地方（省・自治区・直轄市）と高等教育機関のそれぞれの管理責任をさらに明確にし、地方と大学の管理権限を拡大したのである。

1980年代から行われた分税制¹⁵などの財政改革は、地方政府の高等教育への投資を促した。「決定」が公布された後、改革開放政策が深まるにしたがって、教育における一連の法令が公布され、地方政府と大学の管理権限がさらに拡大された。1992年、鄧小平氏が上海、深圳、珠海など南の開放都市を巡察し、有名な「南巡講話」を發表した。同年12月、中国

共産党第14回全国代表大会が開催され、「南巡講話」の方針に基づいて、社会主義市場経済体制¹⁶を確立することを明確にした。教育においては1993年に「中国教育改革と発展綱要」が公布され、「政府の学校運営を中心にすると同時に社会各界が共同して学校を経営す

表2-1-1 中央と地方高等教育管理権限の区分

担当項目	国家教委	省・自治区・直轄市政府
政策方針と規則制度	国家関係方針・政策・法律・法規の実施を執行、指導、検査する。具体的な政策と規則を制定する。	自地区の高等教育機関による国の関係方針政策・法律法規の施行における指導、検査
発展企画と募集計画	全国高等教育事業発展企画と年度学生募集計画を制定し、高等教育構造の分布を調整する。	直接管理の高等教育機関の発展企画と年度学生募集計画を制定する。
高等教育機関の設置と取り消し	高等教育機関と大学院の設置基準を制定し、高等教育機関と大学院の設置、取り消しと調整を審査する。	直接管理の高等教育機関の設置、取り消しと調整を審査し、国家教委に申請またはアドバイスをする。
学生募集と卒業生の就職	関係規定を制定し、国家統一配分の卒業生年度配属方案を制定する。	学生募集と卒業生の職場配分に対して指導する。
専攻設置	高等教育機関の基本専攻リストと専攻の設置基準を制定し、専攻の設置に対して審査のうえで指示を与える。	直接管理する専科学校の専攻増設と取り消しを審査のうえで指示を与える。
資源配置	国務院の関係部署と連携して高等教育機関の経費、人事編制及び物資設備の管理制度と定額標準の原則を制定する。高等教育機関がバランス的な発展を調節することと重点学科建設に使う基本建設費、事業費を管理し、其の人事編制を管理する。	直接管理する高等教育機関の教育経費予算の分配と決算の審査を担当する。
人事管理	高等教育機関の人事管理の規則を制定し、教職と幹部の養うことを担当する。専門技術者の招聘の仕事を担当する。	学校の主要責任者を任免し、直接管理する高等教育機関と関係部署に属する高等教育機関における専門技術者の招聘の役目をする。
教学管理 と科学研究 管理	学生の修学年数と育成基準を規定する。指導性教学ファイルを制定し、教材の編集と審査を企画し担当する。高等教育機関の政治教育、教学、体育、衛生及び総務関係の仕事を指導する。高等教育機関の科学研究を指導し、その科学研究の企画と管理制度を取り決める。	直接管理する高等教育機関の政治教育、教学、科学研究と総務の仕事を指導する。
学位授与	大学院生の募集と育成を指導し、管理する。学位授与の役目をするなど。	
質の検査と評価	高等教育機関の教学の質を検査し、評価の仕事を担当する。	自地区における高等教育機関の教学の質の検査と評価の仕事を担当する。
統一して 計画・実施 する		学校連携運営を統一して計画・実施する
成人高等 教育の管理	成人の高等教育を統一して指導し、其の発展計画を編制し、年度学生募集計画を取り決めて公布する。	自地区に属する成人高等教育機関を管理する。

出典：1986年3月12日国務院が公布した『高等教育管理職責の暫定規定』により作成。

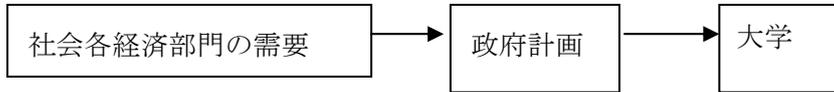
る体制を設立する。政府と大学、中央と地方、国会教育委員会と中央各業務部署との関係を解決する。次第に、政府が政策制定などマクロなコントロールをし、学校が社会に向けて自主的に学校運営をする体制を設立する」と規定した。高等教育の自主権を拡大する法律的な根拠として、1998年「中華人民共和国高等教育法」が誕生した（1999年1月1日施行）。「中華人民共和国高等教育法」は学生募集・専攻の設置・教学計画の制定・教材の選定・教学活動の実施・産官学連携・国際学術交流・教員採用などの面（詳細は「中華人民共和国高等教育法」第32条～第38条を参照）で高等教育機関の自主権を明確に規定した。

高等教育の市場化による、政府（中央・地方）、社会と大学間の関係の転換を図 2-1-1 に示した。図からわかるように、市場化前、高度集中的な経済政治体制の元で政府が社会政治経済の各部署の需要を予測し、それによって大学に対して高度統一的な管理を行い、大学はほとんど自主権がなかった。具体的に言えば、大学は完全に公的財政により作られ、教職員の人事、教学計画の制定、学生の募集、カリキュラムの制定、学生の就職など、すべて中央政府により統一的にコントロールされていた。教職員の住居や学生の住居も大学キャンパス内にあり、完全に大学に管理され、その経費も国の財政からだされていた。学生の就職も国が計画的に行い、1980年代半ばごろまで大卒生はほとんど国の機関か国有企業・団体に入り、身分的にも国家幹部の待遇を受けていた。高等教育においては授業料を徴収されず、食費補助など生活費用に用いられる相当部分の経費が「人民助学金」として学生に与えられていた。そのとき、学生は学費と生活費の多少を考慮しなくて良かったので、教育の機会均等性の問題は顕在化していなかったが、市場メカニズムの導入により、大学と政府・社会の関係が刷新された。また中央教育機関と地方教育機関の間に諮問機関（図 2-1-2）が設定され、社会主義市場経済体制下の新体制の特徴は、地方の管理を中心とし、私立セクターなどが参与してきたことである。

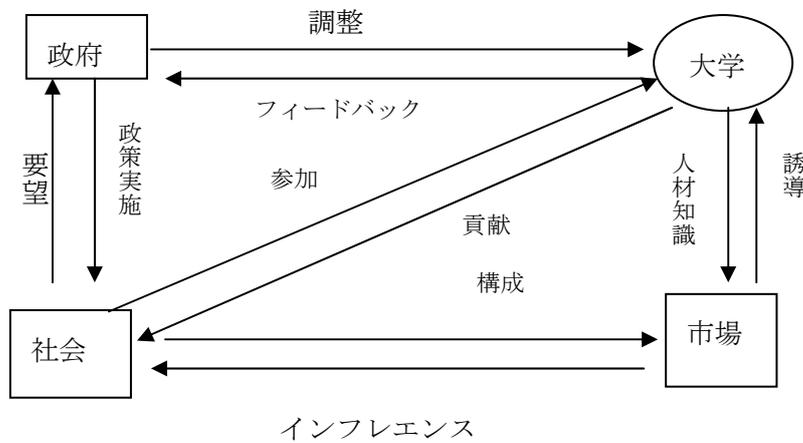
王・魏が新しい教育システムの構造を「政府が調整し、社会が参加し、市場が誘導し、大学が自主運営する」とまとめているが、それは市場化後の政府、社会及び大学間関係を的確に描いているであろう。大学の活動は政府の指導にコントロールされているばかりではなく、市場のルールを守らなければならない。しかも、次第に市場行為に調整されるようになってきた。同様に、政府は大学を指導するとき市場の要素を考慮しなければならない。Clark が政府と大学関係を「国家コントロールモデル」(state control model) と「国家監督モデル」(state supervising model) に分類した¹⁷が、彼のモデルを借りて分析すると、中国の教育改革が行われる前、つまり 1980 年代前において「国家コントロー

図 2-1-1 社会・政府・大学間の変化

計画経済体制



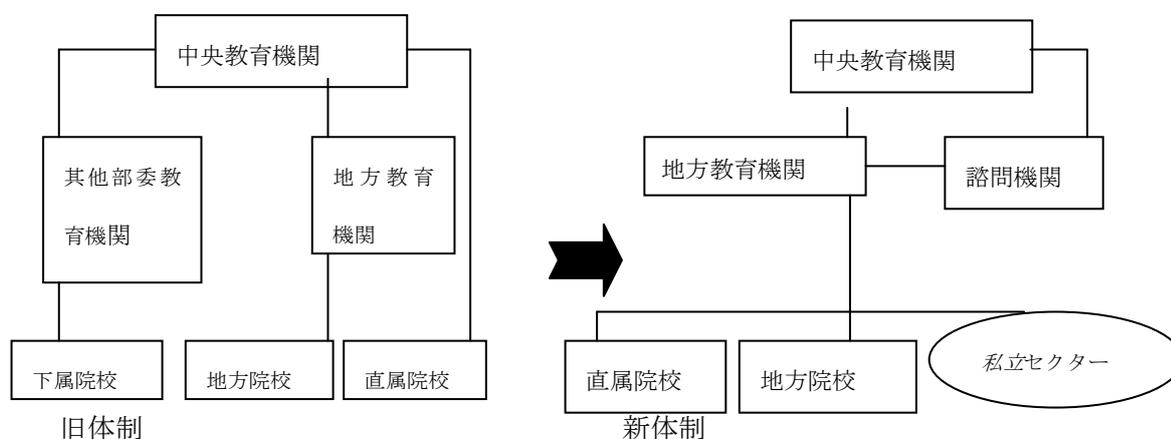
市場経済体制



王名・魏玉「中国における大学教育システム：高等教育とマネジメント・リーダーの育成」『中国におけるリーダー育成・開発戦略』財団法人国際開発高等教育機関開発研究センター、高山印刷株式会社、2002年、pp. 32-33 を参考に、筆者作成。

ルモデル」であり、その後徐々に「国家監督モデル」に転換しているともいえよう。したがって、社会も市場の要素を用いて国を監督し、大学に要望を出すようになってきた。国家と大学は社会の反応に応じて行動するようになりつつある。

図 2-1-2 計画経済下旧体制と市場経済下高等教育新体制の区別



陳列『市場經濟与高等教育：一個世界性的課題』人民教育出版社、p. 216 を元に筆者作成。

(2) 高等教育経費の多元化政策

①学費（授業料・雑費）の徴収

1978年、「中国共産党第11回3中全会の決議」は、中国共産党と国家の中心任務を經濟發展とする政策を明らかにした。「中華人民共和國第6回國民經濟・社会發展の5カ年計画」（1981-1985）や「經濟体制改革に関する中共中央の決定」（1984年）など、經濟發展に関する国の政策が一連的に出され、國民經濟が大いなる發展を遂げた。國民1人当たりのGDPは1978年の319元から1988年の1355元まで上がった¹⁸。一方では、高等教育の在学者数は1978年の85.6万人から1988年の206.6万人に上がったが、大学進学率はやはり2%に過ぎず、高等教育における年間平均募集定員がわずか52万人に過ぎなかったため、年間平均250万人を超える高卒生が大学に入れない状態であった¹⁹。

1989年まで、中国の高等教育機関の運営に必要な費用はすべて国の財政によって負担されていたばかりではなく、学生の宿舎にかかわる費用も国の財政的教育費から出されていた。それに、食費補助など生活費用に用いられる相当部分の経費が「人民助学金」として学生に与えられていた。これらの学生生活面に用いられる費用は、高等教育機関の經常經費支出総額の20%を占めていた²⁰。国の財政に制限があるので、こうした体制は高等教育機會の拡大に不利であろう。1985年、「教育体制の改革に関する中国共産党中央委員会の決定」（以下本節において「決定」と略す）が公布され、企業が学生の代わりに学費を支払う委託生制度や学生が自分で一部の学費を負担する自費生制度が規定された。この「決定」の方針に基づいて、1989年3月、國務院が「高等教育機関における卒業生の就職制度を改

革する国家教育委員会の報告を批准し、公布する通知」の中で初めて、授業料を年間 100 元～300 元（1 元＝13 円）に規定した。1989 年 8 月、「高等教育機関授業料・雑費及び宿泊費の徴収に関する決定」を公布し、1989 年度から、本科・専科の学生から授業料・雑費を徴収し始め、一般地域では 100 元、経済の発達しているところでは 300 元限度で徴収すると規定した。こうして、高等教育の私費負担制度は政策として確保された。

「決定」に決められた委託生と自費生の募集計画は「調整性」募集計画といわれる。「決定」が公布された後、この「調整性」募集計画の割合は上がる傾向を見せた。特に 1992 年、社会主義市場経済体制が実行された後、高等教育における「調整性」募集計画の割合が 20%（自費生が 5%未満）未満から 1992 年の 30%、1994 年の 40%以上、さらに少数の沿海地域においては 50%まで上がった²¹。「調整性」募集計画は統一入試の大学合格ラインより 20 点まで低い者の中から募集することとなっていたが、その割合が高くなりすぎると、合格ラインより 100 点まで低い学生も入学できていた。同じクラスにいながら違う得点で違う授業料を出す状況となっていた。それは教育の公平性を損なっていると見なされ、1994 年から 1997 年まで授業料「一本化」の改革が行われていた²²。1997 年全国範囲で大学の授業料が「一本化」されたことは、授業料徴収制度が全面的に実施され、高等教育の無償化の時代が終結したことを宣言した。

②投資ルートの多元化

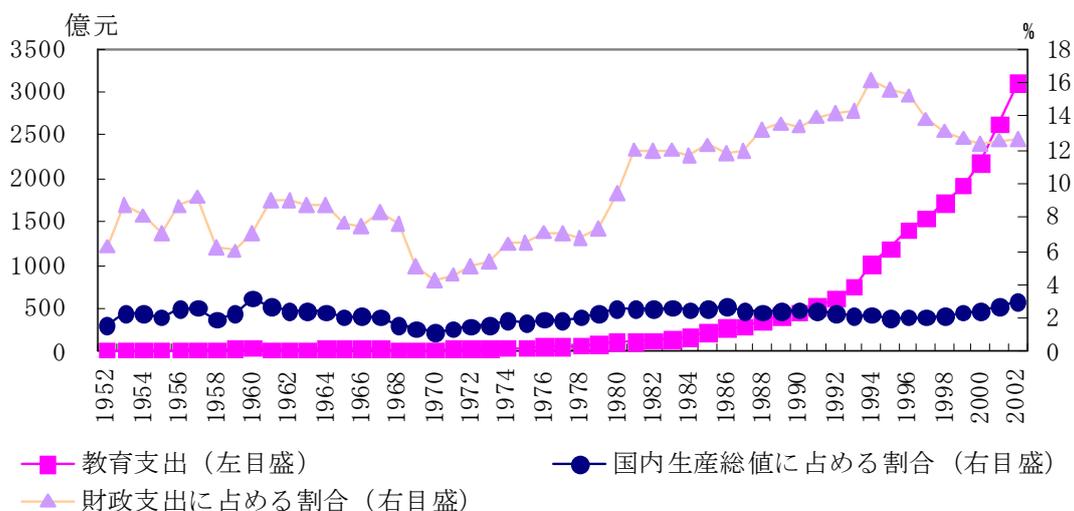
「経済体制改革に関する中国共産党中央委員会の決定」（1984 年）が公布され、「公有制を主体とし、多様な経済形態と多様な経営方式を積極的に発展する」といった方針が強調された。その後、私営経済と個人単独経営経済が大いなる発展を遂げた²³。それは投資ルートの多元化に可能性をもたらしてきた。

1980 年から、中国において財政体制改革が行われ、国が財政収入及び支出を統一的に管理することを、中央と地方がそれぞれ財政収入と支出を管理することに変えた²⁴。したがって、高等教育の事業費は、中央政府の各部署の運営する大学に財政部から資金を割り当て、地方政府が運営する大学に地方政府から資金を割り当てることになった。このような体制は地方高等教育の財政の自主権を拡大し、地方政府の高等教育への投資の積極性を促した。1980 年から 1989 年までの時期に、中国で新增設された 400 校の高等教育機関のうち、地方が設置したものが 300 校あまりもあり、新增設の高等教育機関の 70%を超えた。1994 年、中央政府の財政基盤を拡大し、政府のマクロ・コントロールを強めるために、「分税制」を実施した。しかし、国の財政収入に占める地方財政の割合が 1993 年の 78%から

2003年の45.4%に下がり、財政支出に占める地方財政の割合が1980年の45.7%から2003年の69.9%まで上がった²⁵。中央政府の財政的裁量権が縮小し、地方の自主権が拡大していることが分かる。これは、高等教育の量的拡大における地方の寄与につながるであろう。

一方、図2-1-3が示すように、国家財政支出に占める教育支出の割合は増加してきたが、

図2-1-3 国家教育支出と関係指標に占める割合の変化



出所：中国財政年鑑編集委員会編『中国財政年鑑2003』中国財政雑誌社、2004年、p. 256により作成。
 国内総生産に占める教育支出の割合は小さな増減を繰り返しながら、50年を経てもわずか0.5%しか増えていない。それに表2-1-2から見えるように、予算内高等教育経費はGNPに占める割合が1980年代から2000年までの20年間、ほとんど変わっていない。予算内教育総経費に占める割合が1980年代より下がっている。政府の政策は何であろうか。それは、むしろ国家財政以外のルートから資金源を掘り出すのであろう。

年度	国民 総生産 (億元)	国家財 政支出 (億元)	予算内 教育経費 (億元)	予算内高教経費割当額			
				計 (億元)	GNPに 占める%	財政支出 に占める%	予算内教育総 経費に占める%
1980	4517.8	1228.8	108.2	28.1	0.6	2.3	26.0
1985	8989.1	2004.3	227.9	66.8	0.7	3.3	29.3
1990	18598.4	3083.6	426.1	102.4	0.6	3.3	24.0
1995	57494.9	6823.7	1028.4	213.6	0.4	3.1	20.8
2000	88189.6	15886.5	1951.4	491.2	0.6	3.1	25.2
2005	1838679	33930.28	4665.69	1080.19	0.59	3.2	23.2

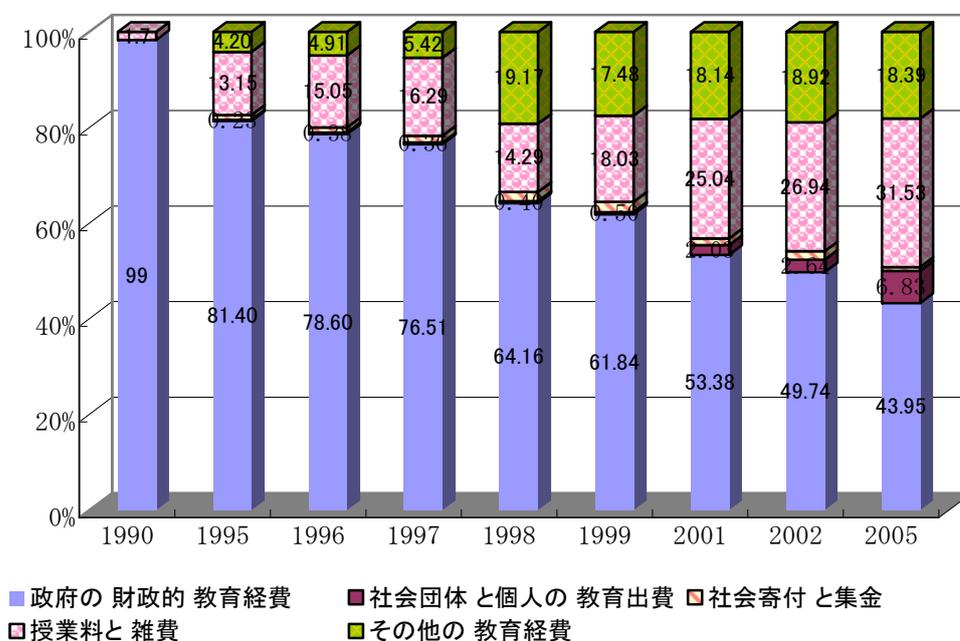
出所：国民生産総値、国家財政支出：『中国統計年鑑2000』、中国統計出版社、P.53、P.255；
1980年教育経費データ：『中国教育成就1949-1989』、人民教育出版社、1984年版、P.P.371～372；
1985年データ：『中国教育年鑑1985-1986』、人民教育出版社、1986年版、p.104；
1990年、1995年教育経費データ：『中国教育経費年度発展報告1996』高等教育出版社；
2000年教育経費データ：『中国教育経費統計年鑑2001』、中国統計出版社2002年；
2005年データ：『中国統計年鑑2007』より筆者算出作成。

1993年公布された「中国教育改革と発展綱要」の中で、社会各界が共同し学校を運営する体制を設立するという方針が打ち出され、「国と地方政府の財政的予算経費以外、大学は法律に従って資金調達することができる」と規定した。その後、1995年9月から施行された「中華人民共和国教育法」、1999年から施行された「中華人民共和国高等教育法」、1999年公布された「教育改革の深化・素質教育の全面的推進に関する中国共産党中央委員会の決定」などの一連の法令の中に、資金調達ルートの多元化に関する規定がされている。例えば「中華人民共和国高等教育法」の第60条に、「国の財政支出を主とし、他の多様なルートでの高等教育資金調達を補助とする体制を確立し、高等教育の発展を経済的・社会的発展水準に適応させる。国務院と省・自治区・直轄市人民政府は教育法第53条の規定に従って、国が興した高等教育の経費を徐々に増やすことを保証する。国は企業や非営利組織、社会团体及びその他の社会組織と個人の高等教育への投資を奨励する」と規定した。こうして、高等教育における資金調達ルートの多様化は法律に定められたのである。

高等教育が有償化されてから、高等教育の経費負担が多元化している。投資ルートによる高等教育経費の構成の割合を図2-1-4にまとめた。図が示すように、高等教育経費は主に、財政的教育経費、社会团体と個人の教育出資、授業料と雑費、社会寄付と集金及びその他の経費からなっている。1990年から2005年まで、国家財政性経費の割合が約99%から43.95%まで下がったのに対し、授業料と雑費の割合が1.7%から31.53%まで上がった。近年、中国教育部財務司の長は中国高等教育の経費の基本ルートを「財」（財政性経費）、「税」（教育に使う税の収入）、「費」（授業料・雑費）、「産」（学校運営の企業収入）、「社」（社会寄付）、

「基」（国内外の企業・会社・団体・個人などの資金を集めた指定か非指定の基金）、「科」（科学成果の特許収入や産官学連携の収入）、「貨」（金融機関からの借金など）、「息」（大学の資金を合法的に取り扱い、獲得した利息）といった九個の漢字で表し、分類していた²⁶が、その他の経費をそれに当てはめると「産」、「科」、「貨」、「息」となると考えられる。大学における学校運営の自主権の拡大や、高等教育の市場化の進行により、大学が調達した資金（授業料以外）が多くなっていることも示された。それは、高等教育の量的拡大に寄与する要因の中で無視できないものであろう。

図2-1-4 高等教育経費の財源別構成比



出所：『中国教育経費年度発展報告』（1996年）、『中国統計年鑑』各年版により算出作成。

1993年「中国教育改革と発展綱要」の中に、「国家財政性教育経費の支出が国民総生産に占める割合を徐々に増やし、本世紀の末に4%まで達成させる」と定めたが、2000年には2.44%であり、4%の目標が達成できなかった。遅れている高等教育に対し、中国政府はどのような高等教育政策を取るのだろうか。それは、高等教育の有償化と投資ルートの多元化をしたうえで私立セクターの発展などを通じて高等教育の量的拡大を遂げるのであろう。

(3) 高等教育における厚生施設やサービスの外部委託改革

中華人民共和国が成立してから 1999 年まで高等教育における福利厚生やサービスなどはほとんど政府により管理・運営されていた。教員や学生はほぼ全員が大学のキャンパス内に住んでいた。教員寮と学生寮などはキャンパスの限られた空間をかなり取っていたので、大学の規模拡大にマイナスの影響を与えていた。一方、公的財政が高等教育諸経費に占める割合は減る一方であり、政府が福利厚生やサービスに投入する資金がなくなってきた。募集拡大のため、福利厚生施設やサービスにおいて完全に民間の資金を活用しなければ維持していけなくなってきた。こうした背景の下で、高等教育における福利施設やサービス業務の外部委託改革が行われるようになった。いわゆる福利厚生施設やサービス業務の外部委託改革とは、もともと高等教育機関の運営と一体となる高等教育機関の福利厚生施設やサービスの運営権を企業に移譲することを通じて、福利施設やそこに勤めている職員を高等教育機関の所管から分離することである。高等教育の福利施設やサービス業務の外部委託改革は、社会主義計画経済から社会主義市場経済へと転換することの具体的な反映である。

1999 年に、国務院は教育部・国家計画発展委員会・財政部・建設部・中国人民銀行・国家税務総局が協力して制定した「高等教育福利施設やサービス業務の外部委託改革に関する意見」を可決した。同「意見」において厚生施設やサービスの外部委託改革に関する内容を規定した。具体的に、「長い目で見れば学生生活の福利施設やサービス、教職員生活の福利施設やサービス、学校管理、教学、科学研究などに関するサービス性のものが含まれる。高等教育機関の教職員の医療保険や年金、退職制度の改革は、国家の統一的な政策や属地化の原則によらなければならない。高等教育の福利厚生施設やサービス業務の外部委託改革の重点は、学生生活における福利厚生施設やサービスの改革である。新築の学生宿舍及びその他の福利厚生施設やサービスに対する資金投入は、社会諸勢力の資金を十分に利用する方針を堅持しなければならない。中央と省・市人民政府が状況に応じて必要な経費で支持しなければならない。あらゆる学生寮及びその他の福利厚生施設やサービスは、その経営と管理が社会主義市場経済体制のルールによって行わなければならない。いままで、高等教育機関が自ら管理を行う水道・電気・ガス・電話などのサービスや生活用品の購入は、条件のそろうところなら、2002 年まで適当な方法で省・市またはそのほかの適切な範囲内で組織した福利厚生施設やサービスの集団、または社会にある相応な企業に任せ

なければならない」と明示した。改革における管理体制について、高等教育機関の福利施設やサービス業界で勤める職員や資産などを、高等教育機関の行政管理から分離させる。そして、自主的に経営し、独立的に採算し、損益に対して独自で責任を負うといった学校福利施設の実体（福利施設やサービス業務会社）を創設する。改革における資産制度について大学は福利厚生施設やサービスの企業と契約の関係を結ぶ形を取っていた。福利厚生施設やサービスにおいて、もともと国有資産であるものを明記し、所有権と使用权をはっきりした。大学は契約によって福利厚生施設を無償または特惠な価格で企業に貸し出し、企業は設備に対するメンテナンスや固定資産の減価償却をすること、利益を上納することなどのルートで国有資産に対する価値保有の責任を負う。

高等教育の福利厚生施設やサービスに関する動きについては、1984年に公布された「経済体制改革に関する中共中央の決定」に遡ることができる。「高等教育における福利厚生やサービスの改革は、教育改革が順調に行われるかどうかに対して極めて重要である。改革の方向は社会化である。大学所在地の党と政府の指導機関はこの改革に対する責任を負わなければならない」と規定した。また、同「決定」は国家、集団、個人が共同に参加する多様な経済形態と多様な経営方式を堅持するという方針も出している。よって、非国有部署・企業が短時間のうちに登場し、福利厚生施設やサービスの外部委託改革に積極的に参加し、その担い手となる姿勢が見えたのである。例えば、1980年代半ばごろまで政府が投資し運営していた食堂は、1990年代の前半ごろに請負責任制となり、その経営権が集団か私営・個人企業に移譲された。食堂の経営権を請け負う側は、大学の納入金と利益を確保したうえで食堂の再建やサービス向上などに力を入れてきた。しかし、1999年の高等教育募集拡大までほとんどの官立大学は福利施設やサービスなども依然大学による管理運営としてほとんど変わらなかった。高等教育の福利施設やサービス業務の外部委託改革が学生募集の拡大に応えられていなかった。当時、どの大学においても学生寮は10人部屋か8人部屋であり、水洗トイレ、浴室なども大きな問題となった。

1985年「経済体制改革に関する中共中央の決定」においてはじめて高等教育の福利施設やサービス業務の外部委託改革に関して規定したが、8年間を経ても改革がまだまだ不十分だった。1993年中共中央、国務院が公布した「中国教育改革と発展綱要」において「大学の福利施設やサービスは、改革を通じて徐々に社会化を実現させなければならない」と規定した。1999年1月、国務院が批准し教育部が公布した「21世紀を目指す教育振興行動計画」は、高等教育の福利施設やサービス業務の外部委託改革に対して明確な要求をだし

た。「大学の福利施設やサービス業務の外部委託改革を加速し、機構を簡素化し職員を減らす。大学の学生募集の拡大は、福利施設やサービス業務の外部委託改革の進捗と一致しなければならない。若干の条件が比較的揃っている都市を選んで（経営管理が企業化となる）高等教育機関の福利施設やサービスを担当する集団企業を組み立て、学生アパートの物産管理などの大学福利施設やサービスなどに従事させる。3～5年間のうちに、大学の福利施設やサービス業務の外部委託改革を大部分の地域に実現させる」と規定した。1999年6月に公布された「教育改革を深化し素質教育を全面的に推進する決定（中共中央）」では、「大学の福利施設やサービス業務の外部委託改革にさらに力をいれ、大学の福利施設を徐々に大学から分離させ、福利施設の働きを社会化を推進する。社会諸勢力が大学の福利施設やサービスに対する役割を果たし、教育産業を発展させる」と規定した。1999年11月、国務院事務庁が上海で「第1回全国高等教育機関の福利施設やサービス業務の外部委託改革工作会議」を開いた。1999年12月に教育部が「高等教育福利施設やサービス業務の外部委託改革に関する意見」を公布した。その後、2000年12月、2001年12月にそれぞれ「第2回全国高等教育機関の福利施設やサービス業務の外部委託改革工作会議」、「第3回全国高等教育機関の福利施設やサービス業務の外部委託改革工作会議」が開かれ、副総理の李嵐清が自ら発言した。福利施設やサービス業務の外部委託改革はさまざまな分野の改革にかかわっていた。中国共産党中央委員会・国務院をはじめ、国務院事務庁、国家計画委員会、財政部、国土資源部、建設部、国家税務総局、中国人民銀行が一連の規程を制定した。

高等教育の福利施設やサービス業務の外部委託改革の目標と段取りについて「高等教育福利施設やサービス業務の外部委託改革に関する意見」の中に以下のように規定していた。

「2000年から、3年間くらいをかけて高等教育の福利施設やサービス業務の外部委託改革を全国大部分の地域に実現させ、中国特色で高等教育の特徴のあるもの、しかも高等教育の需要に応えることのできるもの、つまり新型高等教育機関の福利施設やサービスの保障システムを作り上げる。改革の目標は二つのステップに分ける。第1に、今から2000年、あらゆる高等教育機関における福利施設やサービスの職員、その施設及びその管理運営を組織的に高等教育機関の行政管理システムから分離させる。自主的に経営し、独立採算とし、損益について自分で責任を負うというような大学福利施設やサービスの集団を組織する。第2に、2000年から2002年末ごろまで、高等教育機関における福利施設やサービスを規則正しく分離した上で、省・自治区・直轄市及びその他の適切な範囲内に、高等教育

機関にまたがる福利施設やサービスの集団（連合体、センター及び企業）を組織し、専門化、集約化、企業化などの形態で地域範囲内における高等教育機関の福利施設やサービスの役割を果たさせる」。

高等教育の福利施設やサービス業務の外部委託改革を深めるために、国は具体的で明確に支持する政策を出した。例えば、「高等教育福利施設やサービス業務の外部委託改革に関する意見」（1999年）において「今から、高等教育機関が新增設した学生寮やそのほかの福利施設について、省または市の教育行政部署が統一的に企画し、項目を分けて迅速的に審査し許可する。しかも、基本建設の初期計画費用において相応な特惠政策を行い、別に土地計画を立てる場合、行政基本建設の政策に従って土地利用を無償で提供する。大学キャンパス外に学生寮及びその他の福利施設を建設し、大学にサービスを提供する場合、キャンパス内における同類建設項目と同様な特惠政策をあげなければならない。企業や社会諸勢力が校舎及びその他の福利施設の建設のために寄付する場合、国の税制法規の規定に従ってその相応の金額を減らさなければならない。高等教育機関の福利施設やサービスの改革項目が銀行ローンを利用する場合、金融部署が積極的に支持しなければならない。省・市の人民政府及びその他の部署がその状況に応じてその利息を補給しなければならない」と規定した。

中国における高等教育の量的拡大政策は高等教育の市場化の背景の下で行われてきている。高等教育の市場化が高等教育の量的拡大に寄与していると考えられる。それに関する検証は第1章で触れていたが、引き続き第2章の第2節や第4章で行うことにする。また、学生支援制度の不備などにより、高等教育の市場化は高等教育の機会均等性を損なっていると考えられるが、それに関する検証は第3章で行うことにする。

第2節 中国高等教育の量的拡大における民営高等教育の寄与

1. 研究の背景と分析課題

中国高等教育の在学者数が1980年の114万人から2006年の2500万人に達し、高等教育の進学率は1.3%から22%に達した。しかし、この量的な拡大は決して順調ではなかった。1980年代の末ごろまで、高等教育機関において授業料を徴収しておらず、高等教育へ

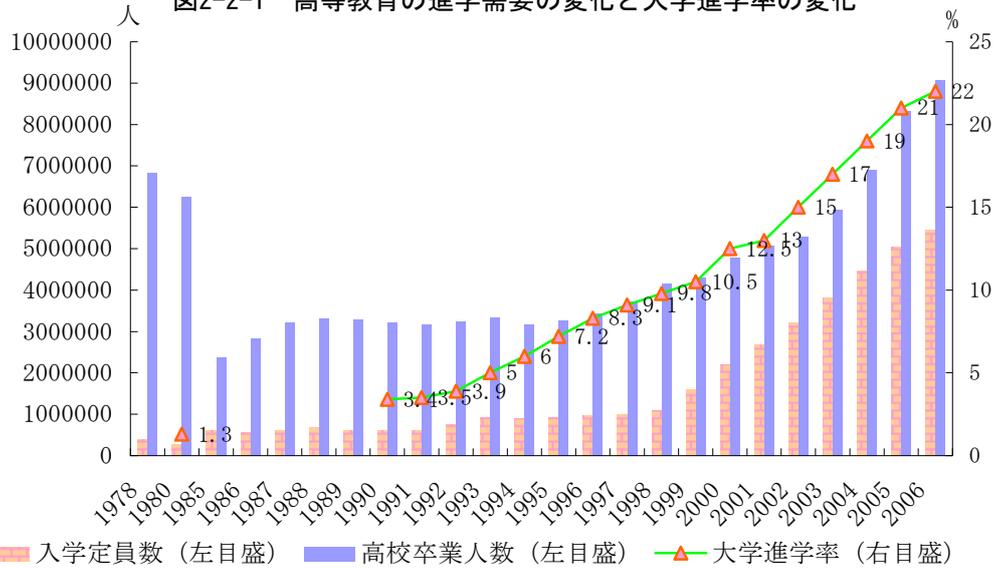
の投入は政府の財政しか許されなかった。しかも、教育費の対 GNP 比も低く、2000 年でまだ 2.44%に過ぎない。それに、社会主義の中国は、私立大学の存在を許せず、中国の私立高等教育機関が一旦廃止され、1979 年まで 1 校も存在しない状態であった。高等教育への進学率は 1999 年まで 10%を超えなかった。

改革開放政策と社会主義市場化経済政策がとられて後、高等教育も有償化され、高等教育への投資ルートも多元化している。それに伴い、国公立大学の収容力も高くなったが、高等教育機会における地域間格差と所得間格差も拡大しつつある。一方、1980 年代の初めに民営大学（私立大学）が登場し、2006 年には民営大学による学歴授与数は高等教育全体の 11.22%に達している。私立セクターの役割に焦点を当て、中国私立高等教育の発展を大いに予測する研究²⁷も出ているが、民営大学の発展が具体的にどのように中国の高等教育の量的拡大に寄与してきたかについてまとまった研究は少ない。世界各国において、私立高等教育の発展がダイナミックな時代になっている中、公的財政が教育経費を支払えない、あるいは支払わないことが特徴であろう。本節では、具体的なデータを用いて中国の高等教育の量的拡大と民営大学の発展を明らかにし、中国高等教育の拡大における民営大学の役割を考察したい。

2. 高等教育の量的拡大

改革開放政策が行われ、経済発展・社会に大きな変化が起こりつつあるが、高等教育の発展が追いつかなかった。なぜかという、高等教育の量的拡大のスピードは緩慢であり、社会が人材不足の状態に陥っていたことがひとつである。もうひとつは、高い学歴と高い収益とのつながりの関係で、国民の高等教育への進学要求が非常に高いのに対して、当時の高等教育規模が応えられなかったことである。図 2-2-1 が示すように、1985 年から約 20 年間に渡って、年間 200 万人以上の高校卒業生が大学に進学できないでいた。1985 年から 1993 年まで大学への進学率は 1.3%から 5%へと上がり、増加は緩慢であった。1993 年に公布された「中国教育改革と発展綱要」の中に、「高等教育は、改革開放及び現代化の建設を加速する需要に適応し、発展の新しい道を積極的に探索し、その規模を大いに発展させなければならない」と定めた。同時に、高等教育の発展において、既存大学の拡充を主とする道を歩み続けるという方針が決められた。1994 年から 1999 年まで、大学（高等教育）進学率は年間平均 1%の速度で増加し、ようやく 10%に達した。

図2-2-1 高等教育の進学需要の変化と大学進学率の変化



出所：『中国統計年鑑2007年』pp.、『中国教育統計年鑑2005』p. 13、中華人民共和國中央政府「2006年全国教育事業發展統計公報（教育部）」中国教育ニュースネットワーク：
http://www.jyb.cn/jyzl/jytj/qgjysyfztjgb/t20070607_89563.htm
 注：高校卒業者数とは普通高校の卒業者数に職業高校の卒業者数をたしたものの。
 入学定員数は普通大学の入学定員数を指す。

「全国教育事業における『第9回5ヵ年計画』（1996年～2000年）及び2010年發展企画」が1996年に公布され、5ヵ年計画における高等教育の目標は在學生650万人、10万人当たりの高等教育在學者数を500人に増やし、18-21歳の学齡人口の大学進学率を8%に高めると定めた²⁸。また、1990年代に入って、中国の經濟は厳しい消費不足に直面していた。高等教育の擴張を利用して国内の需要を強化するというものもあるが、それに、既存大学の實際の規模レベルは、国民の高等教育に対する需要にかなり応えられないということも実証された²⁹。したがって、1999年から高等教育の大擴張政策が行われた。

2001年に公布された「國民經濟と社会發展の第10回5ヵ年計画における科学教育發展の重点企画（教育發展企画）」の中で、「高等教育の發展規模拡大と速度の進行を強め、高等教育發展モデルの面で新機軸を打ち出すことを大いに推進し、社会の学校運営に対する積極性を引き出して大学城などの方式での發展モデルを奨励して支持し、多様なルートで高等教育の快速的な發展を維持する」というように規定した。図2-2-1から分かるように、普通国公立大学の募集人数は1998年に100万人を超えたばかりであるのに、1999年に159.7万人、2000年に220.6万人、2001年に268.3万人、そして2005年には505万人に上がった。したがって、大学への進学率も年間平均2%の増加で上がってきて2006年に22%に達した。

3. 量的拡大における民営高等教育の寄与

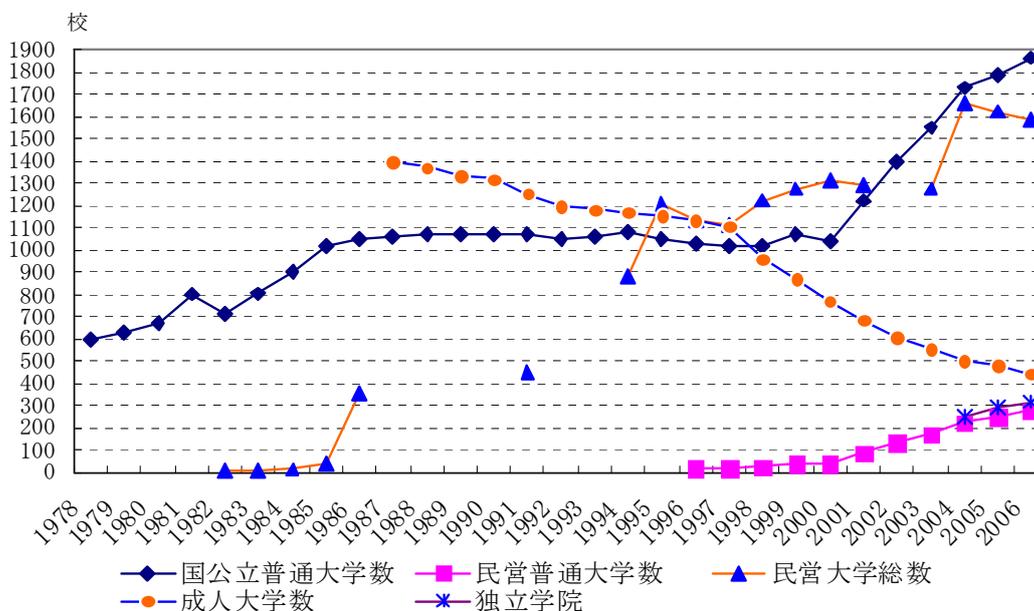
さて、高等教育の量的拡大において、民営大学がどのように寄与してきたかについて具体的なデータを用いて見て行く。その前に、高等教育の形式構造を簡単に紹介しておく。

1990年代に入ると、中国高等教育の形式構造は主に大学院(科学研究教育機関を含む)、普通高等教育機関(普通国公立大学)、成人高等教育機関(成人大学)、独立学院、その他の民営高等教育機関、独学試験からなる。うち普通大学は、21世紀の初頭までの官庁データから見ると、単に国公立普通大学のことを指していた。21世紀の初頭まで、高等教育における官庁統計データにおいて、民営大学に関するものは加算されなかった。21世紀に入ると、官庁データに民営普通大学、民営成人大学、そのほかの民営高等教育機関、独立学院という分類も使い始めた。そこで、21世紀の初頭から、普通大学は、国公立普通大学、民営普通大学のことを指すのである。成人大学の設置主体は主に国公立であり、在職者や一部高校卒業生を受け入れ、全日制あるいは定時制の高等教育機関である。成人大学はラジオ・テレビ大学、職工大学、農民大学、管理幹部大学、教育学院、独立通信教育大学、普通大学が運営する通信教育部、夜間大学、成人一時休職クラスなどと分けることができる。民営大学について、後の部分で詳しく紹介するが、ここで官庁データを分析する前に、簡単に紹介しておく。民営大学は1980年代の初めから登場し、2003年まで研究界では民営大学の学歴授与校(国承認の学歴を授与できる大学)、民営大学の非学歴授与校(国承認の学歴を授与できない大学)に分けられていた。独立学院について、2003年4月まで「二級学院」と呼ばれ、官庁データにもはっきりと統計されていなかった。2003年4月から独立学院と使い始めた。独立試験制度とは、個人が自らの学習を通じて得た知識・技能を国家が試験によって認定し、高等教育修了の学歴を与える制度である。

図2-2-2が普通国公立大学、民営大学及び成人大学の学校数の変化を示すものである。図からわかるように、普通国公立大学の学校数が1985年になって初めて1000校を超え、2000年まであまり増えていない。それに対し、民営大学の数は全体的に急激に増加していることが特徴である。民営大学の総数は1982年の8校から1986年の360校へと増加し、1995年に1209校に増え、2004年に普通国公立大学の学校数に匹敵するほどの1664校まで増加した。しかし、民営大学学歴授与校の数は極めて少ない。1996年に21校、全体的に増える傾向が見えるが、2000年まで増え方が緩慢であった。2001年から大幅に増える傾向が示され、2006年に596校(民営普通大学プラス独立学院)にあがった。普通国公

立大学と民営大学の学校数の増加に対し、成人大学の学校数は減る一方であり、1987年の1399校から2004年の505校へと減った。また、2004年から2006年まで独立学院の学

図 2-2-2 国公立普通大学、民営大学及び成人大学の学校数変化

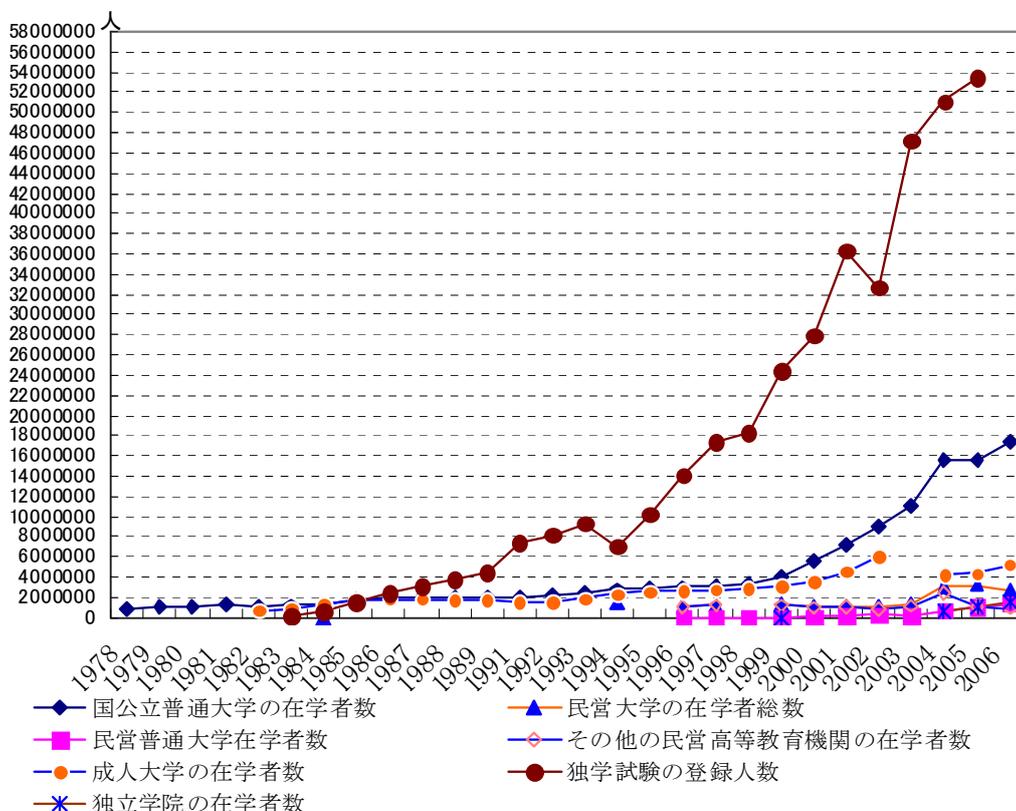


出所：『中国統計年鑑2004』、『中国教育統計年鑑2003』、『2002年教育統計報告』、『中国民営教育グリーンペーパー』中国教育部發展企画司『2002教育統計報告』第26期、中華人民共和国中央政府<http://www.gov.cn/test/2005-09/07/content/>「2002年全国教育事業發展統計公報（教育部）」中国ニュースネットワークhttp://www.jyb.cn/jyzl/jytj/qgjysyfztjgb/t20060217_10581.htm「2006年全国教育事業發展統計公報（教育部）」中国ニュースネットワークhttp://www.jyb.cn/jyzl/jytj/qgjysyfztjgb/t20070607_89563.htm
注：民営大学に関する統計が不完全であるため、図の曲線が切れているところがある。

校数は249校から318校に増加した。単に、学校数の変化から国の高等教育政策を判断することが難しいので、高等教育の在学者数の変化と合わせてみることにしよう。

図 2-2-3 が高等教育の在学人数の変化を示すものである。図からわかるように高等教育の在学者数は全体的に増える傾向が見える。特に独学試験に登録する人数が大学の在学者数より多いし、2001年まで急増してきて2002年に一旦減っていたが2005年に5300万人を超えた。普通国公立大学の在学者数の増え方は1999年まで緩慢であったが、1999年から年間100万人以上増加し、2004年に1562万人まで上がった。民営大学の在学者総数が1996年に109万人であり、普通国公立大学のほぼ3分の1になった。大拡張により、

図 2-2-3 普通国公立大学、民営大学及び成人大学などの在学者数の変化



出所：『中国統計年鑑2004』、『中国教育統計年鑑2003』、『中国教育統計年鑑2005』、『2002年教育統計
「中国民営教育グリーンペーパー」 中国教育部発展企画司『2002教育統計報告』第26期、
『中国教育事業統計年鑑2002』 pp. 5-9、
中華人民共和國中央政府 <http://www.gov.cn/test/2005-09/07/content/>
「2002年、2003年全国教育事業発展統計公報（教育部）」
http://www.jyb.cn/jyzl/jytj/qg.jysy.fztjgb/t20060217_10581.htm
「2006年全国教育事業発展統計公報（教育部）」中国ニュースネットワーク
http://www.jyb.cn/jyzl/jytj/qg.jysy.fztjgb/t20070607_89563.htm
注：民営大学に関する統計が不完全であるため、図の曲線が切れているところがある。

普通国公立大学の在学者数が急激に増えた後の 2004 年になっても、民営大学の在学者総数は依然普通国公立大学の 15%をたもっている。民営大学の在学者総数の曲線が非学歴授与校の在学者数にほぼ重なっていることから、2002 年まで、民営大学の在学者総数における学歴授与校の在学者数が低かったこと、2003 年から、学歴授与校の在学者数の割合が急に上がったことが分かる。成人大学の在学者数について、1999 年までの増加が緩慢であったが、1999 年から急激に増加した。

高等教育の機関数と在学者数を合わせてみると、普通国公立大学の学校数の増加が緩慢なこと、成人大学の学校数が減ったこと、2001 年まで民営大学の学歴授与校の学校数及び

在学者数の増え方が緩慢であったことから、中国の高等教育の量的拡大は主に「学校の規模を拡大し、資源利用の効率を高める」という既存大学の拡充政策により行われていたことがわかる。しかし、それは 2002 年から変わって、民営大学も量的拡大の重荷を与えられるようになってきた。

4. 高等教育政策の展開

(1) 民営大学に対する解釈

民営教育（学校）に対し、今まで、学界でよく使われているのは、「社会諸勢力が開設運営する学校」（原語「社会力量办学」）、「民営教育」（原語「民办教育」）及び「私立教育」の三つの概念である。そのうち、「社会諸勢力が開設運営する学校」は 20 世紀の末ごろまでよく使われていたが、21 世紀に入ると「民営教育」がもっとも使われるようになった。「私立教育」（私立大学）があまり使われていない。政府の法律法規において、1982 年憲法を始め、「社会諸勢力が開設運営する学校」が 20 世紀の末までよく使われていたが、21 世紀に入るとあまり使われなくなっている。1993 年に「民営高等教育機関の設置に関する規定」が公布され、「民営学校」が使われ始めたが、21 世紀の初頭から法令や官庁データにおいて、もっとも使われるようになっていく。10 年文化大革命を体験した中国政府はその「私」字を避けて「民」にしたと考えられる。一方、普通の国民は「民営大学」と「私立大学」を区別なく使っている。実際に、「民営大学」と「私立大学」と同じ概念で理解してもいいと考えられる。学界にしても政府の管理実践部門にしても明確な区別がないからである。ただ、民営大学を主に政府が出資した国公立大学と区別すればいいと考えられる。

(2) 民営大学の種別

① 民営普通大学

民営普通大学は、学生募集が国の募集計画に組み込まれ、国公立大学と同じようになっている³⁰。専攻設定のすべての科目を履修し、卒論が合格した人に学歴証書を授与する。この学歴証書が国公立の普通大学の学歴証書と同様に国に認められる。民営普通大学は主に専科であり、高等職業教育を行う。20 世紀の末ごろまで民営普通大学は民営大学の学歴証書授与校と呼ばれていたが、21 世紀に入ると、官庁データでも民営普通大学と使うよう

になったことにより、その呼び方がなくなっている。図 2-2-2、図 2-2-3、表 2-2-1 をあわせてみると、1996 年から 2004 年まで、民営普通大学の数が 21 校から 226 校に上がり、在学者数が 1.2 万人から約 71 万人に上がった。2005 年に 252 校³¹まで増加し、うち本科大学が 2004 年の 9 校から 25 校へと増加した。民営普通大学の学校数が 8 年間に渡って 10 倍以上増えたが、2004 年まで本科へと昇進する大学が少なく、2001 年に 2 校、2004 年に 9 校、2005 年 6 月に 25 校となる。

表 2-2-1 2004 年全国私立高等教育の基本状況

類型	大学数	卒業生数	募集人数	在学者数	教職員	専任教員
	(校)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一、普通高等教育		118961	625995	1396295	134864	81521
1.民営普通大学	226	87963	318907	709636	81651	46073
----- 本科大学 -----	9	3266	21635	76420		
専科大学	217	84697	297272	633216		
2.独立学院	249	30998	307088	686659	53211	35448
二、成人大学	2	824	570	1220	240	131
三、その他の民 営高等教育機関	1187	698347		1053259	54941	26048

出所：新華ネット <http://news.xinhuanet.com/edu/2005-03/02/content>(2004 年中国教育事業発展状況統計公告)

②独立学院

独立学院は、普通大学（国公立、本科）（申請者）と社会諸勢力（合作者）が協力して設置運営し、財源を授業料収入に依存し、市場メカニズムによって運営されている新たな民営高等教育機関であり、学生募集は国の募集計画の第 3 回目に行われる。主に本科教育を行う独立学院は、中国高等教育の量的拡大及び教育体制の改革が行われた後に登場した新産物である。独立学院は、1990 年代の半ばごろから登場し、国公立大学内にある「二級学院」であったが、2003 年に教育部の規定によって、独立学院となったのである。2003 年以降、独立学院の規模が著しく拡大してきた。例えば、2004 年に 249 校、在学者数が 68.7 万人、2005 年に 295 校、在学者数が 107 万人、2006 年に 318 校、在学者数 146.7 万人で

ある³²。こうして、独立学院の規模は普通民営大学に匹敵するようになり、民営大学の規模を超える傾向が見えている。なぜ、独立学院が短時間のうちに急激な発展を遂げたのか、そのメカニズムを後の部分で説明することにしよう。

③民営成人大学

民営成人大学は在職者や一部の高校卒業生を受け入れる全日制あるいは定時制の民営高等教育機関である。表 2-2-1 が示すように、2004 年民営成人大学は学校数が 2 校、在学者数が 1220 人である。民営普通大学や独立学院と比べると民営成人大学の比重が極めて低いことが分かる。

④その他の民営高等教育機関

その他の民営高等教育機関は、学歴を授与できない高等教育機関（大学）か、「中外合作弁学」（原語中外合作办学）のことである。学歴を授与できない大学は主に独学試験助学、短期訓練、職業教育などを行うものである。その他の民営大学の存在は独学試験制度とかわっている。独立試験制度は 1981 年に設けられ、1988 年に国務院が「高等教育自己学習試験暫定条例」を公布した後、本格化された。独学試験は柔軟で低コストの教育形式として多くの人々に教育の機会を提供している。図 2-2-3 が示すように、その登録人数が 2002 年に 3200 万人であり、すでにあらゆる高等教育機関の在学者数を超えている。この膨大な独学試験での登録人数があるから、学歴授与できない民営大学の存在価値があると考えられる。

「中外合作弁学」は、外国と中国の教育機関が協力し、中国の国民を主な募集対象として国内で教育（義務教育、特殊教育を除く）を実施する教育形態である。「中外合作弁学」は 1980 年代の後半から出始め、1990 年代半ば以降、大きく発展した。2004 年 6 月まで、外国学位と香港特別行政区学位の授与できるものが 166 件と確認された。そのうち学士学位を授与する本科教育を行うものが 67%であり、大学院教育を行うものが 34%である³³。在学者数はほとんどが数十人であり、百人に達するものは少ない。

(3) 民営大学の発展

①民営大学の模索期

中国において、私学の歴史は紀元前の春秋戦国時代の孔子の私学に遡ることができる。近代の私立大学は清末から開設され、外国教会が開設した教会大学と中国国民が開設した私立大学があった。中華民国の成立以降発展し、1912 年から 1949 年までの間に高等教育

機関における私立の割合はほとんど 30%を超える値を維持し、在学者数の割合も 1925 年から 1949 年までの間にずっと私学生が 30%以上の高い値を維持していた³⁴。近代私立大学は中国近代高等教育の機会拡大に大きな役割を果たしたともいえよう。

1949 年中華人民共和国が成立し、政治体制が高度統一の中央集権制と定められ、経済体制が高度中央集権の計画体制と定められた。したがって、教育においても社会主義への改造が行われた。当時、教育部の副部長钱俊瑞は、1949 年から 1951 年までの政府の私立学校に対する方針を、「積極的に維持し、徐々に改造し、重点的に補助する」と概括していた³⁵。1953 年末ごろまで、私立大学がすべて公立大学に合併され、改造された。1953 年から 1979 年まで、中国では私立大学が存在しなかった。

文化大革命の直後、中国政府は経済・社会の発展を中心とする戦略をとり、対外開放政策を実施するようになった。経済体制の改革に従い、私営企業、中外合併企業、個人経営の企業が発展してきた。1990 年から 1994 年までの間に、私営企業の数 は 9 万 8 千から 43 万 2 千へと増加し、そこでの労働者数も 170 万人から 650 万人に上がった³⁶。経済の高度な発展は専門人材への需要を高める。一方、文化大革命ために、高等教育の人材育成がほとんど停止の状態であった。既存の国公立大学も体制の問題、数の制限及び専攻設置の不均等により専門人材への需要を満たさない状態であった。文化大革命以降、大学入試を回復した直後の 1978 年から 1980 年までは 630 万人以上の高卒生が国公立大学に進学できなかった (図 2-2-1)。民営大学はこうした背景の下に登場した。

民営大学の発展を萌芽期 (1980 年～1982 年)、発足期 (1983 年～1986 年)、見直し期 (1987 年～1991 年)、飛躍的な発展期 (1992 年～1998 年)、全面的な発展期 (1999 年～現在) という 5 段階に分ける研究がある³⁷。それは、民営大学の発展状況が政府の政策に導かれるところから主な法令の制定を区切りとし、分類したと考えられる。前述したように 21 世紀の初頭まで、高等教育の発展において、国は既存大学の拡大政策を取っていた。既存の国公立大学の規模拡大を通じて高等教育の量的拡大を行うと同時に、民営大学の発展を放任したり、規制したりしていた。1980 年代の初めから、多様なルートで教育経費を調達するという投資ルートの多元化が強調されてきたが、「政府の学校運営を主体とし、徐々に社会各界が共に学校を運営する体制を打ち立てる」というような、政府の学校運営に対する独占状態を変えようとする動きは、1993 年「中国教育改革と発展綱要」が公布された後であった。「今後 3～5 年の間に、政府の学校運営を主体とし、社会各界がともに参画し、公立学校と民営学校がともに発展する学校運営体制を基本的に形成する」と明確に

民営学校の発展を規定したのは、1999年公布の「21世紀を目指す教育振興行動計画」であった。図2-2-2、図2-2-3から分かるように、21世紀の初頭まで民営大学の学校数も在学者数も伸びが小さかった。それまで国は民営大学の発展に対し、立法による支持政策を実行していなかった。官庁データで民営大学の発展状況を公布しなかったことも国が民営高等教育に大きく期待していなかったことを示す。

この時期の民営大学の発展の特徴は下記のようにまとめることができる。

第一、学歴授与校が少ない。図2-2-2から分かるように、民営大学が1980年代の初めから登場して、2000年まで、非学歴授与校数は1282校もあったが、学歴授与校が37校しかなく、民営大学の学校総数の2.8%に過ぎない。学歴授与校の在学者数が高等教育在学者数に占める割合がわずか0.5%しかなかった(図2-2-3)。

これが国の政策につながっている。例えば、1996年から実行された「全国教育事業第9回5ヵ年計画(1996年～2000年)と2010年発展企画」において、「中等専門学校と高等専門学校(大学専科)の昇進または新校の増設を厳格的にコントロールし…全国高等教育機関の総数を減らし、本科大学と高等専科大学における在学生の規模、ST比(学生数と本務教員数)をさらに引き上げる」と定めたのである。

第二、民営高等教育に関する法律が不備である。1980年代初めから民営大学が登場した後、学生募集や教学活動などに問題が出るたびに、政府が応急対策として法規を出していた。民営大学の設立、学校の組織活動、学校の資産と財務管理及び学校の変更と解散、教職員と受教育者などに関する系統的な強制力のある法律がなかった。

第三、質が低く、質あげの政策があまり行われていない。質が低いということの一番の要因は、経費不足であろう。しかも、この時期、国の民営大学に対する系統的な評価がなかった。非学歴授与校において、学歴証書試験校³⁸が存在していたが、国と大学がそれぞれ試験を行うことにより、試験の質管理に問題があったが、改善策が行われにくい。また、全国民営高等教育委員会委員陳宝瑜、李国乔が行った調査によれば、この時期の民営大学が同時に独学試験助學、学歴教育、短期訓練、中等職業教育、学歴証書試験などを重ねて行うことも多かった³⁹。その中に、営利を目指すものも多かったと思われる。系統的な法律がない背景の下で、国はそれらの大学に評価基準もなく、質あげの政策も行いにくかった。

第四、地域発展の不均衡性。民営大学は、上海、北京、広東などの地域経済の発展しているところに集中していた。1980年代に入ると、地域経済開発・教育投資などの政策の決定における地方政府の役割が大きくなったことにより、民営高等教育の経費格差は民営高等教育の地域発展の不均衡をきたしている。また、利用可能な国公立高等教育の資源（施設、教員、その他）は民営大学の発展に影響する要因のひとつであると見なされる⁴⁰。国公立大学の立地分布の不均衡が民営大学の地域発展の不均衡性の要因のひとつである。

②新しい試み—独立学院の発展

中国政府は「国民経済と社会発展の第10回5ヵ年計画における科学教育発展の重点企画（教育発展企画）」の中で、「高等教育の発展は新しい段階に入った。多様な形態で高等教育の発展を加速し、在学人数を2000年の1100万人から1600万人に増加させ、高等教育の進学率を15%以上に達せさせる」と定めた。さらに、2010年の目標として、高等教育の在学者数を2300万人にし、高等教育の進学率を20%にするという政策が打ち出された。一方、1990年代に提示した「財政的教育費が国民総生産に占める割合を4%に引き上げる」という目標はなかなか実現されない状態である。国公立普通大学の規模において、1校当たりの在学者数が7700人（2004年）を超え、教員1人当たりの学生数が15人を超えている。単に国公立大学の規模を拡大しても、高等教育の量的拡大の目標が実現されない。こうした背景が、国が民営大学の発展を通じて高等教育の拡大を実現しようとすることを導いたのである。

この時期において、国が民営大学に対する政策を積極的に転じて、民営大学の量的拡大を奨励しながら、質あげの政策を取っていた。この時期の民営大学の発展を以下のようにまとめることができる。

第一、民営普通大学は大いなる発展を遂げ、民営大学に対する評価制度が打ち立てられた。「国民経済と社会発展第10回5ヵ年計画における科学教育発展の重点企画（教育発展企画）」において、「教育の立法を加速し、教育の法律法規体系を完備し、法律の執行力度を強める。……教育の社会評価と監督体制を打ち立て、教育の質に対する監督を強化する」と定めた。「中華人民共和国民営教育促進法」が2002年12月に第9期全国人民代表大会常務委員会第31回会議により制定通過し、2003年9月1日に施行された。「民営教育促進法」は民営学校の設立、組織と活動、教師と受教育者、学校の資産及び財務管理、学校に対する支持及び奨励、学

校の解散などについて定め、民営学校に対する規制を強化すると同時に、奨励と支持策を明確に規定した。国が民営大学に対し、評価を行い始めた。2004年からハードとソフトの面で基準に達しない普通大学（普通民営大学を含む）を公表し、学生募集を制限すると同時に、質あげの対策を求めるようになっていく⁴¹。図 2-2-2、図 2-2-3 が示すように、2006 年まで民営普通大学の学校数が 278 校、在学者数が 133 万人を超えて、本科へと昇格する大学も 2001 年の 2 校から 2005 年の 25 校となった。独立学院の発展には及ばないが、民営普通大学が量的にも質的にも発展したことを示している。

第二、学歴証書試験校をなくした。前述したように、学歴証書試験に対する質の管理を行っていくため、国は 2005 年から学歴証書試験を取り消すことにした。学歴試験校の行方は市場メカニズムに委ねることにした。つまり、教学条件のよいものは普通民営大学に昇格し、実力のないものは他の民営大学に合併を求めるか、非学歴教育の訓練クラスになった。もともと管理上に問題があり、質低下や社会評価の悪いものは倒産した。

第三、独立学院が大いに発展した。20 世紀の末まで、高等教育の量的拡大において、政府は既存大学の拡充政策を取っていた。21 世紀に入って、量的拡大を提唱しながら質を上げる新しい発展モデルを探求し続けていた。専科大卒生の就職難の状況をも考慮に入れて主に本科教育を行う独立学院を選んだと考えられる。2003 年に教育部は「普通高等教育機関が新たなメカニズムとモデルによって設置した独立学院の管理の規範と強化に関する若干意見」（教発「2003」8 号）を公布し、「独立学院は独立したキャンパスと学校運営の基本施設を有し、相対的に独立した教学組織と管理を持ち、単独的に学生募集を行い、単独的に学歴証明を発行し、独立した財務計算を行い、独立した法人資格を有し、単独的に民事責任を負うことができる」と定めた。また教育部が「教発函『2003』247 号」、「教高『2004』21 号」、「教学『2005』3 号」など、一連の通知を公布し、独立学院の設立運営、独立学院に対する評価、学生募集などについて定め、独立学院の管理運営体制の整備を進めると同時に、その発展を支持する姿勢を示した。特に、「2003-2007 年教育振興行動計画」（国発「2003」19 号）において、「社会諸勢力と普通（国公立）高等教育機関の民営メカニズムにより独立学院を運営することを奨励し、社会の資金と高い質の教育資源の組み合わせを用いて民営高等教育

の発展空間を開拓する」と定めた⁴²。2006年、独立学院は318校あり、在学者数が146万人を超え、すでに民間普通大学の278校、133万人を上回っている。文東茂によれば政府が独立学院の発展を支持する要因は、政府が財政投入をしなくても高等教育の機会を拡大することができることと、地域の経済発展に寄与できることであるという⁴³。それ以外にも、申請側は国公立大学となり、国公立大学が独立学院の質管理の責任を負うことから、質管理上の利益を得ることができるということもあると考えられる。独立学院の学費が年間1.6万元くらいであり、学費の20%~30%を申請側の国公立大学（母体大学）に「管理費」として提出することになっている。母体大学にとって、学校運営の経費を補うこと、母体大学の質を低下しなくても量的拡大を達成できること、余っている人員を利用できること、教育資源が効率よく利用できることなどのメリットがある⁴⁴。独立学院は、母体大学がその質を管理し、学歴証書に母体大学の大学名も入っているため、民間普通大学と比較してより信頼性があるという点も、その発展に寄与しているであろう。

第四、民間大学の発展における市場化の寄与。1990年代末からの定員拡大により、大学の食堂や宿舎などの厚生施設の管理運営においても市場化が導入された。大学寮制はそのまま維持できなくなり、大学生がキャンパス外でアパートを借りることを許さざるを得なくなってきた。食堂なども今までの政府付属機関から企業化した。それでも、拡大する高等教育の要望に厚生施設が応えられなくなっている。こうした背景の下で、1999年から大都市の郊外で民間大学や国公立大学の分校を収納する大学城（University city/College town）が徐々に登場した。2002年に全国に50ヶ所あまり、21の省・市・自治区に分布し、総投入326億元、用地1437平方メートル、収納大学134校、在学生数が60万人まで発展している⁴⁵。大学城の登場は高等教育への進学機会を拡大した。特に、基本建設への投入不足の状況に陥った民間大学が、短期的に学校運営することを可能にした。国が、2006年1月~2008年12月31日までの間に、大学の学生アパートなどの厚生施設の管理運営に対し、税金の減免を行うことにした⁴⁶。それは、民間大学の学生向けの厚生サービスの改善を導き、学生募集にもプラスの影響を与えていると考えられる。

5. 量的拡大後の課題

中国高等教育の量的拡大は、公的財政投入を拡大しない中で実現できている。それは、高等教育の私費負担制度や高等教育への投資ルートの多元化政策とかかわっているものであるが、民営大学の発展も大きな役割を果たしたといえよう。民営大学が登場して約 30 年間、社会主義の国情に合わせながら、自分なりの道を歩んできた。概観すれば、民営大学の発展は、質低下の模索期を経て質的にも量的にも飛躍的に発展している時期に入っていると考えられる。民営大学の発展に対して国の「試行錯誤」もあったという指摘研究⁴⁷もあるが、「一部の人を先に豊かにさせる」という国の経済発展に対する政策と同じように、高等教育に対しても、ある程度の量的拡大を達成させてから質や機会均等の問題を考えるということが、国の政策であると考えられる。2006 年 9 月に施行した新「中華人民共和国義務教育法」により義務教育が無償となってきたが、高等教育への財政投入の増加は短期間に実現できないであろう。独立学院を大いに発展させることや民営大学に対する評価を行うことなどの質あげ政策から、民営大学の発展を通じて高等教育の量的拡大を実現するという国の政策を伺える。

民営大学の発展は確かに中国高等教育の量的拡大に寄与してきて、これからも寄与し続けると予測できるが、機会均等の問題に寄与できないであろうか。新設した民営大学に対する不信感の対策として、国は独立学院を発展させる政策を取っている。しかし、それは機会均等の問題を解決するとは言いがたい。独立学院の学費は年間平均 1.6 万元であるが、それは 2003 年農村 1 人当たり純収入の 5.6 倍、都市 1 人あたり純収入の 1.9 倍となっている⁴⁸。半分以上の家庭は高い授業料を支払うことができないと予測できる。独立学院の高い授業料は、学費を支払える人が就職に有利である独立学院の本科に入りより質の高い教育を受けることができるのに対し、支払えない人が普通国公立大学の専科に入るしかないということを生じさせている。民営大学の発展は高等教育の量的拡大に寄与しているが、授業料の高いことや質の低いことなどにより機会均等性の課題が残っている。

民営大学は高等教育の機会均等に寄与することができないか、その発展を高等教育の機会均等に寄与させるのにどのような課題があるかなどについては、第 3 章で高校生の進学意識のアンケート調査や大学生の意識調査を通じて分析することにする。

<注>

-
- ¹ Richard A. Hartnett, "Higher Education Funding in open door China", Edited by Philip G. Altbach & D. Bruce Johnstone., *The Founding of Higher Education: International Perspectives*, New York Garland Pub., 1993, pp.127-147.
- ² Yin, Q. & White, G. "The Marketisation of Chinese higher education: A critical assessment". *Comparative Education*, Vol.30, Issue 3, 1994, pp.217-237.
- ³ KA-HO MOK, "Privatization or marketization: educational development in Post-Mao China", *International Review of Education*, Vol. 43, Issue.5-6, 1997, pp.547-567.
- ⁴ KA-HO MOK, "Education and the market place in Hong Kong and Mainland China", *Higher Education* 37, 1999, pp.133-158.
- ⁵ 楊東平『2005年：中国教育發展報告』社会科学文献出版社、2006年、pp.168-181。
- ⁶ 岳经纶「教育市场化趋势下中国大陆高等教育与政府的关系」戴晓霞・莫家豪『高等教育市場化』北京大学出版社、2004年、pp.205-225。
- ⁷ See for example: Ka-Ho Mok, "Private Challenges to Public Dominance: the resurgence of private education in the Pearl River Delta", *Comparative Education*, Volume.33, No.1, 1997, pp.43-60; Ka-Ho Mok & King-Yee Wat, "Merging of the public and private boundary: education and the market place in China", *International Journal Educational Development*, Vol.18, No.3, 1998, pp.255-267; Ka-Ho Mok, "From state control to governance: decentralization and higher education in Guangdong, China", *International Review of Education* 47(1), 2001, pp.123-149; Ka-Ho Mok, "Policy of decentralization and changing governance of higher education in post-Mao China", *Public administration and development*, Dev.22, 2002, pp.261-273. etc.
- ⁸ KA-Ho Mok, 前掲論文 (1999)。
- ⁹ David Chan & KA-HO MOK, "Educational Reforms and Coping Strategies under the Tidal Wave of Marketisation: a comparative study of Hong Kong and the mainland", *Comparative Education Volume* 37, No.1, 2001, pp.21-41.
- ¹⁰ Ka-Ho Mok, "Globalisation and Higher Education Restructuring in Hong Kong, Taiwan and Mainland China", *Higher Education Research & Development*, Vol.22, No.2, 2003, pp.117-129.
- ¹¹ Ka-Ho Mok, "Globalization and educational restructuring: University merging and changing governance in China", *Higher Education* 50, 2005, pp.57-88.
- ¹² Ka-Ho Mok, "Riding over socialism and global capitalism: changing education governance and social policy paradigms in post-Mao China", *Comparative Education*, Vol.41, No.2, May 2005, pp.217-242.
- ¹³ 金子元久「高等教育の市場化」『日・中高等教育新時代：第2回日中高等教育フォーラム 第33回研究員集会の記録』広島大学高等教育開発センター、2005年、pp.377-384。
- ¹⁴ 岳经纶、前掲論文、2004年、pp.205-225。
- ¹⁵ 「分税制」は1994年1月から実施された。税は中央と地方の職種区分の状況、財政権と職種権一致の原則に基づき、中央収入、地方収入及び共有収入に分けられている。基本的には、国家権益を保護し、マクロ・コントロールに必要な税種は中央固定収入（中央税：税関税、消費税）に、地方の管理が適当である税種は地方固定収入（地方税：営業税、地方企業所得税）に、経済発展に直接かかわる税種については中央と地方の共有収入（共有税）に区分されている。
- ¹⁶ 社会主義市場経済は社会主義の基本政治制度と緊密につながっている。社会主義市場経済を確立するといえば、国がマクロ的なコントロールを行ううえで市場が資源配置に対して基本的な役割を果たすことである。1993年に「社会主義市場経済体制確立の若干の問題に関する決定（中共中央）」が公布され、「社会主義市場経済体制を確立するという目標を実現するには、公有制を主体とする多様な経済様態がともに発展するという方針を堅持しなければならない」と規定した。
- ¹⁷ Clark, B.R. *The Higher Education System: Academic Organization in Cross-National Perspective*, Berkeley: University of California Press 1983.
- ¹⁸ 国家統計局編『中国統計年鑑2003』中国統計出版社、2004年、P.55。
- ¹⁹ 国家統計局編『中国統計年鑑2004』中国統計出版社、2005年、p.780。
- ²⁰ 大塚豊 訳「高等教育財政」北京大学高等教育研究所 著『中国の高等教育改革』RIHE 広島大学 大学教育研究センター、1995年、p.28。

- 21 姚启和「高等教育機関の募集と卒業生の就職制度を改革する」『90年代中国高等教育改革シリーズ 高等教育巻』北京師範大学出版社、2001年、pp.88-99。
- 22 「調整性」募集計画を取り消し、同じ大学、同じ専攻が同じ地域で募集する場合、トータルな募集計画により合格ラインを決めて学生募集を行い、同じ基準で授業料・雑費を徴収することである。
- 23 1978年から民営経済という非公有制経済が登場した。公有制経済は主に国営経済と集団経済からなるが、民営経済は主に私営経済と個人単独経営経済からなる。雇用労働者数が7人以上なら私営経済となり、7人未満の場合個人単独経営経済となる。
- 24 「教育事業の経費管理」中国年鑑編集部『中国教育年鑑』(1949-1981)、pp.96-97。
- 25 国家統計局編『中国統計年鑑2004』中国統計出版社、2004年、p.306。
- 26 楊周復(中国教育部財務司 司長)「改革開放後の高等教育財務管理改革」『鄭富芝・範文曜編『高等教育發展政策別報告』教育科学出版社、2002年、p.27。
- 27 馬越徹「アジアの経験—高等教育拡大と私立セクター」日本高等教育学会編『高等教育研究 第2集』玉川大学出版部、1999年、pp.105-125。
- 28 高等教育への進学率については、政府が公布した統計において計算方法によって異なることがある。序章で紹介したように、計算式が以下のとおりであるなら、図2-2-1が示すとおりになる。
1990年までのものについて、官庁公布の統計データが見られない。1990年以降のものについて、その計算式は以下のとおりである。
高等教育への進学率(高等教育の粗就学率) = {大学院生 + 普通高等教育本科專科学生 + 成人高等教育本專科学生 + 軍事高等教育機関の学生 + 學歷證書試験実施校在籍者数(2004年以降に教育部により取り消す) + テレビ放送大学登録者数*0.3 + 高等教育独学試験卒業生*5} / 18~22歳人口数 × 100% (『中国教育統計年鑑2001』p.17より)
テレビ放送大学登録者のうち、約3割が卒業できると見込まれるため、登録者数に0.3を乗じた。また、高等教育独学試験に合格し国が承認する卒業証書を獲得できる者、つまりその卒業生の5倍の人数を在籍者数とするような調整も行われている。
- 29 独学試験やテレビ放送大学などの通信教育を加算しない場合は、それより低い値になる。例えば、教育部が公布した「全国教育事業における『第9回5ヵ年計画』(1996年~2000年)及び2010年發展企画」において「第8回5ヵ年計画」(1991年-1995年)の教育成果を回顧する際に、18歳~21歳の学齢人口の高等教育への進学率を6.5%と公布した。また、「全国教育事業における『第9回5ヵ年計画』(1996年~2000年)及び2010年發展企画」を公布した際に、1999年からの高等教育の募集定員拡大政策が定められていないことを伺える。よって、図2-2-1が示すものは「全国教育事業における『第9回5ヵ年計画』(1996年~2000年)及び2010年發展企画」に定められた大学進学率の目標とは矛盾がない。
- 29 李文利・閔维方「中国普通高等教育の發展における潜在的規模に関する分析」閔维方 編『高等教育の運営メカニズムに関する研究』人民教育出版社、2002年、pp.102-108。
- 30 高等教育の学生募集は、繰上げの本科募集、第1回、第2回、第3回本科募集及び高等教育專業学院・專科大学の募集と分けることができる。繰上げの本科募集は、軍事、警察、司法大学(専攻)、国防生、芸術専攻、体育専攻、部分航海類大学などを含む。第1回目本科募集は、教育部直属の大学、「211」(21世紀重点大学100校くらい)などを含む。第2回目本科募集は、一般的な本科大学を含む。第3回目本科募集は、民営普通大学の本科大学、独立学院の本科を含む。第4回目は、普通国公立大学の專科専攻及び本科大学の高等職業專科を含む。第5回目は、高等教育專業学院、民営普通大学の專科専攻を含む。
- 31 中華人民共和国教育部 <http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info20732.htm> (2005年5月閲覧)
- 32 (2004年、2005年、2006年全国教育事業發展統計公報告)(教育部) 中国教育ニュースネットワーク <http://www.jyb.cn/jyzl/jytj/qgjysyftzjgb/> (2008/10/06)
- 33 中国教育オンライン <http://www.chinaedunet.com/hzschool/index1.asp> (2005年9月閲覧)
- 34 熊明安『中華民国教育史』重慶出版社、1990年、pp.392-398。 蔡克勇「20世紀中国高等教育体制の変遷」蔡克勇『20世紀の中国高等教育』高等教育出版社、2003年、p.51
- 35 『人民教育』第2巻、第2期。
- 36 張厚義「1995-1996年中国私営企業主階層狀況」江流・陸学芸・単天倫『社会藍皮書 1995-1996年中国社会形成分析と予測』中国社会科学出版社、1996年、p.323。
- 37 柯佑祥「中国私立(民営)大学百年」潘永元『中国高等教育百年』広東高等教育出版社、2003年、p.249。
- 38 學歷證書試験は學歷證書を發行することができない民営大学の学生に向けて行われた學歷認定試験である。国、省級教育部署、拠点機関(民営大学)が行う試験に合格することによって、国が認める大学專科の學歷を授与された。學歷證書試験は1993年に北京で試行され、2004年では18省に及んでいたが、

2005年に停止された。

- 39 柯佑祥『適度営利と民営高等教育の発展』南京師範大学出版社、2003年、p.137.
- 40 鮑威「中国民営高等教育の成長とその要因」第7回日本高等教育学会レジュメ。
- 41 中国教育オンライン <http://www.eol.cn/article/20045026/3106524.shtml> (2006年7月閲覧)
- 42 中華人民共和国教育部「2003-2007年教育振興行動計画」人民教育出版社、p.52。
- 43 文東茂「独立学院の形成と発展」楊東平編『B教育藍皮書 2005年中国教育発展報告』社会科学文献出版社、2005年、pp.182-195。
- 44 文東茂、前掲書。
- 45 中国教育と科学研究コンピュータネット <http://info.edu.hc360.com/2005/05/2922673525.shtml>
(2005年5月29日閲覧)
- 46 中国教育報 <http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdgy/sxkd/t20060831-33545.htm> (2006年8月31日閲覧)
- 47 王幡「中国における高等教育の民営化の動向」日本比較教育学会(第42回大会)レジュメ。
- 48 国家統計局編『中国統計年鑑2004』中国統計出版社、2004年より算出。

第3章 民営高等教育の発展と高等教育の機会均等性

第1節 学生支援制度の現状

1. 国公立大学における学生支援制度

(1) 学生支援制度に関する先行研究

1997年授業料の全面徴収制度が施行され、授業料などの私費負担の高騰により高等教育の機会均等性が問われるようになったため、学生支援制度を強化すべきであると主張する研究が多い¹。支援が必要となる学生増加の要因を分析し、奨学金、授業料免除、学資ローン、パートタイム助学(work study programs)などの学生支援制度を強化すると具体的に提案した研究がある²。陝西省の(国公立大学)大学30校で学生5000名以上を対象にした大規模な実証研究があり、その実証研究は経済援助が必要である学生の人数や割合、出身家庭の状況、大学に入るための私費負担などを考察し、授業料は教育費に占める割合の80%を超えているという結果が得られた³。同研究は大学からの援助、学資ローン、work study programs、社会からの援助(親戚からの借金など)が私費負担に占める割合を分析し、奨学金や授業料免除及び学資ローンなどの学生支援体制を整える緊迫性を実証した。また、主に沿海地域の国公立大学の学生を対象とし、教育費の個人負担の内訳や家庭の負担力、学生援助の内訳などを分析し、親戚援助が学資ローンの割合より高く国家利息補助の学資ローンが学生支援の主なルートであるのに対し、work study programsの役割がそれほど大きくないことを明らかにした実証研究も出されている⁴。高等教育の投資体制について国際的な比較調査をし、学生の私費負担の割合や各国の学生支援制度を検討した研究は、国家政策の一部になっているであろう⁵。教育部所属の「985プロジェクト」校や「211プロジェクト」校を対象とし、それらの学生支援制度や学生支援を受けた学生の傾向を分析する実証研究も見られる⁶。

学生支援制度において国家学資ローンは投入額がもっとも高くカバーする学生人数がもっとも多く、一番寄与しているものだと知られている。1986年から現在まで学資ローンに関する国の規定は10以上出されている。学資ローンに関する研究がもっとも多く、国際誌⁷などに掲載されるものもあるが、国内誌に掲載されるものが数百篇もある⁸。それらのものは諸外国との比較研究や国内の各地方政府の政策の紹介など、学資ローンを全

面的に分析するものもあるし、学資ローンのリスク補填、利息補助、返済方法、回収方法、違約者に対する措置などを検討するものももっとも多い。

2007年に新しい学生支援体制が形成されているがそれに関する総合的な研究はまだ見当たらない。また、1980年代の初めから登場した民営セクターに対し2003年に「中国民営教育促進法」が施行され、民営大学に在籍する学生が国公立大学の学生と同等の地位を有すると定められているが、いまだに実現されておらず、これに関する先行研究も見当たらない。

本節では、高等教育の機会均等性の視点から、中国における学生支援の現状を国公立大学セクターと民営セクターの両者について検討する。

(2) 学生支援制度の歴史発展段階

中国の学生支援制度は高等教育の財政政策の変化にしたがって変容する一方である。高等教育の私費負担の割合が高くなるにしたがって学生支援制度の形式も多様化してきた。学生支援制度の成立は大体以下のような段階に分けることができる。

- ① 人民助学金段階。人民助学金制度は1950年代前半に始まり、1980年代の前半まで施行されていた。1952年～1955年、高等教育機関に在籍するあらゆる学生が人民助学金を与えられ、しかもその金額や評価の基準は全国各地同一であった。1955年8月に「全国高等教育機関における一般学生の人民助学金実施方法」（原語は「全国高等学校一般学生人民助学金実施办法」）が施行され、教員養成大学・学部生以外の学生に対し、学生助学金は無差別の全体配給から生活費の支払い能力を検討して一部分の学生に対し食糧費の全部か一部支給することになった。
- ② 人民助学金と人民奨学金並存の段階。1983年に施行された「普通高等教育機関本・専科学生の人民助学の暫定方法」（原語は「普通高等学校本、専科学生人民助学金暫行办法」）と「普通高等教育機関における本科・専科学生の人民奨学金の試行方法」（原語は「普通高等学校本、専科学生人民助学金試行方法」）をきっかけに、人民奨学金が増やされた。
- ③ 奨学金と学資ローン並存の段階。1987年7月に施行された「普通高等教育機関の本・専科学生に対する奨学金制度の施行方法」（原語は「普通高等学校本、専科学生実行奨学金制度的办法」）と「普通高等教育機関の本・専科学生に対する学資ローン制度の施行方法」（原語は「普通高等高校本、専科学生実行学資ローン制度的

办法) をきっかけに、学生の個人評価を基準とする「優秀学生奨学金」、師範・農林・民族・体育・航海など国が奨励する専攻の学生向けの「専攻奨学金」及び関係部署や地域政府が国境・僻地・経済の貧困地域での就職や石炭・石油・水利などの職種での就職を奨励するために設けられた「定向奨学金」からなる奨学金制度が作り上げられ、学校側が配給や回収などの管理作業に責任を持つ学資ローン制度も発足した。この奨学金と学資ローンの基金は「奨貸基金」と呼ばれ、その出所は高等教育機関が主管部署から割り当てられた経費であり、金額は元の助学金の基準総額の80%~85%である。この段階において1993年7月に「高等教育機関における生活特別困窮の学生に対し援助を行う通知」(原語は「关于对高等学校生活特别困难学生进行资助的通知」)が出され、引き続き1993年8月、1994年5月に「高等教育機関のワークスタディーを向上させる意見に関する通知」(原語は「关于进一步做好高等学校勤工助学工作意见的通知(国家教育委员会・财政部)」)と「普通高等教育機関においてワークスタディー基金を設立する通知」(原語は「关于在普通高等学校设立勤工助学基金的通知(国家教育委员会・财政部)」)が出されてから、奨学金を主とし、学資ローン、困難補助、ワークスタディーを補助とする学生支援制度が成立したのである。

- ④ 学生支援制度の多元化段階。1995年に高等教育の授業料徴収の一本化改革が全国23省で実施されることにしたがって、1995年4月に「普通高等教育機関に在籍する経済的に困難な学生に対し学費・雑費を免除する関係事項の通知(国家教育委员会)」(原語は「国家教委关于对普通高等学校经济困难学生减免学杂费有关事项的通知」)が出された。これで、中国における政府出資を主体とする「奨(給付奨学金)、貸(学資ローン)、勤(ワークスタディー)、補(困難補助)、免(授業料免除)」の学生支援制度が成立した。1999年から国有銀行(当時は中国人民銀行のみ)を通じた「国家助学ローン」(国家が利息補助を行う)や一般商業銀行を通じた「一般商業性助学ローン」(利息補助がない)が試行され、2000年に国有銀行が四大国有銀行まで拡大され、地方所属の高等教育機関に地方政府が利息補助を行う国家助学ローンをもとめられるようになった。2004年からの国家助学ローンの利用急伸に伴い回収問題も厳しくなる一方である⁹が、2004年6月~2007年3月の間に、同ローンの利用者数は211.1万人、貸与額196.2億元、年間貸与率は4.56%に達した¹⁰。一方、2005年7月に「国家助学奨学金管理方法」(原語は「国家助学

奨学金管理办法（財政部・教育部）」が施行され、中央政府が出資し国家奨学金と国家助学金からなる「国家助学奨学金」が設立された。国家奨学金の評価基準は家庭経済が困窮し学業人物共に優秀なことであり、金額は1人当たり4000元/年、毎年合計5万名に支給する。国家助学金は家庭経済が困窮である学生の生活費補助を目的とし、1人当たり150元/月で毎年10ヶ月分を支給し、毎年53.3万名の学生に支給する。国家助学奨学金の年間支給額はほぼ10億元に達し、2005年度の受給率が0.35%に上がり¹¹、2002年に施行された「国家奨学金」より金額も受給率もかなり進んでいる¹²。全日制普通国公立大学高等教育機関における経済的に困難な学生が約20%もいるが、奨学金と学資ローンをあわせて支援する学生がその四分の一もない。2002年に施行された「国家奨学金管理方法」において各省レベルの政府に地域政府奨学金を設置しその支援人数や金額について独自に決めるようにもとめたが、その施行状況にかなり格差があることが推測できる。奨学金と学資ローン以外の支援方法はあまり実施されていないし、実施されてもほとんど効果がないと思われる。

(3) 学生支援制度の現状

2007年5月「普通本科高等教育機関・高等職業教育機関・中等職業教育機関における経済困窮な学生に対する支援システムを設立し完備することに関する国务院の意見（国発「2007」13号）」（原語は「国务院关于建立健全普通本科高校高等职业学校和中等职业学校家庭经济困难学生资助政策体系的意见」。以下「意見」と略称）が出され、2007年秋季の新学期から新しい学生支援システムを作るように定められた。同「意見」の方針に従って、2006年6月26日に「『普通本科高等教育機関・高等職業教育機関国家奨学金管理の暫定方法に関する財政部・教育部の通知』の発行に関して（財教「2007」90号）」（原語は「财政部 教育部关于印发《普通本科高校・高等职业学校国家奖学金管理暂行办法》的通知（財教「2007」90号）」）、2006年6月26日に「教育部・財政部が『高等教育機関ワークスタディ管理方法』を発行する通知に関して（教財「2007」7号）」（原語は「教育部 財政部关于印发《高等学校勤工助学管理办法》的通知」）、2007年6月27日に「『普通本科高等教育機関・高等職業教育機関国家励志奨学金管理の暫定方法に関する財政部・教育部の通知』の発行に関して（財教「2007」91号）」（原語は「财政部 教育部关于印发《普通本科高校・高等职业学校国家励志奖学金管理暂行办法》的通知（財教「2007」91号）」）、2007年8月

10日に「教育部・財政部が県レベル教育行政部署に学生支援管理センターを設立することに関する緊急通知（教財「2007」14号）（原語は「教育部 財政部关于要求县级教育行政部门成立学生资助管理中心的紧急通知」）、2007年8月13日に「一部の地域に出身地信用助学贷款を試行する通知に関して（財政部・教育部・国家開発銀行）」（原語は「財政部 教育部 国家開発銀行关于在部分地区开展生源地信用贷款试点的通知（財教「2007」135号）」、2007年12月27日に「『国家奨学金評価方法』を発行する通知に関して（教育部 財政部）」（原語は「教育部 財政部关于印发《国家奨学金評審办法》的通知（教財「2007」24号）」）などが相次いで出され、新しい学生支援システムが設立された。

新システムは「財政投入を増加する、経費分担を合理的にする、政策の方向誘導を明確にする、支援を多様化する、担当責任を明確にする」（原語は「加大財政投入、経費合理分担、政策導向明確、多元混合資助、各方責任清晰」）という基本原則を出した。それは、政府が主導する新学生支援システムを設立することをはじめとし、給付奨学金に関する中央と地方政府の負担比率を具体的に定め、中央・地方・各関係部署・大学の間の役割分担や責任をはっきりして経済的に困難な学生に教育を受ける機会を与えると同時に職業教育などを選択することを奨励することである。

新しい学生支援システムは奨学金等からなるが、主なものを説明する。

第1：新入生の「グリーン通路」（原語は「绿色通道」）。新入生の「グリーン通路」とは、大学入試に合格した経済的に困難な新入生に対し高等教育機関は入学手続きを受理してからその家庭経済の状況を確認し相応しい支援措置¹³をとることである。「グリーン通路」は1998年清華大学から発足した学生支援制度であり、その後全国に普及しようと教育部が呼びかけたが、2006年までその実施割合が伸びなかった。それに対し、教育部はこの政策に関するマニュアルを合格通知書と同封して新入生に届けるように定めた。2007年に経済的に困難な新入生42万名がこの支援を受けて入学しているので、同年度における経済的に困難な学生の10.3%がこの政策の受益者となっているという¹⁴。2008年に財政部・教育部が『高等教育機関学生支援政策マニュアル』（《高等学校学生資助学生簡介》）を600万冊発行し、各地の教育行政部署・各高等教育機関を經由し新入生に無料で配布することにした¹⁵。しかも、2008年7月に教育部が「2008年高等教育機関の新入生に対する支援措置を徹底することに関する教育部の通知（教財「2008」11号）」（原語は「教育部关于认真做好2008年高等学校新生資助有关工作的通知」）を出し、新入生1人1冊を確保するように定めたほか、各高等教育機関は募集要項、インターネット、新入生ホットラインなどのルートで国家や該

当学校の新学生支援制度を宣伝するように義務付けた。

第2：国家励志奨学金。国家励志奨学金は普通本科・専科高等教育機関・高等職業教育機関における経済的に困難で勤勉・努力・向上心のある学生に対し、徳・智・体・美などといった面で全面的に成長できるように奨励し支援することを目的として中央政府と地方政府が共同出資で設立したものである。学業人物ともに優れる経済的に困難な学生が対象であり、年間1人当たり5000円で全学生の3%が受給する。年間一度の選抜で2年生から申請できて「国家助学金」と重ねて受給できるが、「国家奨学金」と重ねて受給できないし、「教員養成学部生教育費免除制度」を享受する学生は対象外である。中央部署所属の高等教育機関が支出する金額は中央政府が負担し、地方所属の高等教育機関が支出する金額は各地の財力や学生出身地の構成状況によって中央と地方政府が分担する。具体的には、西部地域において学生出身地の構成を問わずに中央対地方の負担割合を8：2とする。中部地域において出身地が西部の学生に対し、中央対地方の負担割合を8：2とし、出身地が西部以外の学生に対し、中央対地方の負担割合を6：4とする。東部地域において、出身地が西部と中部地域の学生に対し、中央と地方の負担割合をそれぞれ8：2、6：4とするが、出身地が東部地域の学生に対し、中央と地方の負担割合は各省の財力や学生出身地の構成状況などによって省ごとに定める。このような中央と地方の負担割合の定め方は、教育後進地域の学生に高等教育への進学機会を与えることについて、中央財政がより力を入れようとする措置であると考えられる。教育全国学生支援管理センターの馬文華副主任によると、2007年に中央と地方政府が同奨学金に約26億元を投入し52.25万人に支給して受給率が3%に達したという¹⁶。

第3：国家奨学金。国家奨学金は、普通本科・専科高等教育機関・高等職業教育機関における特別優秀な学生が徳・智・体・美などといった面において全面的に成長できるように奨励することを目的として中央政府が出資して設立したものである。年間1人当たり8000円で5万人に支給する。経済的な状況を問わず学力・社会实践の参加状況・総合的な素質が評価の基準となる。年間一度の選抜で2年生から申請でき、経済的に困難な学生なら「国家助学金」と重ねて受給できるが、「国家励志奨学金」と重ねて受給できない。「教員養成学部生教育費免除制度」を享受する学生も受給できる。中央部署所属の高等教育機関に割り当てる同奨学金の定員は財政部と関係部署と共同で決めるが、地方所属の高等教育機関に割り当てる同奨学金の定員は省レベル政府が財政部・教育部が定めた総定員や高等教育機関の数量・類別・ランク・質・在学人数などによって決める。「国家励志奨学金」と同様

に、支給定員を決める際に、レベルの高い高等教育機関や農・林・水・地・鉱・油・核といった国が急務とする特殊学科・専攻を主とする高等教育機関に対し、定員を多めに割り当てる原則である。

第4：国家助学金。国家助学金は中央と地方政府が共同出資し設立したものであり、経済的に困難な学生を支援するためのものである。全国年間平均1人当たり2000元、普通本科・専科（高等職業教育機関を含む）在学学生総人数の20%に支給し、具体的に1000元～3000元の間で3つのランクを分ける。同じ年度において、国家助学金を申請し受給する学生が同時に「国家奨学金」や「国家励志奨学金」を申請し受給することができるが、「教員養成学部生教育費免除制度」を享受する学生が重ねて受給することはできない。中央所属の高等教育機関の評価基準などは財政部と関係部署が共同で定め、地方所属の高等教育機関は各省レベル政府が定める。なお、同助学金の資金について、中央と地方政府の負担方法は「国家励志奨学金」と同様とする。教育部全国学生支援管理センターの馬文華副主任によると、2007年に中央と地方政府が同助学金に合計で約35億元を出し、347.7万人の学生に支給したという¹⁷。

第5：国家助学ローン。国家助学ローンは、経済的に困難な学生の学費・宿泊費・生活費を支援するために、政府が主導し財政的な利息補助を行い、政府と高等教育機関が共同で銀行へのリスク補填を行い、銀行・教育行政部署・高等教育機関が共同で施行するものである。同助学ローンは信用制であるが、受給者の期間内での返済を承諾し法律上の責任を引き受けることになる。基本的に年間1人当たり6000元とし、返済期間は卒業後6年間以内のこととなる。

第6：学生出身地信用助学ローン（原語は「生源地信用助学ローン」）。学生出身地信用助学ローンは高等教育機関に合格した受験生や高等教育機関の在学学生における経済的に困難な者を支援するために、政府が主導し財政的な利息補助を行い、財政的な経費から銀行へ一定のリスク補填を行い、銀行と教育行政部署が共同で施行するものである。同ローンは、学生やその法律上の保護者が家庭所在地の農村信用社（農業金庫）・銀行などの金融機関に申請することになり、担保や抵当がいらないが期間内での返済を承諾し法律上の責任を引き受けることになる。同ローンの返済期間は正規の在学年数プラス10年間とし、在学期間内の利息補助はすべて財政から出すが卒業後の利息は学生本人や法律上の保護者が共同で負担することになる。2007年に財政部・教育部が国家開発銀行と共同で同ローンを江蘇省、湖北省、重慶市、陝西省及び甘粛省の5省・直轄市で試行し、上海市、浙江省、河北省、

安徽省、遼寧省などの 12 省・直轄市も積極的に同ローンを試行した。全国学生支援管理センターの馬文華副主任によると、財政部・教育部が国家開発銀行共同で全国に同ローンを普及させ 2008 年に 3 分の 2 の省・直轄市・自治区まで施行するように工夫すると表明した¹⁸。同助学贷款は信用約束や返済事務などの面で改善を行った助学贷款の新モデルである。

同助学贷款の特徴は以下のようにまとめることができる。A: 支援の対象を拡大した。国家が批准し設立されたあらゆる普通高等教育機関、高等職業教育機関及び中等職業学校（民営普通高等教育機関や独立を含む）の在學生や新入生を対象とする。B: 返済期間が長い。全日制本科・専科の学制に 10 年間をたして、最長 14 年間の返済期間と定められた。C: 国家開発銀行とほかの金融機関の役割分担や関係部署の協力作業。国家開発銀行がローンの資金を提供し、その他の金融機関が開発銀行の委託を受けて資金の決算と管理作業を行う。県レベル学生支援管理センターが学生支援政策の宣伝や照会を引き受け、貧困生の経済状況調査や初回審査及び返済事務などを担当する。普通高校の関係行政機関が県レベル学生支援管理センターに協力する。D: 学生出身地機関を担当とするため、学生の経済的な状況の確認作業が行いやすいしコストが低い。しかも返済事務作業が行いやすい。E: リスク補填金の金額を貸与額の 15% と定め、リスク補填における中央と地方の負担割合を明確にし、中央政府の比重を引き上げた。中央部署所属の高等教育機関に発生したリスク補填金はすべて中央財政から出す。地方高等教育機関において、学生が省・直轄市・自治区外の出身ならリスク補填はすべて中央財政から出すが、本省・直轄市・自治区内の出身ならリスク補填は中央と地方が共同で負担し、中部・西部地域において中央と地方がそれぞれ 50% を負担し東部地域において「国家助学金」の負担割合と同様とする。

同ローンの施行状況は全国各地の県レベル学生支援管理センターの活動状況によって異なる。各地において同ローンの施行状況に格差が大きい。施行における実際の状況は興味深い課題である。

第 7: 商業助学贷款。2008 年 7 月に中国銀監会が『商業助学贷款の管理方法』を発行する銀監会の通知」を出し、新商業助学贷款を施行した。1999 年中国人民銀行が教育部・財政部と共同で施行した一般商業性助学贷款と比べて対象を海外で修士課程以上の学位を修得する者まで拡大したほか、リスク管理について学生の個人違約情報を金融機関で公開するなどの措置を定めた。

第 8: 教員養成学部生教育費免除制度（原語は「免費師範生政策」）。中国近代師範（教員

養成) 教育制度が設立されてから、1990年代半ばごろまで、師範教育を受ける学生が学費免除やその他の費用補助などの面で優遇されていたが、1997年全国各地において学費の全面徴収制度が施行されるにつれて師範高等教育機関においても徐々に学費の全額徴収制度が施行された。2007年5月9日に『教育部直属の師範大学における教員養成学部生教育費免除制度の実施方法(試行)』に関する教育部などの部署からの通知(原語は「國務院办公厅转发教育部等部门关于教育部直属师范大学师范生免费教育实施办法(试行)的通知(国办发「2007」34号)」)は、各省・自治区・直轄市人民政府や國務院の各部署、各直属機関に発行され、教育部直属の師範大学6校¹⁹で教員養成学部生教育費免除制度を施行するように決まった。2007年秋季の新学期から教員養成学部生教育費免除制度が施行され、教育費免除師範生に対し、在学中の学費・宿泊費を免除し生活費を補助する。その費用は中央財政から負担する。教育費免除師範生が入学前に、入学する師範大学や出身地の省レベル教育行政部署との間に「師範生教育費免除協議書」を調印し、教育費免除師範生が卒業後中・小学校で10年間以上教授することなどが定められた。教育費免除師範生が義務を履行しない場合、免除された教育費や支給された生活費の全額を1ヶ月以内に返還することになり、しかもその費用の50%の違約金を支弁することになる。6校の師範大学における非師範専攻の優秀な学生は入学2年未満の場合、教育部や各大学が定めた計画に従って師範専攻に転専攻することができ、それまでに発生した学費・宿泊費・生活費を基準によって学生に返還する。このルートで教育費免除師範生になった者は各大学の規定に従って師範専攻の分野を選択することができる。

2007年6校の師範大学は合計11,245名の教育費免除師範生を募集した。具体的な方法は大学によって異なるが、ほとんどの大学は中・西部出身の学生を募集することにした。教育費免除師範生に志願する受験者が多いため、ほとんどの地域での募集合格ラインは重点大学の合格ラインよりもかなり高い²⁰。各大学の学費には多少の差があるが、4年間に約4万5千元～5万2千元の費用は節約できるので人気がある。教育費免除師範生制度の目的は農村中小学校の教員の量や質を確保するためであるが、募集対象をほとんど中・西部にしたため、それは経済発展が遅れている中・西部の学生に高等教育への進学機会を提供した。

第9: ワークスタディー(原語は「勤工助学」)。ワークスタディーは学生が大学を通じて授業外の時間を利用し自分の労働で報酬を得る社会实践活动である。学生がワークスタディーに参加する際には学業に影響しないよう、週に8時間、月に40時間を越えないことを

原則とする。大学内でのワークスタディーは基本的に時給 8 元以上となり、大学外でのワークスタディーは、地元政府や関係部署が定めた最低給料基準以上のこととなる。

第 10：学費免除制度。国は国公立大学全日制の普通高等教育機関に在学する経済的に特別困難で学費を納付することができない学生、とりわけ少数民族の学生及び烈士（国のために尽くしてなくなった人）の子女などに対し学費減免政策を施行する。具体的な減免方法は各大学が制定する。学費免除制度は各大学における具体的な施行方法を定めていないため、その施行は各大学に任せている。「985」プロジェクトや「211 プロジェクト」などの重点大学なら大学の収入における学費・雑費の割合が高くないが、地方所管の高等教育機関（非重点大学）なら大学の収入における学費・雑費の割合が高いため、学費免除制度は各大学での実施状況にかなり格差があると考えられる²¹。

第 11：国家助学ローン代償制度。この制度は 2006 年に発足したものである。中央部署所属の全日制高等教育機関に在学する間に国家助学ローンを受けた応届生（留年などの経歴がない者）なら、西部地域や仕事環境が恵まれない僻地の「基層単位」（県以下レベルの仕事を）で最前線の職業に 3 年間以上従事すれば、その在学期間中に発生した国家助学金元本や利息の全部を中央政府が代弁して返済する制度である。この制度は、就職とかかわるものであり、今の就職難の状況や西部地域及び仕事環境が恵まれない僻地における人材不足の解決に対し新たな道を開いた。しかし、対象は中央部署所属の全日制大学の卒業生に限っているため、その効果も限られているであろう。中央・部所属大学の学生なら、国家奨励金や国家助学金の面に恵まれているほか、社会組織や団体からの寄付金や産学連合の収入による奨学金・助学金などにも恵まれていて、（奨学金つきの）先進国への進学機会も多いし就職のチャンスも多い。そうした状況の下でこのような卒業生に対する西部や僻地での補助政策は、その効果が疑われる。2004 年北京大学教育経済研究所が国公立大学高等教育機関 15 校、1 万名以上の在学学生に対しアンケート調査を行い分析した。その結果、中国高等教育の大衆化に伴い、高ランクの大学での高等教育機会は、ますます社会経済地位のより恵まれる家庭の子女に有利になることが明らかになった²²。つまり、中央所属の高等教育機関において社会経済地位により恵まれる家庭の子女が多く入学している。社会経済地位により恵まれなくて経済的に困難な学生が多い地方の高等教育機関にこの国家助学ローン代償制度を実施すれば、より効果が高いと考えられる。

第 12：その他奨学・助学制度。各高等教育機関が学校運営の資金や社会組織・個人寄付資金など²³を利用し設立した奨学金、助学金、一時的に困難な学生に対する特別困難補助金、

学校内無利息学資ローンなどといったものがある。中国が WTO に加入してから食糧などの値上げにより大学の食堂の料理も値上がりする一方である。それに対し、中央政府が普通高等教育機関に在学する学生の生活費を補助するために専門補助資金²⁴を出し、しかも地方財政から一定の資金を出し学生の生活費を保障するようにもとめたが、地方政府の対応はさまざまである²⁵。

2007 年全日制普通高等教育機関（民営を含む）における在学学生に対する支援総額は 272.92 億元に達し、2006 年の 182.75 元億より 49.3%増加した。支援総額において中央・地方政府の財政支援総額は 75.28 億元であり、当該年度学生支援総額の 28%に達し、2006 年の 24.79 億元より 204%増加した。具体的に中央政府、省レベル政府、市・地区レベル政府がそれぞれ 41.49 億元、28.88 億元、4.91 億元を投入した²⁶。

2006 年から毎年 8 月 15 日~9 月 15 日の一ヶ月間に、教育部が学生支援制度に関する照会ホットラインを開設した。学生支援制度を知りたい場合、全日制国公立大学や民営普通高等教育機関²⁷の新入生で合格通知書を受け取った際に国が定めた『高等教育機関学生支援政策マニュアル』などの学生支援政策を紹介するパンフレットが同封されないことが確認された場合、全日制国公立大学や民営普通高等教育機関は新生を迎える際に経済的に困難な学生に対し「グリーン通路」を設けていない場合、全日制国公立大学や民営普通高等教育機関の在学学生は国の定めた学生支援政策を学校が施行していないことを確認した場合、教育部が開設したホットラインを通じて訴えることができる。その際に、照会側の姓名、家庭所在地、連絡電話、入学や在学する高等教育機関などの情報を提供することが義務付けられた。

こうして、国は史上最強の支援システムを作り上げ、しかもそのシステムの徹底的な施行に取り組んでいる。それは高等教育の機会拡大に寄与するものとして期待されているが、高質の高等教育機関への進学機会が社会経済地位のより恵まれている学生に有利になっている面から見ると、ランクの高い高等教育機関に偏る奨学金や助学金及び国家助学ローン制度など、必ずしも完璧ではない。各高等教育機関での実際の施行状況については、需要側である学生の視点からの実証研究を通じて明らかにする必要がある。また、新システムにおいてもあまり民営セクターを視点に入れていないことが問題である。

2. 民営セクターにおける学生支援制度

(1) 中央政府の政策

民営高等教育機関が1980年代の初めから登場し、2006年には国承認の学歴を授与できるものは596校、在学人数が280.49万人に達し各類型高等教育機関在学者数の11.22%に達している²⁸。2005年国公立大学の学生納付金は大学収入の約32%を占める²⁹のに対し、民営大学の学生納付金は大学収入の約70%を占め³⁰、民営大学の学費は国公立大学普通大学よりずっと高い³¹。

政府は民営セクターに対し財政的な助成をしない政策を取っていて2006年まで民営セクターの学生に対する支援をほとんど行っていなかった。2007年から国が新学生支援政策を立ち上げ、国承認の学歴を授与する民営大学の在学者をも対象とするように定めたが、さまざまな問題があると見られ、施行は難航している。2007年5月に施行した「意見（国発『13号』）」及びその後に施行された施策において、「民営大学（独立学院を含む）が国家の関係規定により規範的に学校運営を行い、事業費収入から4%～6%の経費を出し経済的に困難な学生の支援に用い、募集した普通本・専科学生が当方法の規定条件と一致する場合、『国家励志奨学金』に申請することができる。具体的な評価管理方法は、各省・自治区・直轄市が研究し制定する。各省自治区・直轄市が評価管理方法を制定する際に、大学の学校運営の質、学費基準、学生募集の合格ライン、年度就職率（原語は「一次性就職率」）、学科・カリキュラム設置などの要素を総合的に考慮すべきである」と定めた。2008年教育部が合格通知書と同封し新入生に届けた『高等教育機関学生支援政策マニュアル』において、「国が国公立大学全日制高等教育機関における経済的に困難な学生や学費を納付することができない者……に対し、学費免除政策を施行する。具体的な減免方法は学校が制定する」と定めたが、民営大学の学生を対象外とした。それは、民営大学においては学費・雑費収入が主な収入であるから、政策的に定めても施行してもらえないと見られてそのように定めたのであろうと考えられる。

2007年5月23日に教育部が記者会見を行い、新学生支援制度に対する説明を行った。教育部のスポークスマン崔邦焱によると、民営大学の学生を支援する前提として民営大学は以下のような条件をそろえなければならない。それはA:国が批准した正規な民営大学であること。B:国公立大学と同様に事業費収入から一定比率を学生支援に用いること。C:民営大学の募集した学生の質を見て検討すること。具体的に、質がより高いほうに定員を

多めに割り当てる。D:民営大学の専攻を見る。専攻は国が急務とするものに支援する度合いをより高くする。ただし、民営大学も属地化に従い、各省・自治区・直轄市の所管であるので、各省レベル政府に任せている。教育部が原則的な意見を出し、具体的な施行方法などは各地政府が独自に定める³²。

2008年5月教育部財政巡視員・全国学生支援管理センター主任の崔邦焱が教育部とあらゆる公立全日制普通高等教育機関を代表して新しい学生支援制度を説明し以下のようにアナウンスした。それは A:国公立大学高等教育機関に合格した新入生とりわけ四川大地震の災害区からの者が順調に入学できることを保証する。B:あらゆる国公立大学高等教育機関に在学する学生が経済的な原因で失学しないことを保証する。C:あらゆる高等教育機関に在学する学生が経済的な原因で卒業できないことがないように保証する。D:あらゆる国公立大学高等教育機関が「グリーン通路」を開設することを保証する。E:あらゆる国公立大学高等教育機関は合格した経済的に困難な学生とりわけ四川大地震の災害区からの者を大学の校門外におかないように保証する、であるが、民営大学の学生は対象外である。

先に述べたように食堂の料理の値上げに対し経済的に困難な学生に補助する中央政府の専門補助資金も民営大学の学生は対象外とされている。

(2) 地方政府の政策

地方政府の民営大学の学生に対する支援政策については、地方によりかなり格差が大きいが中央政府を上回る地方もある。山東省国家助学ローンセンターによると、2006年秋の新学期から、国や山東省の正式な許可を得て設立した民営大学・成人大学をも国家助学ローンの支援対象とするようになった。2006年9月から国家助学ローンに対するリスク補填の比率を元の8%から10%まで引き上げる³³。

2007年5月国務院が施行した「意見(国発「13号」)」及びその後に施行された施策により各地方政府が独自の学生支援政策を制定した。そのうち福建省、安徽省などの地方政府は細かいところまで定めた。例えば福建省財政庁 福建省教育庁が2007年8月31日に施行した『福建省における普通本科・高等職業教育高等教育機関国家助学金管理暫定方法』の通知を発行するに当たって(閩(福建省の略称)発「72号」)(原語は「关于印发《福建省普通本科高校 高等职业学校国家助学金管理暂行办法》的通知」)の第17条において、「民営大学(独立学院を含む)は規定どおりに、事業費収入から4%~6%の経費を出して経済的に困難な学生を支援することに用いる」と定めた。安徽省政府が2007年8月2日に施行

した「安徽省人民政府が普通本科・高等職業教育機関及び中等職業学校の家庭経済困難な学生に対する支援政策システムを設立し完備する実施意見を公布することに当たって」（原語は「安徽省人民政府公布关于建立健全普通本科高校高等職業学校和中等職業高校家庭经济困难学生资助政策体系实施意见」）において、当省の「国家励志奨学金」に必要な資金について民営大学（独立学院を含む）の場合、省政府が全額負担すると定めた。2007年9月11日に青海省が施行した「青海省财政厅・青海省教育厅が『青海省普通本科・高等職業教育機関国家助学金管理暫定方法』を發行する通知に関して」（原語は「青海财政厅青海省教育厅关于印发《青海省普通本科 高等職業学校国家助学金管理暫行办法》的通知」）において、民営大学（独立学院を含む）が国の関係規定により規範的に学校運営を行い、事業収入から5%の経費を出して経済的に困難な学生支援に用い、その学生が申請条件に合う普通専科の者なら、「国家助学金」に申請することができるし、必要となる資金は国と学校が8:2の比率で負担すると定めた。2008年1月10日に施行した「上海市財政局・上海市教育委員会が『上海市普通本科・高等職業教育機関国家奨学金実施細則（試行）』を發行する通知に関して」（原語は「上海市財政局 上海市教育委員会关于印发《上海市普通本科高校 高等職業学校国家奨学金実施細則（試行）》的通知」）の第15条において、「国家规定により規範的に学校運営を行う民営大学（独立学院を含む）は、募集した当方法の規定申請条件と一致する普通本・専科学生が、国家奨学金に申請することができる。各民営大学の定員割当原則は国公立大学と同様とすると同時に、各大学の学校運営の質や学費基準、学生募集の合格ライン、就職率、カリキュラムの設置などを参照する」と定めた。

2003年9月1日に施行された「中華人民共和国民営教育促進法」の第27条において「民営学校の教員・受教育者は国公立大学学校の教員・受教育者と同等な法律地位にある」と定め、同法第33条において「民営学校の受教育者は進学・就職・社会優待及び表彰選考などの面において同級・同類の国公立大学学校の受教育者と同等な権利を有する」と定めている。また、2006年12月21日に国務院事務所が出した「民営高等教育機関の規範化管理を強化し民営高等教育の健全な発展を導くことに関する国務院事務所の通知に関して」（原語は「国務院办公厅关于加强民办高校规范管理引导民办高等教育健康发展的通知」）において、「本・専科学歴教育³⁴の民営高等教育機関の学生が進学、就職、称号評価などの面において同レベル・同類の国公立大学高等教育機関の学生と同等な権利を享受する」と定めている。その方針に従って、2007年9月7日に鉄道部が發行し施行した「学生往復チケット

取り扱い方法」(原語は「学生往返票办理办法」)において、対象は「普通高等教育機関(学歴教育を行う民営高等教育機関を含む)の在学者」と定めた。それまでは民営大学の学生が列車の利用において学生割引の利用を拒否されたことがあったため、この正式な取り扱い方法の施行により改善されることが期待されている。2007年に設立された新学生支援制度について、一部の地方政府も具体的な施行方法を出しているが、教育部が定めた条件を達成できるかどうか、その施行状況は研究の課題に残る。

第2節 民営高等教育の発展とその展望—河北省及び北京市の高校生進学意識調査を中心に

1. 研究の背景と分析課題

中国高等教育大衆化の過程の中で、高等教育の市場化改革、高等教育機関の偏在、経済発展の地域間格差などにより、高等教育の機会均等性が緊急の課題となっているが、民営高等教育機関の発展は中国高等教育の機会拡大に新たな契機をもたらしている。しかし、学歴社会の現状に迫られて、大学への受験競争が依然として激しい。1999年から2003年まで国公立大学の入学定員は拡大されたが年間200万人以上の浪人が生まれている。しかし、民営大学は定員を満たせていない。第1章第3節で論述したように大学志願者に占める浪人生の割合は1999年に31.53%、2000年に25.54%、2001年に22.36%、2005年に21.62%となり、減る傾向にあるが割合としては依然高いままである³⁵。国公立大学より民営高等教育機関の選抜性は低い、高校生たちは民営大学に進学しようとしているのかいないのか、その要因はなんだろうかを検証する必要がある。

1980年代の初めごろに民営大学が登場した。以来、民営大学に関する研究は少なくない。例えば、王炳照らは中国古代の私学や近代の私学が発展したプロセスを分析した上で、中華人民共和国が成立した当初の私学に対する政策や民営大学の発展を研究している³⁶。国民の伝統的な考え方や文化理念の実情を合わせて分析し、民営大学の中国での発展の見込みを検討する研究も出ている³⁷。民営大学の発展と政府の政策について分析する研究がもっとも多い³⁸。2002年、「民営教育促進法」が制定されてから、それに関するさまざまな議論がなされてきた³⁹。例えば、民営大学の資産所有権の問題とあわせて民営大学の公益性と営利性をめぐる議論もあった⁴⁰。民営大学の資産所有権とかかわって、仲介組織制度を設立する

と同時に、民営大学の内部管理組織を改善する研究も見られる⁴¹。民営大学の発展に伴い様々な問題が出てきているが、民営大学が直面している質の問題や教員についての研究もある⁴²。

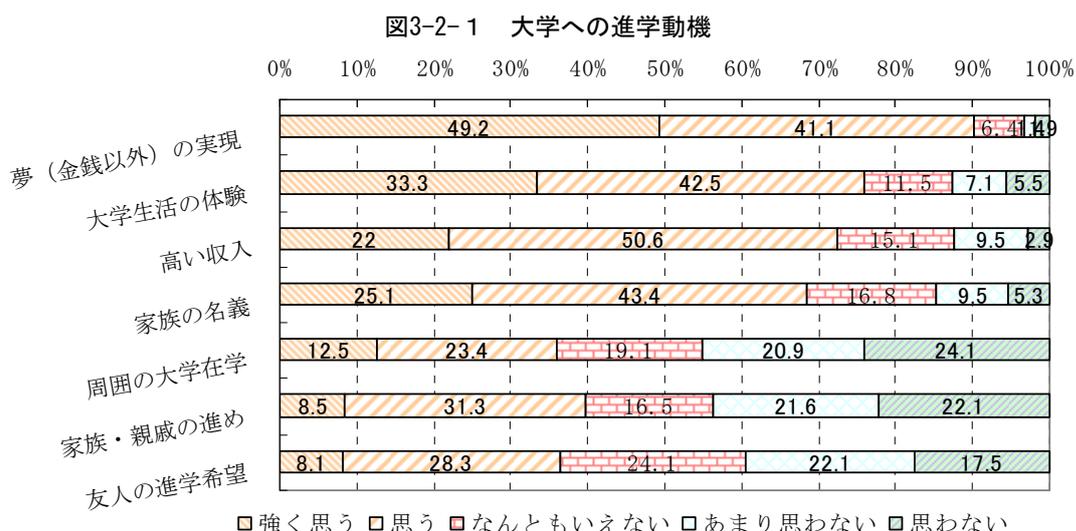
これらの研究は、いずれもマクロ的な視点を取っているが、近年、アンケート調査やインタビュー調査を通してミクロ的に分析する研究も見られる。例えば、いくつかの民営大学の登場の事例をあげ、地方民営大学の発展を手がかりにして中央政府の民営大学に対する政策を検討する研究がいくつもある⁴³。民営大学の在学生の両親の職業・学歴を調査し、国公立大学の在学生と比較する視点を取って高等教育への入学機会を分析する実証研究も見られ、異なる種類の民営高等教育機関に在籍する学生の入学動機や学生集団の特性を分析する研究もある⁴⁴。さらに、就職市場との関連付けで民営高等教育機関の発展方向を検討するものもある⁴⁵。しかし、高校生の進学意識を分析し、民営大学の発展の見込みを検討する実証研究が不十分である。

本論文は、河北省及び北京市における高校生進路意識のアンケート調査（調査1）を用いて高校生の民営大学に対する意識、高校生の民営大学への進学希望とその規定要因を実証的に見ていく。なお、ここでの分析は第1章第2節のA高校とB高校の間における住居形態・家庭状況・個人状況・学習状況・進路意識の実態などを分析した上で行われたものである。

2. 進学意識の実態

第1章第2節ですでに分析したように卒業後の進路選択を6つの項目に分けて5段階回答を求めたが、「大学受験して大学進学したい」生徒が圧倒的に多く93.2%もいる。進路を決める際にもっとも重視することについて14項目をあげて5段階回答を求めた。肯定回答の高い順に「自分の適性」、「従事する仕事」、「成績」、「夢の実現」、「専攻を活かせる」、「家族の期待」、「高い収入」、「家計負担力」、「失業の確率」、「学校の先生の助言」などとなっている。高校生の進路指導について2005年6月にA高校に対して聞き取り調査を行った。学校側での進路指導は国公立大学に進学するように指導しているが、就職や民営大学への進学は薦めていないという。両親や親戚から助言をもらっている人もいるが、ほとんどの保護者は進路指導を学校側に頼っている。国公立大学以外の進路を考えていない保護者も多い。民営大学が高校に宣伝に来る場合もあるが、学校側に断られるケースが多い。「ご両

親はあなたが大学に入ることを期待しているのか」について5段階回答を求めたが肯定的な回答は99.3%もある。また、大学進学動機について「なぜ大学に入るのか」を7つの項目に分けて5段階回答を求めた。図3-2-1の示すように「夢（金銭以外）を実現するため」、「大学生活の体験」、「高い収入」、「家族の名誉」などといった項目の肯定回答がより高い。



その他の進学動機について自由記述をまとめると、就職のため、知識を身につけるため、学歴のため、出世の近い道、人生の体験、両親への恩返しや社会貢献などが書かれた。「できればどのような大学に進学したいか」と聞くと、98.4%の生徒が国公立大学に希望するのに対し、民営大学にしたい者がわずか0.4%である。

国公立大学志望の生徒に、「国公立大学に不合格の場合ご両親はあなたが民営大学に行くことを支持しますか」について6段階回答を求めたが、「強く支持する」（1.8%）、「支持する」（12.2%）、「どちらともいえない」（40.3%）、「あまり支持しない」（17.3%）、「支持しない」（14.3%）、「分からない」（14.1%）となる。同様に「国公立大学に不合格の場合ご親戚は貴方が民営大学に行くのを支持しますか」について6段階回答を求めたが「強く支持する」（0.8%）、「支持する」（7.6%）、「どちらともいえない」（40.4%）、「あまり支持しない」（13.3%）、「支持しない」（10.5%）、「分からない」（27.4%）となる。国公立大学に不合格の場合でも両親や親戚があまり民営大学に進学することを支持しないことが明らかになっている。先述したように「(国公立大学に進学を希望する人だけに聞く) 国公立大学に不合格の場合あなたがご自分の進路をどう思いますか」について12の項目を設けて5段階回答を求めたが、「補習後再受験したい」と回答する生徒がもっとも高く45.3%もあるのに対し、「民営大学に行きたい」と回答する生徒はわずか10.6%である。

3. 進学意識の実態の規定要因

国公立大学に不合格の場合の進路選択の規定要因を探るために、進路希望の「再受験」、「民営大学」、「中外合併大学」、「成人大学」、「ネット大学」、「テレビ大学」、「職業資格証書」、「留学進学」、「独学試験」、「就職」などの変数を目的変数にし、A高校ダミー、農村戸籍ダミー、両親の学歴（父・小卒以下、母・小卒以下、父・中等教育、母・中等教育、父・高等教育、母・高等教育）、両親の期待、両親の党の所属（母・共産党員、父・共産党員）、両親職（父・農業、母・農業、父・肉体労働者、母・肉体労働者、父・知識人幹部職、母・知識人幹部職、父・自営業、母・自営業）、女子ダミー、1人っ子（ダミー変数）、成績トップクラスダミーを説明変数として重回帰分析（ステップワイズ法）を行った（表3-2-1）。

表から分かることは、「再受験」への希望について、B高校に対しA高校のほうは意欲が
つよい。母の職業は農業であるほうがマイナス影響を示す。「民営大学」への希望につい
て、A高校ダミーと母・共産党員ダミーがマイナス符号となっていることは、A高校のほう
は希望してなく、母が共産党員であることは希望していないことを示す。共産党員であ
ることによって私（民）のことより「公」を重視しているからであろう。「中外合併大学」
への希望について、母・農業であることはマイナス影響を示す。「成人大学」への希望に
ついて、女子、父・知識人幹部職であることはプラス影響を示すのに対し、父・共産党員
であることはマイナス影響を示す。「ネット大学」への希望について、父・知識人幹部職
であることはプラス影響を示すのに対し、父・共産党員であることはマイナス影響を示す。
「テレビ大学」を希望するのは女子である。「職業資格証書」を希望するのは女子であり、
A高校、母・知識人幹部職であることはマイナス影響である。「留学進学」を希望するのは
母・知識人幹部職であるのに対し、A高校、父・肉体労働者であることはマイナス影響を示す。
「独学試験」への希望について、母・肉体労働者、成績トップクラスであることはプラス
影響を示すのに対し、A高校、父・肉体労働者であることは強いマイナス影響を示す。「就
職」を選ぶことについて、父・知識人幹部職であることはマイナス影響を示すのに対し、
父・初等教育、母・農業であることはプラス影響を示す。「家業を継ぐ」について、女子、
母・共産党員、母・農業であることはマイナス影響を示す。

表3-2-1 国公立大学不合格の場合の進路選択（標準化回帰係数）

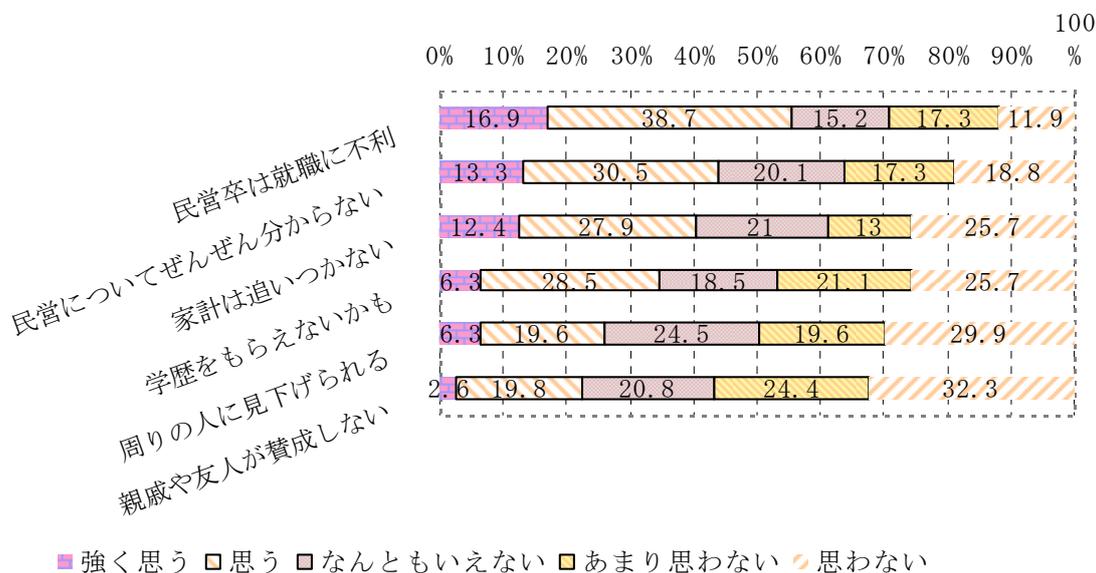
独立変数	①再受験	②民営大学	③中外合併大学	
母・農業ダミー	-0.224 ***		-0.137 **	
母・共産党員ダミー		-0.094 ***		
A高校ダミー	0.204 ***	-0.223 ***		
女子ダミー				
母・自営業ダミー				
	①R ² =0.037, F=11.123, N=673 ②R ² =0.049, F=13.353, N=595		③R ² =0.019, F=9.979, N=590	
独立変数	④成人大学	⑤ネット大学	⑥テレビ大学	⑦職業資格証書
父・知識人幹部職ダミー	0.157 **	0.134 **		
父・共産党員ダミー	-0.138 **	-0.161 **		
女子ダミー	0.122 **		0.133 *	0.105 *
A高校ダミー				-0.207 ***
母・知識人幹部職ダミー				-0.107 *
	④R ² =0.039, F=6.944, N=598 ⑤R ² =0.023, F=6.137, N=591		⑥R ² =0.013, F=6.688, N=590 ⑦R ² =0.053, F=7.109, N=591	
独立変数	⑧留学進学	⑨独学試験	⑩就職	⑪家業を継ぐ
母・知識人幹部職ダミー	0.152 **			
A高校ダミー	-0.228 ***	-0.249 ***		
父・肉体労働者ダミー	-0.094 *	-0.133 **		
母・肉体労働者ダミー		-0.099 *		
成績トップクラスダミー		0.137 **		
女子ダミー				-0.097 *
母・共産党員ダミー				-0.084 *
父・初等教育ダミー			0.097 *	
父・知識人幹部職ダミー			-0.089 *	
母・農業ダミー			0.147 **	-0.140 **
	⑧R ² =0.099, F=18.852, N=595 ⑨R ² =0.054, F=8.477, N=604		⑩R ² =0.069, F=9.667, N=605 ⑪R ² =0.026, F=4.617, N=589	

注：*** … p < 0.001, ** … p < 0.01, * … p < 0.05

上記をまとめると、A高校の生徒は国公立大学に不合格の場合でもそれ以外の大学や非伝統的高等教育機関⁴⁶に進学したいと思っていないことが分かる。それは、今まで見てきた調査の結果と一致している。農村部にあるA高校の生徒はほとんど農村戸籍であり、進路を考える際に家計負担力を重視し、大学進学において学費を問題にしているからである。しかも、進路意識の実態の分析により、A高校側が国公立大学以外の大学への進学を勧めないことはすでに明らかになっている。黄によれば、非伝統的高等教育機関は教育機会の地域間格差を是正するものになれなかった⁴⁷。それは国公立大学卒業者が出世しやすいと見なされることもあるが、民営大学などの非伝統的高等教育機関があまり国民に知られていないこともあろう。またほかの何かの要因が潜んでいるのであろうか。それを実証するために次に分析する。

「国公立大学に不合格の場合でも民営大学に進学しない理由」について 6 つの項目を設けて 5 段階回答を求めた（図 3-2-2）。肯定回答の多い順に示すと「民営卒は就職に不利」

図3-2-2 国公立大学に不合格の場合でも民営大学に進学しない理由



(55.6%)、「民営についてぜんぜん分からない」(43.8%)、「家計が追いつかない」(40.3%)、「民営に行っても学歴がもらえるかどうか分からない」(34.8%)、「周りの人に見下される」(25.9%)、「親戚や友達が賛成しない」(22.4%)となっている。「民営卒は就職に不利」の肯定回答率がもっとも高いことから、就職の有利不利が民営大学に進学しないことの一番の要因となっている。

さらに「国公立大学に不合格でも民営大学非進学」の因子分析を行った（表 3-2-2）。因子抽出法は主因子法で固有値 1 以上の基準を設け、バリマックス回転を行った。その結果、2 因子が抽出された。表 3-2-2 が示すように、第 1 因子は「民営卒は就職に不利」などに対して負荷量が高く、「就職難・出世不利」に関する因子とした。第 2 因子は「家計が追いつかない」などで負荷量が高く、「家計負担」に関する因子とした。ただし、F1 については、A 高校において「民営卒は就職不利」の因子負荷量が一番高いのに対し、B 高校において「周りの人に見下されるから」の因子負荷量が一番高い。A 高校の生徒は就職のことを最も重視することが分かる。F2 については、A 高校において「親戚や友達が賛成しない」の因子負荷量が一番高いのに対し、B 高校において「家計が追いつかない」の因子負荷量が高い。B 高校の生徒は親戚や友達の意見より家計のことを重視することが分かる。また、その他の理由について自由記述をまとめると、どちらの高校においても「民営大学は信頼性が

ない」、「民営大学の質を信頼できない」、「民営大学の学風や学費に不満」などが多く

表 3-2-2 国公立大学に不合格の場合でも民営大学非進学の原因の因子分析

高校	因子名	質問項目	因子負荷量	
A 高校	F1 (就職難・出世不利)	民営卒は就職に不利	0.665	0.025
		周りの人に見下げられるから	0.621	0.098
		学歴証書をもらえないかも	0.569	0.172
	F2 (家計負担)	親戚や友達が賛成しない	-0.001	0.644
		家計が追いつかない	0.276	0.451
B 高校	F1 (就職難・出世不利)	周りの人に見下げられるから	0.746	0.162
		民営卒は就職に不利	0.703	-0.033
		学歴証書をもらえないかも	0.504	0.239
	F2 (家計負担)	家計が追いつかない	0.051	0.924
		親戚や友達が賛成しない	0.403	0.458

注：A 高校累積寄与率：53.81%、B 高校累積寄与率：59.41%

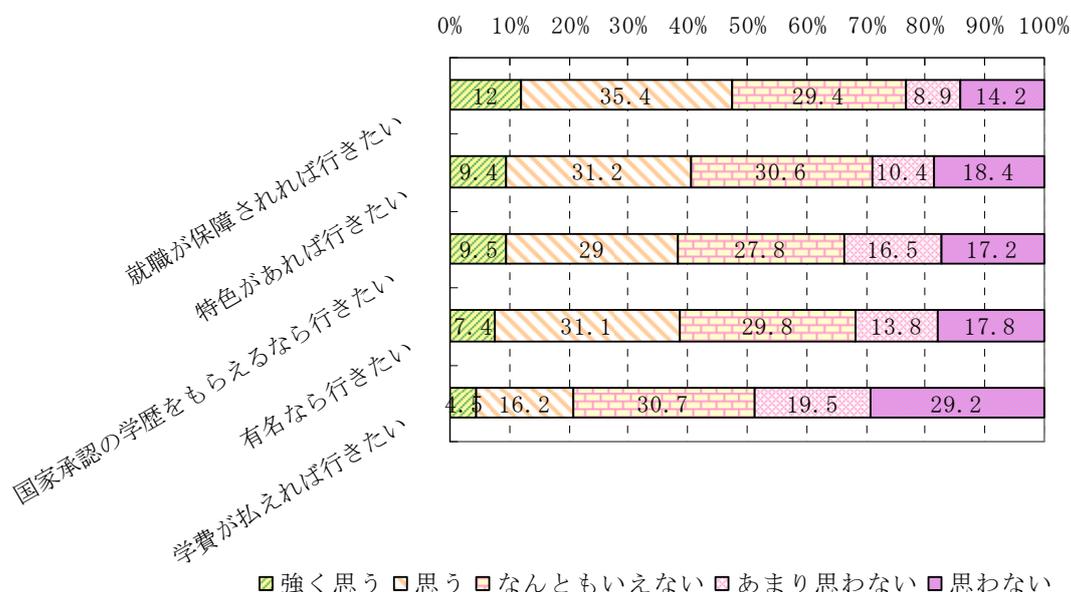
の生徒によって書かれた。民営大学を志願しない理由は、職を得ること（できれば、出世をすること）という国民の根本的な要望に民営大学が応えられていないからだということが明らかになった。

さて、民営大学における上記の問題を解決できれば民営大学に行きたいであろうか。それを確かめるために、「保障があれば民営大学に行きたいか」（図 3-2-3）と聞くと「就職が保障されれば行きたい」（47.4%）、「国承認の学歴をもらえるなら行きたい」（38.5%）、「学費が払えれば行きたい」（20.7%）などとなっている。

ほぼ全員の生徒が国公立大学をめざし、農村部の生徒であるほど、親の学歴が低いほど国家重点大学に進学したがっている。民営大学に進学したい者が 0.4%しかないことは民営大学があまり国民に受け入れられていないことを示す。国公立大学に不合格の場合でも民営大学に行かない理由として半分近くが「民営についてぜんぜん分からない」と答え、26%が「周りの人に見下げられる」と答えることから民営大学が国公立大学と平等に取り扱われていないことや国民の「官本位」の考え方が影響していることが示された。また「就職難・出世不利」と「家計負担が追いつかない」という二つの因子に集約されたことから、

民営大学が国民の要望に応えられていないことが明らかになった。就職、学歴、学費などは民営大学に行かないことの制約条件であると解明された。

図3-2-3 保障があれば民営大学に行きたいか



4. 民営高等教育の発展課題

民営大学を発展させるためには、質上げの問題や国民の信頼を得ることが第一に肝心なことである。中国では私学助成をほとんど行っていないが地方政府を中心に、総合評価の高い民営大学を重点的に奨励する事例がある⁴⁸。2004年に教育部が民営大学に対する評価を実施するように指示し、学歴証書試験を停止することと独立学院を発展させることなどの新しい動きが見えてきたが、これも質的問題と信頼問題の対策だと思われる。学歴証書試験は学歴証書を発行することができない民営大学の学生に向けて行われた学歴認定試験である。国、省級教育部署、拠点機関（民営大学）が行う試験に合格することによって、国が認める大学専科の学歴を授与された。学歴証書試験は1993年に北京で試行され、2004年には18省に及んでいたが、2005年に停止された。それまでの学歴証書試験校が民営の普通大学、独立学院あるいは独学試験の補助校に合併されたか解散された。そうした改革は質の悪化したものを取り除き、質の良いものを制度化したのである。第2章第2節で論じたように、独立学院は母体大学に管理を依存するものであり、2003年に教育部が公布した「普通高等教育機関が新たなメカニズムとモデルによって設置した独立学院の管理の規範と強

化に関する若干意見」によって、学生募集、運営・管理、財務採算体制、卒業証書などの管理運営体制の整備が進められ、国による支持の姿勢が示された。また、2003年9月1日施行の「中華人民共和国民営教育促進法」第46条～第50条に定められた税制上の特恵政策（税金減免など）や銀行ローン制度などの民営教育に対する奨励方針を徹底的に実施することが必要である。

一方、高学費の問題を解決するには、国は奨学金制度をよりいっそう充実させ、大学側は授業料免除制度などの学生支援制度を充実させることが欠かせない。さもないと、民営大学の発展は高等教育の量的発展に寄与できるとしても高等教育の機会均等性に寄与できないと考えられる⁴⁹。

第3節 高等教育の機会均等性の問題—河北省及び北京市の大学生意識調査を中心に

1. 先行研究と分析課題

1970年代の末から1980年代の初めに、中国に民営大学が登場し始め、30年近くの紆余曲折の発展を経て、中国高等教育の規模拡大に寄与してきた。一方、国公立大学においても1980年代の末ごろから経営管理の市場メカニズムが導入され、高等教育の私費負担が高まりつつある。また、1990年代に高等教育機関の地方管理を進める改革が行われ、高等教育の財政負担が中央から地方へと移転させられた。高等教育における地方政府の自主権の拡大に伴い、経済発展の地域的不均衡性により高等教育の地域間格差などの機会均等性の問題が拡大してきた。

中国高等教育の機会均等性について、袁連昇は大衆化の中での高等教育の機会均等の問題を「地域間の進学機会の格差が大きい、社会階層間高等教育機会の格差が大きい、高等教育機関の財政資源の配分の不均衡、学費水準の急激な上昇と奨学金制度の不備による貧困層の高等教育機会均等の問題」などとまとめ、その改善策を「国立大学における学生募集は定員を全国各省の学齢人口の比率によって配分すること、中央政府が財政支給を通して各省の財政力を平準化すること、学費水準を安定し、奨学金支給を増加させ学生への貸し金担保を提供すること」などのように述べていた⁵⁰。Zhang Huijieは高等教育機関における経済的な援助が必要である学生の存在する要因やその経済的援助策における問題点を検

討し、国・社会が経済的な援助策を強化するように提案した⁵¹。李文利・Bruce Reynolds らは高等教育費用の負担能力を考察し、学生への助学ローンの実施状況が収入の違う集団の入学機会にどう影響するかを検討した⁵²。Ding Xiaohao は高等教育の機会均等性の問題を時系列的に考察し、1990 年代以降になると都市部の高等教育への入学機会の均等化の程度が明確に高まり、質のよい高等教育資源が経済的に豊かな家庭や社会地位の高い家庭を持つ学生に享受される傾向があると論じた⁵³。以上の先行研究によって、中国における高等教育の機会均等の問題やその改善策がある程度明らかになった。しかし、これらの研究の考察視野はいずれにしても民営セクターを取り扱っていない。しかも、教育の需要側である学生の視点からのミクロ的な考察が乏しい。

民営大学の発展課題や民営大学の役割について、馬越徹はアジアの私立セクターのあり方を中心に高等教育システムを「私立周辺型」・「私立補完型」・「私立優位型」に分類し、中国の民営高等教育が「私立周辺型」から「私立補完型」へと移行すると述べているが、民営高等教育の役割に対する議論は量的な予測にとどまっていた⁵⁴。張博樹・王桂藍らはイデオロギーを軸にして民営大学発展の現実と課題を分析し、民営高等教育を単に公立高等教育の「補充」とする旧来の考え方を放棄し、研究型の民営大学をも作ろうと提案したが、学生の教育機会均等性の視点を見落としている⁵⁵。Jing Lin は民営大学の学生と教員の特性を概括的にまとめ、民営教育に関する法律に関しても議論していたが、いずれにしても実証性がかけている⁵⁶。民営大学に存在する問題を概括的に検討する研究などもある⁵⁷。上記の民営大学の発展課題・役割に関する研究は、ほとんどマクロ的な分析であるが、鮑威は国公立大学・民営高等教育機関の在学者にアンケート調査を行い、民営セクターの学生の特徴を分析し、民営セクターの役割について検討を試みた⁵⁸。しかし、民営高等教育の発展が機会均等性に寄与できるかどうかに関する実証研究の課題が残っている。

本節は、中国における高等教育の機会均等性の問題と民営高等教育の果たす役割を合わせて考える。具体的には河北省と北京市にある国公立大学と民営大学の学生に対するアンケート調査を通じて、高等教育の機会均等性の問題を検討し、公立セクターと民営セクターの学生の意識実態の比較分析を通じて、民営セクターの特徴を浮き彫りにする。それとともに、政府・社会の民営セクターに対する取り扱い方を検討し、高等教育の機会均等性に寄与させるための民営セクターが直面する課題を考察したい。

2. 学生募集

(1) 学生募集のプロセス

中国の高等教育における学生募集のプロセスを表 3-3-1 に示した。表 3-3-1 から分かるように、国の募集計画における民営大学の学生募集については、本科は第 3 回目の本科募集となり、専科専攻はそれよりもさらに後ろの段階となっている。国承認の学歴証書を発行できない学歴証書試験試行校や独学試験校⁵⁹は、大学統一試験を利用して募集を行っている。民営大学の学生募集はほとんど国公立大学の不合格者から選ぶことになっているから、民営大学にとって質の低下を招く原因とされる研究がある⁶⁰。

民営大学の学生は実際に国公立大学の不合格者で占められているか。彼らの進学動機はどうか。民営大学の学生募集において何が問題になるのでしょうか。学生に対するアンケート調査の分析を通じてみることにしよう。

表3-3-1 中国高等教育の学生募集

募集プロセス	高等教育機関
繰上げの本科募集	軍事、警察、司法大学（専攻）、国防生、芸術専攻、体育専攻、部分航海類大学などを含む。
第1回目本科募集	教育部・中央省庁直属の大学、「211」（21世紀重点大学99校）などを含む。
第2回目本科募集	一般的な本科大学
第3回目本科募集	民営普通大学の本科大学、独立学院の本科を含む。
第4回目募集	国公立普通大学の専科専攻および本科大学の高等職業専科を含む。
第5回目募集	高等教育専門学院、民営普通大学の専科専攻を含む。
第6回募集	学歴証書試験試行校の学生募集。大学統一試験の合格ラインより50～100点以下の枠内または成人大学統一入試の合格ラインより30点以下の枠内で選抜を行う。
最終回募集	独学試験校の学生募集（基本的に点数の制限がない）

注：第5回までの募集は、国の募集計画による募集である。

出典：中国教育ニュースネット：<http://www.jyb.com.cn/cm/jycm/beijing/zgjyb>

（2007年5月閲覧）を参照、筆者作成。

(2) 学生の属性

中国では、戸籍制度は国民の就学、進学、就職などにかかわっているため、本調査は学生の出身地を戸籍の地域所属により直轄市戸籍・普通市戸籍・鎮戸籍・農村（村）戸籍の四レベルに分けて質問項目を設けた。そして調査対象の大学の学生が大学所在地の省・市の出身か他省・市の出身かを見るために、省・市の内外という質問項目を設けた。また、

学生の出身校について、表 3-3-2 のように分類して質問した。中国の後期中等教育は「複線型」教育制度である。この段階においては、主に普通高校と職業技術高校との二つのコースに分けられるが、普通高校はさらに重点と非重点に分けられる⁶¹。

表 3-3-2 が示すように、学生の出身をみると、直轄市戸籍を持つ民営大学の学生の割合はわずか 4.7%、それに対し、国公立大学における直轄市戸籍を持つ学生の割合は 18%である。直轄市出身学生はあまり民営大学に進学していないことが分かる。そして、重点高校からの出身の学生の割合を見ると、民営大学は 31.8%であり、国公立大学

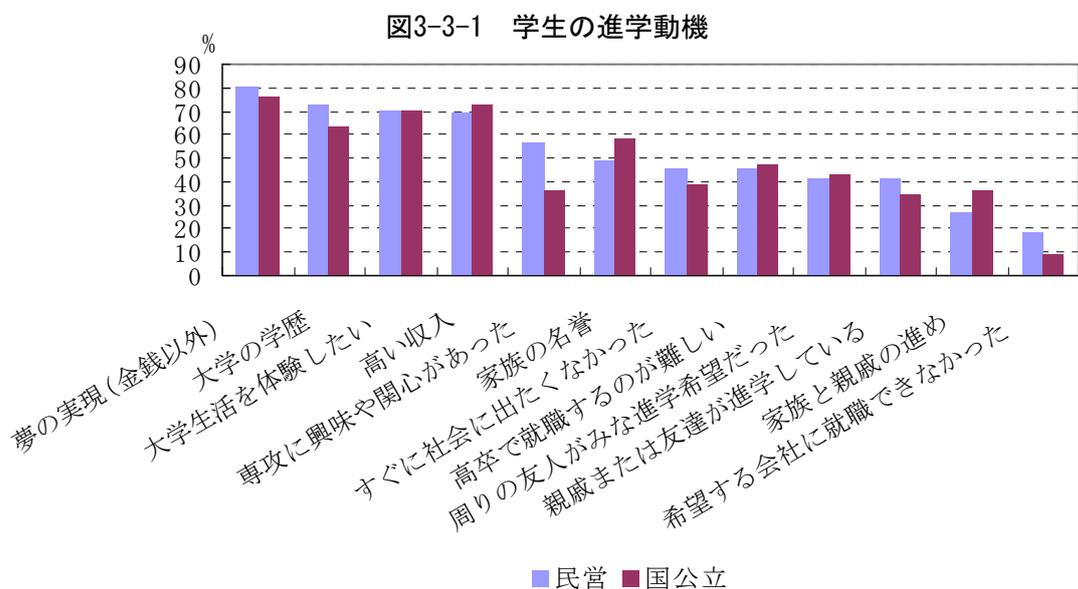
		民営	国公立
		N=325	N=646
出身地	直轄市	4.7	18.0
	普通市	48.0	37.7
	鎮	13.4	9.2
	農村	34.0	35.1
	計	100%	100%
		N=318	N=634
出身校	重点高校	31.8	46.8
	普通高校	58.8	42.6
	職業高校	7.5	8.5
	社会人	1.9	1.9
	計	100%	100%
		N=329	N=728
省/市内外	省/市内	11.4	6.7
	省/市外	88.6	93.3
	計	100%	100%

の 46.8%より 15%下回っている。逆に、普通高校出身の民営大学の学生は 58.8%であり、国公立大学の 42.6%より 16%上回っている。一般に民営大学生は国公立大学生より学力が劣っていると思われる。出身者の省・内外についてみると、民営大学の学生の約 90%は市外から進学してきたことが分かる。それは、調査校の民営大学の所在地は北京であるため、在学者が学校所在地の地理条件などを重視して進学してきたと予想されるが、それを含めて、次には学生の進学動機や在籍する大学を選んだ理由から見ることにしよう。

(3) 学生の進学動機

学生の進学動機について 12 の質問項目それぞれに 5 段階回答をもとめ、(民営大学の) 肯定回答の高い順に図 3-3-1 に示した。図 3-3-1 が示すように、全体的に民営大学の学生の進学動機は国公立大学と変わらない。また、その他の動機について自由記述をまとめると、「明るい未来のためだ」、「社会貢献のためだ」、「個人素養を高めるためだ」、「社会の趨勢」などが見られた。民営大学の学生は国公立大学の学生と同じように、金銭以外の目的を持って進学していることが確認できた。また、在籍する大学を選んだ理由について 17 項目それぞれに 5 段階回答を求めたところ、「第 1 希望の大学 (国公立大学) に落ちた」と回答する民営大学の学生の割合がもっとも高く 65.3%もあることから、確かに、多くの民営大学生

は不本意進学をしていることが分かる。また、「学歴証書試験を受ける」(60.6%)、「独学試験を受ける」(52.6%)、「実用な職業技術を身につける」(54.6%)といった明確な目標を持って入学している学生も少なくない。「学校所在地の風土が気に入っているから」入学している民営大学の学生が23%もある。その他の理由について、民営大学の学生の自由記述をまとめてみると、「(大学の地理的な位置がよいなど)大学の宣伝がよかった」、「(大学入試の志願記入ミスなどで)仕方がなく入った」、「独学試験を受けるためだ」などが見られる。調査対象校の大学は北京のよりよい地理的な位置を宣伝することを通じて学生募集を工夫していたことが分かった。大学入試の志願ミスによって希望する大学に入れなかったことから、統一大学入試における志願システムに問題⁶²があることがうかがえる。



(4) 学生募集における問題と改革の課題

民営大学は発展の歴史が浅く、大学によって質が低いという問題がまだ存在しているので、国公立大学と同じように取り扱ってほしいといっても簡単にはいかない。民営大学の学生募集は民営大学の果たす役割や民営高等教育の特徴から考えなければならない。

2007年4月現在、中国全土における民営普通高等教育機関の数は275校、そのうち本科大学は25校、専科大学は250校である。しかも、その250校の専科大学はほとんど高等職業教育を行っている。教育部高等教育司の巡視員によれば、2004年に施行されている中国高等教育の教学評価は本科教育、高等職業教育に対し、単独的に評価を行っている⁶³。しか

し、本科大学と高等職業教育を行う専科大学に対して異なる基準で評価しているのに、なぜ同じ大学統一試験を通じて学生募集を行うのであろうか。主に高等職業教育を行うことは民営高等教育の特徴であるから、その特徴にあわせて学生募集を行う必要があると考える。

また、現在の高校生に対する進路指導においても、問題があると考えられる。大学入試に関する情報や各大学の情報についての収集は主に高校側から行っているという⁶⁴。高校による進路指導は大学入試前にほとんどない。しかも、試験を受けた後、志願する直前に国の募集計画に収められている大学名・学部・募集人数くらいの情報に限って提供している。一部分の受験生は自らインターネットなどの手段で大学の情報を調べているが、家庭でのインターネットやインターネットカフェが普及していない農村部の受験生はほとんど大学に関する情報を入手することができない。よって、情報不足による志願ミスも生じている。さらに、国承認の学歴を授与できない民営高等教育機関に対して、ほとんどの高校はそれに関する進路指導（情報提供）を行っていない。そこで、希望する大学に不合格の場合、独学試験を補助する民営大学の非学歴授与校に入りたくても、情報不足により自分に合う大学に入ることができないのである。

3. 学費負担と助学制度

(1) 高い学費

2003年、中国農村部、都市部の1人当たりの年収はそれぞれ、2841元、5800元であるが、該当年度の国公立大学・民営大学を含む大学の年間平均授業料は5560元であった⁶⁵。授業料はすでに国民の負担能力を超過していることが分かる。

本調査回答者の学部所属について民営と国公立大学における割合を挙げるとそれぞれ、「教育」(4.9%/12.9%)、「人文学部」(52.8%/37.3%)、「理工学部」(40.7%/46.3%)、「農林学部」(0.7%/1.4%)、「医薬学部」(1.0%/2.2%)である。Han Xiaopingの研究によれば、(1997年の学費全面徴収制度実施以降)学費の年額は年々と増え、増加率が一番高いのは芸術類の大学ないし芸術類の専攻であり、2002年時点の授業料年額は1万2千500元であるという⁶⁶。2007年7月に教育部が出した「中央部(教育部・その他の中央部署)所属の大学の本科・専科における学費標準統計表」によると、人文学部は年額約4千元、農林・教育・医学・理工学部などは年額約5千元、芸術学部は一番高く年額約1万9千元である⁶⁷。学部に

よる学費の格差のバランスを取るために、本調査は授業料の極端に高い芸術学部をはずし、授業料が普通レベルの学部を対象にした。

「本学部を選んだ理由の一つはほかの学部ほどお金がかからないから」と思う民営大学生が 25.5%であるのに対し、国公立大学生が 14.1%である。さらに、学生の出身地による経済力の要因の干渉を排除するために、在学生在が学部選択に学費を考慮したかどうかを出身地別大学類型別に見た。農村出身の学生グループにおいて民営大学では 24.6%が考慮したのに対し、国公立大学では 16.2%である。都市戸籍の学生グループにおいて民営大学では 28.0%が考慮したのに対し、国公立大学では 13.1%である。農村出身であれ、都市出身であれ、民営大学生が国公立大学生より「学部選択に学費を考慮した」のである。

実際の授業料の年額を尋ねると、表3-3-3のような結果となった。年額5千円以上を納入する学生の割合について、

表3-3-3 大学類型別に見た学費年額

		学費年額			合計
		5000円未満	5000円～9999円	10000円以上	
民営	度数	8	211	104	323
	%	2.5%	65.3%	32.2%	100.0%
国公立	度数	262	356	25	643
	%	40.7%	55.4%	3.9%	100.0%
合計	度数	270	567	129	966
	%	28.0%	58.7%	13.4%	100.0%

カイ2乗=245.326、p<0.1%、df=2

か、年間1

万元以上を納入する民営大学の学生は3割以上である。授業料は家計の負担になるのかについて、表3-3-4のクロス集計表に示した。「重大な負担+かなりの負担」の学生の割合について、民営にし

表3-3-4 授業料は家計の負担になるのか

		授業料の家計にかける負担			合計
		負担にならない	多少の負担	重大+かなりの負担	
民営	度数	19	128	100	247
	%	7.7%	51.8%	40.5%	100.0%
国公立	度数	93	286	249	628
	%	14.8%	45.5%	39.6%	100.0%
合計	度数	112	414	349	875
	%	12.8%	47.3%	39.9%	100.0%

カイ2乗=8.523、p<5%、df=2

親が学資ロー

ンをしているか」と聞くと、民営大学の学生は24%が肯定回答をしていた。父の年収との関係を見るために、父の年収を「5000円未満」、「5000円～9999円」、「10000円～19999円」、「20000

元～29999元」、「30000元以上」の5段階に分けて大学類型と「学資ローンをしているか」とのクロス集計を行った。父の年収が「5000元未満」のグループにおいて、「学資ローンをしている」割合は民営大学が38.9%、国公立大学が37.8%である。国公立大学にしても民営大学にしても、父の年収が低いグループのほうはより学資ローンをしていることが分かった。また、「その学資ローンが学費に占める割合」を大学類型別にみたところ（表3-3-5）、学費の50%以上を占めている民営大学の学生の割合は国公立大学の学生より15%も低いことが分かる。

教育経済学の研究者D. Bruce Johnstoneはかつて高等教育のコスト・シェアリングのホストを政府・両親・

学生個人・財団法人（寄付者）のように分類していた⁶⁸。彼は両親からの出費について、親戚の援助に言及していた。本調査では、「あなたの学

表3-3-5 大学類型別に見た学資ローンの学費に占める割合

		そのローンの学費に占める割合			合計
		30%未満	30%～50%	50%以上	
民営	度数	43	21	23	87
	%	49.4%	24.1%	26.4%	100.0%
国公立	度数	54	30	59	143
	%	37.8%	21.0%	41.3%	100.0%
合計	度数	97	51	82	230
	%	42.2%	22.2%	35.7%	100.0%

カイ2乗=5.321、df=2、p<10%

費を支払うために、親戚から援助を受けているか」と聞いてみると、民営大学の学生の40%、国公立大学の学生38%は肯定回答をしている。民営大学、国公立大学のいずれにしても、親戚援助を受けている学生の割合は、学資ローンをしている学生の割合の2倍程度である。また、「その親戚援助が学費に占める割合」を大学類型別に見ると、「50%以上」、「30%～50%」、「30%未満」を占める民営大学の学生の割合がそれぞれ、22.8%、21.0%、56.2%であるのに対し、国公立大学の学生の割合がそれぞれ、11.0%、18.4%、70.6%である。それは、大学類型別に見た「その学資ローンの学費に占める割合」（表3-3-5）と比較すると、学資ローンが学費の「50%」以上を占める国公立大学の学生の割合は41.3%であり、親戚援助が学費の「50%」以上を占める国公立大学の学生の割合よりずっと高い。それに対し、上記のグループの民営大学の学生の割合はあまり変わらない。それは、民営大学の学費がとりわけ高いことと学資ローン制度が不備であることを示すであろう。

日本において小林は「無理する家計とアルバイトをする学生の存在によって、高等教育機会の格差が縮小してきたこと」と論じていた⁶⁹。しかし、中国の場合、アルバイトの収入は高い学費を補うことができるかが疑問である。それを実証するために、「アルバイトをし

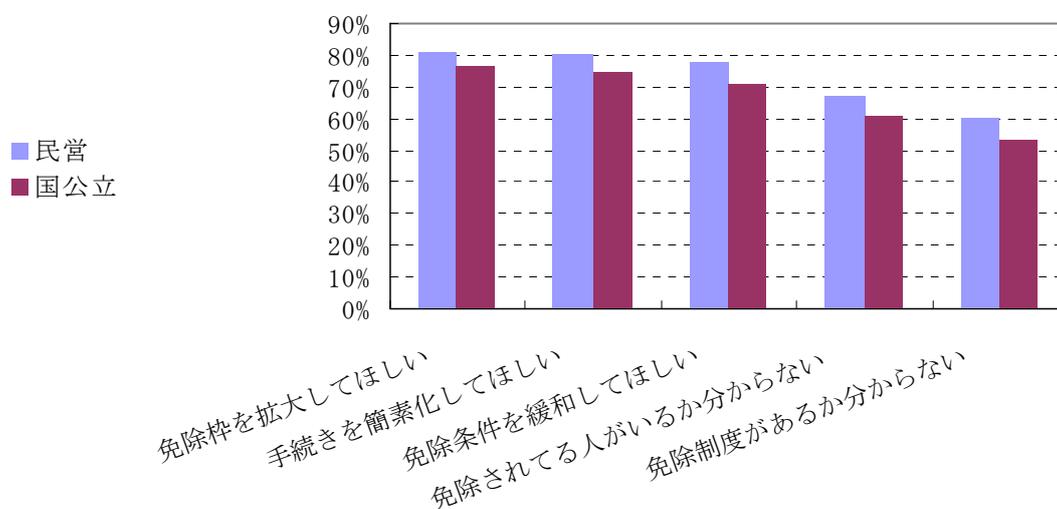
ますか」と聞いたところ、民営大学の学生の42%、国公立大学の学生の26%がしていることが分かった。ただ、アルバイトをしても賃金が低く、学生のアルバイトは高等教育の費用をまかなうことができない。それは中国の就労現状とかかわっている。中国では都市のレイオフ人員と農村部の1億5千万人の余剰労働力を入れて実質的な失業率が27%もある⁷⁰ため、アルバイトをしても賃金が低い。中国では、学生のアルバイトは高等教育の機会均等性を縮小することができない。約4割の学生にとって授業料はかなりの負担となっていて、しかも、学資ローンも不備である状況において、大学側の経済的な援助がどうであるかは課題になる。

(2) 経済面からの学生援助制度

授業料免除の状況について「あなたはこの大学の授業料が適切と思いますか」と聞くと、「思う+やや思う」の回答は36.8%、否定回答は55%である。そのうち、民営大学の学生に限れば否定回答は63%である。民営大学の学生はより授業料を高額に感じている。

「あなたの授業料は免除されていますか」と聞いたところ、免除率は合計で4.1%しかない。そのうちに、民営大学の学生の免除率は10%であるのに対し、国公立大学の学生の免除率は2%である。免除額を聞いたところ、国公立大学の全額免除や半額免除に対し、民営大学はほとんど授業料の5%しか免除されていない。さらに、「あなたはこの大学の授業料免除制度についてどう思いますか」という質問項目について、4段階回答をもとめ、「思う+やや思う」の肯定回答の高い順で図3-3-2に示すと、約80%の学生は免除枠を拡大してもらいた

図3-3-2 在学する大学の授業料免除制度についてどう思うか



い、免除条件を緩和してほしいのである。また、いずれにしても国公立大学より民営大学のほうは回答率が高く、授業料免除制度について強く改善してほしいのである。注目すべきところは、「免除制度があるかどうか分からない」という回答が民営大学は60%、国公立大学は53%あることである。また、回答の自由記述から見ても授業料免除制度においては、「不透明である」、「免除額が極めて低い」、「免除枠が狭い」、「免除対象に対する評価基準が曖昧である」などの問題が指摘されている。

いずれの質問項目においても、民営大学の回答割合が高いことが、民営大学における授業料免除制度の問題がより厳しいことを示す。授業料免除制度において、問題点と要望を分析したが、同じ高等教育の機会均等化政策と見なす奨学金制度はどうであろうか、次に分析することにしよう。

奨学金をもらっているかどうかを聞くと、29.5%の学生は受給していると回答していた（民営大学生では15.6%、国公立大学生では34.6%）。大学類型別に受給している奨学金の年額を表3-3-6のクロスに示した。民営大学において受給している学生の約60%が上2段階に入っているのに対し、国公立大学において、上2段階に占める割合は15.6%である。大学類型によって奨学金

の種類が違うことが伺える。奨学金の年額と種類についての記述をまとめると、国公立大学において、特殊奨学金、学習奨励費など

表3-3-6 大学類型別に見た奨学金の年額

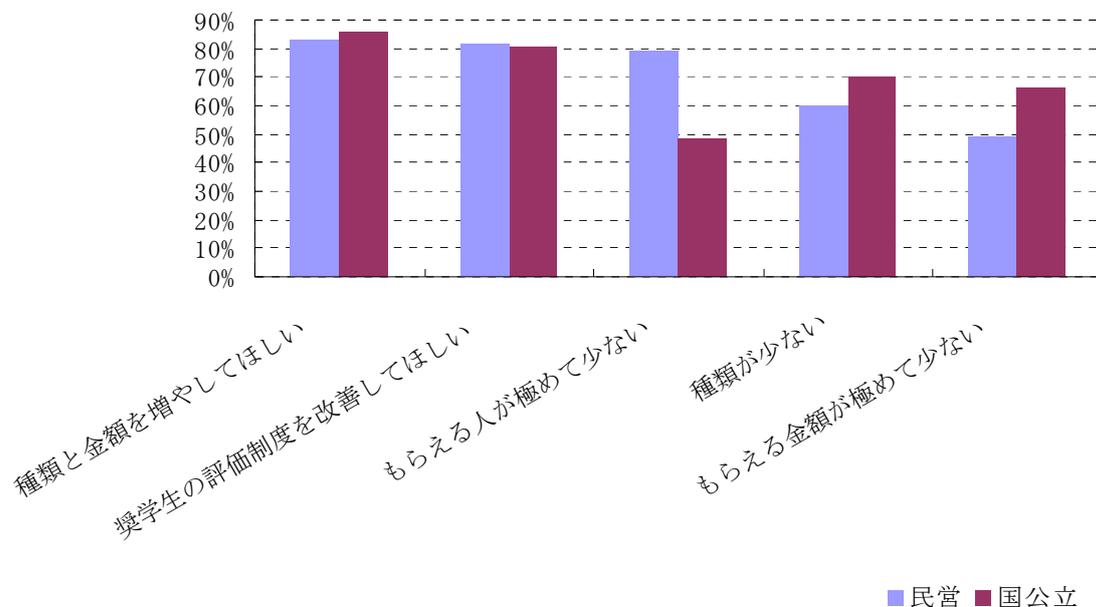
		奨学金の年額				合計
		100元未満	100元～499元	500元～999元	1000元以上	
民営	度数	11	7	7	38	63
	%	17.5%	11.1%	11.1%	60.3%	100.0%
国公立	度数	17	109	85	39	250
	%	6.8%	43.6%	34.0%	15.6%	100.0%
合計	度数	28	116	92	77	313
	%	8.9%	37.1%	29.4%	24.6%	100.0%

カイ2乗=70.595、 $p < 0.1\%$ 、 $df=3$

が書かれた。それに、国の奨学金と学校の奨学金があることが分かった。民営大学において、優秀学生幹部賞と書く人が1人いるが、ほかの情報が得られていない。在学する大学の奨学金制度についてどう思うかについて5つの項目を分けて5段階回答を求めた。（民営大学の）肯定回答の高い順に図3-3-3に示した。民営大学、国公立大学、いずれにしても80%以上の学生は「種類と金額を増やしてほしい」、「奨学生の評価制度を改善してほしい」と回答していた。「もらえる人が極めて少ない」と回答する民営大学生の割合は79.3%もあり、国公立大学生よりずっと高い。自由記述には、「奨学生の採択基準が成績や学生寮の衛生状

況ばかりを見ないでほしい」、「採択に不平等なところがある」、「コネがいる」、「採択基準などが公開されていない」などが書かれた。

図3-3-3 奨学金制度についてどう思うか



4. 教育の質

現在のカリキュラムに満足しているかとたずねると、満足していないと回答する民営大学の学生は30%、国公立大学の学生は47%である。なお、自由記述をまとめると、民営大学の学生は、「独学試験のカリキュラムを就職しやすいように変えるべきだ」、「独学試験の試験内容を本当の（就職）能力と実力を考察できるように設定してほしい。カリキュラムは就職に有利なものにしてほしい」、「独学試験は暗記式な受験教育でよくない、実用性の高いカリキュラムに変えてほしい」、「大学の科目が少ない、毎日暇で時間の無駄遣いだ」、「独学試験の実施回数を年2回以上に増加してほしい」などのように書いていた。国公立大学の学生は、「科目が単純で、少なすぎる。実践的なカリキュラムがない」、「単位選択は制限されて、選択性が低い。学生は自由に科目を選択できるようにしてほしい」、「受験教育で専攻知識だけを重視している。知識単純化で潜在力開発によくないし就職に不利だ」、「受験教育をやめて、実用性の高いカリキュラムを設定してほしい。素質・技能・専攻知識を重視すると同時に社会の需要にあわせるカリキュラムを開発すべきだ」、「大学の講義の形

は単純すぎる。学生の積極性と能力を開発できない。学生の考える力を育てないし、実用性がない」などのように書いている。

在籍する大学の教育に対する評価を聞くと、教育のレベルが低いと思う民間大学の学生は31%、国公立大学の学生は44%であった。自由記述をまとめると、民間大学の学生は、「大学の先生と会えるチャンスが少ない。科目が少ないので、授業以外の時間は先生がほとんどいない」、「先生は専任の人が少ない。私たちの授業に関心が高くない」、「大学は学生に対する管理にあまり無関心で、実習時間が長すぎて、大学で何も身につけることができない」などのように書いている。国公立大学の学生は、「大学の施設などの基本建設をすると同時に教員の素養を高めてほしい」、「詰め込み教育の教授法を変えるように教員のレベルを高めるべきだ」などのように書いている。

上記から、民間大学でも国公立大学でも、カリキュラムの設置の不合理や教員の素養に対する不満が存在していることが分かった。カリキュラムを改善し、教員の素養を高めることが急務であることを示している。

5. 卒業後の進路・就職

大学類型別に見た卒業後の進路を表3-3-7に示した。進学・学問の継続を選択した国公立大学の学生は32.6%であり、民間大学の学生の18.9%よりずっと高い。それはカリキュラム

表3-3-7 大学類型別に見た卒業後の進路

		Q進路 q進路合					合計
		就職	進学・学問の継続	留学して進学	その他	まだ決まっていない	
民間	度数	78	37	13	28	40	196
	%	39.8%	18.9%	6.6%	14.3%	20.4%	100.0%
国公立	度数	231	170	22	11	87	521
	%	44.3%	32.6%	4.2%	2.1%	16.7%	100.0%
合計	度数	309	207	35	39	127	717
	%	43.1%	28.9%	4.9%	5.4%	17.7%	100.0%

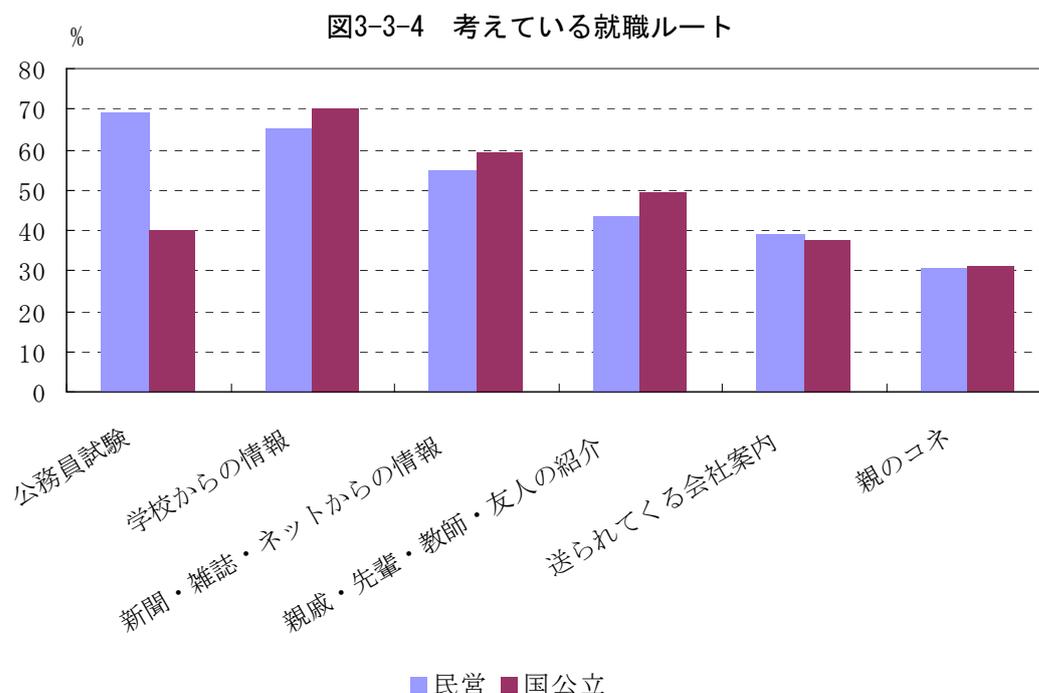
カイ2乗=51.620、 $p<0.15$ 、 $df=4$

とかかかわっていると考える。民間大学のカリキュラムは科目が少ないし、進学・学問の継続にふさわしくないことが伺える。

その他の回答項目のうちに、家業を継ぐと回答する国公立大学の学生では0.6%であるのに対し、民間大学の学生では5.6%である。それは、民間大学の在学者の親が自営業・私営企業主の割合が高いことにかかかわっている。本調査は学生の父親・母親の職業をそれぞれ8

種類にまとめ、質問項目を設けた。父親の職業において、民営大学と国公立大学ではそれぞれ、農業（21.1%/37.4%）、肉体労働者（21.6%/19.9%）、専業・技術職（10.8%/10.9%）、企業管理職（9.5%/4.6%）、党政幹部（8.6%/11.7%）、自営業・私営企業（22.4%/8.2%）、失業者（2.2%/2.4%）、無職（退職を含む）（3.9%/4.9%）である。母親の職業において、民営大学と国公立大学ではそれぞれ、農業（26.2%/42.9%）、肉体労働者（14.2%/16.5%）、専業・技術職（6.0%/10.4%）、企業管理職（7.7%/3.0%）、党政幹部（6.0%/5.2%）、自営業・私営業主（21.9%/5.5%）、失業者（5.2%/4.1%）、無職（退職を含む）（12.9%/12.4%）である。

また、どのようなルートで就職したいかを（民営大学の）回答の高い順に図 3-3-4 に示した。公務員試験を選んだ国公立大学の学生が 39.8%であるのに対し、民営大学の学生は 68.9%である。それは、国公立大学生が比較的的就職しやすいのに対し、民営大学の学生が就職



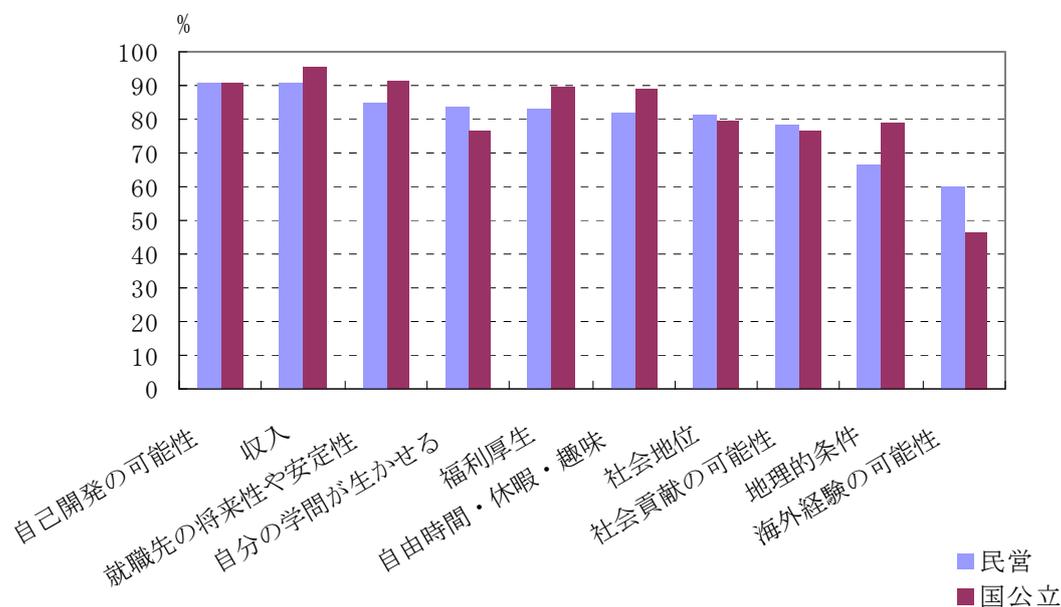
しにくいことにあると考えられる。長期にわたって形成した買い手市場において、民営大学生に対する学歴差別が問題となり、多くの地域では公務員募集において独学試験生⁷¹を排除しているという⁷²。この点について民営大学の学生に「自分が国公立大学大卒生より就職に不利だと思うか」の質問項目を設けて 4 段階回答をもらった。「強く思う」人が 15.3%、「思う」人が 34.9%、「あまり思わない」人が 30.2%、「思わない」人が 19.6%である。一方、国公立大学の学生に「自分が民営大学から卒業する学生より就職に有利だと思うか」を聞くと、「強く思う」人が 5.7%、「思う」人が 36%、「あまり思わない」人が 48.6%、「思わない」

人が 9.8%である。民営大学生の半分以上は自分がより就職に不利であり、国公立大学生の 4 割以上は自分がより就職に有利だと思えることが分かった。自由記述からも見える。「民営大学の名誉と地位がよくない、就職を心配している」、「就職のとき国公立大学と平等に取り扱ってほしい」などのように書かれている。上記の学生の就職意識は単に学生自分がそう思うのではなく、彼らが社会（企業・機関・団体など）の民営大学生と国公立大学生に対する取り扱い方や見方によってそう思ってきたのであろう。

さらに、卒業後の進路を考えるようになったのはいつごろかについて、民営大学の学生と国公立大学の学生はそれぞれ、「小学校の頃」（10.7%/2.9%）、中学校・高校ごろ（52.4%/22.5%）、大学1・2年生の頃（29.6%/54.7%）、大学3年以降（7.3%/19.9%）となっている。国公立大学の学生は半分以上が大学1.2年生の頃に集中しているのに対し、民営大学の学生の60%以上は高校までである。

卒業後の進路選択で重視することを（民営大学の）回答の高い順に図3-3-5にまとめた。「地理的条件」と回答する民営大学学生が66.5%であるのに対し、国公立大学の学生が78.6%である。「海外経験の可能性」と回答する民営大学の学生が59.8%であるのに対し、国公立

図3-3-5 卒業後の進路選択で重視すること



大学の学生では 46.4%である。「福利厚生」、「自由時間・休暇・趣味」と答える国公立大学の学生の割合が民営大学より7%高い。逆に、「自分の学問が活かせる」と答える民営大学の学生の割合が国公立大学より7%高い。それは、就職においていろいろな要素を考慮して選ぶことのできる国公立大学生より民営大学生のほうは選択肢が少ないことを示すである

う。

6. 社会的な位置づけ

国や社会の民営大学生に対する取り扱い方を分析するために、大学生の意識や体験などの視点から質問した。民営大学生に対し、「自分が国公立大学の学生より劣っていると思うか」と聞くと、「思う」人が 13.1%、「やや思う」人が 36.7%、「あまり思わない」人が 21.1%、「思わない」人が 29.1%である。一方、国公立大学の学生に対し、「自分が民営大学の学生より優れると思いますか」と聞いたところ、「思う」人が 21.7%、「やや思う」人が 29.7%、「あまり思わない」人が 39.7%、「思わない」人が 8.9%である。国公立大学生の約半分は民営大学の学生に対し優越感を持っていることが分かった。優越感というより、むしろ差別感を持っているともいえよう。そのような差別は、単に国公立大学の在学生ばかりではなく、社会全体の意識の反映であろう。

それを検証するために、民営大学の学生に「あなたは乗車券や公園の入場券を買うとき、学割の使用が拒否されたことがありますか」と聞いたところ、「ある」と回答する人が 57.9%、「ない」と回答する人が 42.1%である。半分以上の人が拒否されたことが分かる。「民営大学の学生が乗車券や公園の入場券を買うとき学割の使用が拒否されることについて不公平と思いますか」と聞いたところ、89.5%の民営大学生が肯定回答をしていた。しかも、2005 年秋に調査を行った際に、調査対象となる民営大学の学生の 91.4%が 1 年生であり、入学して 2 ヶ月くらいの新入生の半分以上がすでに学割の使用を拒否されている。

調査を行った際、中国では「民営教育促進法」を実施してすでに 2 年間を経ている。2003 年 9 月 1 日に施行した「民営教育促進法」の第 4 章の第 27 条において「民営学校の教員・受教育者は国公立大学学校の教員・受教育者と同等な法律地位にある」、同章第 33 条において「民営学校の受教育者は進学・就職・社会優待及び表彰選考などの面において同級・同類の国公立大学学校の受教育者と同等な権利を有する」と規定している。しかし、上記の学割の使用が拒否されたことから見ると、実際に、社会各部署はこの法律に従っていないことが分かる。それは、「民営教育促進法」において民営学校の法的地位を規定しているが、社会各部署に対し民営学校教員・学生についての法的義務を定めていないことに原因があると考えられる。2007 年 1 月に教育部が「民営高等教育機関の学校運営・管理に関する若干規定」を公布（同年 2 月施行）し民営学校の学生募集、財産帰属権、教員の整備などに

ついて定めたが、民営教育機関における受教育者の権利などに関する法律の定めは出されていない。中国では、民営大学に対する認識にまだ偏見があり、民営大学の役割がまだ十分に認識されていないともいえよう。

7. 民営高等教育の発展と高等教育の機会均等性のこれからの課題

河北省と北京市にある民営大学・国公立大学の学生に対するアンケート調査を分析し、中国における高等教育の機会均等の問題と民営大学の直面する課題を検討した。明らかになったことやこれからの分析課題は下記のとおりである。

65.3%の民営大学生は第1希望の大学に落ちたため在学の民営大学に入った。55%の民営大学生は実用な職業技術を身につけるために在籍する大学に入学したのである。学生の進学動機や学生の募集方法から見ると、主に高等職業教育を担っている民営大学の学生募集は、国公立大学の不合格者から選ぶことは不合理であろう。中国の教育は受験教育中心で生徒の全面的な教養を育てることができず、受験教育をやめてほしいと自由記述で書く人が多かった。民営大学は、入学者の需要や各自の大学のカリキュラムの特徴に合わせて独自の入学試験を行う課題に迫られている。

民営大学にしても国公立大学にしても同じ大学でも授業料年額の分布がさまざまであり、学部によってかなり異なることや、授業料は家計に「重大な負担+かなりの負担」となる学生がいずれにしても約40%いること、及び学部選択に学費を考慮した学生の割合が高いこと（民営大学では25.5%、国公立大学では14.1%）は、高い授業料負担が入学者の機会均等性を損なっていることを示す。それに対し、親戚援助を受けている学生の割合（民営大学では40%、国公立大学では38%）が学資ローンをしている割合（民営大学では24%、国公立大学では18%）より高いことは、学資ローン制度が不備であることを示唆する。授業料免除制度や奨学金制度などの経済的な助学制度について、採択基準に不透明性や不合理性があり、また免除率や獲得率が極めて低いことが問題である。とりわけ、民営大学生の授業料免除金額はほとんど授業料の5%しかなく、奨学金の種類も単純すぎることに課題がある。

在学する大学のカリキュラムに対し満足していない民営大学の学生が30.0%、国公立大学の学生が47%であり、現在のカリキュラムや講義は実践的なものが少なくカリキュラムの実用性や教育の質を高めてほしいという学生の意見・要望は、大学の質に大きな問題があることを示す。国公立大学生の4割以上は自分が民営大学生より就職に有利だと答え、民営

大学生の半分以上は自分が国公立大学生より就職に不利だと考えることや、半分以上の民営大学生が公園の入場券・乗車券などを買うとき学割の使用を拒否されたことは、民営大学生は社会に平等に取り扱われていないことを示唆する。

学生募集の問題を根本的に解決するには、受験教育を初等教育の段階から徹底的に素質教育に変えなければならない。国の政策としては教育部が出した「21世紀を目指す教育振興行動計画」（以下は「計画」と略称）を1999年1月に国務院が可決した。「計画」は素質教育の方針や改革の方向性を定めている。同年6月に中共中央・国務院は「教育改革を深め全面的に素質教育を推進する決定」を公布し、そこにおいてさらに詳しく規定した。2006年9月に施行された新しい「中華人民共和国義務教育法」の第3条において、「素質教育を実施し、教育の質を高める」と定めている。2007年に教育部は、学力テスト及び総合素質評価と並行するように中等教育の試験改革を試し、大学入試内容の改革を推進するというように方向を決めた。高等職業教育の独自の学生募集を行うような試験拠点を作ること計画している。また、「試験法」や「学校法」の起草行程を速めるように「教育監督条例」を制定すると発言した⁷³。しかし、初等・中等教育が遅れている農村部の教育資源の不備の問題が解決しない限り、素質教育が全面的に実行されることは不可能であろう。新しい「中華人民共和国義務教育法」の第2条において、「義務教育を実施し、学費・雑費を徴収しない。義務教育制度の実施を保障するように、国が義務教育経費の保障メカニズムを作る」と定めている。ほとんどのところでは学費・雑費をいろいろな名義で依然徴収していて、完全無償化がすべてのところで施行されるには時間がかかる。

奨学金・学資ローン制度などの助学制度は、民営大学も取り組まなければならない。第3章の第1節で論じたように、今まで政府の政策としては民営大学を取り組み始めているが、実際に難航している。

社会全体が民営大学生を平等に取り扱うように「民営教育促進法」を改善し、社会各部署の民営大学に対する法的義務を書き加える必要があると考える。一方、民営大学が社会の需要にあわせて特徴のあるカリキュラムを開発し、良質で応用性の高い人材を社会に送ることを通じて信頼性を得ることが最大の課題であろう。

さらに、助学制度や学生就職支援制度に提言できるように、地元政府の教育財政政策・助学制度を考察する研究課題や、民営大学生の各地での就職状況及び各地の民営大学における学生の就職支援制度を調査する研究課題が必要であろう。

<注>

- ¹ Ding XiaoHao, "The Challenges Faced by Chinese Higher Education as It Expands in Scale", *Chinese Education and Society*, vol.37, No.1, January/February, 2004, pp.36-53; Shen Hong, "Access to Higher Education for Disadvantaged Groups in China", *Chinese Education and Society*, vol.37, No.1, January/February, 2004, pp.54-71; Han Xiaoping, "Soaring Fees at Institutions of Higher Learning", *Chinese Education and Society*, vol.35, No.1, January/February, 2002, pp.21-27; 徐国興「中国の授業料政策と大学進学行動—予想授業料を手がかりとして」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第45巻、2005年、pp.77-85、など、を参照されたい。
- ² Zhang Huijie, "Strengthening the Financial Aid System to Help Poor Students at Higher Education Institutions", *Chinese Education and Society*, vol.34, No.4, July/August 2001, pp.54-62.
- ³ The Project Group, Central Education Research Institute, "An Investigation into Higher Education Institutions' Tuition and Financial Aid to Needy Students", *Chinese Education and Society*, Vol.34, No.4, July/August 2001, pp.29-53.
- ⁴ 李文利「高等教育の私人支出、家庭貢献と資助需求分析」『北大教育経済研究』（電子ジャーナル）第4巻第1期、2006年3月。
- ⁵ 上海市教育科学研究院智力開発研究所は1980年代後期から国の行政部署の委託研究を受けその研究成果の多くは国に採用され社会に影響を与えている。この研究は国の委託研究の一部であり、その主張は国に採用されていると見られる。上海市教育科学研究院智力開発研究所「高等教育投資ルートの多元化と体制改革研究」同研究所『新時期中国教育発展研究1983-2005』上海社会科学出版社、2006年、pp.618-651。
- ⁶ 王傑『中国高等教育の拡大と教育機会の変容』東信堂、2008年、pp.115-140。
- ⁷ Douglas Albrecht, & Adrian Ziderman, "Student Loans: An Effective Instrument for Cost Recovery in Higher Education?", *The World Bank Research Observer*, Vol.8, No.1, January 1993, pp.71-90; Hong Shen, & Wen Li, "A Review of the Student Loans Scheme in China", *International Journal of Educational Development* 25, 2005, pp.173-188; 李文利「経済学理論と高等教育機関の運営」『日・中等教育新時代（高等教育叢書88）』広島大学高等教育研究開発センター、2006年10月、pp.443-457、王傑、前掲書 pp.172-182、などを参照されたい。
- ⁸ 助学贷款（学資ローン）のキーワードを入れて検索すると、万方データ： www.ilib.cn において関係文献を中国国内のジャーナルから出せる。
- ⁹ 王傑、前掲書、pp.177-182。
- ¹⁰ China Education and Research Network からの記事によると2004年6月～2006年7月の間に国家助学贷款を利用する学生者数が144.1万人で貸与額が121.1億元であり、1999年～2006年7月までの利用者数が230万人であり、貸与額が190.9億元である：<http://www.edu.cn/20060712/3199471.shtml> (2007/04/04)。
- 中国教育ネットワークによると2007年3月までの国家助学贷款の利用者数が300万人を超え、貸与額が266億元に達したという (http://www.jyb.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20071009_116880.htm 2007/10/09)。
- 2004年、2005年、2006年の在学者数がそれぞれ、1333.5万人、1561.8万人、1738.8万人である（『中国統計年鑑2005』p.789）。
- ¹¹ 2005年全国における全日制高等教育機関の在学者数が1738.8万人である（中華人民共和国統計局編『中国統計年鑑2005』中国統計出版社、p.789）。
- ¹² 2002年4月に財政部・教育部が「国家奨学金管理方法」（原語は「国家奨学金管理办法」）を出し、「国家奨学金」を設立した。「国家奨学金」は毎年合計2億元とし1等の1万名には毎年6千元、2等の3万5千名には毎年4千元を支給する。「国家奨学金」の獲得者には獲得年度の学費を全部免除する。
- 2002年全国における全日制高等教育機関の在学者数が903.4万人である（中華人民共和国統計局編『中国統計年鑑2005』中国統計出版社、p.789）から、受給率が0.49%となる。
- ¹³ 入学する高等教育機関により違うが、学費・宿泊費の問題に対し国家助学贷款で対応することを主とし「国家勵志奨学金」を補助とする。生活費の問題に対し、国家助学金を主とし「ワークスタディー」を補助とする。その他に高等教育機関によっては、社会諸勢力設立の奨学金・助学金もある。これについては、後述の『高等教育機関学生支援政策マニュアル』を参照されたい。
- ¹⁴ 「上学年我国400余万大学生獲得不同形式資助」中国教育ネットワーク：http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20080725_184064.htm (2008/08/07)
- ¹⁵ 「教育部承諾：保証考上公办高校学生都能順利入学」中国教育ネットワーク：http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20080725_184054.htm (2008/07/26)
- ¹⁶ 「2007年全国約400万貧困大学生獲得国家資助」中国教育ネットワーク：

http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20080722_182964.htm (2008/08/07)

17 同上。

18 中国青年報、2008年8月2日版。

19 北京師範大学、華東師範大学、東北師範大学、華中師範大学、陝西師範大学、及び西南師範大学である。

20 北京師範大学の場合、ほとんどの省での志願倍率が10倍に達している省もある。華中師範大学の場合、ほとんどの省での合格ラインは重点大学への合格ラインより30点以上高く倍率が6倍もあった。西南大学の場合、重慶での合格ラインは文科系と理科系がそれぞれ重点大学への合格ラインより5点、27点高い。東北師範大学の場合、倍率は6倍である。「記者走訪6所師大： 师范生免費教育 招生火爆」中国教育ネットワーク：http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20070712_98072.htm (2007/08/28)

「教育一線両会代表委員建言免費師範生教育政策」中国教育ネットワーク：

http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20080310_147205.htm (2008/03/10)

21 2002年に重点大学、中央所管高等教育機関、地方所管高等教育機関における学費・雑費が大学の総収入に占める割合はそれぞれ、11.2%、13.42%、33.21%である。陳武元「中国における大学政策と研究大学の資金調達—X大学の経験から」国立大学財政・経営センター『大学財政経営研究』第2号、2005年8月、pp.193-220。

22 閔維方・王蓉 編『2005-2006 中国教育与人力资源發展報告』北京大学出版社、pp.26-28。

23 2007年5月に出された「普通本科高等教育機関・高等職業教育機関・中等職業教育機関における経済困難な学生に対する支援システムを設立し完備することに関する国务院の意見（国発「2007」13号）」において、高等教育機関は事業収入の4%~6%の経費を学費免除、国家助学贷款のリスク補填、ワークスタディー、校内無利息学資ローン、校内奨学金、特殊困難補助などに用いることを定めた。

24 2007年8月31日に財政部は経済的に困難な学生に対し1人当たり月に7元、2ヶ月を補助し合計で2.77億元を出すと公表した。「家庭困難学生獲中央財政2.77元專項補助」中国教育ネットワーク：

http://www.jyb.com.cn/xwzx/gnjy/zxbd/t20070831_109397.htm (2008/01/09)

25 2007年9月、10月に江蘇省は4000万元以上、2007年下半年に湖北省武漢市政府が2000万元、2007年上半期と下半期に浙江省が2回に分けて低収入の保護者に1人当たり1回60元の補助を行った。また、2008年3月に北京市政府が1億元、上海市政府が3000万元、山東省が1.2億元、陝西省が5500万元などを出した。「江蘇給貧困生發物價補貼 補助金直接入伙食卡」中国教育ネットワーク：

http://www.jyb.com.cn/xwzx/gnjy/zxbd/t20070831_109397.htm (2008/01/09)

「緩解物價上漲对大学生的生活影響：各地財政補貼高校学生食堂」『中国教育報』2008年3月28日第2版。

26 「去年高校家庭經濟困難学生資助總額達272.92億」中国教育ネットワーク：

http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20080725_183985.htm (2008/08/07)

27 『中国教育報』2006年8月16日第1版によると、2006年に教育部が開設した照会ホットラインにおいて、民営高等教育機関を対象としていなかった。

28 2006年に民営普通高等教育機関、独立学院はそれぞれ278校、318校であり、在学者数がそれぞれ133.79万人、146.70万人である。当年度各類高等教育機関在学者総数は2500万人を超えた。2006年全国教育事業發展統計公報(教育部 2007年5月)http://www.jyb.com.cn/jyzl/jytj/qgjysyftzjgb/t20070607_89563.htm (2008/08/11)

29 中華人民共和國統計局 編『中国統計年鑑2007』中国統計出版社、2007年より算出。

30 韓敬民「中国の高等教育費政策」『IDE 現代の高等教育 高等教育の費用負担』No.492、2007年7月、pp.66-72。

31 国立大学においても専攻によって学費の格差がかなり大きい。情報、芸術などの専攻が一番高く6000元~15000元であるが、ほとんどの専攻は5000元~6000元である。2006年民営普通大学の1人当たり学費は、理科系が約7600元、文科系が約7500元である。独立学院の1人当たり学費は、理科系が12217元、文科系が11100元である。

「2008年全国高校收費标准大全」Education online:<http://gkcx.eol.cn/z/sfbz.html> (2008/07/23)

「報告显示：民办高校人均學費是清华北大的兩倍」中国教育ネットワーク：

http://www.jyb.com.cn/xwzx/mbjy/sxkd/t20070523_85624.htm (2008/02/28)

32 「赵路崔焱解答国家建立困难学生資助体系问题」中国教育ネットワーク（教育部ネットワークから転載）http://www.jyb.com.cn/xwzx/gnjy/zxbd/t20070524_85973_2.htm (2007/08/10)

33 『中国教育報』2006年9月21日第2版。

34 學歷教育は国承認の學歷證書を授与できる教育を指す。それに対し国承認の學歷を授与できない「非學歷教育」もある。2006年に中等教育段階における民営學歷教育の在學生が844.75万人、非學歷教育の在

学生が26.73万人であり、高等教育段階における民営学歴教育の在学生在が280.49万人、非学歴教育の在学生在が93.9万人である。

2006年全国教育事業発展統計公報(教育部 2007年5月)

http://www.jyb.cn/jyzt/jytj/qgjysyftjgb/t20070607_89563.htm (2008/08/11)

³⁵ 中華人民共和国教育部企画司編『中国教育統計年鑑』各年版、人民教育出版社。

³⁶ 王炳照編『中国の私学・私立学校・民営教育研究』山東教育出版社、2002年。

³⁷ 張博樹・王桂藍『重建中国私立大学：理念、現実と前景』教育科学出版社、2003年。

³⁸ 例えば、Julia Kwong, “Focus on Private Schooling in China: The Reemergence of Private Schools in Socialist China”, *Comparative Education Review*, Vol.41, No.3, 1997, pp.244-259.

夏立憲『中国における民営大学の発展と政府の政策』溪水社、2002年。大塚豊「中国における民営大学への政府の関与：民営教育促進法制定の意義」村田翼夫（研究代表）『アジア諸国における中等・高等教育の民営化に関する実証的比較研究：その特質と問題点に関する考察』（研究成果報告書）、2003年、pp.127-136。

³⁹ Fengqiao Yan, & Daniel C. Levy, “China’s New Private Education Law”, Philip G. Altbach & Daniel C. Levy(Eds.), *Private Higher Education: A Global Revolution*, 2005, pp.113-117.

⁴⁰ 例えば、柯佑祥『適度営利与民办高等教育的發展』南京師範大学出版社、2007年。文東茂「論民办教育公益性与可營利性的非矛盾性」関維方編『北大教育經濟研究』（電子ジャーナル）第1巻、第1期、2003年。

⁴¹ 姜華「現代民办大学制度研究」関維方『北大教育經濟研究』（電子ジャーナル）、第4巻、第3期、2006年。

⁴² M.E. Sharpe Inc., “Problems faced by minban universities and colleges”, *Chinese Education and Society*, Vol.33, Issue 1, 2000, pp.84-87.

⁴³ 例えば、Ka-ho Mok, “Private Challenges to Public Dominance: the resurgence of private education in the Pearl River Delta”, *Comparative Education* Vol.33, No.1, 1997, pp.43-60; 全国人大教科文委員会教育室・香港大学中国教育研究センター編『民办教育研究与立法探索』広東高等教育出版社、2001年。

⁴⁴ 北京大学教育經濟研究所「民営高等教育機関における入学機会の分析」関維方編『中国教育与人力资源發展報告2005-2006』北京大学出版社、2006年、pp.28-30。鮑威『中国の民営高等教育機関：社会ニーズとの対応』東信堂、2006年。

⁴⁵ BaoWei, “The Development of Private Higher Education in China: Change and Response”, International Seminar on Frontier of Private Higher Education Research in East Asia, Tokyo, 14-15 December 2006 (working paper) .

⁴⁶ テレビ・放送大学、ネット大学、農民大学、管理幹部学院などの高等教育機関を指す。

⁴⁷ 黄梅英「中国地域間の高等教育機会における非伝統的機関の役割—地域別の進学率規定要因の分析をもとに—」『大学研究』第20号、2000年、pp.195-208。

⁴⁸ 2005年北京市は民営大学を総合評価し、22校に合計800万元の奨励金を与えた（中国高等教育ネット <http://www.h-edu.com/html/20050222160645.htm> 2005年8月閲覧）。

⁴⁹ 2005年10月に、筆者が北京のある民営大学の学生に向けてアンケート調査を行った（送付数400、回収率82%）。うち65%が国公立大学に不合格だった。志願は大学入試の得点がかかる前に行うことと戸籍による合格ラインの違うことなどの大学入試システムの問題で国公立大学に入らなかった人もいた。自由記述のところに「高い点数を取ったのに大学入試システムが原因で質が悪くて学費の高い民営大学に入ったことは不平等だ」と書く人が十数人もいた。

⁵⁰ 袁連昇（黄梅英 訳）「高等教育の大衆化と機会均等性」『IDE 現代の高等教育：変貌する中国の高等教育』No.41、2002年8月、pp.22-25。

⁵¹ Zang Huijie, “Strengthening the Financial Aid System to Help Poor Students at Higher Education Institutions”, *Chinese Education and Society*, Vol.34, No.4, July/August 2001, pp.54-62.

⁵² 例えば、李文利・Bruce Reynolds「個人（家庭）信貸約束与高等教育入学機会」『北京大学教育經濟研究（電子ジャーナル）』第3巻第1期（トータル第6期）、2005年3月。

⁵³ Ding Xiao-hao, “A study on Expansion and Equality in Chinese Higher Education”, Worldwide Perspectives of Financial Assistance Policies: Searching Relevance to Future Policy Reform for Japanese Higher Education(Forum), Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo, December 6, 2006.

⁵⁴ 馬越徹「アジアの経験—高等教育拡大と私立セクター」日本高等教育学会編『高等教育研究 第2集』玉川大学出版部、1999年、pp.105-125。

⁵⁵ 張博樹・王桂藍『重建中国私立大学：理念、現実と前景』教育科学出版社、2003年。

⁵⁶ Jing Lin, “Students and Teachers at Private Universities in China”, Philip G. Altbach & Daniel C. Levy(Eds.), *Private Higher Education: A Global Revolution*, 2005, pp.105-107. Jing Lin, “Private

Higher Education in China: A Contested Terrain, Philip G. Albach & Daniel C. Levy(Eds.), Private Higher Education: A Global Revolution, 2005, pp.109-111.

⁵⁷ M.E. Sharpe Inc., “Problems faced by minban universities and colleges”, *Chinese Education and Society*, Vol.33, Issue 1, Jan/Feb 2000.

⁵⁸ 鮑威『中国の民営高等教育機関：社会ニーズと之対応』東信堂、2006年。

⁵⁹ 独学試験は、社会人や民営大学の学生が国の独学試験に受かることによって国承認の学歴証書を獲得するものであり、独学試験制度は1981年に設けられ、現在も活用されている。

⁶⁰ 例えば、M.E. Sharpe Inc., “Problems faced by minban universities and colleges”, *Chinese Education and Society*, Vol.33, Issue 1, 2000, pp.84-87、張博樹・王桂藍、前掲書。

⁶¹ 郝克明『当代中国教育結構体系研究』広東教育出版社、2001年、p.8。

⁶² 大学受験の後、獲得した点数が分かる前に志願するというプロセスである。近年、自主募集権のある国公立大学のうち、中間レベルのいくつかの大学は点数が分かった後の志願方法を試みていた。しかし、今まで点数のごく高い受験生が点数を低めに予測してこの大学に志願していたが、点数が分かった後で志願する方法が変わった後、得点の高い受験生が志願しなくなったことにより、実験は失敗に終わったという（2007年5月、元北京航空航天大学の教授、高等教育研究者に対するインタビューより）。

⁶³ 劉鳳泰「中国的高等教育与高等教育教学評価」独立行政法人大学評価・学位授与機構『高等教育における中国の躍進』（公開講演会報告書レジュメ）、2006年12月。

⁶⁴ これについて、2005年10月に河北省と北京市の2つの高校にヒアリング調査を行っている。

⁶⁵ 国家統計局編『中国統計年鑑2004』中国統計出版社、2004年より算出。

⁶⁶ Han Xiaoping, “Soaring Fees at Institutions of Higher Learning” *Chinese Education and Society*, Vol.35,no1,January/February 2002, pp.21-27.

⁶⁷ 中国教育ニュース：<http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20070706-96852.htm> (2007/07/09)

⁶⁸ D Bruce Johnstone, “The economics and politics of cost sharing in higher education: comparative perspectives”, *Economics of Education Review* 23, 2004, pp.403-410.

⁶⁹ 小林雅之「日本の高等教育システムと機会の均等性」広島大学高等教育研究センター・日本高等教育学会編『高等教育研究叢書：第2回日中高等教育フォーラム・第33回研究員集会の記録』2006年8月、No.88、pp.143-154。

⁷⁰ 中国経済レポート（沈才彬「中国の高成長に立ちはだかる6つの壁」『エコノミスト』誌2002年12月8日号）：<http://www.geocities.jp/mstcj182/ITEM-3A6.html> (2007/12/26)

⁷¹ 独学試験を通じて学歴を獲得する卒業生のことであり、独学試験を受ける前に独学試験を補助する民営大学で勉強する者も多い。

⁷² 中国教育ニュースネット http://www.jyb.cn/jy/sy/tpbd/t20070913_112126.htm (2007/11/06)

⁷³ China Education and Research Network

http://www.edu.cn/zong_he_new_465/20070104/t20070104_212646.shtml (2007/01/04)

第4章 中国の高等教育機会拡大における大学城の役割

1999年から中国の高等教育において募集の大拡張政策が行われてきた。そのおかげで中国の高等教育への進学率は1999年の10.5%から2005年の21%に上がった¹⁾。6年間の短期間のうちにこれほど拡張できた要因はいろいろあるが、大学城(University City/College Town)が大きく寄与していると考えられる。

本章の第1節では大学城の概念及び大学城に関する先行の研究を整理し、中国における大学城登場の背景を検討する。第2節は大学城と民営高等教育の発展とのつながりを明らかにし、中国での初めての大学城—東方大学城の事例をとりあげながら、大学城の発展に望む問題や課題を考察する。第3節では中国の高等教育の大衆化における大学城の寄与を考察し、大学城の成功の例の1つとして広州大学城の事例を中心に分析する。

第1節 大学城の登場

1. 大学城の概念と先行研究の整理

大学城の概念について、研究界ではいろいろな解釈がある。例えば、余群英・賀修炎は「“大学城”の概念は国外に起源がある。大学城には広義と狭義の区分がある。狭義としてはひとつの大学またはいくつかの大学からなる緊密な関係があるコミュニティあるいは都市のことであり、例えばオクスフォード大学城がその一例である。広義の大学城は大学に在籍する学生数が都市人口の10%以上を占め、産業は高等教育を主とする都市のことをさす。中国の大学城は西洋の大学城とは共通点があるものの、違いもある。一般的に、中国の大学城は大学をコアとし、高等教育産業と高度先端技術産業を中堅産業とし、いくつかの大学が資源を共同利用し、規模は膨大である共同で発展する開発の新都市である。大学城は実質的に知識経済時代における都市化及び高等教育大衆化の過程に現れた新産物であり、大学と都市が良好な関係で協働し、共生共栄する新モデルである。大学と都市が一体化していく傾向にある」(ここで言う資源の共同利用とは、大学城に入っている各大学の間にお互いに、学生の聴講許可を出すこと、単位を認めること、教員が兼任すること、施設の共同利用を認めることなどであろう²⁾)のように述べられている³⁾。中国の教育者顧明遠は『教育大辞典』で「大学城は大学を中心に設立されたコミュニティのことを指す。その

人口は普通 5~10 万人であり、学生に良好な学習環境や便利な食宿、交通などの条件を供給する。例えば、イタリアのボローニャ (Bologna)、英国のケンブリッジやオクスフォード及び日本の筑波等」(括弧内筆者) のように説明している⁴。さらに、蔣洪池は顧の説明を元に整理し、「“大学城” は高等教育の一つの現象として英米などの高等教育の発達する国々に最初に誕生したものである。大学が発展しているうちにその規模が徐々に大きくなり、いくつかの大学が集まることにより大学周囲または大学キャンパスそのものが、一定規模の都市になって“大学城” (University Town) と呼ばれるようになった。大学城の機能は主に高等教育機関のために基礎設備や福利厚生施設などのサービスを提供し、高等教育機関を大学城に誘致し、しかもその大学運営に便宜を図るということである。国外における大学城の形成方式が主に二つある。一つは自然的に形成したものであり、例えば、アメリカのボストン、イギリスのオクスフォード、ケンブリッジなどの大学城らは百年以上の歴史を持って自然的に形成した。もう一つは意識的に構想し建設したものであり、例えば、アメリカのミズーリ、日本の筑波大学城など、それらは第二次世界大戦後に高等教育の著しい発展に伴い、国・地方政府・高等教育機関及び企業などが協力し共同で建設したものである」と説明している⁵。また、鮑威は「大学城とは、1990 年以降、高等教育の規模拡大の産物として、一部の大都市の郊外で出現した、多くの大学の分校が開設されている広大なキャンパスを指している」とまとめている⁶。余、顧らの説明は中国国内に限らずに、世界を視野にいれての説明であるのに対し、鮑の説明は単に中国の大学城のことを指すことがわかる。

世界で歴史の一番長い大学はヨーロッパにあり、最初の大学は教員の家か借りた建物が教室とされ、固定したキャンパスがなかった⁷。その後、大学が自分のキャンパスを持つようになり、大学キャンパスの建物を紹介する研究は多くみられている⁸。しかし、それらの研究は大学キャンパスのデザインや地理的な位置及び自然環境などを主とするものであった。

近年、アメリカにおけるコレッジ・コミュニティズやコレッジ・タウンズに関する研究が出された。そのうちに、Black Gumprecht の論文は大幅な紙面を用いて大学城キャンパスの建設を紹介すると同時に、キャンパスが公共的な場所としての文化貢献機能をも図るようになっていると紹介している⁹。英語文化圏において大学城の概念に対する専門的な先行研究が見つからなかったが、Blake Gumprecht らの研究から見ると、中国語での「大学城」は英語文化圏で“College town・city”または“University town・city”となる¹⁰。

日本において、李彰浩はアメリカの大学と地域との連携について成功の例を挙げ、日本の大学と地域がもっと緊密的に連携すべきだと主張し、都市と大学の連携に基づく新たな地域のあり方を模索することを目的とする研究を出している¹¹。李の研究では「大学まち」という概念を使っており、それは大学城の意味に近いものである。李とほぼ同じ関心を持つ小篠隆生・鶴崎直樹らは、大学と地域との連携の枠組みを明らかにし、それに必要な要件を示すことを目的とする研究をしていた¹²。また、教育施設・環境の計画に対して関心を持つ谷口汎邦は「大学地域社会計画への序奏—新大学都市構想計画'69-A をめぐって」の論文の中に、大学都市を使っていたが、それも大学城の意味であろう¹³。谷口の研究は「社会と人間」、「大学と地域社会」、「教育環境としての大学施設」について議論し、大学地域社会計画について二つの提案をした。「第一は既存の都市に適正な立地を求めて大学施設を中心に建設する計画を、これに関連した生活環境施設については、大学都市としての機能要求に対して必要なものを既存施設を補う範囲で計画するもので、このような方法は生活環境施設を整備する財政負担を比較的軽減できる可能性があり、大学施設の建設に重点的投資を行うことができる。しかしいわば都市の再開発的な作業を要求されることになり、既存都市の財政的負担についても大きな課題が残されることは否定できない。第二の過程は既存都市によるものではなく、独立した地域に新しい構想に基づき、大学機能を核とした新都市を計画する場合である。もちろん、この新大学都市が既設の都市とまったく無関係であることはありえないが、大学の教育・研究運営や日常の都市生活環境面においても、独立した働きを持ち、標準以上の都市生活が要請されること、複雑な計画要素の価値基準の設定と、これを総合的なシステムとして操作する必要があることなどから、既存都市の持つマイナスの要因を断つことによって、より効果のある過程を提示することが可能になろう。もちろん、ほとんどすべての施設が新しい計画に載せられるわけで、その後大規模な予算が計上されなければならない。しかし計画条件設定の内容がより明解となり、目標に達する道筋が適切に把握できること、計画過程における正確な予測ができることなど、第二の方法は今後の新都市の総合的計画システム体系の確立のためにも必要な過程と考えられ、その期待は大きい」と述べている。中国の大学城の建設は、谷口の第二の提案と似ているところがあるが、彼は、日本の大学の施設の設置位置やキャンパスの欠点から考えて大学機能をもっと発揮できる新大学都市を提案していたのである。大学都市の建設に関して平野一郎はごく簡単にメキシコ国立自治大学の大学都市を紹介していた¹⁴。なお、顧、蔣らが言及している日本の「筑波大学城」についての先行研究が見つからなか

ったが、「筑波研究学園都市建設法」¹⁵を読んで分かるように、「筑波研究学園都市」のことを指すのではないかと考えられる。「筑波研究都市建設法」の第2条は「この法律で『筑波研究学園都市』とは、茨城県筑波郡筑波町、同県同郡大穂町、同県同郡豊里町、同県同郡谷田部町、同県新治郡桜村及び同県稲敷郡茎崎村の区域を地域とし、当該地域内に、首都圏の規制市街地にある試験研究機関及び大学並びに前条¹⁶の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設を移転し、又は新設し、かつ、研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備するとともに、当該地域を均衡のとれた田園都市として整備することを目的として建設する都市をいう」と規定している。

以上、大学城の概念に対するいくつかの説明をみると、いずれにも不足があり、古今内外を包括する多面的な概念が欠けていることがわかる。余の説明において「狭義の大学城」に対する説明が曖昧であり、大学城が誕生した時期や大学の機能などについて言及されていない。「広義の大学城」に対する説明について、「大学に在籍する学生数が都市人口の10%以上を占め、産業は高等教育を主とする都市のことをさす」ということにいくつかの疑問点がある。「10%」であることについてその論拠が言及されていない。都市化する段階の理論¹⁷から判断しているのであろう。都市化する段階の区分において、都市化率¹⁸という概念がよく使われる。例えば、Gao Shuguo は、都市化発展段階を表4-1-1のようにまとめている。余が言及したその「10%」は Gao Shuguo の都市化段階理論¹⁹の「都市化前期」

表4-1-1 都市化発展段階の区分基準

都市化発展段階	都市化水準	各段階の主な特徴
都市化前期	10%未満	都市人口の増え方が緩慢であり、都市が少ない。都市の効能が弱い。
都市化始発段階	10%～30%	工業が都市に集中してきて人口が都市に流れるようになり始める。小規模都市が主である。
都市化加速段階	30%～50%	都市の数や規模が迅速的に拡張し、都市経済は第二産業を主とし、大都会が出現する。
都市化安定段階	50%～70%	都市の発展は量的拡張から質を高めることに転換し、都市経済は第三次産業が主体となる。都市間の連携ができて都市圏を徐々に形成する。
高級都市化段階	70%以上	都市と農村の人口構成がほとんど安定になり、都市と農村の経済社会が協力して発展し、ともに都市文明を享受する。

出所：Gao Shuguo, “Policy Issues about Educational Development in Progress of Urbanization”, National Center for Education Development Research(ed.), 2005 *Green Paper on Education in China: Annual Report on Policies of China’s Education*, Educational Science Publishing House, Beijing, 2005, pp.108-130. (中国語)

の「10%」とかかわっているのであろう。また、余の言及したその「10%」は、中国の都市の概念とかかわりがあると考えている。中国の都市概念は、市と鎮（町）からなる。

市は省、自治区、自治州が指導する行政単位である。常住人口 10 万人以上のところは、市の編制が可能である²⁰。その後、市の編制基準に関する規定は何回も変わった²¹が、市は都市の最小行政単位ではないため、ここでの説明は省略する。表 4-1-2 が示すように、鎮は都市の末端行政単位であり、鎮の基準が 1955 年、1963 年、1984 年、1999 年、2006 年と変わりその理解と把握はなかなか容易ではない。そのうちに、1984 年 12 月に施行さ

表4-1-2 鎮制施行規準の変化

政府規定の名称	規定内容
1955年6月 「市・鎮編制に関する 国務院の規定」	常住人口2000人以上で相当数の工業、商業住民を有する。
1955年11月 「都市と農村の区分基 準に関する国務院の規 定」	市人民委員会の所在地または県以上人民委員会所在地、または、常住人口2000人以上で非農業人口が50%以上。
1963年12月 「市・鎮編制の調整と 都市郊区の縮小に関す る中共中央の指示」	常住人口3000人以上で、非農業人口が70%以上、または常住人口2500人～3000人で、非農業人口が85%以上。
1984年12月 「鎮編制の基準の調整 に関する報告の承認」	県レベルの地方国家機関の所在地、または郷の総人口が2万人以下、郷政府（役場・役所）所在地の非農業人口が2000人以上か、郷の総人口が2万人以上で、郷政府所在地の非農業人口が総人口の10%以上。
1999年12月 「統計上都市と農村の 区分に関する規定（試 行）」	鎮は鎮編制の鎮区のことを指す。 鎮区は①鎮人民政府駐在地及び鎮が管轄するその他の住民委員会地域。 または②鎮人民政府駐在地の城区建設は周辺村の住民委員会の駐在地に蔓延している場合、その鎮区は村の住民委員会の全部の区域を包括する。
2006年10月 統計上都市と農村の区 分に関する暫定規定	鎮区は①鎮が管轄する住民委員会の地域、または ②鎮の公共施設、居住施設などがリンクする村の住民委員会の地域か、 ③常住人口が3000人以上の独立の工鉦区、開発区、科学研究団体、高等 教育機関、農場、林業場などの特殊区域。

出所：1984年のデータは中国社会科学院人口研究センター編『中国人口年鑑（1985）』、中国社会科学出版社、1985年、pp.91-99。1999年の内容は中国行政区区分ホームページ（2007/07/19 download）：
<http://www.hzs.in.gov.cn/ReadNews.asp?NewsId=417>、
 2006年内容は中華人民共和国国家統計局ホームページ（2007/05/31 download）：
http://www.stats.gov.cn/tjbz/t20061018_402369828.htm、より筆者作成。

れた「鎮編制の基準の調整に関する報告の承認」において、鎮編制に対し「郷の総人口が2万人以上で、郷政府所在地の非農業人口が総人口の10%以上」と規定している。それ以降1999年、2006年の鎮編制改革において非農業人口の割合に対する規定は見られていない。余が言及したその「10%」は1984年の鎮編制のデーターを参照しているのではないかと考えている。

「産業は高等教育を主とする」というように「高等教育」を産業として明記しているが、高等教育が一種の産業であるかどうかについて議論²²が残っているので、概念として明記する妥当性が疑われる。「我が国の大学城は西洋の大学城とは共通点があるものの、違いもある」と書いてあるが、その共通点、違いについて言及されていない。「大学と都市が良好

な関係で協働し、共生共栄の新モデルであり、大学が都市化及び都市が大学化する趨勢である」と書いてあるが、確かに、大学と都市と良好的に協働することは、大学城建設の目標の1つであるかもしれないが、実際に良好的に協働することができるとは一概に言えないであろう。

蔣の説明はより多面的であるが、「大学城の機能は主に高等教育機関のために基礎設備や福利厚生システムなどのサービスを提供し、高等教育機関を大学城に誘致し、しかもその大学運営に便宜を図るということである」というところが古今内外のことを指すなら、後ろに述べられた「自然形成」と矛盾になるのではないかと考えられる。むしろ、それは単に中国の場合をさすのであろう。

鮑の説明は単に中国のことを指すことそのものは否認するところがないが、大学城を単に物理的なキャンパスとして説明するのは妥当ではないであろう。大学の社会貢献などの機能とかかわって大学城は単に物理的なものではなく、社会の経済、政治、文化とかかわっていることを考えあわせて説明することが妥当であろう。大学城概念を説明する場合、その発生する時期や空間及び特徴などを包括する多面的なものにしなければならないと考える。

ここで欧米大学の歴史²³を考えあわせて大学城の概念について説明すると、「大学城は高等教育における現象の一つであり、約百年前、英米などの高等教育の発達する国々に最初に誕生したものである。大学が発展しているうちにその規模が徐々に大きくなり、いくつかの大学が集まることにより大学周囲または大学キャンパスそのものは、一定規模の都市になって“大学城”(University City・College Town)と呼ばれるようになった。大学城の機能は主に高等教育機関のために基礎設備や社会厚生システムなどの社会化サービスを提供し、学校運営に便宜を図ることである。1990年代まで、大学城の形成方式が主に二つある。一つは自然的に形成したものであり、例えば、アメリカのボストン、イギリスのオクスフォード、ケンブリッジなどは百年以上の歴史を持って自然的に形成した。もう一つは意識的に構想し建設したものであり、例えば、アメリカのミズーリ、日本の筑波研究学園都市など、第二次世界大戦後に高等教育の著しい発展に伴い、国・地方政府・高等教育機関及び企業などが協力し共同で建設したものである。1990年代以降、高等教育の規模拡大の受け皿と高等教育の市場化の産物として中国にも大学城が誕生し、そのタイプは主に人工建設型である」となる。もちろん、それぞれの国において大学城が誕生した背景が異なるが、本論文は研究の目的に照らして主に中国式の大学城を紹介する。中国式の大学城

の特徴を描き出すために、古今内外の大学城のケースを例にして比較する形をとる。

中国の大学城は歴史が10年未満であり、それに関する研究もごくわずかである。全国の大学城キャンパスの設計に関する文献がある²⁴。それ以外、鮑威は大拡張のなかの民営大学の特質を描くとき、大学城のことに少し触れていたが、詳しく紹介しなかった²⁵。余群英・賀修炎は、中国広州市の高等教育の大衆化の過程と合わせて広州職教大学城（職業教育）を建設する必要性や可能性を構想した²⁶。大学城キャンパスの建設と管理について、一つの大学城を中心に検討する研究がある²⁷が、大学城に関する分析は必ずしも全面的ではない。中国の大学城は高等教育の先進国における大学城とどういう相違点があるのか、あるいは古今内外の大学城と比較し、中国の大学城の特徴は何であるかについてまだ解明されていない。さらに、高等教育の規模が著しく拡大してきた中国の高等教育において、大学城がどういう役割を果たしているのか。その誕生と発展は高等教育の市場化とどうかかわっているのか。高等教育の市場化により、民営高等教育の動きがますますダイナミックなものになると同時に、高等教育の機会均等性もますます注目の課題となってきた。民営大学の発展は中国高等教育の量的拡大に寄与したことがすでに実証されている²⁸。しかし、民営大学の発展は大学城の誕生とどうかかわりがあるのか。大学城の誕生とその発展は中国高等教育の機会拡大にどういったメリット・デメリットをきたしたのか、また大学城の誕生と発展は中国高等教育の機会均等性に寄与することができるのか。本章では、これらの疑問に答えながら、東方大学城・広州大学城を事例にして中国高等教育機会拡大における大学城の果たす役割を考察する。

2. 中国における大学城の登場

(1) 中国の大学城

これまで大学城の概念や先行研究について紹介してきたが、それでは、中国の大学城はどうであるかをみってみる。

中国の大学城について、いろいろな議論があるが、1990年代以降において人工的に建設したものを指すという言い方が主流である。これに対して、1990年代以降に人工的に建設した大学城は本当の大学城といえず、市場価格よりずっと安い行政用土地を用いて不動産産業を営む単純な商業行為に過ぎないという主張もある²⁹。この言い方は今まで中国で建設された大学城を否定している。例えば中国都市企画設計研究院都市企画研究所の所

長朱子瑜は大学城について、「高等教育の先進諸国の発展モデルによれば、わが国において、（大学城といえ）北京市海淀区に大学城最初の形態³⁰ができているとはいえ、単なる大学が集まるコミュニティから大学城へと過度的に形成しているところだ。しかし、（そこにおける）各大学がまだ開放されていない」（括弧内筆者）と主張している³¹。朱の主張は1990年代以降に人口的に建設した大学城の問題点³²をみて発言しているであろう。朱のいう「開放されていない」ということは、大学間の資源共同利用や地域社会との連携がまだ不十分であることを指すのであろう。また、中央教育研究所の蔣国華は「大学城の建設の実質は開発区における土地を囲む気風に過ぎない」、「大学城の発展は教育の発展ルールに合わない。大学城は大学の密集によって城を形成するモデルになるはずだが、今までのいわゆる大学城はまず“城”があり、その後に大学の入城を“招聘”するのである。大学は政府の主導により受動的に発展しているので、教育発展のルールに違反している」³³と発言している。蔣以外に国家教育研究所の劉序盾、国家教育行政学院の史朝は大学城建設の銀行ローン依存の問題を批判し、大学城建設を批判している³⁴。もちろん大学の建設と発展にいろいろな問題点がある。それに関する議論は後節で行うことにしよう。

確かに高等教育先進諸国の発展モデルによれば、中国には自然発生的な大学城はまだできていないかもしれない。しかし、中国には中国の事情があり、必要に応じて人為的に大学城を建設することは否定できないと考えられる。北京市海淀区において大学城の最初の形態ができているとはいえ、大学間の資源共同利用や地域社会などとの連携などについての状況を、目的を立てて意識的に改善や改革を行わないと、いつまで経っても大学城にならないかもしれない恐れがあると考えられる。

本論文でいう「中国の大学城」は1990年代以降において人工的に建設された大学城のことをさす。中国での大学城の建設において、いろいろな問題が出たことにより、賛否両論がある。「存在する以上、その存在する合理性がある」という中国の諺があるが、大学城もそうであろう。それでは、中国の大学城の登場の背景は何であろうか。次に検討することにしよう。

(2) 中国における大学城の登場の背景

① 中央政府の政策

1990年代以降、大学城が中国で登場し、しかも全国各地で次から次へと建設された背景について、下記のようにまとめることができる。すなわち、「科教興国」³⁵という鄧小平

氏の時代からの方針、高等教育の規模拡大政策の実施、高等教育の市場化、及び都市化という戦略である。

「科教興国」という方針について、1993年に中共中央・国務院が公布した「中国教育改革と発展綱要」において、「鄧小平氏が提起したように、四つの現代化を実現させるのに、科学技術は肝心なものであり、教育はその基礎である。教育事業を発展し、国民全体の素質を高めることをつうじて、重い人口負担（のデメリット）を人力資源のメリットに変えることは、わが国が社会主義現代化を実現するのに変わりのない道である。改革開放と現代化建設の新局面に際し、各級政府、教育各部署の従業者及び社会全体は、教育の改革と発展に対して緊迫感をもたなければならない。社会主義の建設は教育及び“百年の大計は教育にあり”に頼る思想を確実に樹立し、有力な措置を取り、教育の戦略的な地位を徹底的に実行し、教育の改革と発展を加速し、教育事業の新しい局面を創立する」と強調している³⁶。「21世紀に向けた教育振興行動計画」において、「改革開放と現代化建設の新しい時期において、鄧小平氏は、社会主義現代化を実現させるには科学が肝心なものであり、教育がその基礎となるといつも繰り返して強調していた」と書いている³⁷。それに、「国民経済と社会発展の第10次5ヵ年計画における科学教育発展の重点企画（教育発展企画）」において、「第10次5ヵ年教育発展の重点専門企画を制定し、国民経済と社会発展における教育の重大地位やその役割をきわめて強調することは、新しい時期において科教興国という戦略をさらに徹底する目的にある」と規定している³⁸。

高等教育規模拡大政策について、2001年に公布された「国民経済と社会発展の第10次5ヵ年教育発展の重点企画（教育発展企画）」の中で、「高等教育の発展スピードを高めることは空前の緊迫性がある。（高等教育人材）の数を大幅に増やさなければならない。高等教育における人材養成の規模やその発展スピードを高めると同時に、高度先端専門技術人員の数を増加させることを重視する。国が投資拡大して人材養成能力を高めると同時に、高等教育発展モデルの面で新機軸を打ち出すことを大いに推進し、社会が学校運営に対する積極性を引き出して大学城などの方式での発展モデルを奨励して支持し、多様なルートで高等教育の迅速な発展を維持する」（括弧内筆者）というように規定した。この方針に基づいて1999年から中国高等教育における定員募集拡大政策は行われてきた。1999年、2000年、2001年の募集人数がそれぞれ159万7千人、221万人、268万人、年度の増加率がそれぞれ48%、38%、22%であり、2005年に高等教育の在学者数が2300万人を超え、高等教育への進学率が1998年の9.8%から2005年の21%に上がった³⁹。

都市化戦略については、史上に記録のある都市化過程において、中国の都市化は先進諸国より一世紀、ほかの発展途上国より30年より遅れている⁴⁰。1985年時点では中国の都市化率は36.6%であり、発展途上国平均値の72%よりずっと低い⁴¹。都市化は工業化に伴って進展する過程である。中国は農耕地が少ないので、農村の余剰労働力が生じやすい。大都市に出稼ぎをしている農民工の就労や居住、医療保険、子女の教育問題は大きな社会問題となっている。WTO加盟以降中国の農産物の価格は外国との自由貿易により大きな衝撃を受けている。土地の国有制や農村の請負制経営により、農業の機械化を実施しにくい点があるにもまして、農村の余剰労働力が1億5千万人を越えている⁴²。それを解決するには工業化・都市化を進めなければならない。そこで、国は都市化政策を改めて実施し、20年以内に都市化率を60%まで高める発言をしている⁴³。2001年に公布された「国民経済と社会発展の第10次5ヵ年計画の制定に関する中国共産党中央委員会の意見」において、「積極的に穏やかに都市化を進める」と規定した。また、2006年3月に可決された「中華人民共和国国民経済と社会発展の第11次5ヵ年計画綱要」において、「都市と農村の発展を調和させ、社会主義新農村の建設を効果があるように取り組み、都市化率を47%まで高めるように工夫する」と明示した。大学城の建設はその都市化政策の一つとして取り扱われている⁴⁴。

②各大学（公立セクターと私立セクターを含む）の対策

そもそも学生数が飽和状態になった各大学は、更なる募集拡大によって教室、宿舎、食堂などの設備がフル稼働していた。定員いっぱいなのに、進学需要が高い⁴⁵ので各大学はどんどん受け入れようとしている。一部分の大学は、利用可能なキャンパスの面積が小さく、基礎的な設備が老化し、特に教室や実験室及び学生の寮が不足する状態に陥っていた。そこで、それまで全寮制の大学は、一部分の学生寮を大学キャンパス外で借りるようになった。したがって、大学の教学や学生に対する管理、及び学生の生活に不便をもたらした。

一方では、各大学の学生募集の量は財政状況と直接に関わっている。なぜかといえば政府の財政政策は多元化し、各大学は自分で資金を調達しなければならないことになってきた⁴⁶。収入を確保するのに、学生の人数を増やすことは各大学の最優先の戦略であった。新しいキャンパスを建設することは多くの大学の焦眉の急になっていた。多くの国公立大学の規模拡大によるキャンパス建設や設備補充、教員の給料への投入は不足の問題に面していた。しかし、稼働資金不足の問題で短期間のうちに新しいキャンパスを建設することは、大学の力だけでは大変限られていた。また、1980年代初めから登場した民営高等教育は、発展が著しい。1999年の大学城登場時には、民営高等教育機関の数は1277校で、在

学者数は 124 万人であったが、2005 年には、機関数が 1624 校、在学者数が 322 万人に上がった⁴⁷。

高等教育銀行ローンは国公立の高等教育機関に対し、信用ローンをしていたのに対し、民営高等教育機関に対しては、担保ローンをするようになっていた。しかも、2004 年から国は銀行ローンを控えさせるような政策⁴⁸を打ち出し、新設大学の稼働資金の調達ルートは、新たに見つけなければならない状況であった。キャンパスを作るより、借りて使うほうがすぐ学生を募集することができ、資金運転が早いというメリットがある。それで、地元の教育の供給と需要に合わせて、市場メカニズムを導入して先に大学城を建設するか、大学城の建設を企画する段階で大学の入城を招聘するというやり方も現実的であろう。実際に、大学城内のキャンパスを購入して使う大学もある⁴⁹。

③ 地方政府の政策

もう一方では、地方政府は地方の発展を考えて内需を拡大する目的を持っている。大学城の建設は次から次へと始まり、大学を多数持つ大型都市にばかりではなく、あまり大学を持っていない地方都市にも及んでいた。大学城の開発は、高等教育における募集拡大の圧力を改善するという最初の目的から離れ、地方都市の文化及び経済発展の軌道に乗っていったという⁵⁰。大学城の建設が地方政府にもたらす利益を下記のようにまとめることができる。

(ア) 内需と消費を拡大し、余剰労働力の就職を解決することができる。上海松江大学城⁵¹において、第 3 期企画までの投資額が 25 億元、学生 1 人当たり 5 万元の投資需要を起こした。同大学の場合、入城する学生の合計人数が 5 万人で学生一人当たりの最終消費需要が 1.18 万元/年で計算すると、年間 5.9 億元の消費額になるという⁵²。どのくらいの余剰労働力の再就職を提供することができたかは推計しにくいものであるが、大学城が倒産しない限り、その稼働を維持するのに大量な職場を提供するであろう。

(イ) 企業などの投資を吸収することができる。居住人口が増えることにしたがって店などの商家が入ってくる。商業、飲食業、旅行業などが徐々に発達してくることによって地方経済にも活力をもたらした。そこで商業区が新しくできたケースも珍しくない。政府はそのメリットを利用し、外国企業の投資を招く政策まで展開した。大学城が所在する地域は「High-tech development zone」となり、外国の企業がやってくるケースもあった。

(ウ) 地方都市の文化の質を高めることができる。大学キャンパスの文化施設の存在が地域の文化的雰囲気をもたらし、地元住民の文化の質を高める機会を提供することができる。例えば Blake Gumprecht の紹介によると、Oklahoma キャンパスのフットボール場の存在が、Oklahoma City town team とほかのフットボールチームを対戦させ、地元のフットボールのレベルアップを実現させたという⁵³。また、東方大学城のゴルフ場は教学用地にも用いられるようになっている。2007年11月のインタビューフィードバックによると、河北体育大学はゴルフ専攻を設けて大学城のゴルフ場で教学をしているとのことである。大学城ゴルフ場の建設は教育用地を非教育用地に用いられていると一時的に指摘されていたが、国の都市建設法によると、高速道路から500メートル以内のところに住宅などを建設してはならない。よって、高速道路沿いにつくられた大学城ゴルフ場は大学の授業にも用いられているし、市民に開放することによって市民の文化生活的な質を高めることにも役に立てられる。

(エ) 地方経済発展のための人材を育てることができる。大学城があるおかげで、もともと経済的な原因で大学に入れない人たちが居住地近くの大学に入るようになる。例えば、広東省における高等教育の進学率はわずか2年間の間で5%近く上昇し、2002年の15.3%から2004年の20%へと上昇した⁵⁴。2004年、広東省高等教育募集定員が27.8万人で2003年より5万人多くを募集することができたという実績があったが、2004年に開学した広州大学城に入城する10校の大学の定員募集だけでも4万人があった⁵⁵。今後、大学城の学生が卒業後、地元で就職する人数が高くなると考えられる。

(3) 高等教育の市場化と大学城

高等教育の市場化についてすでに第2章第1節で論じたが、ここでは大学城の登場との関係ですこし論じることにしよう。

高等教育の市場化における高等教育機関の自主権の拡大や、教育経費の多元化改革、福利施設やサービス業務の外部委託改革、民間セクターの飛躍的な発展などは、大学城の登場に条件を整えた。1980年代から行われた分税制などの財政改革は、地方政府の高等教育への投資を促し、見方によれば大学城の誕生の準備を整えたといえるであろう。高等教育の自主権を拡大する法律的な根拠として、1998年「中華人民共和国高等教育法」が誕生した(1999年1月1日施行)。「中華人民共和国高等教育法」は学生募集・専攻の設置・教学

計画の制定・教材の選定・教学活動の実施・産官学連携・国際学術交流・教員採用などの面（詳細は「中華人民共和国高等教育法」第32条～第38条を参照）で高等教育機関の自主権を明確に規定した。高等教育機関の自主権が法律的に確定されたことは、大学城の誕生に法律的な根拠を提供したともいえよう。後の節でも紹介するように大学城に入っている高等教育機関の間に認められる教育設備の共同利用や単位の相互認定などの教学活動は、それに基づいているからである。大学城の開発そのものは高等教育機関における福利施設・サービスの外部委託改革であるとも言える。

国は大学城の開発に対し先述の政策を行っているが、具体的に全国統一的な計画・実施政策もなく、土地の違法使用などの問題が出るまで、まったく各省・市・自治区に任せていた。大学城の建設について教育部が具体的にどこの省・市で建設するかを指定していません、まったく該当省・市に任せているという⁵⁶。地方政府は地元経済発展を進めるため、または地元の都市化政策を推進するために、大学城の開発を積極的に支持、さらには企画してきた。1999年、中国の大学城は高等教育の規模拡大の受け皿と高等教育の市場化の産物として登場した。2008年11月現在まで中国全土で60所以上開発され、飛躍的に発展したとも言える。中国高等教育大衆化の機会均等に大きく寄与させるのに、大学城の発展はどのような役割を果たしているのか、その発展に望む問題や課題は何であろうかを明らかにしなければならない。

第2節 大学城の役割の拡大と課題

1. 大学城の発展モデル

地域の経済発展や政府の政策により大学城開発のパターンもさまざまである。財源の投入により、大きく3種類に分けることができる。

第1に、企業投資が主なもの。企業集団などが地方政府の廉価土地などの特惠政策を利用し開発してから大学の入城を誘致するモデルである。その例は北京市外国企業服務集団と廊坊市愛心日本語学校が開発した東方大学城（その後株主が変わっている）、四川大行宏業集団と香港育英教育投資管理機構が開発した陽光大学城がある。第2に、政府投入が主で地方政府と入城する各大学の共同開発のもの。この種のは少ない。このモデルは産官学連携を通じて、研究成果の転換や特許の獲得などで資金を獲得する。深圳大学城がそ

の例である。第3に、地方政府が主導し、多元化投入のもの。地方政府は特惠政策で支持するほかに、都市基礎建設を負担し大学城の施設建設資金の一部を負担する。そして教育基本建設費の支給を銀行ローンの利息補助という形で行う場合もある。学校は主に土地交換（値段の高い旧キャンパスの土地を値段の低い土地と交換する）、銀行ローン及び福利施設・サービスの外部委託などのルートで建設資金を調達する。寧波大学城の場合、総投資38億元の中、地方政府、大学、社会（企業・団体）がそれぞれ14億元（36.8%）、14億元（36.8%）、10億元（26.3%）投入した⁵⁷。これらのモデルの共通点は、ある程度銀行ローンに依存することである。例えば、安徽省の合肥、芜湖、蚌埠の三つの大学城に合計57億元が投入され、そのうち地方政府、大学、銀行ローン、企業・集団の投資がそれぞれ5.8%、17.4%、58.3%、18.3%である⁵⁸。2004年6月まで、南京の仙林、江寧、浦口にある大学12校の銀行ローンは調達した資金の7割を占める⁵⁹。

2. 高等教育の機会拡大に対する寄与

中国の大学城開発は高等教育の規模拡大とともに行われてきたものであり、高等教育の機会拡大に大きく寄与している。大学城開発の3年目の2002年まで大学134校を収容し、在學生が約60万人であった⁶⁰。2006年末に南京仙林大学城12校に在學者数が約11万人⁶¹、2008年に広州大学城10校の在學者数が約15万人⁶²、2004年末まで杭州の下沙大学城、浜江大学城、小和山大学城、浙江大学紫金港校区に合計で24校の在學者数が18.22万人⁶³、2006年に温州大学城4校の在學者数が約5万人、2006年末に東方大学城25校の在學者数が5.8万人⁶⁴、2007年に重慶大学城に11校の在學者数が10万人⁶⁵となっている。2008年11月現在、筆者が各大学のホームページによって集計したところ、全国に60箇所の大学城が確認できた。そのうちの30箇所を集計したところ、国公立大学が317校以上、民営高等教育機関が約114校、収容人数が合計272.39万人を確認できた。

東方大学城にある25校のうち20校が民営高等教育機関であり、泉州大学城などの大学も民営セクターが主体となっているし、2008年筆者が集計した30箇所のうちで民営高等教育機関の収容数が全体の四分の一弱あることから、大学城の開発は民営高等教育機関の発展にも寄与していることが言える。

3. 東方大学城における問題

(1) 資金の問題

企業が投資し、政府が誘導し、市場が調整し、福祉施設やサービスの外部委託を特徴とすることは、東方大学城の運営モデルである⁶⁶。東方大学城の開発を通じて廊坊市経済技術開発区の投資環境を改善し、開発区の知名度を高めることを望んでいるため、大学城を開発し同開発区に人材・科学技術の成果を提供してほしいが、課税に関することははっきりしていないし、課税しても非常に少ないだろうと同開発区の管理委員会主任の王会勇が証言していた⁶⁷。同大学城の建設のために、廊坊市政府は、土地使用の特恵政策、銀行ローン調達、課税などの面で便宜をはかり、さらには1千萬元をかけて大学城に排水機場などの基本建設施設を作り上げたという⁶⁸。2000年、廊坊市政府が廊坊市商業銀行から1億元の銀行ローンをだし、河北省建設投資会社総部が工事をするように斡旋した⁶⁹。廊坊市政府は東方大学城の開発に対し、政策上では積極的に支持していることが分かる。

しかし、この政策的な支持は資金の問題を解決することができなかった。東方大学城における問題について2006年12月の聞き取り調査では「資金は不足している」という回答にとどまり、具体的に回答してもらえなかったが、主に投資不足の問題、銀行ローンに依存する問題、負債が多い（銀行ローンを含める）などがあげられると考える。「2003年河北省高級人民裁判所から同省第10回第1次会議における第1011号代表提案に対する回答」（以下「回答」と略称）において、「大学の登録資金は1億元である。被控訴者とする大学は、廊坊市のシンボルプロジェクトであり、外部からの資金を得て建設するものである。しかし、資金がほとんど調達されていない状況の中、工事の建築業者は立て替えることになり、今まで大学の債務が累計で約22億元であり、そのほとんどは訴訟をへて執行段階に入った。本裁判所は大学の土地や不動産の一部分を差し押さえているが、資産の所属権の状況が複雑で売り出して現金に換えることは難しい」と示されている⁷⁰。同大学は1999年9月に登録し、登録資金は1億元であったが、2003年に22億元の負債があることは、不思議であろう。22億元の債務のうち建設業者の人件費不払いや設備立替金は14億元、銀行ローン6億元、政府の土地譲渡金2億元となっているという⁷¹。その資金の問題を明らかにする前に、東方大学城における株主・資産の変化状況を表4-2-1にまとめた。

表 4-2-1 東方大学城の株主・資産の変化状況

年月	大学城設置者	株主		資本金・資産
1999年9月	廊坊市華北大学城開發有限公司	北京市外国企業服務公司 (A)	廊坊市愛心日本語學校 (B)	A+B=5000萬元
2000年4月		北京外国企業服務公司から北京市外国企業服務集團有限公司へ		A+B=5000萬元
2000年8月	廊坊市華北大学城開發有限公司から東方大学城開發有限公司へと変名			A+B=5000萬元
2000年10月	東方大学城開發有限公司	北京市外国企業服務集團有限公司 (A)	廊坊市愛心日本語學校 (B)	A (6000萬元) +B (4000萬元) =1億元
2003年3月	東方大学城開發有限公司	北京市外国企業服務集團有限公司 (A)	廊坊市愛心日本語學校 (B)	A (20%) +B (80%) =33.8億元
2004年6月	東方大学城開發有限公司	北京市外国企業服務集團有限公司 (A) 新興集團 (C) 廊坊市經濟開發区政府 (E)	廊坊市愛心日本語學校 (B) 榮盛集團 (D)	A+B=40% C=20%、D=20% E=20%

出所：張姪「東方大学城真相調查：神話の誕生と破滅」『商務週刊』2004年第8期

中国高等教育ネット：<http://www.h-edu.com/htm/20050204111606.htm> (2006/07/22)

東方大学城：<http://www.ouc.gov.cn/dsj/dsj2004-wenzi-6.html> (2007/08/21)

2006年12月の聞き取り調査により、筆者作成。

東方大学の債務危機は2000年から始まった。2000年9月の第2期建設（第1期は1999年9月～2000年9月）からあらゆる建築業者は工事費を一銭ももらえなかった。それで問題がひどくなり、2001年4月と2002年4月、東方大学城開発有限公司に「財務危機」が発生し、工事は材料待ちの状態を余儀なくされた。工事業者は続いて立て替えることをしないため、2003年に始業する第3期建設は1年間以上にわたって見合わせられていた⁷²。東方大学城開発当初、中国工商銀行河北省支社はかつて3.1億円の銀行ローンを提供すると約束したが、2000年に新たに東方大学の資産を評価し、工商銀行総部は河北省支社に同大学に対する銀行ローン中止の命令を出した⁷³。そして2003年、中国建設銀行は大学建設の金融不良債券化を意識し、中国全土においてあらゆる大学への銀行ローンを禁止することになっていた⁷⁴。債務の問題に対し、2002年5月に成立した東方大学管理委員会⁷⁵は該当機構の役割が「管理機能やサービスをする機能」にあると強調し、大学開発有限公司は「投資や経営」を担当すると発言した⁷⁶。2004年2月、同管理委員会は同大学の負債問題に対し、「大学は高等教育改革の試みとして、その開発建設に生じた問題は、発展・前進中の問題である。これらの問題を解決するのにもっとも効果のある方法は、大学の建設に力を入れてその発展を進めることである。大学における問題は主に債務の問題であり、その問題は企業間で生じた行為であり、政府の行為ではない。

債務負担になった要因としては、投資者が調達した資金が不足する問題以外に、銀行が同大学城の開発業者との契約を守らないことにもある」と発言していた⁷⁷。やがて、2004年2月から廊坊市政府が債務返済を支援してそれまでの債務は90%以上が解決できた⁷⁸。

(2) 建設業者への人件費や材料費などの不払いの問題

2003年5月に河北省高級人民裁判所が東方大学城の債務問題に対しての裁判を行ってから、返済を迫って東方大学城を訪れる債権人が相次いでいた。建設業者への人件費や材料費などの不払いだけで14億元もあったが、そのうち廊坊市開発区法院に訴えたものは、40件を超えていて、訴訟金額は1.4億元に達している⁷⁹。東方大学城の債務表に登録した65人の債権人のうち、金額の最も高いのは5103万元もある⁸⁰。負債の金額が高いほか、負債する項目も多く⁸¹、債権人の分布も中国本土の10カ省以上に及んでいる。債権人が東方大学城に債務返済を要望に行き、大学城管理委員会の警察に殴られたことのほか、建設業者の経営者が睡眠薬により自殺を図ったこと、農民工が建設業者の責任者をめぐりその家財を労賃の代わりに奪ったこと、農民工の債権人が爆薬を持って大学城に来ることなどが生じていた。そのため、地元の住民は東方大学城のことを「大学坑」と呼んでいた⁸²。農村の余剰労働力が多い状況の下で、東方大学城のような規模の大きい工事を請負うことは、農民工を主とする規模の小さい地元建設業者にとって願ってもないことである。それで、建設業者は材料費などを立て替えることを条件として請負い、契約の期限とおりに支払われなくても、工事を中断できないという状況に陥っていた。その要因は、大学の建設は、地元政府がスローガン掲げて支持していることであるとか、中央政府のリーダーも視察に訪れたことによって、人々の信頼を得たのであろう。まして、市場価格より10%くらい高い請負単価がその一番の要因になる⁸³。

2004年2月、東方大学城の負債問題の情報が流れてから、入城する各大学において学生の退学が生じていた。ある大学のあるクラスには学生の退学率が20%もあったという⁸⁴。そして、2006年12月に筆者が行った聞き取り調査によると、一旦入城してまた退出した大学が10校もあったという⁸⁵。その退出の要因について聞いたところ、国公立大学は新校舎ができてほかのところに移転したが、民営大学には倒産のものもあったとのことである。退出の本当の要因は大学の負債問題などに無関係ではないであろう。学生の学費収入は大学の財政収入に占める割合が50%を超える大学もあるから、大学のよくない情報が流れてしまうと、各大学の学生募集に悪い影響を与える。定員われになると、そもそも財力

のない民営大学はすぐ倒産してしまい、国公立大学も定員われを恐れて退出したのであるう。

(3) 農地の違法使用の問題

周知のように、中華人民共和国は土地の公有制を実施し、土地の使用権と所有権が分離して、土地の自由売買を行っていない。「中華人民共和国土地管理法」⁸⁶により、各級レベルの政府は、国民経済・社会発展の企画に従って土地に対し、全体企画を行わなければならない。都市の城区の土地は国家が所有権を持ち、農村や都市の郊外の土地は法律が規定した国有土地以外に、ほとんど農民集団所有となる。

1999年1月に施行された「中華人民共和国土地管理法」の第11条において、農地を建設用地に用いることに対し、「農民団体所有の土地は、法律に従って非農業建設に用いる場合、県レベルの人民政府が登録し、使用証明書を発行して建設用地の使用権を確認しなければならない」というように規定している。また、土地の使用権やその用途を変える場合の手續きに関して、第12条は「法律に従って土地の所属権や用途を変える場合、土地使用の変更登録手續きをしなければならない」と規定している。土地利用の全体企画について第19条は「基本的な耕地を厳格に保護する」と規定している。そして、都市建設用地について第22条は「都市建設用地の規模は国が規定する基準に準じなければならない。現有の建設用地を十分に利用し、できるかぎり農耕用地を占めないか、少なめに占用する」と規定している。

しかし、中国では1990年代の後半から経済開発区などの開発がブームとなり、土地の違法使用などの問題が多発していた。それに対し、國務院は2003年7月に「各類開發区を整理整頓し、建設用地の管理を強めることに関する通知」を公布し、地方政府や關係部署に土地の違法使用を整理整頓するように要求した。また、2005年5月に中華人民共和国監査署は2005年「四つの市のハイアエデュケーションゾーン(Higher Education Zone) (俗称は大学城)の開発建設状況を監査する結果」(2005年第2号、トータル第10号)を公布し、2004年監査署が杭州、南京、珠海、廊坊の四つの市における大学城の開発建設状況を監査した結果を発表した。河北省廊坊市にある東方大学城の開発において、開發業者は農民集団所有の土地を違法に占用したことが分かった。具体的に言うと、開發者が政府に土地用途使用登録変更などの手續きをしないままで農民集団所有の土地を借りて使い、法律違反となった。2001年及び2002年の間に、東方大学城開發有限会社が大学城の関連

施設を建設する名義で北京市や廊坊市にある 5 つの村の農民集団所有の土地 10636 畝（1 畝=666.7 平方メートル）を違法に占有した。そのうちに、基本の畑が 874 畝、その他の耕地は 8622 畝である。これらの用地は一部分がゴルフ場の建設用地に用いられた⁸⁷。

2006 年 12 月に行った聞き取り調査によると、東方大学城内にある「教員アパート」は大学城の教職員に販売するほか、外部にも同価格で販売するという。その「教員アパート」が市場価格より低いことは教育従事者の大学城での就職を応援するというが、外部にも同価格で販売することは教育用地の役割を果たさなくなる。開発区が東方大学城の開発者に販売した建設用地はその名義が教育用地であるため、値段は商用土地よりずっと低い⁸⁸。開発者が教育用地の特恵政策を利用し市場販売用の住宅を開発することは、利益を追求することを表わしている⁸⁹。

(4) 管理機構の問題

「東方大学城管理委員会」という廊坊市開発区の管理委員会の出張機構が東方大学城に対し行政管理を行うが、その管理の原則は「調和する、サービスする、監督する、法を執行する」である。その直下の機構は、東方大学城警察所、事務所（秘書支部、行政の福利施設やサービス支部を含む）、大学（学校）事務所、発展企画局、東方大学城工商所、東方大学城国税所、東方大学城地税所、東方大学城交通警察支部、衛生防衛所などの管理機構がある⁹⁰。東方大学城に入城する各大学、及び在学生の間関係は、管理しにくくなっている。例えば、学生宿舎の費用徴収について、入居契約は、入居する学生個人が直接に管理委員会側と契約するのではなく、各大学側は大学城の宿舎を統一的に借りて学生一人ひとりに配分するのである。したがって、その費用徴収も大学城側は各大学側から家賃を徴収し、大学側は学生個人から徴収することになっている。2006 年 12 月に行った聞き取り調査によると、大学城の学生宿舎に 4 人部屋と 6 人部屋の 2 種類があり前者は学生 1 人あたり年間 1500 元、後者は学生 1 人あたり 1300 元である。しかし、実際に、大学が各学生から徴収する費用はそれよりずっと高い。例えば、2003 年 8 月に入った新生に対する聞き取り調査によると、宿舎の家賃は学生 1 人あたり 2600 元であるという⁹¹。

(5) 政府の教育行政部署からの指導の欠如

筆者が 2006 年 12 月に行った聞き取り調査によると、東方大学城の開発において、地方政府は積極的に支持し税制などの面で特恵政策を行ったという。中央のリーダーが視察に

訪れ、東方大学城を認めるように発言していたが、実際に地元政府の教育行政部署からの指導が欠けていて、教育部が賛否の態度を明確に示していないという。

2001年に公布された「国民経済と社会発展の第10次5ヵ年教育発展の重点企画（教育発展企画）」の中で、「高等教育の発展スピードを高めることは空前の緊迫性がある」、「国が投資拡大して人材養成能力を高めると同時に、高等教育発展モデルの面で新機軸を打ち出すことを大いに推進し、社会が学校運営に対する積極性を引き出して大学城などの方式での発展モデルを奨励して支持し、多様なルートで高等教育の迅速な発展を維持する」というように規定した。これは、大学城建設に支持の態度を表明する国の方針である。また、当時の国家主席の江沢民が2001年11月に東方大学城を訪れ、「大学城は初めての試みだ」と評価し、東方大学のシンボリックな凱旋門に「東方大学城」と記念の言葉を書き残した。

しかし、教育部や地方政府の教育行政部署からの具体的な指導がかけていて、大学城建設は高等教育事業であるが、企業に頼りすぎていると考えられる。

「企業が投資し、政府が誘導し、市場が調整し、福祉施設やサービスの外部委託を実現する」というのは東方大学の運営モデルであり、その政府の誘導は実際に土地や税制などの面で特惠政策を提供しているが、教育の用地として十分に役割を果たす具体的な指導案がなかった。例えば、筆者が2006年に行った聞き取り調査によると、大学の図書館の建築面積は20000㎡であり、蔵書数は20万冊ある。大学にいる学生は5万8000人であるため、1人当たり4冊で、極めて少ないのである。学生1人当たりの面積から見ると、わずか0.34㎡である。それに対し、東方大学のゴルフ用地は6640畝、対外にも販売する別荘は108棟もある。教育用地とする基本建設が足りないのに対し、利益を求める建設項目を優先している。

(6) 発展の方向性

2007年11月末のアフター調査によると、東方大学は20数億元でシンガポールのある教育集団に買収され、買収額がほぼすべて債務返済に充当されるとのことである。東方大学の教育用地としての性質を変えないで経営不振の現状を変えようとしているのである。東方大学を完全にひとつの商品として売買することは、大学城内の各大学や学生たちに対する影響を与えず、中国の高等教育の市場化の程度が極めて高いことを示す。東方大学は教育用地といってもゴルフ場や、住宅の販売などの経営項目も存在するため、経営者が変わるといっても、その発展がどういう方向に向かうかは課題に残る。

4. 大学城発展の課題

(1) 負債を返済する課題

銀行ローンに依存することは、大学城建設の特徴である。一つは大学城に入城する大学側の銀行ローン。もう一つは大学城を開発する企業の銀行ローンである。高等教育の私費負担が増加することにより、学費は各大学、特に地方大学の主な収入となっている。大学の銀行ローンの返済は学費に頼っている。大学の収入は主に、福利施設やサービスの外部委託に関する経営費、教員・学生アパートの家賃・売却賃、入城する教育機関の古いキャンパスとの土地交換の収入、学生の学費、などなどがある。そのうちに学費や家賃・売却賃が主な収入である⁹²。

2005年5月国家監査署が公布した「四つの市のハイアエデュケーションゾーンの開発建設状況を監査する結果」(2005年第2号、トータル第10号)によると、南京中医薬大学新キャンパス及び北京師範大学珠海分校はそれぞれ7億元、6.28億元の銀行ローンをし、それぞれ調達した資金の93%、94%を占めるという。しかし、同審査が杭州、南京、珠海、廊坊の四つの市にある9箇所の大学の銀行ローン返済状況を審査したが、予定どおり返済できないことが明らかになった。それらの大学は、学費の徴収基準により、2種類に分けることができる。学費を普通の基準で徴収する大学は、その学費収入が支出とほぼ相殺である。例えば、浙江中医学院浜江キャンパスの建設において2003年末までの銀行ローン財務残高は2.29億元であり、2001年～2003年同大学の毎年の学費収入は4953万元であり、教育支出とほぼ同じなので返済にまわせない。教育部の規定に従って学費が普通基準を超える大学は、定員われや出費額が予測より低いといった状況により、予定どおり返済できない。例えば、北京師範大学珠海分校は2002年の学費収入が支出より少なく、892万元の赤字である。大学の開発企業は、大学城内の施設が遊休することにより、予定どおり返済できない。2003年まで東方大学城教育施設建設面積は177万㎡であるが、実際の使用面積は111万㎡にとどまり、建設面積の37%の66万㎡に借主はいない。

実際に銀行ローンに依存することは、大学の建設に限らず、1999年定員募集拡大後、高等教育全体に生じたことである。中国国家発展改革委員会発展司が2007年公布した「上半期社会事業発展と下半期政策に関する提案」では、人民銀行の統計によると、2005年末まで中国高等教育機関の銀行ローンの債務残高はすでに2001億元に達していて、ある大学の負債問題はすでに正常の大学運営に影響していると公表した⁹³。人民銀行の統計以外

に、全国政治協議会議委員会が同年 7 月公布したデータによると、2007 年現在に全国の大学の負債額はすでに 2500 億元に達しているという⁹⁴。

これらは中国の教育における財政的投入の低いことが根本的な要因である。教育経費が国民総生産（GNP）に占める割合は長期にわたって 2%前後であった⁹⁵。1993 年公布された「中国教育改革発展綱要」では、2000 年までに国家財政からの教育経費が GDP に占める割合を 4%にまで引き上げる目標を掲げているが、今のところその目標は達成されていない。高等教育経費は教育財政投入のまだ約 20%にすぎず、その割合も非常に低い。一方、中央政府は教育への投入を地方政府の負担にして 1990 年代から行われた高等教育機関の地方移管により、地方政府の財政負担を増やした。地方政府はその負担を、市場体制を通じて解決し民営企業に任せた。また、大学負債問題の要因について、鮑威は銀行ローンに対する効果のある監督システムや不良債権防止体制がかけていること、大学自身の債務危機意識、債務に対する責任感が足りないことや大学の財務管理能力が低下することなどをまとめている⁹⁶。大学への評価システムが単純であること⁹⁷や、大学城に対する評価システムがかけていること、及び大学城に対する教育行政的な指導がかけていることも重要な原因だと考える。それらを改革することも重要な課題である。

(2) 大学城の管理を改善する課題

先述の東方大学城における管理の問題からみると、今までの大学城の管理組織、大学、学生の間関係を見直す必要があると考えられる。宿舎などの家賃は学生から直接に徴収するか、大学が徴収する費用項目・単価を公開し、各大学の余計な費用徴収を防ぐ必要がある。

大学城に進出するサービス業者を指導監督すると同時に、積極的にサービス行為を調整する必要がある。例えば、農産食品の値上げにより学生食堂の食品が値上げさせられる場合、政府はその値上げ分を補助し、適正なコントロールをしなければならない。2007 年夏から主要な食肉である豚肉の値上げにより、各地の高等教育機関における食堂の料理は値上げされた。そこで教育部はできるだけ浪費を防いでコストを下げ学生の食生活に負担をかけないように工夫しようと呼びかけをしていた。それに、中央財政部は各高等教育機関を通じて、生活が困窮する学生に対し、臨時的な生活補助金を充てるようにした⁹⁸。また、地方政府や高等教育機関から出資し、食堂の料理の値上げを抑えたり、生活が困窮する学生に無料で昼食を提供したりすることもある⁹⁹。これらの政策が各地の大学城にそれぞれ

に取られているが、民営高等教育機関が主に入っている大学城にとっては、厳しい問題である。

財政的にはほとんど政府の補助をもらっていない民営高等教育機関が教育部の呼びかけに応えるには、自ら財源手当てをしなければならない課題がある。大学城にある食堂はいくつかの大学の共同利用なものであり、大学城の管理となっているから、大学城管理側が何らかの財源を確保する必要がある。

(3) 土地を失った農民の就職の問題

現在中国全土に大学城は約 60 所ある。経済が発達している地域ほど大学城の建設は数が多いスピードも速い。現在ある大学城の用地は、元はほとんど耕地であった。耕地のうち 83.93%は政府が行政手段により取得した。その単価は 2 万元/畝から 20 万元余/畝であったが、補償なしに取り上げられたものもあった。近年来、科学技術園区、経済開発区などの開発区建設により、1000 万人の農民が土地を失い、失業問題を生じさせている¹⁰⁰。

2008 年 1 月 1 日より施行された「中華人民共和国就職促進法」の「第 6 章 就職支援制度」第 52 条において「各級人民政府は就職支援制度を策定し、完備させる。税費減免、貸し金の利息補充、社会保険の助成、辺地就職褒賞金助成などの方法を用い、公営企業などを斡旋して就職困難の人員の就職を重点的に優先して援助する。就職困難人員とは、身体状況、技能のレベル、家庭要素、土地を失うなどの原因を持って就職しにくい者、及び一定の時期において持続的に失業し、就職が実現できていない者のことである。就職困難人員の具体的な範囲は、省・自治区・直轄市の人民政府が該当行政区域の実際の状況によって規定する」と定めている。大学城の開発などで土地を失った農民の就職支援制度について、省・自治区・直轄市によって異なることが予想されるが、徹底的な実行が課題である。

(4) 大学城の発展を地域経済の発展に寄与させる課題

大学城の発展を通じて地元の経済発展を進めることは、地方政府の最終目的である。廊坊市開発区中長期経済社会発展企画がより合理的に事業を進められるように、2007 年 1 月に、国家発展改革委員会の専門家が東方大学城を訪れ、東方大学の各大学の代表、廊坊清華科技园の責任者及び地元開発創業センターの責任者と座談した。座談会は廊坊市開発区管理委員会の主催となり、いかに地元の企業や機関などと連携し、大学城の各大学の人

材育成を地元開発区の経済発展に寄与するように工夫するかと検討した¹⁰¹。入城する大学は職業技術学院や民営高等教育機関が高い割合を占めていて、実践的人材を育てる特徴がある。それで、地元経済発展の需要に応じるカリキュラムなどの面で工夫することは課題に残っている。

今まで、産学連携はほとんど普通高等教育機関や地域の著名企業との連携となっていたが、職業技術大学のカリキュラムの特徴を生かし、地域にある普通の個人企業や民営企業に技術や人材を提供することが考えられる。そのためには、大学管理側から架け橋となる仲介組織を作る必要がある。大学城に駐在する各大学を地域の企業に宣伝すると同時に、地域の企業が必要とする技術や人材の特徴を各大学にフィードバックしなければならない。それを通じて、大学が地域に貢献する機能を果たせるとともに、企業からの寄付金・謝金等を用いて自己発展を求めることができる。

戸籍の大都会特別優遇政策により、今まで、大卒生は地方の大学で卒業しても大都会で就職するケースが多かった。大学進学率の高まることにつれて、大卒生の就職趨勢は大都会から地方に流れるようになってきている。しかし、数年間の地方就職経験を経てからまた大都会に戻るということが生じている。優秀な人材の大都会流出を防ぐために、大学城内にある大学の学生インターンシップを行うことが考えられる。大学城の仲介組織を通じて地域の企業と各大学側との連携を結ぶと同時に、カリキュラムの特徴を合わせながら、企業で学生に就職前の訓練をさせるなどのインターンシップのチャンスを提供する。それを通じて卒業生の地方就職率を高め、地域経済の発展に寄与させる。必要なとき、仲介組織を通じて地方政府から住宅補助などの特別優遇政策を行わせ、人材を地域に引き止めることも考えられるであろう。

(5) 重複建設の防止とコミュニティ教育への寄与

教育部の予測によると、2008年に大学入試の適齢（18-22歳）人口はピークになる¹⁰²。一部分の大学城は、入城する大学の定員われなどにより、教育施設などに借主がない。例えば、筆者が行ったインタビュー調査によると東方大学城の場合は、2007年12月までキャンパス内の建物の五分の未利用であるという。その原因は大学城建設に政府の教育行政部署からの指導が欠如していて計画性が欠けていることなどに由来していると考えられる。一方、コミュニティ教育は中国全土で欠乏している。コミュニティ教育の対象は決して少なくない。2000年における10万人あたり各教育段階の人口数からみると、高等教育

人口が 3,611 人、高卒人口が 11,146 人、中卒人口が 33,961 人、小卒人口が 35,701 人である。どれほど規模の大きい人口が教育を待ち望んでいるかが一目瞭然である。さらなる教育を受けようとする人に各段階の教育を受けさせるには、既存の教育施設を利用し、コミュニティ教育を発展させることが考えられる。それに関しては、定員われの大学城管理側が積極的に各大学を組織し、多様なカリキュラムを設けさせる。と同時に、企業や末端行政単位の関係者と連携し、生徒・学生を集めさせる。なお、授業料は企業や末端行政単位から徴収するか、個人から徴収することが考えられる。コストを下げるのに、各大学の学生を初等・中等教育の教員に担当させる方法も考えられる。

(6) 評価体制と質の向上

1999 年の大学城開発から今まで、中国全土で約 60 箇所の大学城が登場している。国はいくつかの大学の土地違法の問題に干渉したほかは、大学城に対して積極的な措置を取っていない。大学城に現存する問題・課題をあわせて大学城内の大学に対して適正な評価をするほか、大学城全体に対しても評価体制を作らなければならない。評価体制によって各大学城を定期的に評価し、優れるものを表彰することを通じて大学城全体の質を上げさせる。

具体的なやり方として、教育部から選任する仲介組織を作り各大学城に派遣し、大学城の問題・課題を考察させる。それらの問題・課題を教育部に報告し、教育部をはじめ、仲介組織（監督・研究グループ）、大学城の管理側、ないし大学の所在地の教育行政側が共同で検討し、問題解決案を見つけ出すことが考えられる。

第 3 節 高等教育大衆化における大学の寄与—広州大学の事例を中心に

1. 広州大学開発の背景

(1) 中央政府の政策

本章第 1 節で分析したように、「科教興国」という方針、高等教育の大学拡張政策、高等教育の市場化、及び都市化戦略などの国家政策の実施は中国の大学城が登場した大きな背景であった。国土資源部の調査によると、1999 年の東方大学の建設に相次ぎ、2003 年の初めまで、大学城建設は中国本土のほとんどの省において行われ、50 箇所を超えたと

いう¹⁰³。本章の第2節で分析したように、大学城の建設において土地の違法使用の問題や大学城の負債問題などにより、国は近年大学城の建設に慎重な態度をとるようになってい
る。広州大学城に対するインタビュー調査によると、中国政府は最近大学城の建設に反対
するようになっていくという。それに対し、広州大学城を訪れた中央行政部署のリーダー
¹⁰⁴や教育部のリーダーたち¹⁰⁵は広州大学城を高く評価したという。

(2) 地方政府の目的と役割

① 都市発展の戦略

広州大学城を建設することは広東省委（広東省人民代表大会常務委員会）・省政府が広
東省高等教育の飛躍的な発展を進めるため、社会主義現代化を率先的に実現するための重
大なる戦略であり、競争力のある国際化大都市の広州市を建設する一環である。

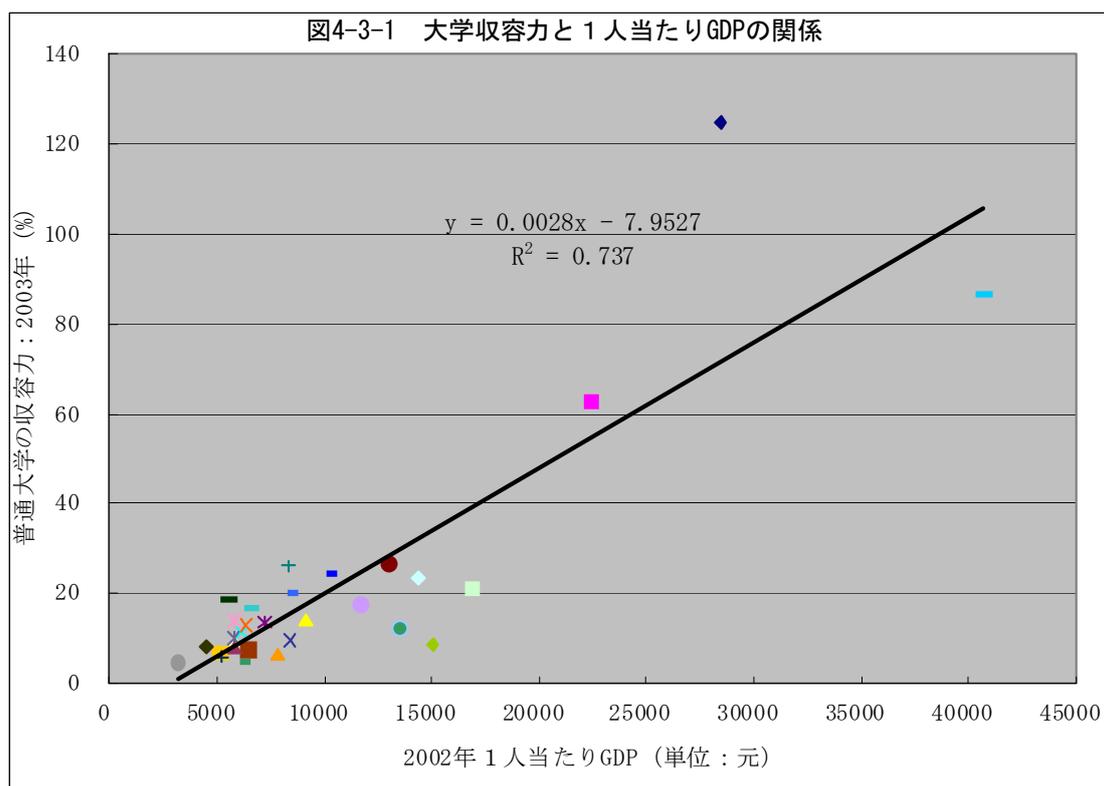
広州市における第11次5ヵ年計画（2006年～2010年）は第10次5ヵ年計画（2001
年～2005年）の下で作られた¹⁰⁶。2000年、広州市が都市総体発展戦略企画に関する研究
を率先的に行い、その研究の下で「広州都市建設総体戦略概念に関する企画の綱要」を編
纂し、2001年4月に広州市人民政府常務委員会で可決された。その「広州市都市建設総
体戦略概念に関する企画の綱要」や「広州市総体企画（2001-2010）」（2002年制定、2005
年国務院可決）及び2003年末から実施された「広州市近期建設企画（2002-2005）」に
おいて発展の重点とその順序を定めた。「（建設の）配置をよくし、新区を優先し、旧区を
引っ張る」という構想の下で新区の建設を主とし、旧区の更新をその次の任務とするとい
う原則の下で「南拓、北優、東進、西連」¹⁰⁷という空間発展策を行い、広州南部・東部地
区の開発を優先に推進し、新白雲国際空港周辺地域にも配慮するということ、南部の南沙
地区、広州大学城及び東部の天河-黄輔-新塘区などの新区を重点的に開発し建設する
ということであった。

広州市における第11次5ヵ年計画において「第10次5ヵ年計画の期間中、広州市が科
教興国の戦略を堅持し、教育施設の構造配置を改善し、教育資源を合理的に配置し科教（施
設）のスペースを大いに広げ、文教施設の建設を進め、文化センターの機能を増強した。
広州大学城を重点的に建設した」と規定している。都市の空間配置について、広州市にお
ける第11次5ヵ年計画において「第11次5ヵ年計画のうちに、広州において“一主三副
両組団”の都市空間配置を成形させる。中心主城区とは珠江デルタの2つ目の環状高速道
路から……広佛都市圏の核心地区のことを指すのである。中心主城区は旧区グルー

プ……広州大学城グループなどからなる。中心主城区の建設の重点は広州大学城及びその周辺地区である。主城区はサービス業、科教文化、高度先端技術産業を主に発展させ、旧区区の人口密度・建築密度や交通負荷を下げる役割を果たさせる。広州大学城を、国家一流の大学城をめざして建設し、しかも華南地区における人材育成や科学研究及び交流のセンターをめざし、産・学・研一体化発展の新区となるように建設する。21世紀をめざして市場経済体制や広州国際化区域中心都市の地位にあわせて自然豊かな情報化した大学城を建設する」と定めた。

②経済発展に遅れている高等教育の収容力

広東省は経済発展の先進地域であり、1人当たりのGDPが中国トップレベルであるが、普通高等教育機関の収容力が全国の下位にあった。図4-3-1は全国31の省・直轄市・自治区における1人当たりのGDPと各地の普通大学の収容力の散布図である。図が示すよ



出所：中華人民共和国教育部企司編『中国教育統計年鑑2003』人民教育出版社、pp.196-197、pp.526-527、p.667より筆者算出作成。

注：ここでいう大学の収容力は普通大学の収容力を指す。

うに 2002年に広東省の1人当たりのGDPが全国において上海市、北京市、天津市、浙江省に続いて5位であるのに対し、2003年普通大学の収容力が22位であり、1人当たりのGDPが30位の甘粛省とほぼ同じである。地域経済の発展に対し高等教育機関の発展が

遅れていることが分かる。中国本土における高等教育の規模拡大の背景の下で、広東省・広州市政府が高等教育機関を発展させることは自然のことである。

③入城する大学に対する選別の背景及びその選定水準

筆者が行ったインタビュー調査によると、大学城に入城することはそれほど簡単なことではなく、入城する 10 校（表 4-3-2 参照）の大学が広東省の厳しい選定を受けているという。その理由は高等教育の大拡張や高等教育の市場化とかかわっていると考えられる。

1999 年から実施された高等教育の定員大拡張政策の下で、中国本土において各大学が争って規模拡大してきた。それも政府からの公的財政の割合の低減化を補う対策である。規模拡大の際の最大の課題がキャンパス建設などの基本建設であり、新キャンパスの建設もブームである。広東省も例外ではない。しかし、基本建設における資金不足が問題である。政府が質を保証するために高等教育機関に対する評価基準を改定し、基本建設に対する評価基準を厳しくしてきた。2004 年に教育部が公布した「普通高等教育機関における学校運営の基本条件指標（試行）」（教発「2004」2 号）によって計算すれば、1 人の学生を増やすのに約 4 万元の基本建設投資が必要である。その基本建設資金の調達ルートは主に銀行ローンとなっていた¹⁰⁸。郭大光の研究¹⁰⁹によると、2004 年まで広東省における大学の銀行ローンの債務残高は 300 億元になり、その内訳は広州大学が 20 億元（そのうちの 15 億元において政府からの利息補給を受けている）、華南師範大学が 20 億元（そのうち 8 億元において政府からの利息補給を受けている）、中山大学が 27 億元（そのうち 12 億元において政府からの利息補給を受けている）であるという。郭の同研究によると、広州大学城の投資概算が約 380 億元であり、うち入城する大学 10 校の投資概算の合計が約 210 億元であり、政府がそのうちの約 100 億元（学生 1 人当たり 5 万元）の銀行ローンに対して利息補給を行い、基本建設や教学用設備に用いられた銀行ローンに対する利息補給期間を 8 年と計画していたという。郭はインタビュー調査を通じて中国本土の一部の省や大学の銀行ローンの債務残高を明らかにした¹¹⁰。2004 年から中国政府が大学の銀行ローンを制限するようになっていく中で、広州大学城のような銀行ローンへの利息補給は大変条件のよいものである。

また、2002 年、つまり広州大学城の開発が準備段階に入っていた年、広東省における国公立普通大学が 77 校、成人普通大学が 18 校、民営大学が 63 校（学歴証書試験校が 51 校）あったが、2005 年 5 月には広東省における国公立普通大学が 101 校、成人普通大学が 20 校、民営大学が 24 校（民営普通大学が 23 校、民営成人大学が 1 校）となった。その間に、

既存大学や新設大学らは大学城に入ろうとしなかったのであろうか。筆者が行ったインタビュー調査によると、争って大学城に入ろうとする大学が多かったのであるが、政府の選定基準が厳しかったため、ほとんどの大学が落とされたのであるという。

それでは、入城する大学に対する選別基準は何であろうか。広東省教育部署の関係者の話によると、広州大学城をどうやって発展させるか、どういう大学に入城させるのかについて、専門家による見方もさまざまあったが、最終的には学生数増大に対応できなかったり、最先端学科を取り入れたりするためにキャンパスの新設の必要性の高い大学（主に総合大学）というのを考慮して選定したという¹¹¹。入城した10校は将来性のある本科大学の院・校であり、省内の重点大学や重点的に建設する院・校もあるし、大学の質がよくてキャンパスが小さい大学もあるといわれる。学科の設置において、広州大学城は社会の需要が大きくて将来的に就職しやすい学科を重点的に発展させると同時に、学科の相互補完を実現させるために、最先端の学科と伝統的な学科、理工類学科と文科系の組み合わせをバランスよく取れるように考慮したという¹¹²。

④省政府と市政府の主導及び公的財政の支持

2003年1月（広州大学城建設の直前）に広州市委（人民代表大会常務委員会）・市政府が市委・市政府のリーダーを正副総指揮官とする広州大学城建設指揮部を設立し、指揮部事務所を指揮部の日常事務処理機構として設置し、大学城建設の組織活動を担当させた¹¹³。2004年9月開城まで、21ヶ月の間に、広東省党委¹¹⁴書記張徳江が4回も大学城の工事現場を視察し、広東省党委常務委員会・広州市党委書記兼大学城建設総指揮官の林樹森が毎週大学城工事現場で事務を処理していた。2003年1月、広東省の党委書記張徳江が大学の建築現場を視察したときに「全国一流の大学城を建設する」という目標を提案し、「2004年9月に開城する」と発言していた¹¹⁵。

それ以外に広東省の政府機関のいくつかが広州大学城の建設に参加していた。例えば、広東省発展計画委員会が広州大学城の建設地や各大学のキャンパス用地の合理的な使用に対し企画し調整していた¹¹⁶。広州市都市企画局が広州大学城の都市設計及び各大学のキャンパス設計に対し、広東省教育庁、広州大学城建設指揮部項目別事務所、大学城に入城する各大学、落札した各設計企業などの機関・団体を集め検討会を開いた。広東省教育庁も広州大学城企画建設事務所を設立し広州大学城の設計企画や工事に対し具体的な指導を行っていた。

筆者のインタビュー調査によると、今まで中国の大学城は55箇所以上があるが、中央

政府からの公的財政の支持を受けているものが少ないし、地方政府からの公的財政支持を受けているところも少ないという。それに対し、広州大学城の建設において、入城する国立大学2校（中山大学、華南理工大学は教育部直属の大学）は中央政府から資金をもらっているほか、広東省からも資金をもらっている。省所属の華南師範大学と広東外国語対外貿易大学などの5校は省から、それ以外広州市所属の3大学は市の資金をもらっているという。具体的には、広東省は広州大学城の建設に対し、2002年では20億元、2003年では10億元の財政的教育経費を投入していた¹¹⁷。そのほかに、各大学の銀行ローンに対し利息補給を行っているという。2003年まで各大学の銀行ローン75億元に対し利息補給を行った¹¹⁸。インタビュー調査によると広州大学城の建設において広東省政府は大学10校に対し、1校あたり約10億元の銀行ローンの利息をすべて負担するようになっていた。

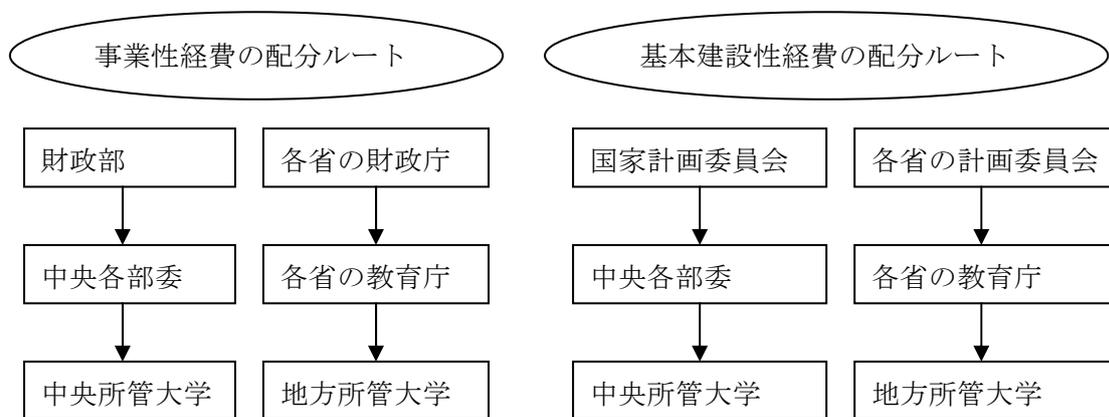
(3) 中国高等教育の財政政策の影響

中央政府（教育部を含めて）は大学城の開発に積極的な財政支援策を行っていなかったし、明確に賛成の態度を表明していなかったという¹¹⁹。地方の大学なら、地方政府から財政経費を受け取っているし、定員拡大やレベルアップに必要なキャンパスの問題を解決するのに、大学城の入城を争うことは言うまでもない。広州大学城に入城する大学のうち、二つの大学は教育部直属の大学である。教育部直属の大学も入城できたのはなぜであろうか。それは、高等教育の財政とかがかわっていると考えられる。

1980年まで中国の高等教育財政は、中央政府による統一調達・統一支出を実施していた。1980年から、財政体制改革が行われ、国が財政収入及び支出を統一的に管理する体制から、中央と地方がそれぞれ財政収入と支出を管理する体制に変えた¹²⁰。教育部によると中国の財政的教育経費（支出）は「事業性経費」と「基本建設性経費」に分けられている¹²¹。「事業性経費」は人件費の支出に当たる「個人支出部分」及び公務費・業務費・設備購入費・修繕費などの諸経費に当たる「公用支出部分」に分けられている。「基本建設性経費」とは一定の基本建設投資額以内で各級の計画部署の基本建設計画に組み入れられ、教育機関が得られる教育基本建設の割り当て金などのことである。1980年以降、中国の高等教育機関の設置・管理は中央と地方（省・直轄市・自治区）の二つレベルに分けられ、運営は、中央・省（直轄市・自治区）・中心都市の三つのレベルで行われるようになった。高等教育機関の資金調達は、主に設置者がそれぞれに行うことになっているが、財政的教育経費の配分ルートは、中央政府と地方政府の二段構造となっている。図4-3-2が高等教育の財政的

(支出の)「事業性経費」と「基本建設性経費」の配分ルートを示している。

図 4-3-2 高等教育の「事業性経費」と「基本建設性経費」の配分ルート



出所：陳武元「中国における大学政策と研究大学の資金調達」国立財務・経営センター『大学財務経営研究』第2号、2005年8月、pp.194-195。

高等教育の財政的経費の支出ルートは原則的に図 4-3-2 のようになっているが、実際に「211 プロジェクト」や「985 プロジェクト」などの重点大学や一流学科に対する政策の実施によって、異なる場合がある。「211 プロジェクト」について、部署と地方政府の(特定項目の)専用資金は、国家重点学科や高等教育の公共サービス施設の建設の需要を優先的に保証し、高等教育機関のレベルアップに必須なインフラ建設を配慮しなければならない。中央からの専用資金は、主に国家重点学科や高等教育の公共サービス施設の建設用に補助し、数の少ない高等教育機関の全体のレベルアップに必須なインフラ建設を補助することとなっている¹²²。「985 プロジェクト」の計画実施中、北京大学と清華大学に対する建設目標を世界一流大学と設定していたほか、教育部が関係の省・市、(地方のその他の)部署と協力して復旦大学などのレベルの高い大学 27 校を重点的に建設することにしてきた¹²³。大学の正常的な経費を手配するほかに、教育部、関係省・市、部署は、2001 年～2003 年において、それぞれ関係する高等教育機関に「重点共同建設経費」数億元を投入すると承諾した¹²⁴。また、2003 年以降、関係する各部署が大学の改革と発展の状況を見て必要な支持を継続するという方針を決めた。「重点共同建設」を受けた大学は、所属は変わらないが、全国の人材育成に寄与すると同時に、地域の経済・社会の発展に積極的かつ大いに寄与する使命を与えられた。

大学城に入城した教育部所属の中山大学と華南理工大学は、所在地の広東省から年間 10

億元～12 億元の経費を受け取り、それは教育部の割り当て金よりも高いという¹²⁵。広東省教育庁長によると、2001 年広東省が中山大学や華南理工大学の両大学を共同で重点的に建設すると教育部と協定を結んでから 2007 年現在まで、教育部が中山大学、華南理工大学に投入した特定項目に用いる資金はそれぞれ 7 億元、4 億元であったのに対し、広東省が両大学に投入したものはそれぞれ 15 億元、5 億元であるという¹²⁶。全国における省・部が共同で建設する大学に対して地方政府である広東省が投入した金額の比率がトップである。広東省政府が地域経済・社会の発展のために高等教育を発展させ、大学城の開発を企画していた。

2. 広州大学城の概況

(1) 大学城の開発概況

大学城の開発概況を時間の順序で表 4-3-1 にまとめた。表 4-3-1 が示すように、2000 年 8 月広州市委・市政府が広州大学城を開発する提案を出し、2001 年 3 月、広州市委常務委員会が会議を開いて小谷圍島及びその南岸の地域を広州大学城の建設地として検討した。その後、広州市都市企画局は中国都市企画設計研究院、同済大学建築城規学院、広東省高

時期	大事・プロセス
2000年8月	広州市委・市政府は広州大学城を開発すると提案。
2001年3月	広州市委常務委員会が「広州大学城の発展企画」を編纂し、広州大学城の開発を企画。
2002年5月	広東省が広州大学城の開発を正式に許可。
2003年1月	広州市委・市政府が広州大学城建設指揮部を設立し、指揮部事務所を設置。
2003年2月	広州大学城都市設計およびキャンパスグループ詳細設計競技発表会（広州大学城建設指揮部主催）。
2003年4月	広州大学城都市設計およびキャンパスグループ詳細設計競技発表会の検討会（広州市都市企画局主催）。
2003年5月	広州大学城市政道路および総合パイプライン工程に関する設計案の審査会（広州市建設科学技術委員会主催）。
2003年6月	広州大学城基本建設に用いられる銀行ローン利息補給座談会（広東省教育庁主催）。
2003年7月	広州大学城の市政道路の工事開始。
2003年10月	広州大学城のキャンパス一期建物の建設開始。
2004年7月	広州大学城の市政道路の工事やキャンパス一期建物の工事が完成。
2004年8月	広州大学城町内事務所（町の役場）、公安局、都市管理委員会などの政府機構を設立。
2004年9月	大学10校は学生を引越し、新入生を募集し、3万8千人あまりの学生が大学城に入城。
2004年9月	広州大学城二期工程が全面展開。
2005年8月	広州大学城キャンパス二期工事が完成し、7万名あまりの学生が入城。
出所：金羊ネット： http://www.jcwb.com/news/2006-12/19/content_1322730.htm (2007/07/10)	
景観中国 http://www.Landscape.cn/news/html/news/detail.asp?ID=4623 (2007/07/04)、	
広州中医薬大学大学城キャンパス	
http://www1.gzhtcm.edu.cn/bumen/dxjcjsb/dxjcjs/040113/index.htm (2008/01/16)、より筆者作成。	

教建築企画設計院、広州市都市企画観測設計研究院など四つの団体を集めて広州大学城の企画について諮問会議を行った。それに各大学¹²⁷の意見を聞いて「広州大学城の発展企画」を編纂した。「広州大学城の発展企画」によると、広州大学城の企画は面積が43.3k㎡（うち建築使用可能面積が35k㎡）、トータル人口が35万～40万人（村と町の人口を入れて）、収容できる学生数が18万～20万人、教員数が約1.5万～2万人、職員数が約3万～5万人、ハイテク産業の従事者が約2万～3万人、町村人口が約5万人、その他の人口が3万人～5万人である。総投資が200億元～300億元である¹²⁸。

2002年5月、広東省は広州大学城の開発を正式に許可した。2003年1月～2003年7月の間に、広州大学城建設指揮部が設立され、指揮部の事務所を設置し、大学城の建設は、具体的な準備段階となった。それから、広州大学城の開発が本格化し、省・市の政府による公共サービス用のインフラ建設、公開で入札で選定した企業・団体による福利厚生やサービス用の施設の建設、大学自身による教育用建物の建設が相次いで実施段階に移った¹²⁹。2006年7月まで、広州大学城は投資額が170億元、市政道路の建設が計69.9km、建物が310棟あまりで計530万㎡あまり、キャンパス道路が120km、庭園緑化工事及び関連施設が8.6k㎡、都市地下総合パイプが19.79km、体育場・館が23万㎡に及ぶ工事が仕上げられた。そして、南区、北区計4万㎡の総合商業区の建設を完成し、スーパー・郵便局・電信・銀行・書店・飲食・服装販売店などの商業・サービス業を80件あまり導入し、大学城病院も開城の時点で営業し始めたのである¹³⁰。

(2) 入城する各大学の概況

入城する各大学の概況を表4-3-2に示した。中山大学は教育部直属の大学であり、「211プロジェクト」と「985プロジェクト」の重点大学である。しかも、大学城に入城する10校の中で歴史（1924年設立）が一番長い。中山大学について既存の学科は、内包式（現有の教育資源を効率高く利用する方法で量的拡大を実現する）の発展をし、既存のキャンパスでの質上げを主とする。規模拡大は主に広東省の経済建設において必要性の高い応用型学科を考慮し、これらの学科を広州大学城中山大学キャンパスに設置する¹³¹。華南理工大学も教育部直属大学であり、「211プロジェクト」と「985プロジェクト」の重点大学である。華南理工大学について旧キャンパスには主に伝統学科を主とし、新キャンパスである広州大学城キャンパスには生物、経済、情報科学及びコンピュータソフトなどのような新学科を重点的に発展させる¹³²。

大学名	主管部署	大学の性質	キャンパス状況		在学者数（千人）		大学城キャンパス建設総投資（億元）
			キャンパス数（箇所）、 トータル面積（km ² ）	大学城キャンパス（km ² ）	トータル人数	大学城キャンパス人数	
中山大学	教育部	211プロジェクト校、985プロジェクト校	4、6.17	1.13	70.00	4.09（2004年入城の学生）	
華南理工大	教育部	211プロジェクト校、985プロジェクト校	2、2.94	0.6（建築面積）	64.30	30.00	
華南師範大	広東省	211プロジェクト校	3、2.02	1.00	26.06	12.58（2005年）	18
広東外国語 対外貿易大	広東省	省の重点大学	3、1.45	0.72	34.65	12.00（本科生）	
広州中医薬 大学	広東省	広東省の211プロジェクト校	2、0.97	0.67		12.00	
広東工業大	広東省	省の重点大学	3、2.33		38.20	28.00	
広東薬学院 大学	広東省		3、2.10		35（2008年）		
広州大学	広州市	広州市と本省が 共建する大学	2、1.42	1.32	20.50		
星海音楽学 院	広州市		2、0.22	0.19	3.43		
広州美術学 院	広州市		2、0.38	0.28	6.00	4.00	

注：各大学のデータは2006年～2007年のもの
 出所：各大学のホームページ、各大学の大学城キャンパスホームページ
 広州市政府ホームページ：<http://www.guangzhou.gov.cn/special/2006/>（2007/10/09）を参照し、筆者が算出作成。

華南師範大学は広東省所属の唯一の「211 プロジェクト」校であり、1949年から全国から学生を募集する大学である。24 学院あるうち 9 学院が広州大学城キャンパスに入っている。広州大学城に入城している学院はほとんど新設のものであり、歴史の一番長いもの（体育科学学院）は 1999 年に設置されたのである。大学城開城（2004 年 9 月）前後に設置されたものや開城してから 1 年間の間に設置されたもの¹³³もある。これらの学院は、旧キャンパスから移ってきたもの（体育科学学院や情報光電子科技学院など）があるし、旧キャンパスにあった学科系の下で設備増加や新しい専攻の設置により生まれ変わったもの（化学環境学院の前身が化学系であった）や、旧キャンパスにあった学科系から分離したもの（文学院）もある。これらの学院の中に、国の「211 プロジェクト」重点建設学科（例えば、体育科学学院が国の「211 プロジェクト」重点建設学科において全国唯一の体育系学院）や国の重点学科（例えば物理電信工程学院に属する光学学科）及び国の「211 プロジェクト」重点建設課題（光学学科の光電技術システム専攻に属する）が入っている。これ

らの学院は、学生数増大に対応するためやあるいは最先端専攻を設置するためにキャンパスの新設の必要性が高いことが分かる。

広東外国語対外貿易大学は広東省における外交にかかわる重点大学である。旧キャンパスでは続いて本科教育を行い、その規模を約1万人にし、重点的に質上げや構造の合理化及び全体のレベルアップを工夫するほか、外国人留学生の教育（2007年3月現在留学生数が1万6千人である）や高レベルの人材育成教育及び科学研究の基地とする。広州大学城キャンパスで4年目の学生募集を迎えた2007年9月には大学の本部も旧キャンパスから新キャンパスに移転した。

広州中医薬大学は2000年に中央と地方の共同建設となり広東省の管理を主とする大学になった。2004年には広東省の「211プロジェクト」の重点建設校になった。2005年に大学の主体は広州大学城キャンパスに移転し、広州大学城キャンパスでは主に本科教育を行い、旧キャンパスは大学院教育用キャンパスとなった。

広州工業大学は広東省の重点大学であり、大学城に入城する10大学の中でキャンパス面積が一番大きいといわれる¹³⁴。キャンパスは3箇所あるが、本部が広州大学城に設置されている。各キャンパスに対し、統一的に指導し、統一的に管理し、統一の教育指導要領によって教育を組織する。

広東薬学院大学は、中国における独立設置の薬科大学3校の1校である。広州大学城キャンパスは本部となり、赤岡キャンパスが臨床医学を主とし、宝岡キャンパスが成人教育を主としている。広東薬学院大学は新薬の研究開発や漢方薬の現代化に主に力を入れている。大学城に入城している広州中医薬大学と協力し、効果的な資源共有を実現させている。両大学の学生は互いの大学の指導教官の選択や単位選択をすることができ、関連する資格証明証を取ることができる。

広州大学は広東省と広州市が共同建設し広州市の管理を主とする大学である。広州大学は学生の91%以上を省内で募集することになる¹³⁵。

星海音楽学院は華南地区において唯一の音楽専攻を主とする高等教育機関であり、管理部署が広州市である。音楽学科を主とし、関連する芸術学科をも歩調を合わせて発展させる。大学城キャンパスの建設は、星海音楽学院に対し、最新の設備を備えたミュージックホールや専門的なレコーディング室及び各種練習室などの教学施設の設置を可能とした。星海音楽学院は今まで広東省歌舞劇場、広州交響楽団、広東テレビ局、広東民族楽団及び珠江ピアノ集団有限会社などの団体や企業などと協力提携の関係を結び、学生に実践教育

やインターンシップの場を作り上げた。

広州美術学院は広州市所管の美術系大学である。2004年に広東省教育庁の許可を得て本省の中等教育までの教員訓練基地となっている。旧キャンパスでは主に大学院教育やリカレント教育及び付属中等教育事業の教育を行い、大学城キャンパスでは主に本科教育を主とする。2005年に広州美術学院の本部は広州大学城キャンパスへ移転した。

(3) 広州大学城内資源の共同利用・効率化

「広州大学城の機能は、大学を核心及び主体とし、オープンキャンパス、大学間の学術や教学の協力、資源の共同利用、サービスや福利施設の外部委託などを通じて、居住、レジャー、生産などの機能を働かせ、学・研・産・住一体化の総合性都市とするということである。その核心機能（高等教育・科学研究）、基本機能（大学産業の集中）、サービス及び補助機能（広域圏観光、自然環境保護）を通じて広州大学城は一連の大学産業チェーンを形成し、研究地区に伴って産業地区及びレジャー地区を形成したのである」¹³⁶。その機能組織としては下記のとおりである。(1) 都市資源共同利用区。①図書館、国際学術交流センター、国際会議センター、博物館、展覧館、芸術館、科学技術館、教育開放センター、比較文化研究センター、家庭教育研究センターなどの教育施設や機構など。②大型体育館、体育館、プール、テニス場などの大型体育施設など。③国際交流ホテル、病院、付属中学校、ショーセンター、商業サービス施設、劇場などの生活サービス施設。④行政センター、不動産業務管理などの行政管理機構など。⑤クラブ活動センター、中央広場、大学城広場など。⑥都市公共緑化など。(2) 大学キャンパス区。大学キャンパス区はいくつかの大学園区からなり、それぞれの大学園区はいくつかの性質に近い大学からなる。そのうち、大学単体は下記のようなものからなる。①大学間資源共同利用施設。第一、大学単体の図書館・会議ホールなどからなる学術用施設。第二、大学単体の体育場・館。第三、教養棟、公共教室などからなる公共教育用の建物。第四、食堂、小型スーパーなどからなる生活サービス単位。②行政事務区となる行政総合ビル。③二級学院区。いくつかの学院の試験室、研究室、専門閲覧室など。④研究発明孵化区。研究・発明室、試験場など。⑤生活居住及びその一連の施設・設備区。(3) 生活居住単位。大学城内の教員や学生の居住はほとんどサービスの外部委託に頼っている。それは下記からなる。①教員居住グループ。教員の職名によって学士院基準、教授基準、講師基準、助手基準（のアパート）と分けることができる。②学生居住グループ。高学年学生及び大学院生の寮及びアパートであり、大学院生

基準、本科生基準及び専科生基準などに分けることができるが、居住は混合してもよい。

③生活の一連施設。食堂、スーパー、給湯室、公共浴室、閲覧室、医務室、活動センター、劇場、書店、理髪店など各種サービス施設。④教育の一連の施設。小学校、託児所など。

⑤管理用室。不動産の管理用部屋。⑥自由活動場所。バスケットボール場、テニス場、ピロンポン室など。⑦緑化。(4) 国際大学園区。各国際大学の出張所、国際教育の共同利用の図書館、会議室、教育展示ホール、国際学生のアパートなど（一部未設置）。(5) 試作センター。科学研究の成果が製品に試作される前の中間段階の実験をする基地。

大学城建設は都市地下総合パイプライン、数箇所のエネルギーステーション、分轄方式、集中暖房方式をとり、水の供給を質によって異なるルートにし、情報システムのインテグレーションなどの集約化、節約型理念の新技术プロジェクトを導入し、有限な都市資源を十分に統合し、運営コストを下げると同時に運営の効率を高め、都市の持続可能な発展を実現させたのである¹³⁷。大学城の資源共同利用の建設は大学城に進出している 10 大学間のコミュニケーションや協力に十分寄与している。広州大学城に入っている 10 大学の間有一部分の公共施設が共同利用になっていたばかりではなく、学生の単位互換などを実現している¹³⁸。

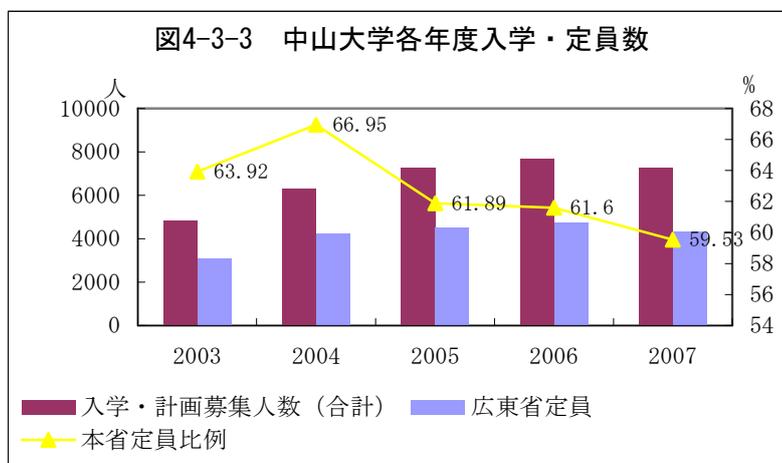
3. 高等教育大衆化に対する寄与

(1) 高等教育の機会拡大に対する寄与

入城する大学 10 校について、広東省所属の大学や広州市所属の大学は主に広東省の経済・社会の発展のために人材育成を行っている。例えば、広東省所属の華南師範大学における 2007 年学生募集計画を見ると、90.23%の定員を省内で募集することになっている¹³⁹。同じ広東省所属の広東工業大学における 2006 年に入学した学生の 94.17%が省内からのものであり、2007 年の定員計画の 94.87%が省内となっている¹⁴⁰。広州市所属の広州大学における 2007 年の募集計画定員の 91.67%が省内定員となっている¹⁴¹。

中山大学（図 4-3-3）や華南理工大学（図 4-3-4）などの教育部直属大学の学生募集状況を見たところ、

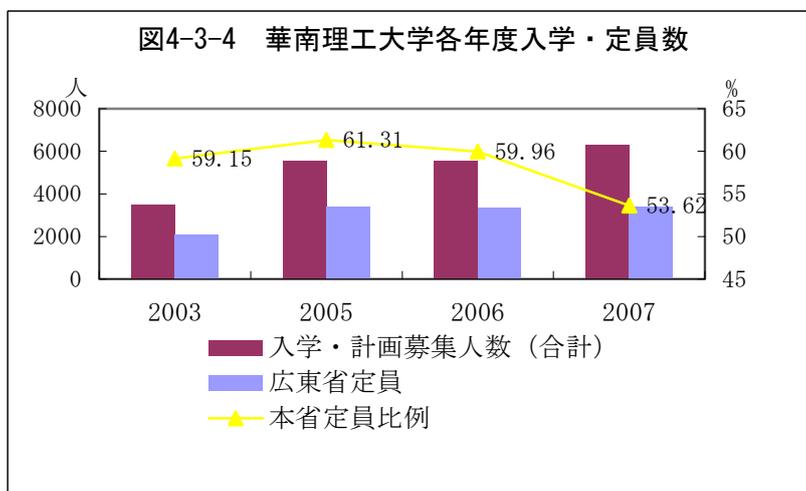
「211 プロジェクト」や「985 プロジェクト」の教育部直属の大学は、全国で学生募集を行うが、所在地の省で募集する人数が多く、地方の経済・社会のために貢献していることが分かる。2001年に



出所：中山大学本科学生募集ネットワーク
<http://admission.sysu.edu.cn/Article/ShowArticle.asp?ArticleID=48> (2008/01/13)
 より、筆者算出作成。

教育部が広東省と共同で中山大学と華南理工大学を重点整備する協定を結んだ¹⁴²。それによると、広東省委・省政府が経費上で中山大学を支持するほか、教育部の指導の下で中山

大学を広東省の「龍頭」大学とした。「龍頭」とは物事の発展を促進させる存在のことをさし、中山大学によって広東省の高等教育の発展を促進させようということである。



出所：華南理工大学学生募集事務所ネットワーク
http://202.38.208.73/school_s2006waisheng.asp (2008/01/12)
http://202.38.208.73/news_view.asp? (208/01/12)
 より、筆者算出作成。

広東省の普通高等教育の規模拡

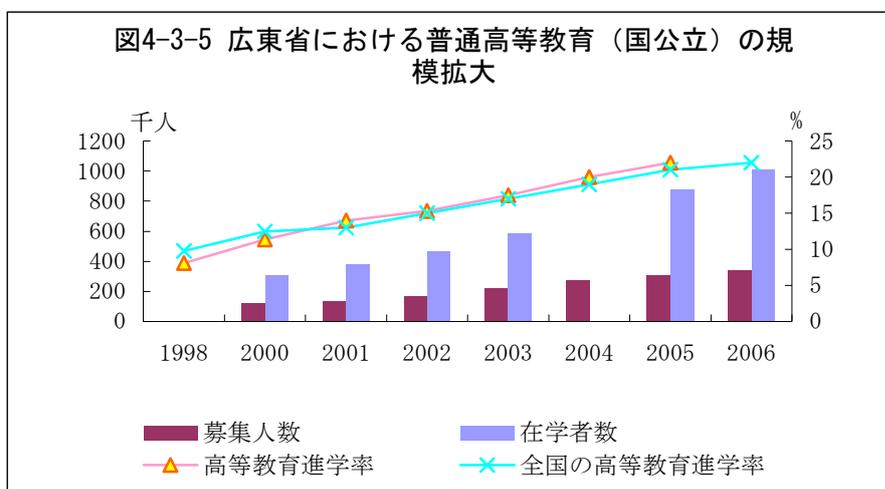
大を図 4-3-5 に示した。図 4-3-5 から分かるように、広東省の高等教育への進学率が 1998 年現在では 8.1%であり、全国平均水準の 9.8%より低い。2000 年広東省の高等教育への進学率が 11.35%に上がり、全国平均水準の 12.5%に近づいたが、まだ低い。そのために 2001 年、広東省は本専科の募集定員を前年度より 12.74%の増加率で拡大し、高等教育への進学

率を14%まで引き上げ、全国平均水準の13%を上回った。その後、引き続き募集定員拡大の課題に迫られ、広州大学城の開発に至ったのである。2004年広東省普通高等教育（国公立）において27.8万人を募集し、2003年より5.2万人を多く募集したが、そのうち、広州大学城の10大学で4万人を収容した¹⁴³。2005年現在広州大学城の在学者数が11万人に達し、該当年度広東省における普通高等教育（国公立）の在学者数の12.59%に達している。2008年現在、広州大学城の在学者数は15万人に達しているという¹⁴⁴。広東省教育庁の関係者の話によると、広東省の高等教育への進学率を2010年には30%、2020年には40%にまで引き上げ、2020年には普通高等教育（国公立）における在学者数を約200万人まで引き上げるという¹⁴⁵。同関係者によると、在学生の65%が中心都市にいるように計算すればそのとき広州市には135万人の在学学生を収容しなければならず、2007年以降、引き続き広州市の各大学のために新しいキャンパスを企画しなければならないのである。

(2) 高等教育の機会均等化の措置

広州大学城は広州市中心部から離れているため、アルバイトをしたくても交通の不便などでアルバイトをすることができないという問題がある。広州市政府の情報によると、広州大学城に

ある商業城において「大学生勤工儉学社会実践基地」¹⁴⁶が設立され、大学城に駐在するサービス業の商家から約1500個（年間）の「勤工儉



出所：China Education and Research Network
http://www.edu.cn/listn_566/ (2008/01/19)
『中国教育統計年鑑2003』pp.196-197、
『中国教育統計年鑑2000』p.17、『中国教育年鑑2004』p.780
教育部ホームページ：中国教育事业發展狀況公告（2005年以降）
金羊ネット：http://www.ycwb.com/news/2006-12/19/content_1322730.htm
(2007/07/10)より、筆者が算出作成。

学」の職場を提供され、約3000人の学生が「勤工儉学」のチャンスを与えられたのである

¹⁴⁷。同情報によれば、本「大学生勤工儉学社会实践基地」は大学城内に駐在する大学 10 校を連絡の拠点とし、「勤工儉学」を希望する学生が各大学の教務係に申し込み、教務係が志願する学生の中から優秀な学生名簿をつくり「大学生勤工儉学社会实践基地」に薦め、最後に「大学生勤工儉学社会实践基地」が学生の専攻とあわせて商家に推薦するというのである。「大学生勤工儉学社会实践基地」は「勤工儉学」に志願する学生に対し、就任前の訓練を受けさせる。「勤工儉学」の学生は約 500 元～1000 元の月給をもらうことができ、勉学費用を補うことができるほか、インターンシップの経験も得られる。

4. 広州大学城の特徴

広州大学城の開発は「政府が主導し、集中的に企画し、集約して建設し、社会化（管理運営について市場メカニズムを導入し、サービスの外部委託を行うこと）や集約化の管理を行う」という方針に基づいていた。それは、中国の初めての大学城の東方大学城の開発モデルと大分異なっている。東方大学城の開発は「企業が投資し、政府が誘導し、市場が調整し、福祉施設やサービスの外部委託を行う」という方針に基づいていた。広州大学城の開発の特徴は、「政府が主導する」というところにある。社会主義の中国では政府が主導することなら、より効率が高く、成功しやすいのである。2003 年 1 月に設立した広州大学城指揮部は大学城の建設についていくつかの面で工夫していた。建築の質を保証するために、全国で入札して設計企業を選んで、国内の建築設計の専門家や設計の諮問企業を通じて設計に対して監査をし、大学や市民などの意見を十分に聞いていた¹⁴⁸。大学城キャンパス一期¹⁴⁹の建設において、141 棟の単体建物が同時に工事され、関連する工事会社が 100 以上であり、工事の従業員が 7 万人～8 万人まで及んでいた。工事の質や現場に対する管理などは一番の課題となっていた。建築の質をコントロールするために 2003 年 10 月に広州大学城指揮部が「広州大学城の建築プロジェクトに関する管理方法」や「広州大学城の建設プロジェクトの工事現場に関する管理方法」などを制定した。工事企業の質に対するコントロールは 2000 年版 GB/T19000 シリーズなどの企業質管理基準に従わなければならないし、指揮部が ISO9000 シリーズの基準に従って管理をしていた。広東省建設庁や広州市監査ステーションの審査によると、広州大学城の各類工程の質が大体よく、しかも広州市の平均水準より高いという¹⁵⁰。

東方大学城の開発の特徴は、「企業が投資する」というところにある。市場メカニズム

を導入して、福祉施設やサービスの外部委託を行うことは、両者の共通点である。

5. 広州大学城の発展展望と今後の課題

(1) 広州大学城の発展展望

今までの広州大学城を建設しながら、広州大学城指揮部は広州大学城の建設地をさらに拡大する準備をしていた。2004年未まで、広州市企画局が土地企画の前期調査の作業を完成させ、広州大学城南岸、つまり番禺区北部にある化龍、新造、南村、石基の四つの鎮が珠江の南岸と接続するところを建設地として検討していて、広州大学城を南岸に達するトータル面積 95.38 km²、総収容学生数 60 万人にまで拡大すると企画していた¹⁵¹。広州大学城指揮部が「広州大学城の建設拡大企画検討会」¹⁵²を開いたとき、いくつかの大学が教育用地の企画時期や企画面積及び具体的な場所などについて質問し、暨南大学が移す意向を表わしたほか南方医科大学が積極的に申し込み、広州医学院も入ることを非常に望んでいて政府の財政援助や銀行ローンの面の援助を期待している¹⁵³。

広州大学城建設指揮部事務所からの情報によると広州大学城内で 2.2 万人の居住民を収容できる都市生活区を企画していて、教員用のアパートも建設するという¹⁵⁴。

(2) 今後の課題

広州大学城は資源の共同利用などを通じて各大学間のコミュニケーションや協力が十分に行えるように建設されている。しかし、各大学の連携や各大学に対する管理がかけられていることなどは、筆者のインタビュー調査から分かる。大学間の単位互換が部分的に実現しているというが、教員の相互招聘はまだ実現していない。大学城の教員の出勤問題が未解決である。大学城は午後 4 時以降になると、大学生城になってしまうという。広州大学の場合、未婚の若手教員は大学城のアパートを借りることができるが、そのほかの教員は臨時アパートを借りる場合一晩で 30 元もかかり、高いという。自家用車で市内から通勤する場合、高速道路利用費が高くて負担も大きいし、遠くて不便であるという。講義が終わらないうちに教員がしょっちゅう時計を見て講義に集中できないということもある。ある教員は集中講義でない授業も 1 日の中で連続して講義するというやり方を取っているという。その結果、学生が理解できていないうちにまた新しいものを詰め込まれてしまうという悪循環になってしまい、直接に教育の質の低下につながる。教員が大学城にいる時間が短くなると、学生とのコミュニケーションが足りなくなり、大学教育の質にマイナス影響を与

えるとも考えられる。広州大学城内かその近くで教員住宅を建てて大部分の教職員（2 万人を超えている）を大学城近辺に長期的に居住させることは緊急の課題である。

一方、各大学間に統一的な管理組織がない。学生のインターンシップや就職支援及びほかの学生支援について、ほとんど各大学が独自にやっているという。各大学間の協力や、学生の生活、勉強を支援するのに、統一な管理組織が欠けている。

前述したように中国の大学城の開発は地域経済の発展や高等教育機関の立地分布などにより異なり、そのモデルにさまざまなパターンがある。完全な企業行為もあるし、政府が主導したものや政府と企業・団体が共同で企画したものもある。入城する高等教育機関の性質に東方大学城のような民営セクターを主とするもの、広州大学城や重慶大学城のようなすべて国公立大学が入っているものもある。大学城の異なるモデルを分析する際には、その地域の高等教育政策を考察し大学城に対する現地取材をする必要があり、これからの課題として残されている。

<注>

¹『中国統計年鑑 2004』p.780、『中国教育統計年鑑 2000』p.17、中華人民共和国中央政府（中国教育事業発展報告）<http://www.gov.cn/test/2005-09/07cotent>（閲覧日：2005年9月）により作成。

²資源の共同利用について、2006年11月に筆者が中国河北省廊坊市にある「東方大学城」を訪れたとき、大学城管理委員会の人から聞いたのである。それは、余群英・賀修炎が指す資源の共同利用であろう。

³余群英・賀修炎「職教大学城：広州高職教育跨越式发展的新平台」陳昌貴・余群英『走进大衆化—21世紀広州市高等教育発展研究』暨南大学出版社、2005年、p.138。

⁴顧明遠「大学城」『教育大辞典』（第三卷）上海教育出版社、1991年、p.71。

⁵ China Education and Research Network 蔣洪池「中国大学城建設的価値錯位及其修復」http://www.edu.cn/zong_he_311/20060323_108915.shtml（2007/01/19）

⁶金子元久・徐国興・鮑威等「21世紀初頭中国の高等教育発展構造—中国東南部調査（2004年夏）から—」『東京大学大学院教育学研究科紀要第44巻』2004年、pp.83-109。

⁷ Hilde de Ridder-Symoents, “Universities in the Middle Ages”, *A History of the University in Europe*, Vol.1, Cambridge University Press, 1992, p.137.

⁸ For recent general works about campus, see P. V. Turner, *Campus: An American Planning Tradition*, Cambridge, 1984, pp.12-21; Stefan Muthesius, *The Postwar University: Utopianist Campus and College*, Yale University Press New Haven and London, 2000.

⁹ Black Gumprecht, *The campus as a public space in the American college town*(note 6)

¹⁰For works about “University town” or “College town”, see Black Gumprecht, “The campus as a public space in the American college town”, *Journal of Historical Geography*, Vol.33, Issue 1, January 2007, pp.72-103; Gordon Lafer, “Land and labor in the post-industrial university town: remaking social geography”, *Political Geography*, Vol.22, Issue 1, January 2003, pp.89-117.

¹¹李彰浩「大学が主体となる大学まち再生に関する研究—米国におけるペンシルベニア大学とその周辺地域を事例として—」日本建築学会『日本建築学会計画系論文集』No. 603、2006年、pp. 131-138。

¹²小篠隆生・鶴崎直樹「キャンパスマスタープランからみた大学と地域との連携の枠組み—カリフォルニア大学ディビス校とディビス市の取り組みを事例として—」日本建築学会『日本建築学会計画系論文集』No. 606、2006年、pp. 137-143。

- 13 谷口汎報「大学地域社会への序奏—新大学都市構想計画'69-A をめぐって」『中央公論』Vol.84、No.11、1969年、pp.184-202。
- 14 平野一郎『世界教育史大系 27：大学史Ⅱ』講談社、1974年、pp.297-298。
- 15 「筑波研究学園都市」の建築は企画が1961年から着手し、1970年に「研究学園地区 筑波研究学園都市建設法」が成立した。筑波インフォメーションセンター HP:
http://www.info-tsukuba.org/city/city_resource/01.html (2007/02/07 閲覧)
- 16 筑波研究学園都市第1条、内容はこの法律は、筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、試験研究及び教育を行なうのにふさわしい研究学園都市を建設するとともに、これを均衡のとれた田園都市として整備し、あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与することを目的とする。
- 17 都市化は農村人口から都市人口へと変化する過程を指す。歴史的には都市化の進展過程は工業化の進展に伴って実現してきた。更なる多くの資源は生産力の貢献に使われ、農業生産においても工業生産においても過剰の増加ができるに伴い、更なる多くの人が都市で生活できるようになった。都市人口の割合の増加に連れて該当地域の生産構造や消費構造及び人々のライフスタイルなども変わっていく。
- The Urbanization of the World
[http://www.faculty.fairfield.edu/faculty/hodgson/Courses/so11/population/urbanization\(2007/02/28download\)](http://www.faculty.fairfield.edu/faculty/hodgson/Courses/so11/population/urbanization(2007/02/28download))
- Jie Zhang, "Urbanization, population transition, and growth", *Oxford Economic Papers*, Vol.54, No.1, 2002, pp.91-117.
- 18 都市化率は都市に居住する人口が総人口に占める割合のことを指す。都市化の水準は普通都市化率ではかれる。http://www.jica.go.jp/branch/ific/jigyo/report/field/pdf/200510_dev_02.pdf (2007/07/17)
- 19 Gao Shuguo "Policy Issues about Educational Development in Progress of Urbanization" 2005 *Green Paper on Education in China—Annual Report on Policies of Chinese Education*, Educational Science Publishing House, 2005, pp.108-130. (中国語)
- 20 「市、鎮建制和城乡划分的标准：国务院关于设置市、鎮建制的決定（1955年6月可決、1955年9月公布）」中国社会科学院人口研究中心編『中国人口年鑑（1985）』中国社会科学出版社、pp.91-92。
- 21 1955年国務院が「都市と農村を区分する基準に関する国務院の決定」を公布してから、1986年に国務院が民政部の「市設置の基準や市が県を指導する条件を調整する報告」が可決され、1993年に国務院が民政部の「市の設置基準の調整に関する報告」を合意し、また1999年に「統計上都市と農村の区分に関する規定」の試行案を経て2006年に「統計上都市と農村の区分に関する暫定規定」に変わった。
- 22 柯佑祥『适度盈利与民办高等教育的发展』南京師範大学出版社、2003年、pp.19-46。赵琦「教育産業化透視」袁振国編『中国教育政策評論 2004』北京教育科学出版社、2004pp.246-254。罗燕・叶赋桂「教育産業化の終結」21世紀教育發展研究院編『教育藍皮書：2005年中国教育發展報告』社会科学文献出版社、pp.168-181。張孝文「教育産業化的思考」郝克明・顧明遠編『90年代中国教育改革シリーズ：高等教育篇』pp.365-367。楊雲 修士論文「中国高等教育の機会拡大と私立高等教育機関の果たす役割」未出版、2006年、pp.49-50。
- 23 A Brief History of the University: University of Oxford HP
<http://www.ox.ac.uk/aboutoxford/history.shtml> (2007/02/07)
- 24 香港科訊國際出版有限公司編『大学城』大連理工大学出版社、2005年。
- 25 金子・鮑威、前掲論文、p.105。
- 26 余群英・賀修炎、前掲論文、pp.138-160。
- 27 皮耐安『走近大学城—上海松江大学校区的建设和管理』、華東理工大学出版社、2003年。
- 28 楊雲「中国高等教育の量的拡大と民営大学の發展」『現代社会文化研究』第37号、2006年、pp.175-192。
- 29 博天訓練ネット：http://train.job-sky.com/view_art.asp?ID=359 (2007/02/07 閲覧)
- 30 海淀区は中国北京市の所轄する区のことであり、北京市城区の西北の農村と都市のコンビネーション部にあった。大学の進出などにより都市人口が増え、北京城区と一体となった。そこに、北京大学、清華大学、中国人民大学、北京師範大学、北京航空航天大学、北京理工大学、北京外国語学院、北京郵電大学、北京科技大学など、20校あまりの大学がある。大学の集中により、高等教育に向けるサービス業も盛んになっている。
- 31 博天訓練ネット：http://train.job-sky.com/view_art.asp?ID=359 (2007/02/07 閲覧)
- 32 中国において、1999年から最初の大学城—東方大学城の建設を初め、何年間も経たないうちに、全国各地で50箇所余の大学城が建設されてきた。土地利用の問題や、資金調達における銀行ローンの問題など、いろいろな問題が出てきた。それについて第2節以降で検討する。

- 33 中華ネット：http://news.china.com/zh_cn/domestic/945/20040714/11781317.html
2007/07/21 閲覧。
- 34 中華ネット：http://news.china.com/zh_cn/domestic/945/20040714/11781317.html
2007/07/21 閲覧。
- 35 「科教興国」において、「科」は科学技術、「教」は教育である。日本語に直訳すれば、科学技術と教育を発展させることを通じて国を振興するという意味になる。
「科教興国」というスローガンの思想理論の根拠は科学技術が第一の生産力であるという鄧小平氏の理論である。1977年、科学と教育に関する座談会において鄧小平氏は「わが国は世界の先進水準を追い越すには、どこから着手すればよいのか。科学と教育から着手しなければならないと思う」と発言していた。1970年代後半から1990年代初期まで、鄧小平氏が「四つの現代化（工業現代化、農業現代化、国防現代化、科学技術現代化）を実現させるには、科学技術が肝心であり、その基礎が教育である」（括弧内筆者）という核心思想を堅持し、「科教興国」という発展戦略のために基礎を定めた。1995年5月に公布された「中共中央（中国共産党中央委員会の略称）国務院が科学技術の進歩を加速する決定」（括弧内筆者）において初めて、科教興国の戦略を提起した。同年、中国共産党第14次第5回会議において、国民経済と社会発展の第9次5ヵ年計画や2010年目標に関する意見が提出され、科教興国の戦略が今後15年ひいては21世紀における中国社会主義現代化建設の重要方針の1つとされた。1996年、中国共産党第8次全国代表大会第4時会議において国民経済と社会発展の第9次5ヵ年計画や2010年目標が正式に提起され、科教興国は中国の基本政策となった。
- 36 1993年、中共中央と国務院が公布した「中国教育改革と発展綱要」。
北京大学法律情報ネット：<http://law.chinalawinfo.com/newlaw2002/SLC/slc.asp?db=chl&gid=6145>
2006年8月閲覧。
- 37 教育部が1998年12月24日に制定し、国務院が1999年1月13日に批准し公告した「21世紀に向けた教育振興行動計画」。人民ネット：<http://www.pep.com.cn/200406/ca448198.htm>（2006年8月閲覧）
- 38 「国民経済と社会発展の第10次5ヵ年計画における科学教育発展の重点企画（教育発展企画）。人民ネット：<http://www.pep.com.cn/200406/ca460713.htm>（2006年8月閲覧）
- 39 『中国統計年鑑2004』p.780、『中国教育統計年鑑2000』p.17、中国教育と科学研究コンピュータネット：<http://www.edu.cn/20060706/319864.9shtml> より算出作成（2007/02/1 閲覧）。
- 40 G. Edward Ebanks and Chaoze Cheng, “China: A Unique Urbanization Model”, *Asia-Pacific Population Journal*, Vol.5, No.3, pp.29-50.
Lincoln H. Day & Ma Xia, *Migration and Urbanization in China*, M.E. Sharpe American, 1994.
- 41 G. Edward Ebanks and Chaoze Cheng 前掲書、pp. 29-50。
- 42 中国経済レポート：<http://www.geocities.jp/mstcj182/ITEM-3A6.html>（2006年3月閲覧）
- 43 People's Daily http://english.peopledaily.com.cn/200105/17/eng20010517_70205.html(2007/07/17)
- 44 Gao shuguo 前掲論文、pp. 108-130。
- 45 楊雲、前掲論文、p. 180。
- 46 楊雲、前掲論文、pp. 176-180。
- 47 1999年データ：「中国民営教育グリーンペーパー」教育部発展企画司『2002教育統計報告』第26期。
2005年データ：教育部2005年全国教育事業発展統計公報
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info20732.htm>（2006/06）
- 48 鄧大光「中国における私立高等教育の現状と展望」（講演会レジュメ）私学高等教育研究所『高等教育における私事化と政策』（研究会）、2006年2月。
- 49 北京都市学院先生へのインタビュー（2007年6月）により。
- 50 新華ネット（経済日報から転載）http://news.xinhuanet.com/edu/2003-12/17/content_1235142.htm
（2007/01/19 閲覧）
- 51 松江大学城は揚子江三角州内にあり、上海市の西南部にある松江新城区の北西部にある。上海市中心区から30キロ。松江は上海市の“第11次5ヵ年計画”（2006年～2010年）発展企画において、重点的に建設を推進する3つの新城区の1つである。松江大学城の開発は都市建設の一環となっている。
- 52 新華ネット（経済日報から転載）http://news.xinhuanet.com/edu/2003-12/17/content_1235142.htm
（2007/01/19）
- 53 Black Gumprecht、前掲論文、p. 80。
- 54 （光明日報）http://www.gmw.cn/01gmrb/2004-09/13/content_98529.htm（2007/01/19 閲覧）
- 55 金羊ネット：http://www.yewb.com/news/2006-12/19/content_1322730.htm（2007/07/10 閲覧）

- 56 2006年12月、東方大学城管理委員会に対するインタビュー調査による。
- 57 寧波政府 <http://www.nbedu.gov.cn/nbdx/ztk2.htm> (2007/12)
- 58 「安徽省大学城(園区)建設情况的調查報告」安徽省發展改革委
<http://www.gdaec.com.cn/newsitem1.asp?id=988> (2007/01/19)
- 59 「李金華(中国審査署審査長):廊坊(等)4城市大学城開發建設問題突出」中国ニュース
http://news.china.com/zh_cn/domestic/945/20040623/11746615.html (2007/01/19)
- 60 「中国大学城建設的価値錯位及其修復」聡慧ネット
<http://info.edu.hc360.com/2005/05/29222673525.shtml> (2006/07/22)
- 61 南京仙林大学城管理委員会 <http://www.njxl.gov.cn/cps/site/njxl/xl2005/rzxy.htm> (2008/01/16)
- 62 騰訊ネット <http://news.qq.com/a/20080121/000021.htm> (2008/01/21)
- 63 「大学城建設」杭州ネット <http://www.hznet.com.cn/kjnj/hzkjgzj/2005/2005a36.htm> (2007/05/15)
- 64 2006年末筆者が東方大学城で行ったインタビュー調査による。
- 65 「重慶大学城キャンパス建設」重慶市大学城キャンパス建設委員会 <http://uc.cqedu.cn> (2008/09/18)
- 66 原語は「企业投资, 政府引导, 市场调节, 后勤社会化服务」である。東方大学城管理委員会:
<http://www.ouc.gov.cn/daxuechengjianjie.jsp> (2007/08/21)
- 67 華夏経緯: <http://www.huaxia.com/gd/rdjj/00176979.html> (2006/07/22)
- 68 中国高等教育ネット: <http://www.h-edu.com/htm/20050204111606.htm> (2006/07/22)
- 69 同上。
- 70 新華ネットの記者が河北省の高級人民裁判所から得た情報。新華ネット:
http://news.xinhuanet.com/newscenter/2004-01/content_1284080.htm (2007/08/20)
- 71 新華ネット: http://news.xinhuanet.com/edu/2004-02/17content_1316943.htm (2006/07/22)
- 72 張娅/仇勇「東方大学城:ある神話の誕生と破滅」『商務週刊』2004年第5期。
- 73 中国高等教育ネット: <http://www.h-edu.com/htm/20050204111606.htm> (2006/07/22)
- 74 張娅/仇勇「東方大学城:ある神話の誕生と破滅」『商務週刊』2004年第5期。
- 75 廊坊市経済技術開發区管理委員会の出張機構として、同市の委員会・市政府・同開發区従業員委員会・開發区管理委員会の代わりに東方大学城に対し、行政管理の機能を果たす。管理の原則は「調和する、サービスする、監督する、法を執行する」(原語は协调, 服务, 监督, 执法)であり、その目的は大学城内にある各大学の教職員や学生のために働くことにある。
東方大学城管理委員会ホームページ:
<http://www.ouc.gov.cn/dsj2002-1.html> (2007/08/21)
- 76 張娅/仇勇「東方大学城:神話の誕生と破滅」『商務週刊』2004年第8期。
- 77 ウォールストリート通信: <http://property.wswire.com/htmlnews/2004/09/23/374118.htm>
(2007/06/14)
- 78 新華ネット: http://news.xinhuanet.com/edu/2004-02/17content_1316943.htm (2006/07/22)
- 79 張娅/仇勇「東方大学城:ある神話の誕生と破滅」『商務週刊』2004年第5期。
- 80 金色回廊 <http://www.langfang.net/cgi-bin/bbs/topic.cgi?forum=10&topic=480&show=450>
(2006/07/22)
- 81 負債の項目は、人件費や材料費のほか、教室にある机・椅子、事務所にあるテレビ・クーラー、及び芝生や木々などなどがある。新華ネット
http://news.xinhuanet.com/edu/2004-02/17/content_1316943.htm 2006/07/22
- 82 「坑」は「坑人」(人に害を与える)という意味で、「城」という漢字と母音が同じである。
- 83 国の建設業において業者の施工能力(質、量、効率など)によって工事を甲・乙・丙のようにランク付けがされている。工事ランクの高いほど工事費用も高くなる。大学城的建設において、ほとんど立て替えることになってきたため、業者の工事ランクを高くつけることを通じて、工事してもらったのである。新華ネット: http://news.xinhuanet.com/edu/2004-02/17/content_1316943.htm (2006/07/22)
- 84 中国高等教育 <http://www.h-edu.com/htm/200502/20050204111606.htm>(2006/07/22)
- 85 退出した国公立大学には北京地質大学、北京情報学院大学、北京工業大学実験学院など、4校があり、民営大学は前進大学、北京民族大学、北京自修大学など、6校があった。
- 86 1986年6月、第6回全国人民代表大会常務委員会第16次会義にて可決。1998年8月、第9回全国人民代表大会常務委員会第4次会議にて修正(第1回修正)。2004年8月、第10回全国人民代表大会常務委員会第11次会議にて修正(第2回修正)。
- 87 東方大学城的建設面積は11000畝に達し、そのうちにゴルフ場の面積は6640畝。

- 88 2000年10月、廊坊市開発区管理委員会が会議紀要の形で東方大学城の教育産業を支持するため、譲渡する土地を5.5元/畝と決定したという。それは当時の市場価格の20%しかない。
華夏経緯：<http://www.huaxia.com/gd/rdjj/00176979.html> (2006/07/22)
- 89 東方大学城の開発資金が2億1千万元であったが、4年後の2004年に、資産は33億8千万元になり、20億元の債務を引いても11億7千万元の利潤がある。土地の増殖は利潤の元である。当時5.5万元/畝の土地は最低15万元/畝、20万元/畝に至っているという。金色走廊：
<http://www.langfang.net/cgi-bin/bbs/topic.cgi?forum=10&topic=480&show=450> (2006/07/22)
上海ホットライン：http://house.online.sh.cn/gb/content/2004-02/17/content_771225.htm(2006/07/22)
ただし、東方大学城の登録資金が具体的にいつ2億1千万元になったか、詳しい記載は見当たらない。
- 90 東方大学城管理委員会ホームページ <http://www.ouc.gov.cn/dsj/dsj2002-wenzi-1.html> 2007/08/21
- 91 中国高等教育 <http://www.h-edu.com/html/200502/20050204111606.htm> 2007/07/22
- 92 新華ネット http://news.xinhuanet.com/edu/2003-12/17/content_1235142.htm(2007/01/19)
- 93 China News Center:http://www.china.com.cn/news/txt/2007-08/15/content_8683463.htm
(2007/08/19)
- 94 中国教育ニュースネット高等教育ニュース
http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdgy/sxkd/t20070815_105342.htm (2007/08/15)
- 95 例えば、2000年におけるデータから見ると、インドが4.1%、タイが4.6%、メキシコが4.8%、カナダが5.8%、フランスが5.9%、日本が3.5%、アメリカが5%であったのに対し、中国が2.44%であった。ユネスコ編『ユネスコ文化統計年鑑』各年版。<http://www.unesco.org>
- 96 鮑威、前掲論文、pp.14-16。
- 97 高等教育における定員が拡大してから、各大学の定員拡大は大学の基本建設に資金不足の問題をきたしている。そのうえ、政府が質を保証するために、高等教育機関に対する評価基準を改定し、基本建設に対する評価基準を厳しくしてきたため資金不足の問題がさらに厳しくなっている。2004年に教育部が公布した「普通高等教育機関における学校運営の基本条件指標（試行）」（教発[2004]2号）によって計算すれば、1人の学生を増やすのに約4万元の基本建設投資が必要である。現実の評価において、各高等教育機関の所属、資金状況の差異によって異なる評価基準で評価したのではなく、地方の高等教育機関を国立高等教育機関と同じ評価基準で評価してきた。基本建設の資金を調達するために、地方の高等教育機関が銀行ローンを含むルートを採用した。
- 98 中国教育ニュースネット：
http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdgy/sxkd/t20070904_109903.htm(2007/09/04)
- 99 中国教育ニュースネット：
http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdgy/sxkd/t20070831_109241.htm(2007/09/04)
- 100 青島情報港（教育）<http://edu.qd.sd.cn/eduinfo/daxue/2004-05-11/100522.stm>(2007/01/19)
- 101 東方大学城管理委員会ホームページ
<http://www.ouc.gov.cn/news/20070129104912317.html>(2007/10/09)
- 102 天府ホットライン：<http://blog.tyfo.com/User/tufoblog/2006-04/112579.html> (2007/01/28)
- 103 Xinhua News: http://news.xinhuanet.com/edu/2003-12/24/content_1245811.htm (2007/01/19)
- 104 2005年からの1年間あまりの間に、党と国のリーダー層の呉邦国（中国共産党中央委員会政治局常務委員会委員・第10期全国人民代表大会常務委員会委員長・党組書記）、温家宝（中国共産党中央委員会政治局常務委員会委員・國務院総理）、呉官正（中国共産党中央委員会政治局常務委員会委員）、李長春（中国共産党中央委員会政治局常務委員会委員）などは相次いで広州大学城を視察し、大学城の全体の企画や建築設計、及び工事の質や広州大学城の全体の環境を高く評価したという。金羊ネット：
http://www.ycwb.com/news/2006-12/19/content_1322730.htm (2007/07/10)
- 105 中国南方日報2004年12月30日の報道によると、中国教育部副部長の章新勝一行が広州大学城を視察し、広州大学城の企画や建設及び管理について高く評価し、広州大学城の建設は中国本土の大学城建設に有益な経験を残し、よい参考になると発言した。広州大学城の建設は「政府が主導し、集中的に企画し、集約して建設する」という開発方針に従って「社会化（管理運営について市場メカニズムを導入し、サービスの外部委託を行うこと）集約化」という管理方式をとり、知識と資源の集中効果を引き出すことができる。そして、周辺にある広州生物島（自然環境のよい地域）や広州科学城（科学研究機構であり、広州大学城が所在する中心主城区の東部にある）などの存在により、産・学・研一体化した世界一流の大学城になることが有望だと強調していた。中国広州政府のネット情報（広州日報から転載）によると、2005年8月3日中国教育部部長の周濟一行は広州大学城を視察し、その建設と管理を高く評価し、広州大学城の建設は全国が盛んに発展する縮図であり、著しい奇跡であると発言していたという。

中国広州：http://www.guangzhou.gov.cn/node_392/node_393/node_398/2005-08/112313839463182.shtml (2007/12/20)

106 「5カ年計画」は中国国民経済計画の一部であり、全国のインフラ、生産力の分布及び国民経済における重要な資源投資の配分などについて企画をし、国民経済の将来の発展に目標や方向性を決めるものである。中国における第1次5カ年計画は1953年～1957年である。

107 広州市の第11次第5カ年計画によると「南拓」とは拠点を重点に建設することを通じて全体の発展を求めるものである。アジア運動会場や新駅の建設及び行政区の調整や南区にある自動車産業の発展は南部地域の発展に新しい発展空間をもたらしている。そこで新駅の周辺地域や大学城、及び広州新城や南沙地区を重点に建設する。「北優」については、北部は広州の主な水源養成地・鐘乳洞の発育区であり、平野と山をつなげる半分山半分丘陵の地形である。将来の開発は区域の自然環境保全を重視し、発展用保留地を取っておく。「東進」について、広州珠江新城と天河中央商務区の建設をきっかけにし、都市の発展重心を東に拡大する。「西連」について、西部の隣接都市の佛山などの都市との連携を強め、いわゆる広佛（広州と佛山）都市圏の建設を強めると同時に、西部旧区の中心区の構造を調整し人口と産業を分散し歴史・文化の名城を保護する。

108 鮑威「扩招后中国高等院校贷款融资行为的实证研究」 闵维方主编『北大教育经济研究』第5卷第2期（総第15期）2007年6月（電子ジャーナル）。

109 鄒大光「中国における私立高等教育の現状と展望」私立高等教育研究所『高等教育における私事化と政策』（研究会）、2006年2月。

110 省別に見ると、広東省300億元、浙江省200億元、江蘇省165億元、山東省100億元、遼寧省50億元、江西省50億元、陝西省34億元、黒龍江32億元、河北省30億元、福建省12億元などなど。大学別に見ると、江西師範大学16億元、浙江大学13億元、鄭州大学12億元、南京財政大学11億元、浙江工業大学10億元、南昌大学10億元、燕山大学10億元、黒龍江科技学院8億元、遼寧大学6億元、万里学院4億元などである。

111 広州市政府

http://www.guangzhou.gov.cn/special/2006/node_970/2006/02/07/114100802893576.shtml(2007/07/04)

112 同上。

113 金羊ネット：http://www.ycwb.com/news/2006-12/19/content_1322730.htm (2007/07/10)

114 各地方における中国共産党の各級委員会の略称は「党委」という。中国共産党の基層組織である。党員大会やまたは党員代表大会により選出する。一般的に書記、副書記及び委員を設ける。省・自治区・直轄市、区を設置する市及び自治州の委員会は、任期が5年間となり、その委員や候補委員が必ず5年以上の党歴を持つ者となる。県（旗）・自治県、区を設置しない市及び市が管轄する区の委員会は、任期が5年間となり、その委員や候補委員が必ず3年以上の党歴を持つ者となる。

115 Sou Fun News: <http://home.sh.soufun.com/news/2004-07-30/305410.htm> (2007/12/20)

116 広州中医薬大学大学城キャンパス 広州中医薬大学大学城キャンパス建設記事

<http://www1.gzhtcm.edu.cn/bumen/dxcjsb/dxcjs/040113/index.htm> (2008/01/16)

117 China Education and Research Network

http://www.edu.cn/list_591/20060323/t20060323_158122.shtml (2008/01/19)

118 China Education and Research Network

http://www.edu.cn/list_591/20060323/t20060323_158122.shtml (2008/01/19)

119 東方大学城（2006年12月～2007年1月）や広州大学城（2007年7月～12月）に対するインタビュー調査。

120 「教育事業費の経費管理」中国年鑑編纂部『中国教育年鑑（1949-1981）』、1984年、pp.96-97。

121 教育部財務司・国家統計局人口和社会科技統計司 『中国教育経費統計年鑑2003』中国統計出版社、2004年、pp.385-386。

122 Ministry of Education of the People's Republic of China

<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/level2.jsp?tablename=724> (2007/12/31)

123 原語は「教育部与有关省市，部委重点共建高水平大学」である。中国教育年鑑編纂部『中国教育年鑑2002』人民教育出版社、2002年、p.183。

124 例えば、2001年において、教育部と天津市政府がそれぞれ3億元を南開大学、天津大学にあて、教育部と山東省政府がそれぞれ3億元、5億元を山東大学にあて、教育部と広東省政府がそれぞれ3億元、9億元を中山大學にあて、教育部と広東省政府がそれぞれ2億元を華南理工大学にあてるなど、いわゆる省・市、部が共同で建設する項目は22件まで教え、土地以外の金額が116.7億元に上った。中国教育年鑑編纂部『中国教育年鑑2002』人民教育出版社、2002年、pp.200-202。

-
- 125 千龍ネット <http://house.qianlong.com/33/2004/10/08/1700@2308422.htm> (2007/01/19)
- 126 広州大学城情報 <http://www.dxcnet.cn/Html/dxczj/20070920145916155.html> (2008/01/23)
- 127 各大学は入城する大学 10 校のことであろうと考えられる。広州大学城の開発モデルは「政府が主導し、集約して建設する」というものになっていることから、広州市政府と広東省教育庁が大学城の開発を企画するとき、すでにどの大学を入れるかが内定していたと考えられる。
- 128 Guangzhou University City: <http://www.freeuc.com/history.htm> (2007/12/18)
- 129 広州都市企画ネットワーク <http://www.guangzhou.gov.cn> (2006/02/27)
- 130 金羊ネット : http://www.ycwb.com/news/2006-12/19/content_1322730.htm (2007/07/10)
- 131 中山大学について、広州大学城中山大学キャンパスに入ったのは、9つの学院である。うち、新しく設置された工学院や School of Communication and Design (2003年6月設置)が全体的に大学城に入るほか、School of Information Science & Technology, School of Business Sun Yat-sen University, School of Environmental Science & Engineering, School of Mathematics & Computational Science, School of Government Sun Yat-sen University, School of Law Sun Yat-sen University, School of Public Health Sun Yat-sen University の一部分の専攻が入った。
Guangzhou Government Network <http://www.guangzhou.cn> (2007/12/26)
- 132 Guangzhou Government Network
http://www.guangzhou.gov.cn/special/2006/node_969/node_974/2006/02/27/114102351593653
(2007/12/26)
- 133 例えば、広州大学城が開城した直前に設置されたのは華南師範大学公共管理学院 (2004年7月)があり、その直後に設置されたのは法学院 (2004年12月)があり、広州大学城開城して一年間の間に設置されたのは華南師範大学文学院 (2005年)や華南師範大学化学環境学院 (2005年)などが挙げられる。
華南師範大学大学城キャンパス学院風采 <http://dxc.scnu.edu.cn/xyfc/2006-03-11/60.htm>
(2008/01/10)
- 134 Guangzhou Government Network
http://www.guangzhou.gov.cn/special/2006/node_969/node_974/2006/02/27/114102322493651.shtml
(2007/12/28)
- 135 広州大学学生募集・就職教務係 http://zjgzhu.edu.cn/zs_zsjh.asp (2008/01/16)
- 136 広州大学城相談 <http://www.dxcnet.cn/Html/dxczj/20070419162435841.html> (2008/01/23)
- 137 広州大学城情報 http://www.dxcnet.cn/Html/dxczj/20061221024302540_2.html (2008/01/23)
- 138 新浪広東 <http://news.gd.sina.com.cn/local/2004-08-31/651819.html> (2007-04-14)
- 139 華南師範大学学生募集・就職ネットワーク <http://zsb.scnu.edu.cn/zsbv6/zszc/lqyz.htm>
(2008/01/14)より、筆者算出。
- 140 広東工業大学学生募集事務所ネットワーク <http://zsb.gdut.edu.cn/ReadNews.asp?> (2008/01/14)より、筆者算出。
- 141 広州大学学生募集・就職教務係 http://zjgzhu.edu.cn/zs_zsjh.asp (2008/01/16)
- 142 中国教育年鑑編集部『中国教育年鑑 2002』人民教育出版社、2002年、p612。
- 143 四川オンライン <http://www.sclo.com.cn/nsichuan/bsxw/20061222153143.htm> (2007/01/19)
- 144 騰訊ネット <http://news.qq.com/a/20080121/000021.htm> (2008/01/21) (新快報から転載)
- 145 Guangzhou University <http://www.gzdxc.cn/Html/2004219222222-1.Html> (2007/12/19)
- 146 大学生の勉学をサポートするもの。中国では失業率が高いため、大学では経済的に恵まれない学生に対し special part-time jobs を紹介することがある。アルバイトをしながら大学で勉強することを「勤工儉学」という。1990年代の中ごろまで、ほとんどの大学は「校弁企業」(大学が財政収入を増やすためや、学生にインターンシップのチャンスを提供するために、経営する企業)で学生の「勤工儉学」をサポートしていたが、職場の数や(アルバイトの)得られる収入が極めて限られていた。
- 147 広州市政府 <http://www.guangzhou.gov.cn> (2005/11/18 広州日報から転載)
- 148 優勢ビジネス部屋賃貸ネット <http://www.uc020.com/ShowArticle.asp?ArticleID=448>
(2007/01/19)
- 149 一期工事は2003年10月～2004年7月において行われた。
- 150 優勢ビジネス部屋賃貸ネット <http://www.uc020.com/ShowArticle.asp?ArticleID=448>
(2007/01/19)
- 151 搜狐ネット <http://news.sohu.com/20050831/n226828112.shtml> (2008/01/21)
- 152 搜狐ネット <http://news.sohu.com/20050831/n226828112.shtml> (2008/01/21)

153 彩るキャンパスネットワーク

<http://www.campus.cn/detail.php?area=xyg&arid=6946&subpage=2> (2007/07/10)

154 金羊ネット

<http://www.gdnet.com.cn/newgdnet/economic/detail7.asp?it=0700&no=77043&no1=005004>
(2008/01/21)

終章

本章では、中国における高等教育の市場化に伴う機会均等の問題に関する分析結果を各章ごとに整理し、その問題解決を提案する。また、本研究の到達点と今後の課題を提示する。

第1節 各章の分析結果および問題解決への提言

第1章第1節では中国特有の戸籍制度の概念を考察し、中国において戸籍制度は二重社会構造の形成の基本要素となり、中国政府は戸籍制度を利用し人口統計や社会治安などを行うと同時に、経済発展に伴う都市発展の問題や就労などの問題をコントロールしていることを究明した。1990年代の半ば以降になると、市場化の発展にしたがって、現在の戸籍制度はますます社会発展の障害になりつつあり、どのような戸籍を持つかが実質的に初等・中等教育の機会に大きく影響することを明らかにした。義務教育の段階において法律上では保障があるが、実際に都市に偏る教育財政のシステムや都市部と農村部の収入の格差などにより、教育を受ける権利は不平等になっている。中等教育までの都市と農村部の教育資源の格差がものすごく大きいし、農村部において図書館・公民館などの教育文化施設がほとんどない。戸籍制度という壁があるため、都市に出稼ぎをする農民工の子どもは都市にいながらも入学さえできないか、都市戸籍を持つ子どもよりいろいろな名目の費用を出して「借読書」をするしかない。中国では初等・中等教育の機会均等について、形式的な平等さえ実現できていない。

初等・中等教育の機会は直接に高等教育への進学機会に影響する。今までの高等教育は中国国民の高等教育への進学需要に応えられていない。高等教育への進学は競争が激しい。市場化により大学進学における地域間格差や階層間格差などの機会均等の問題が深刻になっている。政府は高等教育への進学機会均等化政策として初等・中等教育の後進地域を優遇する大学入試政策を取ってきた。つまり大学入試に際して、後進地域の者に進学機会を与えるために省別定員割当政策を実行してきた。同時に、高等教育機関の地方移管などが、ランクの高い大学の入学定員に地元の定員を多めに割り当てることになり、戸籍制度という属性主義を機能させた。大学入試政策の問題点をミクロ的な視点から検討するために、第2節では河北省および北京市における高校生進路意識のアンケート調査を通じて実証分

析を行った。高校の地域間格差や生徒の階層間格差がかなり大きいし、国家重点大学への進学意識は農村部にある高校の生徒のほうが圧倒的に強いことが明らかになった。違う地域の大学への志願は学費の高低を問題にする高校生が回答者全体の57.8%もあり、高等教育の市場化は高等教育への進学機会に影響をきたしていることが検証された。また、地域によって大学への合格ラインの違うことについて回答者の66.4%が知っていてうち71.9%の高校生が不平等だと思っている。そして上海市・北京市などで独自の試験問題を出し地元の大学に地元の定員を多めに割り当てることについて不満の回答者もいた。そのほかに、推薦入試制度について半分以上の受験生はその不透明性などに対して不満であり改革してほしいという要望があることが明らかになった。

中国特有の戸籍制度が人為的に中国の国民を階層化し、それに従う大学進学制度は、高等教育への進学機会に問題をきたしている。戸籍とかかわる大学入試政策や国の重点大学政策及び高等教育への進学機会の地域間格差は、より多くの浪人生を出しているし、不正な手段を用いて大学入試に有利な戸籍を購入する「高考（大学入試）移民」の問題が多発している。第3節では、戸籍制度や大学入試システムのプロセスとかかわっている浪人生と高等教育機会均等の問題を検討した。国公立高校の施設を用いて浪人指導クラスを営むことは現役在学生に対する不平等であり浪人生が再び受験することも現役受験生の進学機会に悪い影響を与えたという理由をもって、政府は国公立高校の浪人指導クラス設置を禁止している。浪人の存在を問題とするならば、このような消極的な対応にとどまってはならない。中後期職業教育を発展させるなどのルートで高等教育への進学競争を緩和し応用性の高い人材を育成する必要があると考えられる。また、国立大学の地方移管などの市場化改革によりランクの高い大学が地元での募集定員を多めに割り当てているが、歴史的に大学の分布は中心都市や大都市に集中するという特徴があるため、中心都市や大都市戸籍をもつ者がランクの高い大学への進学機会を多く与えられている。初等・中等教育の後進地域の進学者に高等教育への進学機会を与えるために省別割当政策が施行され、地域における大学進学合格ラインが異なる。大学進学において属地化の原則が行われているため金銭売買などの不正手段で大学入試に有利な戸籍を購入する「高考移民」が多発している。移民先は初等・中等教育の後進地域と北京市・天津市などの大都市などであり、大学合格率の低い地域から高い地域へと（合格ラインの高いところから低いところへ）移民する特徴がある。移民先の地方政府が大学受験する前の戸籍移動年限や高校での在籍年限および法律などの手段で高考移民を禁止するように工夫している。さらに徹底的に解決するため

には高等教育機関の立地分布の不均衡を是正し、後進地方の高等教育機関を支援するほか、素質教育を徹底的に実施し初等教育・中等教育の段階から教育後進地域の教育的資源（学校教育の教育的資源や社会教育の施設・資源の整備を含める）の配分を手厚くすることを通じて教育のレベルを高め先進地域との格差を縮小させることが肝心である。

これまで中国の高等教育市場化について統一的な概念がなかった。中国における高等教育の市場化は、政府・社会・大学間の関係の転換、教育経費の多ルート調達、高等教育における厚生施設やサービスの外部委託改革、および民営セクターの登場・発展、大学城の開発・発展などの面に反映されていると考えられる。第2章では、中国における高等教育の市場化改革を政府・社会・大学間の関係の転換、教育経費の多ルート調達、高等教育における厚生施設やサービスの外部委託改革といった面から論述し、中国の高等教育の機会拡大における民営セクターの寄与を明らかにした。独立学院という新型民営セクターの発展に著しいものがあるが、学生募集に機会均等性を損なうことがあることが明らかになった。独立学院がほとんど本科教育を行い、学費が民営普通大学より高い特徴がある。また、独立学院は国の重点大学が管理するものも多くその卒業証明書に重点大学の名称もついているため民営普通大学や普通の国公立大学の専科生より就職しやすい。しかし、大学入試合格点の低い人が独立学院の高い学費を支払うことにより独立学院の本科に入り、合格点の高い人が高い学費を支払わず普通国公立大学の専科か民営普通大学の専科にしか入れない。

民営高等教育機関の発展は高等教育の量的拡大に寄与していることが明らかになっているが、高等教育の機会均等性に寄与できるかどうかは検証が必要である。第3章では学生支援制度の現状を国公立セクターと民営セクターとの比較の視点から分析し、民営セクターの学生支援制度は不備であることが明らかになった。その原因については民営セクターの学生の質や民営高等教育機関の財力とかが関わっている。また、民営高等教育機関はほとんど国の財政的補助をもらっていないため、学生支援制度などに影響し民営大学への進学は不本意就学が多く生じていることが検証された。河北省および北京市における高校生進学意識のアンケート調査を分析した結果、ほとんどの高校生は国公立大学を目指し、国公立大学に不合格であっても民営に進学しないことが分かり、就職、学歴、学費などは民営大学非選択の要因であると解明された。さらに、河北省および北京市における大学生生活・就学・就職意識のアンケート調査を分析した結果、民営大学の学費が高いのに学生支援制度が不備であること、教育の質が比較的に低いこと、就職がしにくくて出世に不利である

こと、社会に不平等に取り扱われていることなどが明らかになった。民営高等教育機関を高等教育の機会均等に寄与させるには、まず国は法律上で民営セクターの地位を保証し、国なりの学生支援制度を徹底的に施行するほか、民営セクターに対する評価制度を徹底することが必要である。民営高等教育機関は学生募集を単独的に行い、カリキュラムの多様化などを通じて質上げの対策をとり、経済的な学生支援制度やインターンシップなどを通じて学生の学業や就職などを支援する必要がある。

第4章では高等教育市場化の産物といえる市場化の総合体である中国の大学城の登場の背景、大学城の役割およびそこに潜んでいる問題や発展の課題を考察した。中国では経済体制改革における市場メカニズムの導入に従い、高等教育において1980年代の半ばごろから高等教育機関の地方委譲、高等教育機関の自主権拡大、教育経費の多ルート調達、高等教育機関の福利施設・サービスの外部委託改革などが行われてきた。また、1980年代初めから民営高等教育機関が登場し、その発展に著しいものがある。中央政府が1970年代の後半から「科教興国」という方針を打ち出し科学技術と教育を発展させることを通じて国を振興する道を選んだ。2000年代の初めに農村の余剰労働力や都市の失業などの問題を解決するために、工業化・都市化を進める都市化政策を実行するようになった。1998年のアジアの金融危機は中国にも影響をもたらし、中央政府が内需を拡大するために1999年から高等教育の大拡張を実行するようになった。多くの大学は規模拡大に際してキャンパス建設や設備補充などといった稼働資金不足の問題に直面していた。とりわけ、短期間のうちに新しいキャンパスを建設することは、大学の力だけでは大変限られていた。高等教育銀行ローンは国公立の高等教育機関に対しては信用ローンをしていたのに、民営高等教育機関に対しては担保ローンをするようになっていた。しかも、2004年から国は銀行ローンを控えさせるような政策を打ち出し、新設大学の稼働資金の調達ルートは、新たに見つけなければならない状況であった。キャンパスを作るより、借りて使うほうがすぐ学生を募集することができ、資金回転が早いというメリットがある。地方政府は内需と消費を拡大し余剰労働力の就職を解決すること、企業などの投資を吸収すること、地方都市の文化の質を高めること、地方経済発展のための人材を育てることといった目的を持って大学城の開発に政策的や経済的な支援を行っている。

そうした背景の下で、中国では1999年から大学城が開発されるようになった。2008年現在に60箇所が確認できている。大学城の開発は地域の経済発展や地方政府の政策によりそのパターンがさまざまである。財政負担状況により大別すると企業投資が主なもの、

政府投入が主で地方政府と入城する各大学の共同開発のもの、地方政府が主導し多元化投入のものなどがあるが、その共通点はある程度銀行ローンに依存することである。企業投資が主なものなら、大学城を開発してからか開発中に各大学の入城を誘致する特徴がある。政府投入が主のものや政府が主導するものならその入城する高等教育機関に対して厳しく選定し実力のあるものや地域の経済・社会発展に必要なものに限って入城でさせる特徴がある。中国の大学城の開発・発展は高等教育の機会拡大に寄与していて、企業が開発したものと企業投資が主のものは民営高等教育機関の入城を誘致し民営高等教育機関の発展に寄与していることが明らかになった。同じ大学城に入っている各大学の間に設備の共同利用や単位互換および優秀教員の相互利用などのメリットがあるが、実際に教員の大学不在などのことにより質などの問題が出ているし、民営高等教育機関しか入っていない大学城には図書館などの教育施設の問題や教員の質低下の問題などが際立っている。地方政府の都市化政策の一環として大学城の開発は雇用を提供することができるが、さまざまな地方都市に財力が足りなくてその開発に金融市場への依存という問題が生じていると同時に、重複建設の問題や農地の違法使用などの問題が発生している。企業が開発した、収益を求める大学城は予想通りに大学を集めることができないこともあるし、却って貸出金を支払うことのできない大学は大学城に入ることができない。全体的に言えば、大学城の開発・発展は高等教育の機会拡大に寄与しているが、大学城のモデルによって機会均等とのかかわりが違ってくることが明らかになった。

大学城の役割を拡大し、高等教育や地域の経済・社会発展に寄与させるには、政府の教育行政部署からの指導を強め、大学城に対してきちんとした評価制度を作って大学城の管理機構や全体の質をあげなければならない。そして重複建設した部分をコミュニティ教育などの社会教育に使うなど大学城の発展方向を決めておく必要があると考えられる。

第2節 新しい動き

1. 政策的インプリケーション

2006年10月11日に中国共産党第16次中央委員会第6回全体会議で「社会主義調和社会を建設する若干の重大問題に関する中共中央の決定」(原語は「中共中央关于构建社会主义和谐社会若干重大问题的决定」)が可決され、調和のとれた社会に悪い影響を与える問題

や矛盾を主に「都市と農村・地域・経済社会発展の不均衡、人口の圧力、就職、社会保障、収入分配、教育、医療、住宅、安全生産、社会治安など国民の根本的な利益とかがかわる問題が際立っている。民主的な法律が不備である。一部分の社会メンバーが道徳を失い、特に一部分の幹部の素質・能力・作法が新しい情勢や任務に適應できない。一部分の分野において腐敗の現象が比較的に深刻である」とまとめられている。高等教育の機会均等の問題を解決することも「調和社会」（原語「和谐社会」）の課題とされている。

2. 新しい試み

2008年高等教育の地域発展の均衡性を求め、高等教育への進学機会の均等性を進めるために、中央政府は学生募集計画や出身省別割当制度に対してマクロ的なコントロールを強める施策を行うようになった。具体的には、「中西部地域を支援する普通高等教育機関の募集協力計画」（原語「支援中西部地区普通高校招生协作计划」）（以下「協力計画」と略称）を試行する。「協力計画」に従い、国は学生募集定員増員3.5万人を計画し高等教育の環境が整備されている11省に委託し、その11省に所属する高等教育機関がこの3.5万人を高等教育環境が整備されなくて進学のパレッシャーが大きい中西部で募集する。「協力計画」を担当する大学はすべて国公立本科大学のことである。

2007年から義務教育後の中等教育段階における中等職業教育の生徒に対し奨学金制度などの支援政策を施行し、高等学校へと進学しようとする者の一部分に中等職業教育への進学を奨励している。そうすると、今までの高校卒就職難の状態や高等教育への進学競争を緩和し、高等教育を受けずとも社会に適用性の高い職業人を送ることができる。

3. 今後の研究課題

本研究は中国における高等教育の市場化に伴う機会均等性について分析したが、今後の研究課題を以下のようにまとめることができる。

2008年試行された中西部地域の者の高等教育への進学機会を支援する「協力計画」について、具体的にどのように試行しその試行状況はどうであるかを分析する必要がある。また、2007年から施行した新しい学生支援システムの施行状況を把握する必要がある。具体的にはどのような学生がどういうルートを通じて支援を受けているのか、そこに潜んでい

る問題は何であるかについて、学生に対するアンケート調査や学生支援機構などに対するインタビュー調査をする必要がある。とりわけ、「国家助学ローン」の施行に際して、中央部署所属の大学生には代償返済制度が行われてきた。つまり、西部の県レベル以下の僻地で仕事環境が恵まれないところで就職するなら同ローンの元本や利息は国が代償して返済することである。実際にそのローン返済代償制度を利用する者はほとんど経済的に恵まれていない地方出身の者であることが予想される。大都市出身の者は戸籍の保護制度により大都市での就職はしやすいし、より経済的に恵まれているから西部で就職する者は珍しいと考えられる。国家助学ローンの代償返済制度について具体的にどのような卒業生がそれを利用しているかは、検証する必要がある。それはこれからの学生支援制度などの改革にかかわっているからである。

教員養成学部生教育費免除制度について 2010 年以降、同制度を利用した卒業生が出ることになるが、どのくらいの卒業生が契約通りに農村地域の小学校で就職するかは、それ以降の当該制度の存否に直接にかかわっているため、明らかにする必要がある。

民営高等教育機関の学生支援制度については、2007 年国の新しい学生支援制度により各地方政府はそれぞれの政策を打ち出している。その施行状況を把握し問題点を考察するには、各地域の民営高等教育機関の在学学生に対するアンケート調査および地方教育行政部署や学生支援機構に対するインタビュー調査をする必要がある。

中国の大学城について銀行ローン返済の問題、管理の問題、質とかわる教員の移動・宿泊の問題の解決動向は研究の課題に残る。前述したように中国の大学城の開発は地域経済の発展や高等教育機関の立地分布などにより異なり、そのモデルにさまざまなパターンがある。完全な企業集団が開発するものもあるし、政府が主導したものや政府と企業などが共同で企画したものもある。大学城の異なるモデルを分析する際には、その地域の高等教育政策を考察し大学城に対する現地取材をする必要があり、これからの課題として残されている。

「国家教育事業発展の第 11 回 5 ヶ年計画綱要」によると、2010 年まで高等教育の募集規模を安定させ高等教育の構造的なバランスを取ると同時に重点的に質上げに取り組むという¹。新しい「教育法」の修正案がすでに国務院に提出され、大学入学試験や社会的資格などあらゆる試験に適用する「試験法」に関する前期論証が終わり立法段階に入っていて、「2020 年教育発展綱要」も制定されているところであるが、それらの動向は注目に値する。

高等教育の市場化により高等教育の機会均等性の問題が際立つことは、中国だけではな

く、世界共通のものである。本研究では、中国における高等教育の市場化と機会均等性を見てきたが、視野は中国にしぼっているため、必ずしも問題を見切れているとはいえない。他の国と共通する面や異なる面もあるのか、国際比較という視点からさらに検討する余地がある。

<注>

¹ 「袁贵仁（教育部副部长）：5年内将再扩招438万 稳定规模提高质量」 中国教育新闻ネットワーク http://www.jyb.com.cn/zs/gxzs/ptgxzs/t20070605_88758.htm (2007/06/06)

参考文献

【日本語文献】

- 阿部洋編著『「改革・開放」下中国教育の動態：江蘇省の場合を中心に』東信堂、2005年。
「素質教育」の提唱と展開。
- 天野郁夫『教育と選抜』第一法規、1982年。
- 市川昭午「教育費の公共負担」市川昭午・菊池城司・矢野真和『教育の経済学』第一法規出版社、1982年、pp.161-199。
- 市川昭午「費用負担と進学機会」『高等教育研究紀要』8、1988年、pp.61-72。
- 伊藤和衛『教育の機会均等：義務教育費の財政分析を中心として』世界書院、1965年。
- 馬越徹「アジアの経験—高等教育拡大と私立セクター」日本高等教育学会編『高等教育研究 第2集』玉川大学出版部、1999年、pp.105-125。
- 郭大光「中国における私立高等教育の現状と展望」私立高等教育研究所『高等教育における私事化と政策』（研究会）、2006年2月。
- 苑復傑「1998年以降の中国高等教育—市場化による拡大と発展—」山内乾史・杉本均編『現代アジアの教育計画 下』2006年、pp.272-287。
- 苑復傑「中国の高等教育政策：重点化・市場化・グローバル化による発展戦略」『大学とキャンパスライフ』2005年、pp.203-226。
- 袁連昇（黄梅英 訳）「高等教育の大衆化と機会均等性」『IDE 現代の高等教育：変貌する中国の高等教育』No.41、2002年8月、pp.22-25。
- 幹彰夫「教育の機会均等と平等をめぐる」佐伯胖・黒崎勲など『教育の政治経済学』岩波書店、1998年、pp.161-183。
- 王傑『中国高等教育の拡大と教育機会の変容』東信堂、2008年。
- 黄梅英「中国地域間の高等教育機会における非伝統的機関の役割—地域別の進学率規定要因の分析をもとに—」『大学研究』第20号、2000年、pp.195-208。
- 大塚豊「中国：壮大な全国統一入試」中島直忠『世界の大学入試』時事通信社、1986年、pp.626-648。
- 大塚豊「中国における民営大学への政府の関与：民営教育促進法制定の意義」村田翼夫（研究代表）『アジア諸国における中等・高等教育の民営化に関する実証的比較研究：その特質と問題点に関する考察』（研究成果報告書）、2003年、pp.127-136。

- 大塚豊「文革期中国の大学入学者選抜に関する一考察：教育と労働の結合の観点から」広島大学教育研究センター『大学論集』第8集、1980年、pp.109-128。
- 大塚豊『中国大学入試研究：変貌する国家の人材選抜』東信堂、2007年。
- 加藤弘之『シリーズ 現代中国経済 6 地域の発展』名古屋大学出版会、2003年、pp. 29-33。
- 加藤弘之『中国の経済発展と市場化』名古屋大学出版会、1997年。
- 金子元久「教育機会均等の理念と現実」日本教育社会学編『教育社会学研究』第42集、1987年、pp.38-51。
- 金子元久「受益者負担主義と育英主義—国立大学授業料の思想史」広島大学高等教育研究センター編『大学論集』17、pp. 67-88。
- 金子元久「周縁の大学とその未来」『教育社会学第66集』2000年、pp. 43-44。
- 金子元久「中国の高等教育：市場志向の急拡大」『IDE 現代の高等教育』2006年2-3月号、pp.73-79。
- 金子元久「高等教育における市場化：国際比較から見た日本」『比較教育学研究第32号』2006年、pp.149-163。
- 金子元久・吉本圭一「高等教育機会の選択と家庭所得—選択モデルによる規定要因分析」『大学論集』第18集、1988年、pp. 104-124。
- 金子元久・徐国興・鮑威等「21世紀初頭中国の高等教育発展構造—中国東南部調査（2004年夏）から—」『東京大学大学院教育学研究科紀要第44巻』2004年、pp. 83-109。
- 苅谷剛彦「教育・機会と階層：平等主義のアイロニー」佐伯胖・黒崎勲など『教育の政治経済学』岩波書店、1998年、pp. 83-107。
- 苅谷剛彦『階層化日本と教育危機』有信堂高文社、2001年。
- 夏立憲『中国における民営大学の発展と政府の政策』溪水社、2002年。
- 河野好美「潮流社会・生活 中国の大学入試の現状」ジェトロ編『ジェトロ中国経済』NO.451、2003年、pp.6-9。
- 喜多村和之『現代の大学・高等教育：教育の制度と機能』玉川大学出版部、1999年。
- 窠心浩「1990年代における中国高等教育機会の地域間格差：省別学生募集制度に着目して」『教育社会学研究第80集』2007年、pp. 311-330。
- 窠心浩「教育機会均等問題と進学選択理論」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第43巻、pp. 109-119。
- 窠心浩「中国高等教育の地域間格差」『IDE現代の高等教育』2005年、No. 472、pp. 76-80。

- 金龍哲『『3+X』が教育を変えられるか：中国の大学入試改革の理想と現状』『内外教育』時事通信社、2003年、No.5373、pp.2-4。
- 金龍哲「春秋両季大学入学者選抜の制度的課題：中国での実地調査を踏まえて」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第49巻、2003年、pp.163-168。
- 楠山研「中国における大学入試改革の動向：地方・大学への権限委譲に関する一考察」『京都大学大学院教育学研究科研究紀要』第51号、2005年、pp.129-140。
- 黒崎勲『教育と不平等：現代アメリカ教育制度研究』新曜社、1989年。
- 高益民「中国における高等教育市場化の模索」『比較教育学研究第32号』2006年、pp.137-147。
- 呉敬璉 著、青木昌彦・日野正子 訳『現代中国の経済改革』NTT出版社、pp.307-341。
- 小内透『教育と不平等の社会理論：再生産をこえて』東信堂、2005年。
- 小林雅之「高等教育の機会」牟田博光『高等教育論』放送大学教育振興会、1993年、pp.57-67。
- 小林雅之「日本の高等教育システムと機会の均等性」広島大学高等教育研究センター・日本高等教育学会編『高等教育研究叢書：第2回日中高等教育フォーラム・第33回研究員集会の記録』2006年8月、No.88、pp.143-154。
- 小篠隆生・鶴崎直樹「キャンパスマスタープランからみた大学と地域との連携の枠組み—カリフォルニア大学ディビス校とディビス市の取り組みを事例として—」日本建築学会『日本建築学会計画論文集』No.606、2006年、pp.137-143。
- 佐藤宏『シリーズ現代中国経済7 所得格差と貧困』名古屋大学出版社、2003年。
- ジェンクス他著（高木正太・橋爪貞雄訳）『不平等』黎明書房、1978年。
- 柴野昌山・菊池城司・竹内洋編『教育社会学』有斐閣ブックス、1992年。
- 徐国興「中国の授業料政策と大学進学行動—予想授業料を手がかりとして」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第45巻、2005年、pp.77-85。
- 銭小英「教育機会の均等の実態と奨学金政策」『教育社会学研究』第44集、1989年、pp.101-118。
- 谷口汎報「大学地域社会への序奏—新大学都市構想計画'69-Aをめぐって」『中央公論』Vol.84、No.11、1969年、pp.184-202。
- 沈鴻敏「進学出願率からみた中国高等教育進学需要の特質：1990年代を中心に」『COE研究シリーズ17 RIHE 高等教育研究』広島大学高等教育研究開発センター、2005年、pp.1-17。

- 沈鴻敏「中国高等教育の拡大過程における地域配置政策と進学機会の地域間格差に関する研究」東京工業大学博士論文、2006年、9月。
- 陳武元「中国における大学政策と研究大学の資金調達：X大学の経験から」国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』第2号、2005年8月、pp.193-220。
- 陳武元・大崎素史「中国における民弁高等教育機関の現状と歴史」創価大学教育学部論集編集委員会『創価大学教育学部論集』第五十四号、2003年、pp.29-39。
- 鄭新培「中国民工子女の教育問題」『語学教育研究論叢第21号』大東文化大学2002年、pp.51-66。
- 友田泰正『教育社会学』有信堂、1982年。
- 中島直忠編著『日本・中国高等教育と入試：二十一世紀への課題と展望』玉川大学出版社、2000年。
- 南部広孝「新入生募集制度改革」黄福濤編『1990年代以降の中国高等教育の改革と課題』（高等教育叢書81）広島大学高等教育研究開発センター、2005年、pp.89-97。
- 日本教育社会学会編集『新教育社会学辞典』東洋館出版社、1986年。
- 波平勇夫「教育の機会均等」日本教育社会学編集『新教育社会学辞典』東洋館出版社、1986年、pp.195-196。
- 服部憲児「高等教育における教育の機会均等の分析視角に関する試考—アメリカの高等教育政策を題材として」京都大学教育行政研究室『教育行政論叢』3号、1994年、pp.12-23。
- 菱田雅晴・園田茂人『シリーズ現代中国経済8 経済発展と社会変動』名古屋大学出版社、2005年、pp.70-72。
- ピエール・ブルデュー・ジャン＝クロード・パスロン（宮島喬訳）『再生産：教育・社会・文化』藤原書店、1991年。
- 鮑威『中国の民営高等教育機関：社会ニーズとの対応』東信堂、2006年。
- M・ミルナー著（波平勇夫・野淵龍雄訳）『教育機会均等の幻想』黎明書房、1976年。
- 山根男南・森岡清美・天野郁夫 等編『教育：テキストブック社会学（3）』有斐閣ブックス、1978年。
- 矢野真和「大学進学需要関数の計測と教育政策」『教育社会学』第39集、pp.126-228。
- 熊慶年「中国における国立大学経営の自主化：教育部直属の大学を中心に」国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』第2号、2005年8月、pp.171-189。
- 楊雲「中国における高校生の進学意識の実態と民営大学の果たす役割：河北省と北京市の

- 事例を中心に」『現代社会文化研究』第 39 号、2007 年 7 月、pp.55-72。
- 楊雲「中国の大学城：東方大学城を事例として」『現代社会文化研究』第 43 号、2008 年 12 月、pp.125-142。
- 楊雲「中国高等教育の機会均等性に寄与する民営大学の発展課題：河北省および北京市の大学生意識調査を中心に」『現代社会文化研究』第 41 号、2008 年 3 月、pp.1-18。
- 楊雲「中国高等教育の量的拡大と民営大学の発展」『現代社会文化研究』第 37 号、2006 年 12 月、pp.175-192。
- 米澤彰純「大衆化過程における日本の高等教育政策と私立大学：政府・市場・機関の相互作用」（東大創成科研高等教育政策ワークショップ資料）2004 年。
- 李彰浩「大学が主体となる大学まち再生に関する研究—米国におけるペンシルベニア大学とその周辺地域を事例として—」日本建築学会『日本建築学会計画論文集』No. 603、2006 年、pp. 131-138。
- 劉文君「中国における高等教育システムの分化と資金配分構造の転換」国立大学財務・経営センター『大学財務経営研究』第 4 号、2007 年、pp. 153-167。
- 劉鳳泰「中国的高等教育与高等教育教学評価」独立行政法人大学評価・学位授与機構『高等教育における中国の躍進』（公開講演会報告書）、2006 年 12 月。
- レイモン・ブードン著（杉本一郎・山本高郎・草壁八郎訳）『機会の不平等：産業社会における教育と社会移動』新曜社、1983 年。
- 若林敬子『現代中国の人口問題と社会変動』新曜社、1996 年、pp. 140-172。

【英語文献】

- Aart, Kraay., “Household Saving in China”, *The world bank economic review*, Vol.14, No.3, 2000, pp.545-570.
- Altbach Philip G., “The Past and Future of Asian Universities: Twenty-First Century Challenges”, Altbach Philip G. & Umakosh Toru, (ed.), *Asian Universities: Historical Perspectives and Contemporary Challenges*, The Johns Hopkins University Press Naltimore London, 2004,pp.13-32.
- Appleton, Simon, Song Lina & Xia Qingjie, “Has China crossed the river? The evolution of wage structure in urban China during reform and retrenchment”,

- Journal of Comparative Economics* 33, 2005, pp.644-663.
- Bao Wei, "The Development of Private Higher Education in China: Change and Response", International Seminar on Frontier of Private Higher Education Research in East Asia, Tokyo, 14-15 December 2006(working paper).
- Barbara E., Campbell MS, RN, Ab D, "Enhancing communication skills in ESL students within a community college setting", *Teaching and Learning in Nursing*, 3, 2008, pp.100-104.
- Black Gumprecht, "The campus as a public space in the American college town", *Journal of Historical Geography*, Vol.33, Issue 1, January 2007, pp.72-103.
- Brahim Boudarbat, "Field of study choice by community students in Canada", *Economics of Education Review* 27, 2008, pp.79-93.
- Brown O. Hubert, "People's Republic of China", *International Higher Education: An Encyclopedia*, Garland Publishing, Inc., 1991, pp.451-477.
- Cai Bin & Tian Yong, "Higher Education: The Bright Spot in China's Economic Growth", *Chinese Education and Society*, Vol.33, Issue1, Jan/Feb2000, pp.53-59.
- Cao, H., "Where to put their desks?", *China New Digest* 315, 1997, pp.3-6.
- Chan Lai, Marketization of Higher Education in China: Implications for National Development, University of Hong Kong (working paper), 2001.
- Charles Teddlie & Elizabeth A. Kemper (Series Editors), Edward P. St. John (Volume Editor), *Reading On Equal Education Volume 19: Public Policy and College Access (Investigating the Federal and State Roles in Equalizing Postsecondary Opportunity)*, AMS Press, 2004.
- Chen Xuefei, "Higher Education in China since 1990", *Higher Education Forum RIHE* Volume 1, 2003, pp.99-105.
- Clark, B.R. *The Higher Education System: Academic Organization in Cross-National Perspective*, Berkeley: University of California Press 1983.
- Coleman James S. et al., *Equality of Educational Opportunity*, U.S. Government Printing Office Washington, 1966.
- Coleman James S., "Equal Educational opportunity: A Definition", *Oxford Review of Education*, Vol.1, No.1, 1975, p25.

- Coleman James S., "The Concept of Equality of Educational Opportunity", *Harvard Educational Review* Vol.38, No.1, Winter 1968, pp.7-22.
- Coleman James S., "What is Meant by 'an Equal Educational Opportunity'", *Oxford Review of Education*, Vol.1, 1975, pp.27-31.
- David Chan & Ka-Ho Mok, "Educational Reforms and Coping Strategies under the Tidal Wave of Marketisation: a comparative study of Hong Kong and the mainland", *Comparative Education Volume* 37, No.1, 2001, pp.21-41.
- Ding Xiaohao, "The Challenges Faced by Chinese Higher Education as It Expands in Scale", *Chinese Education and Society*, vol.37, No.1, January/February, 2004, pp.36-53.
- Ding, Xiaohao. "A Study on Expansion and Equality in Chinese Higher Education", *Worldwide Perspectives of Financial Assistance Policies: Searching Relevance to Future Policy Reform for Japanese Higher Education(Higher education forum in Tokyo)* , Center for Research and Development of Higher Education, The University of Tokyo, December 6, 2006, pp.1-13.
- Douglas Albrecht, & Adrian Ziderman, "Student Loans: An Effective Instrument for Cost Recovery in Higher Education?", *The World Bank Research Observer*, Vol.8, No.1, January 1993, pp.71-90.
- Edita A. Tan, "Mechanics of Allocating Public Funds to Universities, Their Implications on Efficiency and Equity", Jamil Salmi & Adriaan M. Verspoor(Ed.), *Issues in Higher Education: Revitalizing Higher Education*, IAU Press, 1994, pp.244-304.
- Edward Ebanks, G. & Cheng Chaoze, "China: A Unique Urbanization Model", *Asia-Pacific Population Journal*, Vol.5, No.3, pp.29-50.
- Edward P. St. John, *public policy and college access investigating the federal and state roles in equalizing postsecondary opportunity*, AMS Press, Inc. New York, 2004.
- Edward P. St. John(eds.), *Reading On Equal Education Volume 21:Public Policy and Equal Educational Opportunity(School Reforms, Postsecondary Encouragement, and State Policies on Postsecondary Education)*, AMS Press, 2006.
- Fan Guorui, "Critical Review of Theoretical Research on Education Adjustments to the

- Market Economy”, *Chinese Education and Society*, Vol.39,No.5,September/October 2006,pp.17-37.
- Gordon Lafer, “Land and labor in the post-industrial university town: remaking social geography”, *Political Geography*,Vol.22, Issue 1,January 2003, pp.89-117.
- Han Xiaoping, “Soaring Fees at Institutions of Higher Learning”, *Chinese Education and Society*, vol.35, No.1, January/February, 2002, pp.21-27.
- Hilde de Ridder-Symoents, “Universities in the Middle Ages”, *A History of the University in Europe*, Vol.1, Cambridge University Press, 1992, p.137.
- Hu Angang, & Shi Zulin, “Heighten the Development and Transformation of China’s Higher Education”, *Chinese Education & Society*, Vol.33,Issue1,Jan/Feb 2000,pp.60-68.
- Hu Angang, “Equity and Efficiency”, Wang Chaohua(Ed.), *One China, Many Paths*, Verso, 2003, pp.219-234.
- Hu Ruiwen, Chen Guoliang, & Mao Hongxiang, “Taking Stock of Three Years of Expanded Enrollment in Higher Education”, *Chinese Education and Society*,Vol.37,No.1, January/February 2004, pp.12-35.
- Huang Deping, “Survey and Contemplation on the Views of Contemporary College Students Regarding Employment Choice and Obtaining Employment”, *Chinese Education and Society*,Vol.34, No.4, July/August 2001, pp.82-94.
- Jacob W. James, “Social Justice in Chinese Higher Education: Regional Issues of Equity and Access”, *Review of Education*52, No.3, 2006, pp.149-169.
- James, Tooley, “Equality of Educational Opportunity Without the State?”, *Studies in Philosophy and Education* 12, 1993, pp153-163.
- Jin Xibin, “Contentions over a Number of Hot Issues in Educational Economics”, *Chinese Education and Society*, Vol.39,No.5,September/October 2006, pp.38-54.
- Jing Lin & Yu Zhang, “Educational Expansion and Shortages in Secondary Schools in China: the bottle neck syndrome”, *Journal of Contemporary China* 15(47), May 2006, pp.255-274.
- Jing Lin, “*Private Higher Education in China: A Contested Terrain*”, Albach Philip G. & Levy Daniel C. (Eds.), *Private Higher Education: A Global Revolution*, 2005,

- pp.109-111.
- Jing Lin, "Students and Teachers at Private Universities in China", Altbach Philip G. & Levy Daniel C. (Eds.), *Private Higher Education: A Global Revolution*, 2005, pp.105-107.
- John, Knight & Song Lina, "Employment constraints and sub-optimality in Chinese enterprises", *Oxford Economic Papers* 51, Oxford University Press, 1999, pp.284-299.
- John, Knight & Song, Lina., "Towards a labour market in China", *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.11, No.4, 1995, pp.97-117.
- Johnstone Bruce, D., "Financing Higher Education: Who Should Pay?", John L. Yeager. et. al., *ASHE Reader on Finance in Higher Education*, Person Custom Publishing, 2001, pp.3-16.
- Johnstone Bruce, D., "The Costs of Higher Education: Worldwide Issues and Trends for the 1990s", Altbach Philip G., & Johnstone Bruce, D. (Ed.), *The Funding of higher education: international perspectives*, New York Garland Pub., 1993, pp.3-24.
- Johnstone Bruce, D., "The economics and politics of cost sharing in higher education: comparative perspectives", *Economics of Education Review* 23, 2004, pp.403-410.
- Joseph Zajda, Suzanne Majhanovich and Val Rust, "Introduction: Education and Social Justice", *Review of Education* 52, 2006, pp.9-22.
- Kenneth D. Roberts, "The determinants of job choice by rural labor migrants in Shanghai", *China Economic Review* 12, 2001, pp.15-39.
- Kwong Julia, "Focus on Private Schooling in China: The Reemergence of Private Schools in Socialist China", *Comparative Education Review*, Vol.41, Issue.3, 1997, pp.244-259.
- Kwong Julia, "The New Educational Mandate in China: Running Schools Running Businesses", *International Journal Educational Development*, Vol.16, No.2, 1996, pp.185-194.
- Li Haizheng, "Economic transition and returns to education in China", *Economics of Education Review* 22, 2003, pp.317-328.
- Li Yixian, "The Socialist Market Economy and Education Reform", *Chinese Education*

- and Society*, Vol.39, NO.5, September-October 2006, pp.63-74.
- Liu Jingming, "The Expansion of Higher Education and Uneven Access to Opportunities for Participation in It, 1978-2003", *Chinese Education and Society*, Vol.40, No.1, January/February 2007, pp.36-59.
- Lu Shaoqing & Zhang Shouli, "Urban/Rural Disparity and Migrant Children's Education", *Chinese Education and Society*, Vol.37, No.5, September/October 2004, pp.56-83.
- M.E. Sharpe Inc., "Problems faced by minban universities and colleges", *Chinese Education and Society*, Vol.33, Issue 1, 2000, pp.84-87.
- Mark Warnock, The concept of the Equality Debate, *Oxford Review of Education*, Vol.1, 1975, pp.3-8.
- Min Weifang, "Chinese Higher Education: The Legacy of the Past and Context of the Futurer", Altbach Philip G. & Umakoshi Toru (ed.), *Asian Universities: Historical Perspectives and Contemporary Challenges*, The Johns Hopkins University Press Naltimore London, 2004, pp.53-84.
- Mok, Joshua Ka-Ho, "From state control to governance: decentralization and higher education in Guangdong, China", *International Review of Education* 47, No.1, 2001, pp.123-149.
- Mok, Ka-Ho & Wat King-Yee, "Merging of the Public and Private Boundary: Education and the Market Place in China", *International Journal Educational Development*, Vol.18, No.3, pp.255-267, 1998.
- Mok, Ka-ho, "Education and the market place in Hong Kong and Mainland China", *Higher Education* 37, 1999, pp.133-158.
- Mok, Ka-ho, "Marketizing higher education in post-Mao China", *International Journal of Educational Development* 20, 2000, pp.109-126.
- Mok, Ka-ho, "Private Challenges to Public Dominance: the resurgence of private education in the Pearl River Delta", *Comparative Education* Vol.33, Issue1, 1997, pp.43-60.
- Mok, Ka-ho, "Privatization or marketization: educational development in Post-Mao China", *International Review of Education*, Vol.43, Issue.5-6, 1997, pp.547-567.

- Mok, Ka-ho, "When Domestic Forces meet the Global Trends: The Liberalization of the Privatness in East Asian Higher Education", The International Workshop 'Frontier of Private Higher Education Research in East Asia'(Organized by Research Institute for Independent Higher Education 14-15 December 2006, Tokyou Japan),working paper.
- Ono Hiroshi, "Does examination hell pay off? A cost-benefit analysis of 'ronin' and college education in Japan", *Economics of Education Review* 26, 2007, pp.271-284.
- Pan Maoyuan, "Explorations in the Minban System of Higher Education", *Chinese Education and Society*, Vol.40,No.3, May/June 2007, pp.83-91.
- Pan Maoyuan, "The Path to Popularizing Higher Education in China", *Chinese Education and Society*, Vol.40,No.3, May/June 2007, pp.92-100.
- Richard A. Hartnett, "Higher Education Funding in open door China", Edited by Philip G. Altbach & D.Bruce Johnstone., *The Founding of Higher Education: International Perspectives*, New York Garland Pub., 1993, pp.127-147.
- Robert Dur, Cone Teulings, & Thijs Van Rens, "Should Higher Education Subsidies Depend on Parental Income?", *Oxford Review of Economic Policy*, Vol.20,No.22004, pp.284-297.
- Ronald P. Dore, *The Diploma Disease: Education, Qualification and Development*, University of California Press, 1976.
- Ruth Hayhoe, & Qiang Zha, "China", Altbach Forest(Ed.), *International Handbook: Higher Education*, pp.667-691.
- Ruth Hayhoe, *Education and Modernization: The Chinese Experience*, Pergamon Press, 1992.
- Shen Hong, & Li Wen, "A Review of the Student Loans Scheme in China", *International Journal of Educational Development* 25, 2005,pp.173-188.
- Shi Qiuhe, & Wang delin, "Credit: A New Perspective for Solving the Contradiction Between Equity and Efficiency in Higher Education", *Chinese Education and Society*, Vol.37, No.1, January/February 2004, pp.72-88.
- Shen Hong, "Access to Higher Education for Disadvantaged Groups in China", *Chinese Education and Society*, vol.37, No.1, January/February, 2004,pp.54-71.

- Stefan Muthesius, *The Postwar University: Utopianist Campus and College*, Yale University Press New Haven and London, 2000.
- Tan Minghong, & Li Xiubin., “Urban land expansion and arable land loss in China—a case study of Beijing – Tianjin – Hebei region”, *Land Use Policy*, No.22, 2005,pp.187-196.
- Task Group(Teachers Training Center of Central China Normal University), “Teachers in Private(minban) Institutions of Higher Education in Hubei”, *Chinese Education and Society*, Vol.38,No.5,September/October 2005, pp.68-79.
- The Project Group, Central Education Research Institute, “An Investigation into Higher Education Institutions’ Tuition and Financial Aid to Needy Students”, *Chinese Education and Society*, Vol.34, No.4, July/August 2001, pp.29-53.
- Turner, P. V., *Campus: An American Planning Tradition*, Cambridge, 1984,pp.12-21.
- Umakoshi Toru, “Private Higher Education in Asia: Transitions and Development”, Philip G. Altbach & Toru Umakoshi (ed.), *Asian Universities: Historical Perspectives and Contemporary Challenges*, The Johns Hopkins University Press Naltimore London, 2004, pp.33-52.
- Wang Huilan, “Education and the Discussion on Globalization: Between ‘Winning the Competition’ and ‘Social Justice’”, *Chinese Education and Society*, Vol.40, No.1, January/February 2007, pp.22-35.
- Wang Xin, “A Policy Analysis of the Financing of Higher Education in China: two decades reviewed”, *Journal of Higher Education Policy and Management*, Vol.23, No.2, 2001, pp.205-217.
- Wang Yongquan, “The Structure and Governance of Chinese Higher Education”, *The Role of Government in Asian Higher Education Systems: Issues and Prospects*, Research Institute for Higher Education, Hiroshima University, 1988, pp.115-124.
- Wei Xin, “Reform and Development of Chinese Higher Education System in the Past Decade”, *International Seminar Reports— Research Institute for Higher Education RIHE*, No.10 July 1997.
- Xi Jieying; & Liu Junyan., “1978-1998: Chinese Youth Full of Opportunities and Hope”, *Chinese Education & Society*, 2002, Vol.35 Issue6, pp.6-23.

- Xia Chunli, "Migrant Children and The Right to Compulsory Education in China", *Asia-Pacific Journal on Human Rights and the Law* 2, 2006, pp.29-74.
- Yan Fengqiao, & Levy Daniel C., "China's New Private Education Law", Altbach Philip G. & Daniel C. Levy(Eds.), *Private Higher Education: A Global Revolution*, 2005, pp.113-117.
- Yang Dongping, "The right to choose: Universities & College entrance examinations", *Beijing Review*, Vol.50 Issue36, 2007, pp.18-19.
- Yin, Q. & White, G. "The Marketization of Chinese higher education: A critical assessment". *Comparative Education*, Vol.30, Issue 3, 1994, pp.217-237.
- Yu Zhu., "Chinese floating population and their settlement intention in the cities: Beyond the Hukou reform", *Habitat International* 31, 2007, pp.65-76.
- Yuan Feng, "National College Entrance Examinations: The Dynamics of Political Centralism in China's Elite Education", *Boston University Journal of Education*, 1999, Vol.181, No.1, pp.39-57.
- Yuan Fujie, "Expansion and Evolution through Marketization: Chinese Higher Education Since 1998", Working Paper(National Institute for Multimedia Education and Graduate University for Advanced Studies), 2006.
- Zai Liang; & Yiu Por Chen., "The educational consequences of migration for children in China", *Social Science Research* 36, 2007, pp.28-47.
- Zhang Huijie, "Strengthening the Financial Aid System to Help Poor Students at Higher Education Institutions", *Chinese Education and Society*, Vol.34, No.4, July/August 2001, pp.54-62.
- Zhang Jie, "Urbanization, population transition, and growth", *Oxford Economic Papers*, Vol.54, No.1, 2002, pp.91-117.

【中国語文献】

- 中華人民共和国教育部计划建设司編『中国教育事業統計年鑑』人民教育出版社、各年版。
- 中華人民共和国教育部發展规划司編『中国教育統計年鑑』人民教育出版社、各年版。
- 中華人民共和国国家統計局 編『中国統計年鑑』中国統計出版社、各年版。

- 中華人民共和国教育年鑑編輯部『中国教育年鑑』人民教育出版社、各年版。
- 中華人民共和国国家统计局设管司『关于统计上划分城乡的暂行规定』国统字「2006」60号、2006年。
- 中華人民共和国教育部財務司・国家統計局人口和社会科技統計司 『中国教育經費統計年鑑』中国統計出版社、各年版。
- 國務院人口普查事務局・国家統計局人口統計司『中国1990年人口普查資料』中国統計出版社、1993年。
- 国家統計局人口と就職統計司会編『中国人口統計年鑑1998年』中国統計出版社、1999年。
- 中国財政年鑑編集部『中国財政年鑑』中国統計出版社、各年版。
- 中華人民共和国国家統計局城市社会經濟調查總隊編『中国城市統計年鑑1995』中国統計出版社、1996年、pp.583-585。
- 中華人民共和国国家統計局城市社会經濟調查總隊編『中国城市統計年鑑1997』中国統計出版社、1998年、p.626。
- 張健 編『中国教育年鑑 地方教育』（1949-1984）、湖南教育出版社、1986年。
- 中国教育年鑑編集部『中国教育年鑑』（1949-1981）、中国大百科全書出版社1984年版。
- 中華人民共和国広東統計局編『広東統計年鑑2003』中国統計出版社、2004年。
- 広東年鑑編纂委員会『広東年鑑2006』広東人民出版社、2007年。
- “211工程”發展部際協調小組办公室 編『“211工程”發展報告（1995～2005）』高等教育出版社、2007年。
- 21世紀教育發展研究院編『教育藍皮書：2005年中国教育發展報告』社会科学文献出版社、2005年
- 上海市教育科学研究院智力開發研究所『新時期中国教育發展研究1983-2005』上海社会科学出版社、2006年。
- 丁小浩「規模扩大与高等教育入学机会均等化」『北大教育經濟研究』（電子ジャーナル）第4卷第2期，2006年6月。
- 文東茂「論民办教育公益性与可營利性的非矛盾性」 閔維方編『北大教育經濟研究』（電子ジャーナル）第1卷、第1期、2003年。
- 王炳照編『中国的私学・私立学校・民营教育研究』山東教育出版社、2002年。
- 皮耐安「走近大学城—上海松江大学校区的建设和管理」、華東理工大学出版社、2003年。
- 王蓉「教育水平的差異与公共教育資源分配的不平等」『北大教育經濟研究』（電子ジャーナル）

- ル) 第2卷第3期、2004年9月。
- 全国人大教科文委员会教育室・香港大学中国教育研究中心編『民办教育研究与立法探索』
広東高等教育出版社、2001年。
- 吳德剛『中国教育發展对策研究：加入世界貿易組織背景下的探索』高等教育出版社、2007年。
- 張乐天「教育机会的城乡差距与缩小差距的政策建议」袁振国 主编『中国教育政策评论
2004』北京教育科学出版社、2004年、pp. 92-101。
- 李文利「高等教育的私人支出、家庭贡献与資助需求分析」『北大教育經濟研究』(電子ジャーナル) 第4卷第1期、2006年3月。
- 李文利・Bruce Reynolds「個人(家庭) 信貸約束与高等教育入学机会」『北京大学教育經濟研究(電子ジャーナル)』第3卷第1期(トータル第6期)、2005年3月。
- 李培林・李強・孫立平等『中国社会分層』社会科学文献出版社、2004年。
- 閔維方・王蓉 編『2005-2006 中国教育与人力資源發展報告』北京大学出版社、2006年。
- 閔維方主編『高等教育運行機制研究』人民教育出版社、2002年。
- 岳昌君・文東茂・丁小浩「从求职和起薪看高校毕业生的就业竞争力：基于调查数据的施政分析」北京大学教育經濟研究所『北大教育經濟研究』(電子ジャーナル) 第2卷第2期(トータル第3期)、2004年6月、pp. 1-2。
- 郑富之・范文曜『高等教育發展国別報告』教育科学出版社、2002年。
- 俞德鵬『城鄉社会：从隔离走向开放 中国户籍制度与户籍法研究』山東人民出版社、2002年。
- 姜華「現代民办大学制度研究」閔維方『北大教育經濟研究』(電子ジャーナル)、第4卷、第3期、2006年。
- 柯佑祥『適度營利与民办高等教育的發展』南京師範大学出版社、2007年。
- 赵琦「教育産業化透視」袁振国編『中国教育政策評論 2004』北京教育科学出版社、2004年、pp. 246-254。
- 郝克明、顧明遠主編『90年代中国教育改革大潮系列』北京師範大学出版社、2002年。
- 郝克明『当代中国教育結構体系研究』広東教育出版社、2001年。
- 香港科訊国际出版有限公司編『大学城』大連理工大学出版社、2005年。
- 秦行音「教育市場化的比較研究：中国与世界」朱小蔓主編『对策与建議：2004-2005年度教育熱点、難点問題分析』教育科学出版社、2005年、pp.290-299。

- 袁振国 主編『中国教育政策評論』教育科学出版社、各年版。
- 陳昌貴・余群英 著『走進大衆化：21世紀広州市高等教育發展研究（広州市教育科学规划「十五」重大课题项目最终研究成果）』暨南大学出版社、2005年。
- 陸学芸『当代中国社会流動』社会科学文献出版社、2004年。
- 陸益龍『戸籍制度—控制与社会差別』商務印書館、2003年。
- 張玉林「分級办学制度下的教育资源分配与城乡教育差距：关于教育机会均等问题的政治经济学探索」袁振国 主編『中国教育政策评论 2004』北京教育科学出版社、2004年、2004年。
- 張博樹・王桂藍『重建中国私立大学：理念、现实与前景』教育科学出版社、2003年。
- 楊東平 主編『中国教育藍皮書 2003年』高等教育出版社、2004年。
- 楊東平『中国教育公平の理想と現実』北京大学出版社、2006年。
- 鮑威「扩招后中国高等院校贷款融资行为的实证研究」闵维方主編『北大教育经济研究』（電子ジャーナル）第5卷第2期（総第15期）2007年6月。
- 熊明安 編著『中国高等教育史』重慶出版社、1983年。
- 蔡克勇『20世紀の中国高等教育：体制篇（全国教育科学“十五”规划重点課題）』高等教育出版社、2003年。
- 潘懋元『中国高等教育百年』広東高等教育出版社、2003年。
- 戴晓霞・莫家豪・謝安邦『高等教育市場化』北京大学出版社、2004年。

【政府機関の公文書】

- 1950年8月 公安部「特殊人口管理の暫定方法（草案）」
- 1951年7月 公安部（政務院可決）「都市戸籍管理暫定条例」
- 1953年4月 政務院「農民の盲目的な都市流入を説得し阻止することに関する指示」
- 1953年11月 政務院「食糧の計画買い付けと計画供給の命令」
- 1955年8月 「全国高等教育機関における一般学生の人民助学金実施方法」
- 1978年12月 中国共産党第11回第3次全体会議「中国共産党第11回第3次全体会議の決議」
- 1981年12月 国務院「農村労働力の都市での出稼ぎや農業人口から非農業人口への移転を厳格にコントロールすることに関する通知」

- 1983年 「普通高等教育機関本・専科学生の人民助学の暫定方法」
- 1984年12月 中国共産党第12回中央委員会第3次全体会議「経済体制の改革に関する中共中央の決定」
- 1985年5月 中国共産党中央委員会「教育体制の改革に関する中共中央の決定」
- 1985年9月 第6回全国人民代表大会第12次会議「中華人民共和国住民身分証条例」
- 1987年7月 「普通高等教育機関の本・専科学生に対する奨学金制度の施行方法」
- 1988年3月 国務院「高等教育独学試験暫定条例」（国発「1988」15号）
- 1989年3月 国務院「高等教育機関における卒業生の就職制度を改革する国家教育委員会の報告を批准し、公布する通知」
- 1989年8月 国家教育委員会・国家物価局・財政部「高等教育機関授業料・雑費および宿泊費の徴収に関する決定」
- 1990年7月 国家教育委員会・人事部・国家計画委員会・公安部・商業部「普通高等教育機関における私費学生募集の暫定規定」
- 1993年2月 中共中央・国務院「中国教育改革と発展綱要」
- 1993年7月 国家教育委員会・財務部「高等教育機関における生活特別困窮の学生に対し援助を行う通知」
- 1994年5月 国家教育委員会・財務部「高等教育機関のワークスタディーを向上させる意見に関する通知」
- 1995年4月 国家教育委員会「普通高等教育機関に在籍する経済的に困難な学生に対し学費・雑費を免除する関係事項の通知」
- 1996年 「全国教育事業第9回5ヵ年計画（1996年～2000年）」
- 1997年7月 国務院「社会諸勢力による学校運営に関する条例」
- 1999年 教育部・国家計画発展委員会・財政部・建設部・中国人民銀行・国家税務総局（国務院可決）「高等教育福利施設やサービス業務の外部委託改革に関する意見」
- 1999年1月 教育部（国務院可決）「『21世紀を目指す教育振興行動計画』」
- 1999年6月 中共中央「教育改革を深化し素質教育を全面的に推進する決定」
- 1999年12月 教育部「高等教育福利施設やサービス業務の外部委託改革に関する意見」
- 2001年3月 公安部「小都市戸籍管理制度改革を推進する意見に関して」
- 2001年4月 広州市人民政府常務委員会「広州都市建設総体戦略概念に関する企画の綱要」

- 2001年 国家発展計画委員会「国民経済と社会発展の第10回5ヵ年計画における科技教育発展の重点専攻企画」
- 2001年5月 国家計画委員会「国民経済・社会発展の第10次5ヵ年計画都市化発展重点の特定項目の計画に関する通知」
- 2002年2月 教育部「基礎教育の学校運営・管理に関する若干問題の通知」
- 2002年4月 新疆ウイグル族自治区生募集委員会「新疆ウイグル族自治区普通高等学校学生募集の規定」
- 2002年6月 湖南省教育司「普通高校（重点高校が運営する民営高校を含む）は復読生の募集禁止ということを徹底する」（湘教基字「2002」18号）
- 2003年2月 海南省人民政府「海南省普通高等教育機関における学生募集・出願の条件に関する暫定規定」
- 2005年6月 海南省人民政府「海南省普通高等教育機関における学生募集・出願の条件に関する暫定規定」
- 各年度 教育部「普通高等教育機関における学生募集の規定」
- 2003年4月 「湖南省重点高校管理方法」（湘教発「2003」36号）
- 2003年4月 教育部「普通高等教育機関が新たなメカニズムとモデルによって設置した独立学院の管理の規範と強化に関する若干意見」（教発「2003」8号）
- 2003年12月 広州市人民政府「広州市近期建設企画（2002－2005）」
- 2004年 教育部「普通高等教育機関における学校運営の基本条件指標（試行）」（教発「2004」2号）
- 2005年1月 天津市教育委員会「藍印戸籍の受験生が天津市で普通大学入試を受ける際の出願資格に関する通知」（津教委中「2005」6号）
- 2005年 広州市人民政府制定国務院可決「広州市総体企画（2001－2010）」
- 2005年7月 財政部・教育部「国家助學奨學金管理方法」
- 2005年9月 教育部・公安部「普通高等教育機関の学生募集・全国統一試験における受験生の出願資格審査を強めることに関する通知（教育部事務所・公安部事務所）」（教学庁「2005」13号）
- 2005年11月 「新疆ウイグル族自治区生募集委員会新疆ウイグル族自治区普通大学入試出願に関する規定」

- 2005年12月 「湖南省模範性普通高級中学の管理方法」(湘教発「2005」121号)
- 2006年6月 教育部・財務部「『普通本科高等教育機関・高等職業教育機関国家奨学金管理の暫定方法に関する財政部・教育部の通知』の発行に関して(財教「2007」90号)」
- 2006年6月 教育部・財務部「財政部・教育部が『高等教育機関ワークスタディー管理方法』を発行する通知に関して(教財「2007」7号)」
- 2006年12月 國務院事務所「民営高等教育機関の規範化管理を強化し民営高等教育の健全な発展を導くことに関する國務院事務所の通知に関して」
- 2007年5月 國務院「普通本科高等教育機関・高等職業教育機関・中等職業教育機関における経済困窮な学生に対する支援システムを設立し完備することに関する國務院の意見(国発『2007』13号)」
- 2007年5月 教育部等「『教育部直属の師範大学における教員養成学部生教育費免除制度の実施方法(試行)』に関する教育部などの部署からの通知」
- 2007年6月 財務部・教育部「『普通本科高等教育機関・高等職業教育機関国家励志奨学金管理の暫定方法に関する財政部・教育部の通知』の発行に関して(財教「2007」91号)」
- 2007年8月 教育部・財務部「教育部・財政部が県レベル教育行政部署に学生支援管理センターを設立することに関する緊急通知(教財「2007」14号)」
- 2007年8月 安徽省人民政府「安徽省人民政府が普通本科・高等職業教育機関および中等職業学校家庭経済困窮な学生支援政策システムを設立し完備する実施意見を公布することに当たって」
- 2007年8月 福建省教育厅「『福建省における普通本科・高等職業教育高等教育機関国家助学金管理暫定方法』の通知を発行するに当たって(闽(福建省の略称)发「72号」)」
- 2007年9月 鉄道部「学生往復チケット取り扱い方法」
- 2007年9月 青海省财政厅・青海省教育厅「『青海省普通本科・高等職業教育機関国家助学金管理暫定方法』を発行する通知に関して」
- 2007年12月 教育部・財務部「『国家奨学金評価方法』を発行する通知に関して」
- 2008年1月 「上海市財政局・上海市教育委員会が『上海市普通本科・高等職業教育機関国家奨学金実施細則(試行)』を発行する通知に関して」
- 2008年 財政部・教育部「『高等教育機関学生支援政策マニュアル』
- 2008年4月 教育部「独立学院設置と管理方法」(教育部令第26号)

2008年7月 教育部「2008年高等教育機関の新入生に対する支援措置を徹底することに関する教育部の通知（教財「2008」11号）」

2008年7月 中国銀監会「『商業助学ローンの管理方法』を発行する銀監会の通知」

付録1 (調査1) 高校生進路意識のアンケート調査に関する調査の趣旨と

ご協力をお願い

このたび、私は博士論文の研究のテーマを「中国における高等教育の市場化と機会の均等性」に設定し、A・B高校の皆さんにアンケート調査をお願いしたく、このような形のアンケートを作成しました。

中国の教育体制にいろいろな問題があります。今度のアンケート調査を機会にし、それを素直に言ってくれれば嬉しいです。

アンケートは無記名、得られたデータは統計処理をし、皆様にご迷惑をかけることはありません。お忙しい中、大変恐縮ですが、このアンケートにご理解、ご協力をいただければ幸いです。

【問い合わせ】

楊○○ 住所：○○省○○県○○郷○○私立小学校（中国）電話：○○○○—○○○○○○○○

楊 雲 住所：○○町○○番地○○号（日本国）

E-mail: yangyun○○@○○.com TEL ○○○-○○○○-○○○○

回答上のご注意

- 1 特に指定がない場合は、最も当てはまる項目ひとつに○をつけるようにお願いします。
- 2 記述が必要な個所は下線が引いてありますので線上にご記入ください。
- 3 質問には差し支えない範囲でお答えください。

まず、あなた自身のことについてお伺いします

問1 性別をお聞かせください。 1 男 2 女

問2 ご出身地をお選びください。 1 直轄市 2 普通の市 3 鎮 4 村

問3 あなたの民族は何ですか。 1 漢民族 2 少数民族

問4 あなたの戸籍をお選びください。

1 直轄市戸籍 2 普通の市の戸籍 3 鎮戸籍 4 農村戸籍

問5 学年をお聞かせください。 1 1年 2 2年 3 3年 4 補習班

問6 あなたは文科系と理科系にどちらに属していますか。 1 文 2 理

問7 あなたは普通どういうクラスに属しますか。 1 トップ 2 普通 3 下級

問8 あなたの一年の学費はどのくらいかかりますか

1 1000元以上 2 5000元～9999元 3 2000元～4999元 4 2000元以下

問9 あなたの学費以外の諸経費は一ヶ月でどのくらいかかりますか。

- 1 1000元以上 2 500元～999元 3 100元～499元
4 50元～99元 5 30元～49元 6 30元以下

問10-1 ご両親以外に親戚から援助をもらっていますか

- 1 もらっている → 問10-2の質問にお進みください。
2 もらっていない → 問11にお進みください。

問10-2 親戚からもらった援助は学費に占める割合をお教えてください。

- 1 50%以上 2 30%～50% 3 30%以下

問11 あなたはなぜこの高校を選びましたか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う	どちらでも 言えない	あまり 思わない	思わない
11-1 通学学区制だから	1	2	3	4	5
11-2 学校の教育レベルが高いから	1	2	3	4	5
11-3 学校の評判がいいから	1	2	3	4	5
11-4 友達が入っているから	1	2	3	4	5
11-5 知っている先生がいるから	1	2	3	4	5

*その他の理由がある方は以下にご記入ください。

(具体的に _____)

あなたの就学状況についてお伺いします

問12 あなたの住居形態はどちらでしょうか。

- 1 学生寮 2 台所・バス・トイレ付きアパート・マンション
3 一戸立て貸家 4 上記以外のアパート・貸間
5 下宿 6 親戚・知人宅 7 自宅 8 その他(具体的に _____)

問13 あなたの成績はクラスの中でどのくらいですか。

- 1 上位 2 中上位 3 中位 4 中下位 5 下位

問14 自分の成績に満足していますか。

- 1 とても満足している 2 満足している
3 あまり満足していない 4 満足していない

問 15 今の成績になった原因をどう思いますか。(自分の成績に満足していない人だけお答えください。) 一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う	どちらとも 言えない	あまり 思わない	思わ ない
15-1 小学校から今まで通ってきた学校のレベルが低いから	1	2	3	4	5
15-2 自分が努力しなかったから	1	2	3	4	5
15-3 自分の知力が追いつかないから	1	2	3	4	5
15-4 栄養不良で知力が追いつかないから	1	2	3	4	5
15-5 いじめなどの友人関係か先生との人間関係の影響	1	2	3	4	5
15-6 家のお手伝いをしすぎたから	1	2	3	4	5
15-7 病気かけがでよく学校を休んでいたから	1	2	3	4	5

*その他の原因のある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

問 16-1 あなたは家庭教師を雇っていますか。

- 1 雇っている → 問 16-2 にお進みください。
- 2 雇っていない → 問 17 にお進みください。

問 16-2 週に何時間指導を受けているかお教えてください。

- 1 10 時間以上
- 2 5 時間～10 時間
- 3 5 時間以下

問 17-1 あなたは塾に通っていますか

- 1 通っている → 問 17-2 にお進みください。
- 2 通っていない → 問 18 にお進みください。

問 17-2 それはどんな塾か教えてください。

- 1 学習塾
- 2 体育塾
- 3 音楽塾
- 4 美術塾
- 5 その他

問 17-3 週に何回通っているかを教えてください。

- 1 週に 10 時間以上
- 2 週に 5 時間～10 時間
- 3 週に 5 時間以下

問 18 放課後、家庭教師と塾以外にあなたの勉強を指導してくれる人がいますか。

- 1 いる
- 2 いない

問 19 あなたは、ふだん平均どのくらい勉強しますか (塾・家庭教師を含む)。

- 1 4 時間以上
- 2 3 時間くらい
- 3 2 時間くらい
- 4 1 時間くらい
- 5 ほとんどしない

問 20 あなたは現在、教科外の部活動に参加していますか。 1 参加している 2 参加していない

問 21 奨学金をもらっていますか。 1 もらっている 2 もらっていない

大学入試についてお伺いします

問 22 ご両親はあなたが大学に入ることを希望しますか。

- 1 強く希望する 2 希望する 3 どっちでもいけない
4 あまり希望しない 5 希望しない 6 分からない

問 23 あなたは大学に入ることを希望しますか。

- 1 強く希望する 2 希望する 3 どっちでもいけない
4 あまり希望しない 5 希望しない 6 分からない

<問 22 で 1 と 2 に ○ をつけた人は以下の問をお答えください>

問 24 大学に入りたいのはなぜですか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う	どちらでも 言えない	あまり 思わない	思わない
24-1 より高い収入を得る為	1	2	3	4	5
24-2 自分の夢を実現する為 (お金以外の夢)	1	2	3	4	5
24-3 周りの友人がみんな入りたい為	1	2	3	4	5
24-4 家族と親戚の進め	1	2	3	4	5
24-5 大学生活を体験したい為	1	2	3	4	5
24-6 親戚か友人が入っている為	1	2	3	4	5
24-7 家族の名義の 為	1	2	3	4	5

*その他の理由がある方は以下にご記入ください。

(具体的に _____)

問 25 違う地域の大学への志願は学費の高低を気にしますか。

- 1 とても気にする 2 気にする 3 どちらとも言えない
4 あまり気にしない 5 気にしない

問 26 できれば、どの大学に進学したいですか。

- 1 重点国立 2 国立 3 公立 4 私立 5 その他 (_____)

問 27 戸籍によって大学の合格点数が違うことがお分かりますか。

- 1 よく分かる 2 大体分かる 3 あまり分からない 4 ぜんぜん分からない

問 28 戸籍によって大学の合格点数が違うことについて不平等と思いますか。

- 1 強く思う 2 思う 3 どちらとも言えない 4 あまり思わない
5 ぜんぜん思わない 6 分からない

問 29 国立公立大学に進学を希望する人だけにお伺いします。国公立に落ちたらあなたはご自分の進路をどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う	どちらでも 言えない	あまり 思わない	思わない
29-1 再受験したい	1	2	3	4	5
29-2 成人大学に行きたい	1	2	3	4	5
29-3 独学試験を選びたい	1	2	3	4	5
29-4 学歴証書試験を選びたい	1	2	3	4	5
29-5 中外合併学校に行きたい	1	2	3	4	5
29-6 ネット大学を選びたい	1	2	3	4	5
29-7 民弁大学に行きたい	1	2	3	4	5
29-8 テレビ大学を選びたい	1	2	3	4	5
29-9 職業資格証：就業と創業の 「通行証」を取りたい	1	2	3	4	5
29-10 両親の家業を継ぐ	1	2	3	4	5
29-11 留学して進学したい	1	2	3	4	5
29-12 就職する	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に _____)

問 30 ご両親はあなたが国立に落ちましたら私立大学に入ることを支持しますか。

- 1 強く支持する 2 支持する 3 どちらとも言えない
4 あまり支持しない。 5 ぜんぜん支持しない 6 分からない

問 31 親戚はあなたが国立に落ちましたら私立大学に入ることを支持しますか。

- 1 強く支持する 2 支持する 3 どちらとも言えない
4 あまり支持しない。 5 ぜんぜん支持しない 6 分からない

問 32 国公立に落ちましたら私立に行かない理由をどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う	どちらでも いえ	あまり 思わない	思わ ない
32-1 両親の家計が追いつけないから	1	2	3	4	5
32-2 周りの人間（親戚を含む）は賛成しないから	1	2	3	4	5
32-3 私立に入っても学歴をもらえるかが分からないから	1	2	3	4	5
32-4 周りの人間に能力がないと思われるから	1	2	3	4	5
32-5 私立に入るとは将来の就職に不利だから	1	2	3	4	5
32-6 私立についてはぜんぜん分からなかったから	1	2	3	4	5

*その他の理由がある方は以下にご記入ください

(具体的に _____)

問 33 自分が就学している学校をどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う どちらでも いけない	あまり 思わない	思わない
33-1 教員は十分ではない	1	2	3	5
33-2 教員の質が十分ではない	1	2	3	5
33-3 図書の有量が足りない	1	2	3	5
33-4 学校全体の雰囲気がない	1	2	3	5
33-5 学校は放任主義である	1	2	3	5
33-6 進路についての指導は不十分である	1	2	3	5

*その他の考えがあると思う方は以下にご記入ください

(具体的に _____)

問 34 委託生についてどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	やや 思う	思う あまり 思わない	思わ ない
34-1 自分が行こうと思っても見ない。	1	2	4
34-2 それで大学にいけるのは羨ましい。	1	2	4
34-3 それは不平等なものなので、それをなくしてほしい。	1	2	4
34-4 それは何なのか、聞いたこともない。	1	2	4

*その他の考えがあると思う方は以下にご記入ください

(具体的に _____)

問 35 推薦入試についてどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください

	やや 思う	思う あまり 思わない	思わ ない
35-1 推薦されても行かないかもしれない。	1	2	4
35-2 推薦されれば行きたい。	1	2	4
35-3 推薦はコネが要ることもありそうで、不平等だと思う。	1	2	4
35-4 それはなんだか聞いたこともない。	1	2	4

*その他の考えがあると思う方は以下にご記入ください

(具体的に _____)

問 36-1 大学受験競争が激しいと思いますか。

- 1 はい → 問 36-2 にお進みください。
- 2 いいえ → 問 37 にお進みください。

問 36-2 その激しい原因についてどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う どちらでも いけない	どちらでも あまり 思わない	あまり 思わない	思わない
36-2-1 受験する人が多すぎるから	1	2	3	4	5
36-2-2 国公立大学の募集定員が少ないから	1	2	3	4	5
36-2-3 国、公立大学の数が少ないから	1	2	3	4	5
36-2-4 私立大学に志願する人が少ないから	1	2	3	4	5
34-2-5 国公立以外の大学に行きたい人が少ないから	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に _____)

問 37 私立大学に行きたいと思いませんか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う どちらでも 言えない	どちらでも あまり 思わない	あまり 思わない	思わない
37-1 特徴があれば行きたい	1	2	3	4	5
37-2 国公立に落ちたら行きたい	1	2	3	4	5
37-3 家計が負担できれば行きたい	1	2	3	4	5
37-4 国承認の学歴をもらえれば行きたい	1	2	3	4	5
37-5 有名私立大学なら行きたい	1	2	3	4	5
37-6 就職が保障されれば行きたい	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください

(具体的に _____)

あなたの進路についてお伺いします

問 38 あなたが卒業後の進路をどう考えていますか。一番当てはまる番号○をつけてください。

	やや 思う	思う	あまり 思わない	思わない
38-1 大学受験をとおして進学したい	1	2	3	4
38-2 両親のコネで大学の委託生になりたい	1	2	3	4
38-3 両親の家業を継ぐ	1	2	3	4
38-4 就職したい	1	2	3	4
38-5 留学して進学したい	1	2	3	4
38-6 分からない	1	2	3	4

*その他の考えがある方は以下にご記入ください

(具体的に _____)

問 39 卒業後の進路を考えるようになったのは、いつ頃ですか。一番当てはまる番号○をつけてください。

- 1 小学校の頃 2 中学校1・2年の頃 3 中学校3年の頃
4 高校入学の頃 5 高校1年の頃 6 高校2年になってから

問 40 あなたは高校卒業後の希望進路を決める際にして、次の各項目をそれぞれの程度重視しますか、一番当てはまる番号に○をつけてください。

	やや 当てはまる	当てはまる	あまり 当てはまらない	当てはまら ない
40-1 自分の成績	1	2	3	4
40-2 自分の学問などが生かせる	1	2	3	4
40-3 先生の指導・助言	1	2	3	4
40-4 両親の希望・助言	1	2	3	4
40-5 友達の進路	1	2	3	4
40-6 家庭の経済状況	1	2	3	4
40-7 自分の適性	1	2	3	4
40-8 自分の将来のつきたい仕事	1	2	3	4
40-9 自分の夢（仕事とお金以外の夢）	1	2	3	4
40-10 希望校（希望企業）の評判	1	2	3	4
40-11 学校の地理条件（所在地など）	1	2	3	4
40-12 高い収入が得られる	1	2	3	4
40-13 社会の地位が高い	1	2	3	4
40-14 失業の恐れがない	1	2	3	4

*その他の考えがある方は以下にご記入ください

(具体的に _____)

留学についてお伺いします

問 41-1 あなたは留学を考えていますか

- 1 考えている → 問 41-2 にお進みください。
2 考えていない → 問 42 にお進みください。

問 41-2 なぜ留学をしたいですか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	当てはまる	やや当てはまる	あまり当てはまらない	当てはまらない
41-1 中国の教育体制に問題があるから	1	2	3	4
41-2 留学をとおして見識できるから	1	2	3	4
41-3 その国の言語を把握したいから	1	2	3	4
41-4 将来の就職を考えているから	1	2	3	4
41-5 国外に親戚か友達がいるから	1	2	3	4
41-6 早く両親から独立したいから	1	2	3	4
41-7 周りの友達がみな留学に行くから	1	2	3	4

*その他の理由がある方は以下にご記入ください

(具体的に_____)

あなたのご家庭についてお伺いします

問 42-1 あなたの兄弟はあなたをいれて何人ですか。

() 人

問 42-2 あなたは上から何番目身ですか。

1 1番目 2 2番目 3 3番目 4 4番目

問 43 お父さんの学歴をお教えてください。

1 学歴無し 2 小学校卒 3 中学校卒 4 高校卒 5 2年大学以上

問 44 お母さんの学歴をお教えてください。

1 学歴無し 2 小学校卒 3 中学校卒 4 高校卒 5 2年大学以上

問 45 お父さんの職業をお教えてください。

1 農民 2 工人 3 専門技術人員 (教職を含む)
 4 企業管理人員 5 党政機関幹部 6 自営業主
 7 失業者 8 無職 (退職など)

問 46 お母さんの職業をお教えてください。

1 農民 2 工人 3 専門技術人員 (教職を含む)
 4 企業管理人員 5 党政機関幹部 6 自営業主
 7 失業者 8 無職 (退職など)

問 47 お父さんの年収をお教えてください。

1 50000 元以上 2 30000 元～50000 元 3 20000 元～ 29999 元
 4 10000 元～19999 元 5 5000 元～9999 元 6 5000 元未満

に関する調査の趣旨とご協力をお願い

このたび、私は博士論文のテーマを「中国における高等教育の市場化と機会の均等性」に設定し、A大学・B大学の皆さんにアンケート調査をお願いしたく、このような形のアンケートを作成しました。

アンケートは無記名、得られたデータは統計処理をし、皆様にご迷惑をかけることはありません。お忙しい中、大変恐縮ですが、このアンケートにご理解、ご協力をいただければ幸いです。

【問い合わせ】

陳〇〇 住所：〇〇市〇〇大学 電話：〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇 (中国)

王曉燕 住所：〇〇市〇〇大学 電話：〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇 (中国)

楊 雲 住所：〇〇町〇〇番地〇〇号 (日本国)

E-mail: yangyun〇〇@〇〇.com TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

回答上のご注意

- 1 特に指定がない場合は、最も当てはまる項目ひとつに○をつけるようにお願いします。
- 2 記述が必要な箇所は下線が引いてありますので線上にご記入ください。
- 3 質問には差し支えない範囲でお答えください。

あなた自身のことについてお伺いします

- 問1 性別をお聞かせください。 1 男 2 女
- 問2 ご出身地をお選びください。 1 直轄市 2 普通の市 3 鎮 4 村
- 問3 あなたの民族は何ですか。 1 漢民族 2 少数民族
- 問4 あなたの戸籍をお選びください。 1 直轄市戸籍 2 普通市の戸籍
3 鎮戸籍 4 農村戸籍
- 問5 大学に入学した前の戸籍はこの省内か又省外かをお教えてください。
1 省内 2 省外
- 問6 学年をお聞かせください。 1 1年 2 2年 3 3年 4 4年
- 問7-1 所属している学部をお教えてください。
1 教育 2 文科系 3 理工科系 4 農林科系 5 医薬学科系

問7-2 本学部を選んだ要因の一つは他の学部ほどお金がかからないからだと思いませんか。

- 1 強く思う 2 思う 3 あまり思わない 4 思わない

問8 あなたの一年の学費はどのくらいかかりますか

- 1 10000 元以上 2 5000 元～9999 元 3 2000 元～4999 元 4 2000 元以下

問9 あなたの学費以外の諸経費は一ヶ月でどのくらいかかりますか。

- 1 1000 元以上 2 500 元～999 元 3 100 元～499 元
4 50 元～99 元 5 30 元～49 元 6 30 元以下

問10-1 ご両親以外に親戚から援助をもらっていますか

- 1 もらっている → 問10-2にお進みください。
2 もらっていない → 問11にお進みください。

問10-2 親戚からもらった援助は学費に占める割合をお教えてください。

- 1 50%以上 2 30%～50% 3 30%以下

問11 大学に入りたかったのはなぜですか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う どちらでも 言えない	あまり 思わない	思わない	
11-1 より高い収入を得る為	1	2	3	4	5
11-2 自分の夢を実現する為 (お金以外の夢)	1	2	3	4	5
11-3 周りの友人がみんな進学したかった	1	2	3	4	5
11-4 家族と親戚の進め	1	2	3	4	5
11-5 大学生活を体験したかった	1	2	3	4	5
11-6 親戚か友人が入っている為	1	2	3	4	5
11-7 家族の名義の為	1	2	3	4	5
11-8 専攻に興味や関心があった	1	2	3	4	5
11-9 希望する会社に就職できなかった	1	2	3	4	5
11-10 すぐに社会に出たくなかった	1	2	3	4	5
11-11 高卒で就職するのが難しい	1	2	3	4	5
11-12 大卒の学歴が得られる	1	2	3	4	5

その他の理由がある方は以下にご記入ください。

(具体的に _____)

問12 ご出身高校か大学入学前の身分を教えてください。

- 1 重点高校 2 普通高校 3 職業技術高校 4 社会人

問13 あなたはなぜこの大学を選びましたか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く思う	思う	どちらでも 言えない	あまり 思わない	思わない
13-1 国、公立だから	1	2	3	4	5
13-2 学校のレベルが高いから	1	2	3	4	5
13-3 学校の評判がいいから	1	2	3	4	5
13-4 友達が入っているから	1	2	3	4	5
13-5 親・教師・先輩の進め	1	2	3	4	5
13-6 学費が低いから	1	2	3	4	5
13-7 好きな専攻があるから	1	2	3	4	5
13-8 特色・学風	1	2	3	4	5
13-9 将来の進路を考えているから	1	2	3	4	5
13-10 実力相応だから	1	2	3	4	5
13-11 ここの風土に気に入るから	1	2	3	4	5
13-12 学校の所在地に気に入る	1	2	3	4	5

*その他の理由がある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

問14-1 あなたは大学受験前、私立大学に志願しましたか。

- 1 はい → 問15にお進みください。
- 2 いいえ → 問14-2をお答えください。

問14-2 私立大学に志願しなかった理由をお教えてください。一番当てはまる項目に○をつけてください。

	当てはまる	やや 当てはまる	なんとも いえない	あまり 当ては まらない	当ては まらない
A 私立大学のあることが分からない	1	2	3	4	5
B 就学する高校の出願指導のとき私立を紹介しなかった	1	2	3	4	5
C 両親、親戚及び友達が賛成しなかった	1	2	3	4	5
D 私立大学に行っても学位を取れるかは分からないから	1	2	3	4	5
E 私立大学の卒業生が就職しにくいと聞いていた	1	2	3	4	5
F 授業料が高いと聞いていた	1	2	3	4	5
G 両親の家計が高い授業料を負担できない	1	2	3	4	5
H 私立大学は社会に認められない	1	2	3	4	5
I 家族の名義を高める為私立大学へ行きたくない	1	2	3	4	5

*その他の理由のある方、下記にご記入ください。

(具体的に_____)

問15 戸籍所在地により、大学受験の合格ラインも違うことを知っていますか。

- 1 良くわかる
- 2 大体わかる
- 3 あまり分からない
- 4 ぜんぜん分からない

問16 戸籍所在地により、大学受験の合格ラインの違う制度について不平等と思いますか。

- 1 非常に不平等 2 不平等 3 なんともいえない
4 あまり不平等とは思わない 5 ぜんぜん不平等とは思わない

問17 推薦入試について、どう思いますか。一番当てはまる項目に○をつけてください。

	当てはまる	やや	なんとも	あまり	当てはまらない
	当てはまる	いや	いえない	当てはまらない	
17-1 推薦されても行きたくない	1	2	3	4	5
17-2 推薦されたが、行かなかった	1	2	3	4	5
17-3 推薦されたら、行ったと思う	1	2	3	4	5
17-4 推薦されるのはコネが必要のようで、不公平だと思う	1	2	3	4	5
17-5 ちっとも分からなかった	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

問18-1 大学受験の競争が激しいと思いますか。

- 1 はい → 問18-2をお答えください
2 いいえ → 問19にお進みください

問18-2 大学受験は競争が激しい原因をどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	当てはまる	やや	なんとも	あまり	当てはまらない
	はまる	当てはまる	いえない	当てはまらない	まらない
18-2a 受験する人数が多すぎる	1	2	3	4	5
18-2b 普通大学の募集人数が少なすぎる	1	2	3	4	5
18-2c 普通大学の数が少なすぎる	1	2	3	4	5
18-2d 私立大学に志願する人数が少ないようだ	1	2	3	4	5
18-2e テレビ大学などに志願する人数が少ないようだ	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

就学生活状況についてお伺いします。

問19 あなたの住居形態はどちらでしょうか。

- 1 学生寮 2 台所・バス・トイレ付きアパート・マンション
3 一戸立て貸家 4 上記以外のアパート・貸間 5 下宿
6 親戚・知人宅 7 自宅 8 その他(具体的に_____)

問 32-3 どういうルートで就職したいと思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	思う	やや思う	あまり思わない	思わない
32-3-1 学校からの情報	1	2	3	4
32-3-2 新聞・雑誌・ネットからの情報	1	2	3	4
32-3-3 親のコネ	1	2	3	4
32-3-4 親戚・先輩・教師・友人の紹介	1	2	3	4
32-3-5 送られてくる会社案内	1	2	3	4
32-3-6 公務員試験	1	2	3	4

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

問 33 卒後後の進路を考えるようになったのはいつ頃ですか。一番当てはまる番号を○をつけてください。

- 1 小学校の頃 2 中学校・高校の頃 3 大学1・2年生 4 大学3年以後

問 34 自分が私立大学から卒業する学生より就職に有利だと思いますか。

- 1 強く思う 2 思う 3 あまり思わない 4 思わない

問 35 卒業後の進路選択について重要視することをお教えてください。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	当てはまる	やや 当てはまる	あまり 当てはまらない	当てはまらない
35-1 収入	1	2	3	4
35-2 自由時間・休暇・趣味	1	2	3	4
35-3 自分の学問が活かせる	1	2	3	4
35-4 海外経験の可能性	1	2	3	4
35-5 就職先の将来性や安定性	1	2	3	4
35-6 福利厚生	1	2	3	4
35-7 自己開発の可能性	1	2	3	4
35-8 社会的地位	1	2	3	4
35-9 地理的条件	1	2	3	4
35-10 社会的貢献の可能性	1	2	3	4

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

ご家庭についてお伺いします。

問 36 あなたのご兄弟はあなたを入れて何人ですか。

() 人

問 37 あなたは上から何番目ですか。

- 1 1 番目 2 2 番目 3 3 番目 4 4 番目

問 38 お父さんの学歴をお教えてください。

- 1 学歴無し 2 小学校卒 3 中学校卒 4 高校卒 5 2 年大学以上

問 39 お母さんの学歴をお教えてください。

- 1 学歴無し 2 小学校卒 3 中学校卒 4 高校卒 5 2 年大学以上

問 40 お父さんの職業をお教えてください。

- 1 農民 2 工人 3 専業技術員 (学校の先生などを含む)
4 企業管理人員 5 党政機関幹部 6 自営業主
7 失業者 8 無職 (退職など)

問 41 お母さんの職業をお教えてください。

- 1 農民 2 工人 3 専業技術員 (学校の先生などを含む)
4 企業管理人員 5 党政機関幹部 6 自営業主
7 失業者 8 無職 (退職など)

問 42 お父さんの年収をお教えてください。

- 1 50000 元以上 2 30000 元～50000 元 3 20000 元～ 29999 元
4 10000 元～19999 元 5 5000 元～9999 元 6 5000 元未満

問 43 お母さんの年収をお教えてください。

- 1 50000 元以上 2 30000 元～50000 元 3 20000 元～ 29999 元
4 10000 元～19999 元 5 5000 元～9999 元 6 5000 元未満

問 44-1 あなたの勉学のためにご両親はローンをしていますか。

- 1 している —→ 次の質問にお進みください。
2 していない。 —→ 最後の自由記入にお進みください。

問 44-2 そのローンの学費にしめる割合を教えてください

- 1 50%以上している 2 30%～50%している
3 30%以下している

問 45 お父さんの身分をお教えてください。

- 1 共産黨員 2 共産党以外の民主党派 3 無所属 (普通の大衆)

付録3 (調査3) 大学生生活・就学・就職意識のアンケート調査に関する調査の趣旨とご協力のお願い

このたび、私は博士論文のテーマを「中国における高等教育の市場化と機会均等性」に設定し、大学の皆さんにアンケート調査をお願いしたく、このような形のアンケートを作成しました。

アンケートは無記名、得られたデータは統計処理をし、皆様にご迷惑をかけることはありません。お忙しい中、大変恐縮ですが、このアンケートにご理解、ご協力をいただければ幸いです。

【問い合わせ】

王晓燕 住所：〇〇市〇〇大学 電話：〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇

楊雲 住所：〇〇町〇〇番地〇〇号

E-mail: yangyun〇〇@〇〇.com TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

回答上のご注意

- 1 特に指定がない場合は、最も当てはまる項目ひとつに○をつけるようにお願いします。
- 2 記述が必要な個所は下線が引いてありますので線上にご記入ください。
- 3 質問には差し支えない範囲でお答えください。

あなた自身のことについてお伺いします

問1 性別をお聞かせください。 1 男 2 女

問2 ご出身地をお選びください。 1 直轄市 2 普通の市 3 鎮 4 村

問3 あなたの民族は何ですか。 1 漢民族 2 少数民族

問4 あなたの戸籍をお選びください。 1 直轄市戸籍 2 普通市の戸籍
3 鎮戸籍 4 農村戸籍

問5 大学に入学した前の戸籍はこの省内か又省外かをお教えてください。

1 省内 2 省外

問6 学年をお聞かせください。 1 1年 2 2年 3 3年 4 4年

問7-1 所属している学部をお教えてください。

1 教育 2 文科系 3 理工科系 4 農林科系 5 医薬学科系

問7-2 本学部を選んだ要因の一つは他の学部ほどお金がかからないからだと思いますか。

1 強く思う 2 思う 3 あまり思わない 4 思わない

問8 あなたの一年の学費はどのくらいかかりますか

1 10000元以上 2 5000元～9999元 3 2000元～4999元 4 2000元以下

問9 あなたの学費以外の諸経費は一ヶ月でどのくらいかかりますか。

- 1 1000元以上 2 500元～999元 3 100元～499元
4 50元～99元 5 30元～49元 6 30元以下

問10-1 ご両親以外に親戚から援助をもらっていますか

- 1 もらっている → 問10-2にお進みください。
2 もらっていない → 問11にお進みください。

問10-2 親戚からもらった援助は学費に占める割合をお教えてください。

- 1 50%以上 2 30%～50% 3 30%以下

問11 ご出身高校か大学に入学した前の身分を教えてください。

- 1 重点高校 2 普通高校 3 職業技術高校 4 社会人

問12 大学に入りたかったのはなぜですか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	強く 思う	思う どちらでも 言えない	どちらでも 言えない	あまり 思わない	思わない
12-1 より高い収入を得る為	1	2	3	4	5
12-2 自分の夢を実現する為 (お金以外の夢)	1	2	3	4	5
12-3 周りの友人がみんな進学したかった	1	2	3	4	5
12-4 家族と親戚の進め	1	2	3	4	5
12-5 大学生活を体験したかった	1	2	3	4	5
12-6 親戚か友人が入っている為	1	2	3	4	5
12-7 家族の名義の為	1	2	3	4	5
12-8 専攻に興味や関心があった	1	2	3	4	5
12-9 希望する会社に就職できなかった	1	2	3	4	5
12-10 すぐに社会に出たくなかった	1	2	3	4	5
12-11 高卒で就職するのが難しい	1	2	3	4	5
12-12 大卒の学歴が得られる	1	2	3	4	5

その他の理由がある方は以下にご記入ください。

(具体的に

)

問13 あなたはなぜこの大学を選びましたか。一番当てはまる番号○をつけてください。

	やや思う	思う	あまり思わない	思わない
13-1 学校のレベルが高いから	1	2	3	4
13-2 学校の評判がいいから	1	2	3	4
13-3 友達が入っているから	1	2	3	4
13-4 親・教師・先輩の進め	1	2	3	4
13-5 学費が低いから	1	2	3	4
13-6 専攻に興味や関心があった	1	2	3	4
13-7 特色・学風	1	2	3	4
13-8 将来の進路を考えているから	1	2	3	4
13-9 実力相応だから	1	2	3	4
13-10 ここの風土に気に入るから	1	2	3	4
13-11 地元だから	1	2	3	4
13-12 第一希望の大学に進学できなかった	1	2	3	4
13-13 高卒で就職するのが難しい	1	2	3	4
13-14 実践的な職業能力を身に付けられる	1	2	3	4
13-15 卒業までの期間が短い	1	2	3	4
13-16 学歴証書もらえるから	1	2	3	4
13-17 独学試験を受けるから	1	2	3	4
13-18 学歴証書試験を受けるから	1	2	3	4

*その他の理由がある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

問14 戸籍所在地により、大学受験の合格ラインも違うことを知っていますか。

- 1 良くわかる 2 大体わかる 3 あまり分からない 4 ぜんぜん分からない

問15 戸籍所在地により、大学受験の合格ラインの違う制度について不平等と思いますか。

- 1 非常に不平等 2 不平等 3 なんともいえない
4 あまり不平等とは思わない 5 ぜんぜん不平等とは思わない

問16 推薦入試について、どう思いますか。一番当てはまる項目に○をつけてください。

	思う	やや 思う	なんとも いえない	あまり 思わない	思わない
16-1 推薦されても行きたくない	1	2	3	4	5
16-2 推薦されたが、行かなかった	1	2	3	4	5
16-3 推薦されたら、行ったと思う	1	2	3	4	5
16-4 推薦されるのはコネが必要のようで、 不公平だと思う	1	2	3	4	5
16-5 ちっとも分からなかった	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

問 17-1 大学受験の競争が激しいと思いますか。

- 1 はい → 問 17-2 をお答えください
- 2 いいえ → 問 18 にお進みください
- 3

問 17-2 大学受験は競争が激しい原因をどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	思う	やや	なんとも	あまり	思
	思う	思う	いけない	思わない	わない
17-2a 受験する人数が多すぎる	1	2	3	4	5
17-2b 普通大学の募集人数が少なすぎる	1	2	3	4	5
17-2c 普通大学の数が少なすぎる	1	2	3	4	5
17-2d 私立大学に志願する人数が少ないようだ	1	2	3	4	5
17-2e テレビ大学などに志願する人数が少ないようだ	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に_____)

就学生活状況についてお伺いします。

問 18 あなたの住居形態はどちらでしょうか。

- 1 学生寮
- 2 台所・バス・トイレ付きアパート・マンション
- 3 一戸立て貸家
- 4 上記以外のアパート・貸間
- 5 下宿
- 6 親戚・知人宅
- 7 自宅
- 8 その他 (具体的に_____)

問 19 あなたは今の学校とご専攻に満足していますか。

- 1 大変満足する
- 2 満足する
- 3 どちらでも言えない
- 4 あまり満足しない
- 5 満足しない

問 20 できれば、専攻を変えたいと思いますか

- 1 強く思う
- 2 思う
- 3 どちらでも言えない
- 4 あまり変えたくない
- 5 変えたくない

問 21-1 あなたは奨学金をもらっていますか。

- 2 もらっている → 問 21-2 にお進みください。
- 3 もらっていない → 問 23 にお進みください。

問 21-2 その金額と種類（サポータとか）をお教えてください。

- 1 5000 元以上／年 2 1000 元～4999 元／年
 3 500 元～999 元／年 4 100 元～499 元／年 5 100 元以下／年
 奨学金の種類 （具体的に_____）

問 22 あなたはこの学校の奨学金制度についてどう思いますか。

	強く思う	思う	どちらでも 言えない	あまり 思わない	思わない
22-1 もらえる人数が極めて少ない	1	2	3	4	5
22-2 もらえる金額が極めて少ない	1	2	3	4	5
22-3 奨学金の種類は少ない	1	2	3	4	5
22-4 種類と金額を増やしてほしい	1	2	3	4	5
22-5 奨学金の評価制度を改善してほしい	1	2	3	4	5

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

（具体的に_____）

問 23 あなたはこの学校の授業料が適切だと思いますか。

- 1 強く思う 2 思う 3 あまり適切じゃない 4 適切じゃない 5 分からない

問 24 あなたの授業料が免除されていますか。

- 1 はい → 全額に占める%をお教えてください。（具体的に_____）
 2 いいえ → 問 25 にお進みください。

問 25 あなたはこの学校の授業料制度についてどう思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	思う	やや思う	あまり思わない	思わない
25-1 免除制度があるかが分かりません	1	2	3	4
25-2 免除される人がいるのを聞いていない	1	2	3	4
25-3 免除条件等を緩和してほしい	1	2	3	4
25-4 授業料免除枠を拡大してほしい	1	2	3	4
25-5 免除手続きを簡素化してほしい	1	2	3	4

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

（具体的に_____）

問 26 あなたはアルバイトしますか

- 1 良くする 2 する 3 あまりしない 4 しない

問 27 あなたの授業料と生活費はお家の家計への負担はどうなりますか。

- 1 重大な負担 2 かなりの負担 3 多少の負担 4 負担になっていない 5 分からない

問 28 現在のカリキュラムに満足していますか。
 1 満足している 2 どちらかといえば満足している
 3 どちらかといえば満足していない。 4 満足していない

問 29 この学校の教員のレベルをどう思いますか。
 1 とても高い 2 高い 3 どちらかといえば高い
 4 どちらかといえば低い 5 低い

問 30-1 自分が国公立大学の学生より劣っていると思いますか。
 1 思う 2 やや思う 3 あまり思わない 4 思わない

問 30-2 乗車券や公園の入場券を買うとき、学割の使用が拒否されたことがありますか。
 1 あります 2 ないです

問 30-3 私立大学の学生が乗車券や公園の入場券を買うとき、学割の使用が拒否されることについて不公平と思いますか。
 1 強く思う 2 思う 3 あまり思わない 4 思わない

あなたの進路についてお伺いします。

問 31-1 卒業後の進路をお教えてください。
 1 就職 → 問 26-1 にお進みください。
 2 進学・学問の継続
 3 留学して進学
 4 家業を継ぐ
 5 その他
 6 まだ決めていない

} → 問 27 にお進みください

問 31-2 どういう職業につきたいですか。
 1 一般企業の社員 2 自営業・自由業 3 団体職員 4 公務員 (教員を除く)
 5 小・中学校教員 6 大学教員・研究職 7 その他 (具体的に_____)

問 31-3 どういうルートで就職したいと思いますか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	思う	やや思う	あまり思わない	思わない
31-3-1 学校からの情報	1	2	3	4
31-3-2 新聞・雑誌・ネットからの情報	1	2	3	4
31-3-3 親のコネ	1	2	3	4
31-3-4 親戚・先輩・教師・友人の紹介	1	2	3	4
31-3-5 送られてくる会社案内	1	2	3	4
31-3-6 公務員試験	1	2	3	4

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。
 (具体的に_____)

問 32 卒業後の進路を考えるようになったのはいつ頃ですか。一番当てはまる番号に○をつけてください。

- 1 小学校の頃 2 中学校・高校の頃 3 大学1・2年生 4 大学3年以後

問 33 自分が普通大学から卒業する学生より就職に不利だと思いますか。

- 1 強く思う 2 思う 3 あまり思わない 4 思わない

問 34 卒業後の進路選択について重要視することをお教えてください。一番当てはまる番号に○をつけてください。

	当てはまる	やや 当てはまる	あまり 当てはまらない	当てはまらない
34-1 収入	1	2	3	4
34-2 自由時間・休暇・趣味	1	2	3	4
34-3 自分の学問が生かせる	1	2	3	4
34-4 海外経験の可能性	1	2	3	4
34-5 就職先の将来性や安定性	1	2	3	4
34-6 福利厚生	1	2	3	4
34-7 自己開発の可能性	1	2	3	4
34-8 社会的地位	1	2	3	4
34-9 地理的条件	1	2	3	4
34-10 社会的貢献の可能性	1	2	3	4

*その他の考えがある方は以下にご記入ください。

(具体的に _____)

ご家庭についてお伺いします。

問 35 あなたのご兄弟はあなたを入れて何人ですか。

() 人

問 36 あなたは上から何番目ですか。

- 1 1番目 2 2番目 3 3番目 4 4番目

問 37 お父さんの学歴をお教えてください。

- 1 学歴無し 2 小学校卒 3 中学校卒 4 高校卒 5 2年大学以上

問 38 お母さんの学歴をお教えてください。

- 1 学歴無し 2 小学校卒 3 中学校卒 4 高校卒 5 2年大学以上

問 39 お父さんの職業をお教えてください。

- 1 農民 2 工人 3 専業技術員 4 企業管理人員 5 党政機関幹部
6 自営業主 7 失業者 8 無職 (退職など)

付録4 (調査4) 中国高等教育の機会拡大における大学城の役割に関するインタビュー調査：東方大学城調査の趣旨とご協力をお願い

博士論文のテーマを「中国における高等教育の市場化と機会均等性」に設定し、高等教育における機会均等の問題を、大学入試制度や学費・奨学金制度、および私立大学の果たす役割とあわせて検討しています。政府、企業（社会）、大学、学生・保護者にインタビュー・アンケート調査を行い、実証研究を行う予定です。このたび、博士論文の研究課題の一部として「中国高等教育機会拡大における大学城の果たす役割—廊坊大学城への聞き取り調査を中心に」という課題を設けています。そこで廊坊大学城に聞き取り調査を予定しています。調査から得た情報は高等教育の課題研究以外に使いませんので、皆様にご迷惑をかけることはありません。お忙しい中、大変恐縮ですが、今度の聞き取り調査にご理解、ご協力をいただければ幸いです。

【問い合わせ】

楊 雲 住所: ○○町○○番地○○号
E-mail: yangyun○○@○○.com TEL ○○○-○○○○-○○○○

東方大学城について

1. 中国で初めての大学城ですが、その創立の直接の目的は何だと思えますか。
 - 1-1. 国の目的 : _____
_____。
 - 1-2. 地方政府（廊坊市政府）の目的 : _____
_____。
 - 1-3. 開発者（株の持ち主など）の目的 : _____
_____。
2. 創立の当初、中央政府や地方政府はどういった政策を行ったのでしょうか。
 - 2-1. ○○氏は政府の要員を説得したという報道が出ていますが、それについての詳細を教えてください。 _____
 - 2-2. ○○氏について分かれば教えてください。 _____

 - 2-3. その他 _____
_____。
3. 大学城の性質は何でしょうか。
 - 3-1. 成立当時の株主 : _____
 - 3-2. その後の株主の変化状況（例えば○○年○○月、それぞれの株主がもっている株のパー

セント) : _____

3-3.株主変化の原因：(負債 22 億円？ ほかの原因は?) _____

4. 駐在する大学について

4-1.大学の数は合計で_____校

4-1-1.その中に国公立大学は_____校

4-1-2.民営大学は_____校 その中の文科系の大学は_____校

4-1-2a 本科民営大学は_____校

4-1-2b.専科民営大学は_____校

4-1-2c.国が承認できる学歴を発行できる普通民営大学は _____校

4-1-2d.独立学院は _____校

4-1-2d.大学の分校は_____校

4-1-3.私立本科大学は_____校

4-1-2f.一旦大学城に入って、その後、退出した大学は_____校

例：_____大学 _____大学 _____

4-1-2g それらの大学はこの大学城から退出した原因は何だと思えますか。 _____

4-2.学生の数について

4-2-1.合計：_____人 4-2-1a 女性 _____人 4-2-1b 男性_____人

4-2-1c その中に国公立は_____人 4-2-1d. 民弁普通大学の学生は_____人

4-2-1e 独立学院の学生は_____人

4-2-1f.その他の民営高等教育機関の学生は_____人

4-2-1g. 大学分校 _____人

4-3. 学生の出身地について

4-3-1.河北省の学生の割合 _____%

4-3-2. 北京市の学生の割合 _____%

4-3-3. それ以外のところの学生の割合 _____%

4-4. 学生の募集定員について国の政策として省内外の定員はどうなっているか教えてください。 _____

4-5. 退学の学生について

4-5-1.退学した学生 年間_____人/年

4-5-2.退学した学生のうち1年生_____人/年

4-5-3.退学した学生のうち2年生_____人/年

4-5-4.退学した学生のうち3年生_____人/年

4-5-5. 退学した学生のうち4年生_____人/年

4-5-6.学生の退学理由についてどう思いますか。具体的に：_____

大学の施設について

5. 学習施設

5-1. 一人当たり利用可能な面積（図書館以外の教学用地）_____m²

5-2. 一人当たり利用可能な図書館の面積か図書館の面積_____m²/人 _____m²/人

5-3. 図書量_____冊

5-4.図書館の開放日々と開放時間について 週に_____日開放

5-4-1.土曜日_____時間開放

5-4-2.日曜日_____時間開放

5-4-3.祝日 _____時間開放

5-4-4.長期休暇の開放状況を教えてください。具体的に_____

5-5.実験室 実験科目対応の実験室の揃え状況についてお教えてください。具体的に：_____

5-6 実験室の使用状況について具体的に：_____

5-7 体育施設について具体的に：_____

5-8. ゴルフ場を利用する学生がいますか。利用している学生はどのような学生でしょうか：具体的に：_____

6. 学生の福利施設

6-1.食堂：

食堂_____箇所 トータルの座席数_____個 学生平均1人当たりの座席所有数_____席/人

6-2.学生寮

1人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

2人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

3人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

4人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

5人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

6人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

7 人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

8 人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

それ以外 ___人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

_____人部屋_____元 このような部屋の利用者数合計_____人

6-3. 部屋の施設状況 (A 電話、B 洗濯機、C テレビ、D トイレ、E シャワー、F バス) に
ついて

1 人部屋にそろっているのは: _____。

2 人部屋にそろっているのは: _____。

3 人部屋にそろっているのは: _____。

4 人部屋にそろっているのは: _____。

5 人部屋にそろっているのは: _____。

6 人部屋にそろっているのは: _____。

7 人部屋にそろっているのは: _____。

8 人部屋にそろっているのは: _____。

それ以外の部屋の施設状況は具体的に: _____。

6-4. 分校である大学の学生が本校への移動手段について

下記の交通手段の中に、6-4-1. 大学のバス (有料)、 6-4-2. 大学のバス (無料)、
6-4-3. 普通の公衆交通手段、6-4-4. その他_____。

6-5. 帰郷の公衆手段の利用について

6-5-1. 国公立大学の学生は鉄道を利用する場合、学割は_____回/年利用できる。

6-5-2. 私立大学の学生は鉄道を利用する場合、学割は_____回/年利用できる。

6-5-1 と 6-5-2 が違うなら、それについてどう思うのか。 私立大学の学生は不満がない
でしょうか。具体的に: _____。

大学城の教職員と学生

7. 教職員について

7-1. 本大学城に登録している教員は_____人 職員は_____人

7-2 駐在する国公立大学の教員雇用状況

教員_____人 職員_____人

専任教員_____人_____%

兼任教員_____人_____%

非常勤教員_____人_____%

博士学位を有する専任教員_____人_____%

博士学位を有する兼任教員_____人_____％
修士学位を有する専任教員_____人_____％
修士学位を有する兼任教員_____人_____％
学士学位を有する専任教員_____人_____％
学士学位を有する兼任教員_____人_____％
大学専科以下卒業の専任教員_____人_____％
大学専科以下卒業の兼任教員_____人_____％

7-3. 駐在する私立大学の教員の雇用状況

教員_____人 職員_____人
専任教員_____人_____％
兼任教員_____人_____％
非常勤教員_____人_____％
博士学位を有する専任教員_____人_____％
博士学位を有する兼任教員_____人_____％
修士学位を有する専任教員_____人_____％
修士学位を有する兼任教員_____人_____％
学士学位を有する専任教員_____人_____％
学士学位を有する兼任教員_____人_____％
大学専科以下卒業の専任教員_____人_____％
大学専科以下卒業の兼任教員_____人_____％

7-4. この大学城にある国公立大学と私立大学 両方に勤務している教員_____％

7-5. 中国の大学城内に駐在する大学に教員不足の問題や教員が主に非専任教員、または教員が大学城に離れているところに住んでいて通勤するのに大変なのであまり大学にこられないなど、のような問題があるようですが、この大学城はこのような問題がありますか。_____。

大学城内に教員のアパートが置いてありますか、もしありましたらその家賃とかをお教えてください。_____。

7-6. 教員に対する国の福利制度が不完備であると聞いています。東方大学城内の教員について、お伺いしますが、医療健康保険や社会保険を持つ教員の比率をお教えてください。_____。

同大学城内にある民営高等教育機関は教員のために社会保険を支払っているのでしょうか。その状況についてお教えてください。_____。

8. 大学城の大学から卒業した人の進路について

8-1. 2000年から駐在し始めるなら今まで 2005年度 2006年度、2007年度、2008年度の卒業生を出しているはずですが、その卒業生の進路状況をお教えてください。具

体的に： _____

8-2. 卒業生の進学や就職などの進路指導・支援について、大学城の管理側などは大学城内の学生に対する支援措置を行われていますか。あればその具体的な状況をお教えてください。 _____

8-3. 地方政府は大学城が地方の人材資源に貢献していると言っているようですが、その根拠があると思いますか。地方での就職率など具体的に： _____

8-4. 東方大学城の開発は地元の人材育成や地域の経済・社会発展に対してプラス影響がありますか、その根拠をお教えてください。具体的に _____

東方大学城の不動産について

9. 創立の目的は教育のための目的だとして上で 市場価格の 1/6 で土地を使っていますが、その物産を大学に貸し出すときどのようなルートかプロセスでしょうか。下記の選択項目に当てはまるものがあればチェックしてください。その他にあれば、横線に書いてください。

9-1-1. 業務員により直接に大学に連絡し、宣伝する。

9-1-2. 中央政府か地方政府を通して PR する。

9-1-3. 市場価格より安く貸し出す特徴を市場で広告する。

9-1-4. 入れる大学に特別サービス（物業管理など）を提供するように宣伝し、学校や商業業者の入城を誘致する。

9-1-5. その他 _____

9-2-1. 教学用地に関する費用や管理費のほかに、入城する各大学に徴収する費用がありますか。あれば、その品目をお教えてください。具体的に： _____

9-2-2a. 東方大学城にある各大学に徴収する管理費の年額は _____ 元/年、その費用徴収の基準（例えば体育城、図書館などの利用等）： _____

9-2-2b. 東方大学城にある各大学の教学用地に関する費用徴収の状況についてお教えてください。具体的に _____

その費用徴収の基準は_____。

各大学は以上の費用徴収に対して文句がありますか。_____。

9-3. 大学城キャンパス内の商業業者に対して建物の貸し出しを行っていますが、

9-3-1a. その家賃の年間収入は_____元である。

9-3-2. その管理費の年間収入は_____元である。

9-4. 大学城内にゴルフ場がありますが、

9-4-1. ゴルフ場の売上額は_____元/月。

9-4-2. ゴルフ場の運営は同大学城の運営にどのような役割を果たしていますか。具体的に：

_____。

9-5. 国務院の許可を経て財政部と国家税務局が高等教育機関の学生アパートなど学生の福利施設に対する徴税政策を明確にした。その新しい規定によると、高等教育機関の学生に宿泊のサービスを提供し高等教育の関係部署に定められた家賃を徴収する場合、その学生アパートに対し住宅税を免除する（2006年1月1日～2008年12月31日）。

9-5-1. 中央政府や地方政府が大学城の学生アパートなどに対し何か税制徴収免除政策がありませんか。具体的に：_____。

9-5-2. 大学に貸した不動産のほかにいわゆる「教師公寓」（教員アパート）もあるそうですが、それは教員のほかに市場で販売しますか。販売するなら、その販売価格上では何か区別がありますか。具体的に：_____。

_____。

9-5-3. 「教師公寓」は値段が市場開発の住宅より低く設定されていますか。それはなぜですか。具体的に：_____。

_____。

9-5-4. 「教師公寓」の買主はどういった構成でしょうか。

9-5-4a 大学城の教員_____%

9-5-4b 大学教員以外の大学の関係者_____%（厚生事業の職員など）

9-5-4c 教員と大学関係者以外の普通の市民_____%

9-5-4d そのほか_____% 具体的に：（どのような人でしょうか）_____

9-5-5. 別荘について、買主はどういった構成でしょうか

9-5-5a 大学城の教員_____%

9-5-5b 大学教員以外の大学の関係者 _____% (厚生事業の職員など)

9-5-5c 教員と大学関係者以外の普通の市民 _____%

9-5-5d そのほか _____% 具体的に：(どのような人でしょうか) _____。

自由記述

10-1. 大学城の創立は高等教育の量的拡大にプラスの影響を与えたと思いますか。具体的に：

_____。

たとえ大学城がなかったら、今までの学生数と相当する大学生が存在すると思いますか。具体的に： _____

各大学がそれぞれ自分の新しいキャンパスを設けるより、大学城に入城するのは何かメリットがあると思いますか。具体的に： _____

_____。

10-2. 地元の進学率の変化 大学城が設立された前は _____%、その後について

2000年 _____% 2001年 _____% 2002年 _____%

2003年 _____% 2004年 _____% 2005年 _____%

2006年 _____%

10-3. 入城する各大学の教育活動は順調ですか。具体的に： _____

_____。

10-4. 同大学城に「各大学における選択科目の共通科目」が設定されていると聞いていますが、そのような科目の組織者は大学城管理委員会でしょうか。このような科目を担当する教員は大学城の大学に勤める教員でしょうか。担当教員に支給する報酬などはどこから調達するのでしょうか。このような科目を設定するメリットが何でしょうか。具体的に： _____

_____。

10-5. インタネットに東大学城が入城する各大学の学生に対する学生支援活動を行っていると考えていますが、大学城の学生に対する経済的な支援措置をお教えてください。

_____。

10-6-1 大学城の開発は開発者(個人株主)、中央政府、地方政府、駐在する大学、学生、地元住民に何か利益やメリットをもたらしましたか。

具体的に： _____

10-6-2. 不利益やデメリットについて具体的に： _____

10-6-3. 東方大学城について改善に望ましいところをお教えてください。具体的に： _____

10-7. 東方大学城に関して、政府の政策、大学城の管理、駐在するサービス店、私立大学、学生などについてどう思うかを教えてください。

10-8. 全国に 50 何箇所かの大学城が出ていますが、国の教育政策、大学城の役割や、不利益なところなどについて、ご高見をお聞かせください。

ご協力ありがとうございました。

● 話し手の設定予定（関係項目別）

大学の関係者

大学城の関係者

大学生

喫茶店持ち主 物産の価格 利潤は 持ち主は大学城との関係 どうやってこの大学城に入ったか 部屋の買出しは庶民にも向いて宣伝したか
大学城に保護費などを提出する必要があるか。

タクシーの運転手さん

- 15.独立学院の財政状況について 申請機関とする母体大学の出資割合、企業または、個人、地方政府の出資の割合、授業料が全体に占める割合。
- 16.独立学院の管理、監督と指導における申請機関、および合作者が果たす役割はどうなっているのでしょうか。
- 17.『高等教育基層統計報表』は何でしょうか。

カリキュラム詳細

教育報にこのようなニュースがありましたが、実際に大学城で行われているのでしょうか。

http://www.jyb.com.cn/xwzx/gdjy/sxkd/t20060831_33545.htm

新华网北京8月31日电(记者陈二厚)经国务院批准,财政部、国家税务总局日前发出通知,对高校学生公寓等后勤实体的税收政策予以明确。根据新规定,为高校学生提供住宿服务并按高教系统收费标准收取租金的学生公寓,免征房产税。

按照这一通知,享受税收优惠的还包括:

——对从原高校后勤管理部门剥离出来而成立的进行独立核算并有法人资格的高校后勤经济实体自用的房产、土地免征房产税和城镇土地使用税。

——对与高校学生签订的学生公寓租赁合同,免征印花税。

——对高校后勤实体经营学生公寓和教师公寓及为高校教学提供后勤服务取得的租金和服务性收入,免征营业税。但对利用学生公寓或教师公寓等高校后勤服务设施向社会人员提供服务取得的租金和其他各种服务性收入,按现行规定计征营业税。

——对社会性投资建立的为高校学生提供住宿服务并按高教系统统一收费标准收取租金的学生公寓取得的租金收入,免征营业税;但对利用学生公寓向社会人员提供住宿服务取得的租金收入,按现行规定计征营业税。

——对设置在校园内的实行社会化管理和独立核算的食堂,向师生提供餐饮服务取得的收入,免征营业税;向社会提供餐饮服务取得的收入,按现行规定计征营业税。

——对高校后勤实体为高校师生食堂提供的粮食、食用植物油、蔬菜、肉、禽、蛋、调味品和食堂餐具，免征增值税；对高校后勤实体为高校师生食堂提供的其他商品，一律按现行规定计征增值税。

——对高校后勤实体向其他高校提供快餐的外销收入，免征增值税；对高校后勤实体向其他社会人员提供快餐的外销收入，按现行规定计征增值税。

两部门明确，上述税收优惠政策的执行期为2006年1月1日起至2008年12月31日止。享受优惠政策的纳税人，应对享受优惠政策的经营项目进行单独核算，分别进行纳税申报。不进行单独核算和纳税申报的，不得享受上述政策。同时，对利用学生公寓向社会人员提供住宿服务或将学生公寓挪作他用的，应按规定缴纳相关税款，已享受免税优惠免征的税款应予以补缴。

（责任编辑 周玲玲）

付録5 (調査5) 中国高等教育の機会拡大における大学城の役割に関するインタビュー調査：広州大学城調査の趣旨とご協力をお願い

博士論文のテーマを「中国における高等教育の市場化と機会均等性」と定めております。高等教育市場化過程における大学入試、学費・奨学金政策などと民営高等教育機関の果たす役割をあわせて高校生の進学意識の実態調査や大学生の生活実態調査を通じて分析したいものです。また、1999年以降に高等教育規模拡大の受け皿と高等教育の市場化の産物として、大学城が登場してきました。大学城の登場と発展は中国の高等教育の機会拡大に寄与していると考えております。広州大学城は中国の大学城の成功の例の一つとして知られています。

そこで今度は、広州大学城に関してインタビュー調査をさせていただきたいです。得られる情報は高等教育の課題研究に使い、インタビュー調査をご回答していただく方の個人情報情報を外部に漏らすことはありません。調査の回答以外にご迷惑をかけることはありません。お忙しい中、大変恐縮ですが、このインタビュー調査にご理解、ご協力をいただければ幸いです。

【問い合わせ】

楊 雲 住所: ○○町○○番地○○号
E-mail: yangyun○○@○○.com TEL ○○○-○○○○-○○○○

広州大学城の開発背景について

1. 広州大学城は中国の大学城の成功の例の一つといわれますが、この大学城を開発する目的をどう思うのでしょうか。
 - 1-1. 国家の目的: _____
_____。
 - 1-2. 広東省政府の目的: _____
_____。
 - 1-3. 開発者/株主の目的: _____
_____。
2. 広州大学城の開発背景についてお伺いします。
 - 2-1. 広州大学城は開発する前にほかの大学城を考察したのでしょうか。そうであったら、その見習いの大学城をお教えてください。 _____ 大学城、理由は: _____
_____。
 - _____ 大学城、その理由は _____
_____。
 - _____ 大学城、その理由は: _____。

- 2-2. 報道によると、2003年1月に広州市党委員会と市政府が共同で広州市大学城建設指揮部を組織し、そして指揮部事務所を設けたという。その指揮部と指揮部事務所は今まだ存在しているかをお教えてください。_____
- 2-3. 広州大学城建設指揮部事務所は_____人からなっています。
- 2-4. 広州大学城建設指揮部のメンバーは市政府からのメンバー_____人、入城する各大学側のメンバー_____人、その他のメンバーの所属をお教えてください。具体的に：_____。

大学城の概況について

3. 広州大学城の建設についてお伺いします。

3-1. 広州大学城は投入金額が合計で200億元～300億元という企画が報道されています。

3-1-1. 今までの投入資金：_____億元

3-1-2. そのうち広東省政府：_____億元、広州市政府_____億元、入城の大学はそれぞれ投入の金額合計は：_____億元。また個別大学の投入資金が分かればお教えてください。中山大学_____億元、華南理工大学_____億元、華南師範大学_____億元、広東外国語貿易大学_____億元、広州中医薬大学_____億元、広東工業大学_____億元、広東薬学院_____億元、広州大学_____億元、広州美術学院_____億元、星海音楽学院_____億元。

3-2. 広州都市企画ネット (www.guangzhou.gov.cn) からの情報によると、政府の投入は主に「一級用地」(大学城公共基礎施設用地で、政府が投入する都市公共サービス施設の建設)に用いているそうです。「二級用地」(城内グループ別の公共サービス機構と福利施設サービスの用地)は社会に公開して入札でサービスの外部委託を通じて実現するといいます。

3-2-1. その「二級用地」について、例えば、大学城内の各大学の性質により若干のグループが分けられています。土地の使用は有償となっているのでしょうか。

_____賞。有償なら、どちらから負担しているのかまたその負担の割合をお教えてください。具体的に：_____。

3-2-2. それらのグループにおける公共サービス機構と構成施設サービスへの投資はどうなっているのでしょうか。具体的に：省政府負担：_____億元、_____%

市政府負担：_____億元、_____%

各大学負担：_____億元、_____%

その他：_____。

3-2-3. 「三級用地」(各大学が各自で企画し建設する教学施設用地)について、「大学が有償で使用し、建設資金を投入する」といいますが、その用地の値段は_____元/m²、

使用期間は_____年。それ以上使う場合の費用徴収状況は具体的に：_____。

3-2-4. それについて大学は投入する建設資金は 100%でしょうか。そうではない場合は、どこから資金を負担してもらい、その割合をお教えてください。具体的に：_____側負担_____%、_____側負担_____%、_____側負担_____%。

3-3. 大学城企画発展策として「開発推進」というものがありますがそのうちに設立開発基金（宝くじを発行するというルートを含めて大学城に募金する）というのがあります。その開発基金の今までの金額は：_____元。

4. 大学城企画発展政策において「市場開拓」というルートがあり、そのうちに「特惠政策」と「行政干渉」について具体的にどのようなものを行われているのかをお教えてください。

4-1. 特惠政策：_____。

4-2. 行政干渉：_____。

4-3. 「市場開拓」において、「企画手段を通じて、今後新設の大学、研究機構または現有機構の空間拡大に対し、大学城内に入城させる」というのがありますが、そのうちに「企画手段」は主にどのようなことを指しているのか詳しくお教えてください。

4-3-1. 「企画手段」：_____。

4-3-2. 以上の発展策があるものの、大学城内に入っている大学の数は供用開始当初と変わっていません。その要因は：_____。

5. 今の大学城のキャンパス面積：_____建物の棟数：_____棟。
入城するハイテクノロジー産業に従事する人口は約 2 万～3 万人と企画されていましたが、今は約_____万人。

入城する各大学について

6. 入城する大学 10 校のうち教育部と広東省の大学がありますが、それぞれの大学は中央政府と地方政府からの財政的教育経費の年間金額か、大学財政収入に占める割合をお教えてください。

6-1. 中山大学： 中央政府：_____億元_____% 広東省政府_____億元_____%

6-2. 華南理工大学： 中央政府：_____億元_____% 広東省政府_____億元_____%

6-3. 華南師範大学： 中央政府：_____億元_____% 広東省政府_____億元_____%

- 6-4. 広東外国語貿易大学: 中央政府: _____億元 _____% 広東省政府 _____億元 _____%
- 6-5. 広州中医薬大学: 中央政府: _____億元 _____% 広東省政府 _____億元 _____%
- 6-6. 広東工業大学: 中央政府: _____億元 _____% 広東省政府 _____億元 _____%
- 6-7. 広東薬学院: 中央政府: _____億元 _____% 広東省政府 _____億元 _____%
- 6-8. 広州大学: 中央政府: _____億元 _____% 広東省政府 _____億元 _____%
- 6-9. 星海音楽学院: 中央政府: _____億元 _____% 広東省政府 _____億元 _____%
- 6-10. 広州美術学院: 中央政府: _____億元 _____% 広東省政府 _____億元 _____%

7. 広州大学城内に「二級学院区」がありそうですが、「二級学院区」には入っている「二級学院」は合計で _____ 校。今大学城に駐在している 10 校の大学が母体大学とする「独立学院」が入っているのでしょうか。そうであれば、その 10 校にそれぞれ有する独立学院の数を教えてください。

中山大学: _____ 校 華南理工大学: _____ 校 華南師範大学: _____ 校
 広東外国語貿易大学: _____ 校 広州中医薬大学: _____ 校、広東工業大学: _____ 校
 広東薬学院: _____ 校 広州大学: _____ 校 星海音楽学院: _____ 校
 広州美術学院: _____ 校 合計: _____ 校 そのうちに本科: _____ 校

大学城の教職員と学生について

8. 教職員について

8-1. 本大学城の教員は: _____ 人 そのうちに、8-1-1. 専任教員: _____ 人

8-1-2. 兼任職員: _____ 人 7-1-3. 非常勤職員 _____ 人

8-2 職員は: _____ 人

8-3-1. 博士学位を持つ専任教員 _____ 人 _____ %

8-3-2. 博士学位を持つ兼任職員 _____ 人 _____ %

8-3-3. 修士学位を持つ専任教員 _____ 人 _____ %

8-3-4. 修士学位を持つ専任教員 _____ 人 _____ %

8-4. 教員の年齢構成から見ると 40 代未満の青年教員は約 _____ %。

8-5. 大学城供用開始ごろ入城する各大学は教員を急募していたと聞いていますが、そのとき着任した新米教員は合計で約 _____ 人、約 _____ %、ほかの大学から移した教員は約 _____ 人、_____ %。

8-6. 大学城の教員は大学城キャンパス内に住んでいる割合は約 _____ %。

8-7. 大学城内に住んでいる教員は大学側から提供される居住条件に満足しているかをお教えてください。 _____。

8-8. 大学城の各大学の教員で、大学城外から通っている教員は約 _____ %、彼らは大学城の交通状況に満足しているかをお教えてください。 _____。

9. 学生について

- 9-1. 2004年広州大学城供用開始から約3年間になりますが、各年間の学生人数をお教えてください。2004年_____万人、2005年_____万人、2006年_____万人、2007年_____万人(予定)。
- 9-2. 大学城に入城する学生のうちに広東省の学生は約：_____％。
- 9-3. 大学城が供用開始以降、広東の高等教育への進学率の変化をお教えてください。
2004年_____％、2005年_____％、2006年_____％
- 9-4. できれば入城する各大学の毎年の募集人数や広東省での募集率をお教えてください。
- 9-4-1. 中山大学：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-2. 華南理工大学：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-3. 華南師範大学：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-4. 広東外国語貿易大学：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-5. 広州中医薬大学：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-6. 広東工業大学：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-7. 広東薬学院：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-8. 広州大学：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2006年_____万人、_____％、
2007年_____万人、_____％。
- 9-4-9. 広州美術学院：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、
2006年_____万人、_____％、2007年_____万人、_____％。
- 9-4-10. 星海音楽学院：2004年_____万人、_____％、2005年_____万人、_____％、2007年_____万人、_____％。

大学城の施設について

10. 大学の管理についてお教えてください。
- 10-1. 広州大学城を管理する組織についてお教えてください。
- 10-1-1. その管理組織の名前は：_____。
- 10-1-2. その管理組織はどのようなメンバーからなっているかをお教えてください。具体的に：_____から_____人、_____から_____人、_____から_____人、_____から_____人、_____から_____人、_____から_____人。
- 10-1-3. その組織の役割またはどのようなお仕事をしているのかをお教えてください。具体的に：_____。

10-1-4. その組織は「都市資源共用区」、「大学キャンパス区」、「生活居住単元」、「国際大学キャンパス区」、「中試生産区」に対してどのような管理をしているのでしょうか。具体的に： _____

_____。

10-2. また、各区に違う管理を行っているなら、それぞれの詳細をお教えてください。詳細：

10-2-1. 「都市資源共用区」： _____

_____。

10-2-2. 「大学キャンパス区」： _____

_____。

10-2-3. 「生活居住単元」： _____

_____。

10-2-4. 「国際大学キャンパス区」： _____

_____。

10-2-5. 「中試生産区」： _____

_____。

10-2-6. その他： _____

_____。

11. 大学城内のいわゆる「都市資源共用区」における図書館、体育館、国際会議センター、食堂、展覧館などの施設の運営上の負担金はどこから出しているかをお教えてください。

具体的に： _____側の負担、____%、_____側の負担、____%、_____側の負担、____%、_____側の負担____%。

11-1. その施設の利用について各大学や学生の使用は、有料とっているかをお教えてください。 _____。

有料であれば費用徴収基準や徴収金額などをお教えてください。

11-1-1. 図書館： _____

_____。

11-1-2. 体育館： _____

_____。

11-1-3. 国際会議センター： _____

_____。

11-1-4. 展覧館： _____

11-2. 以上の施設はコミュニティにオープンしていますか。その費用徴収状況をお教えてください。 徴収 _____。

11-2-1. 図書館： _____。

11-2-2. 体育館： _____。

11-2-3. 展覧館： _____。

11-2-4. 国際会議センター： _____。

11-3. 以上、費用徴収するなら、徴収した費用はどこの収入になるのかをお教えてください。

_____。

12-1. 「都市資源共用区」における図書館数は： _____箇所、蔵書： _____万冊。

12-2. 「都市資源共用区」における体育数は： _____箇所、面積： _____、そのうち室内体育館 _____箇所、面積： _____。

13. 「生活居住单元」について：

13-1. 学生アパートの費用徴収状況をお教えてください。

13-1-1. 費用徴収によるアパート部屋の種類は： _____種。具体的に： _____部屋 _____元／年間、 _____部屋 _____元／年間、 _____部屋 _____元／年間、 _____部屋 _____元／年間、 _____部屋 _____元／年間、 _____部屋 _____元／年間、 _____部屋 _____元／年間。

13-2. 教員の住居について、大学城内に教員のアパートなどが置いてあるのでしょうか。おいてあるなら、その入居条件や家賃などをお教えてください。具体的に： _____

_____。

14. 「国際大学キャンパス区」について：今具体的な仕事内容をお教えてください。具体的に：

_____。

15. 「中試生産区」について、今具体的な状況をお教えてください。具体的に： _____

_____。

16-1. 大学城内の福利サービス施設は外部のサービス業者に貸していると思いますが、その貸しルートをお教えてください。具体的に： _____

_____。

16-2. 大学城内の福利サービス施設に対する税制政策についてお教えてください。具体的に：

_____。

17. 各大学所属の大学の図書館、体育館などの使用について

17-1-1. 図書館の相互利用を実現していますか。相互利用の場合の費用徴収状況は： _____

_____。

17-1-2. 図書館はコミュニティにオープンしていますか。 _____。

有料なら、その費用徴収状況は： _____

17-2-1. 体育館の相互利用を実現していますか。 _____。相互利用の場合の費用徴収状況は： _____。

17-2-2. 体育館はコミュニティにオープンしていますか。 _____。有料ならその費用徴収状況は： _____。

その他

18. 大学城に入城する各大学間の関係について：

18-1. 大学間に単位互換や教員の兼任などのことはありましたら、その具体的な状況をお教えてください。具体的に： _____

18-2. 大学生の就職について、大学城側が行われる措置はありますか。具体的に： _____

19. 大学生奨学金や学生ローンなどの支援政策についてお教えてください。具体的に： _____

20. インターンシップを行う大学は _____ 校あります。それは：(行っている大学前の後ろの横線にチェックをお願いします) 中山大学 _____、華南理工大学 _____、華南師範大学 _____、広東外国語貿易大学 _____、広州中医薬大学 _____、広東工業大学 _____、広東薬学院 _____、広州大学 _____、広州美術学院 _____、星海音楽学院 _____。

自由記述

21-1. 大学城の開発は高等教育の量的拡大に積極的な役割を果たしていると思われるのでしょうか。具体的に： _____

21-2. 広州大学城の開発は中央政府、地方政府、各大学、学生、地元住民にどのようなメリットをもたらしているのかをお教えてください。具体的に： _____

22-1. 広州大学城の開発は中央政府、地方政府、各大学、学生、地元住民にどのようなディメリットをもたらしているのかをお教えてください。具体的に： _____

22-2. どのように改善すればよいと思われるのでしょうか。

23-1. 全国各地に 55 箇所以上の大学城がありますが、大学城の役割やそのマイナス影響についてご高見をお教えてください。 _____

23-2. 中国の高等教育について、思いつきのお考えをお教えてください。 _____

ご協力どうもありがとうございました！

关于对广州大学城做访问调查的主旨和请求配合的草稿

这次将博士论文的题目定为《中国高等教育的市场化与教育机会均等问题》，想把高等教育的市场化过程中有关高考，学费/奖学金政策等问题与民办高等教育机关所起的作用结合起来，进行分析。并且通过对高中生升学意识的实际情况调查和大学生生活意识的实际情况调查进行实证分析。另外，1999 年以来，作为高等教育规模扩大结果和高等教育市场化的产物的大学城在中国突然崛起。大学城的开发和发展无疑对中国高等教育的机会扩大做出了贡献。其中广州大学城被公认为是中国众多大学城中成功的典范之一。

因此，请允许我对广州大学城作访问调查。得到的信息知识用于课题研究，对协助回答问题的各位老师的身分和姓名等个人信息予以保密。并且不会给您带来请求协助回答大学城的问题之外的麻烦。请您在百忙之中抽出宝贵的时间，实在是抱歉！如果得到您的谅解与合作，将万分荣幸，不胜感激！

【有问题请咨询】

杨 云 950-2061 日本国新潟市寺尾北 1-1-2-216

E-mail: yangyun1018@yahoo.com.cn

Tel: 0081-25-262-7606 0081-90-7562-8952

新潟大学现代社会文化研究科 博士课程

关于广州大学城的开发背景

1. 广州大学城作为中国的大学城中较成功的典范而著称，请问您怎样认为广州大学城的开发目的何在？

1-1. 国家的目的：_____。

1-2. 广东省政府的目的：_____。

1-3. 广东省政府的木的：_____。

1-4. 入驻大学的目的：_____。

_____。

1-5. 开发者/股东的目的：

2. 请允许对广州大学城的发展背景进行提问

2-1. 在开发广州大学城之前是否考察过其他大学城，如果是的话，请问借鉴了哪几个大学城的经验。_____大学城，理由是_____

_____。
_____大学城，理由是_____

_____。
_____大学城，理由是_____

_____。
其他：_____

_____。
2-2. 据报道，2003年1月由广州市委市政府共同成立了广州大学城建设指挥部，并且成立了指挥部办公室。请问现在指挥部和指挥部办公室是否依然存在？_____。

2-3. 广州大学城指挥部办公室由_____人组成，请问其成员所属。其中市委_____人，市政府_____人，各个大学合计_____人，其他来自_____，_____人，_____，_____人，_____，_____人。

关于大学城的概况

3. 请允许对大学城的建设提问。

3-1. 据报道广州大学城的投入建设规划资金是200亿元-300亿元，请问到现在为止的投入资金：_____亿元。其中广东省政府_____亿元，广州市政府_____亿元，入驻的各个大学投入的合计资金为_____亿元。如果可能的话，请告诉我各个大学的投入建设基金。其中，中山大学_____亿元，华南理工大学，_____亿元，华南师范大学_____亿元，广东外语外贸大学_____亿元，广州中医药大学_____亿元，广东工业大学_____亿元，广东药学院_____亿元，广州大学_____亿元，广州美术学院_____亿元，星海音乐学院_____亿元。

3-2. 据广州都市规划网 www.guangzhou.gov.cn 的信息，政府的投入主要用于一类用地（大学城公共基础设施用地，由政府投入城市公共服务体系的建设）。二类用地是组团级公共服务机构和后勤服务体系用地，向社会公开招标，以社会化的模式推进高等教育事业的发展。

3-2-1. 关于二类用地，比如说大学城内的各个大学根据性质又分成若干组团。那儿即用地的使用是否是有偿的，_____。若是有偿的，请告诉我由哪里出钱负担的，负担的比例是怎样的。具体为_____

_____。
_____。

3-2-2. 请问对于各个组团的公共服务机构及设施服务的投资是由哪几方构成的。具体为广东省政府 _____ 亿元, ___ % , 广州市 _____ 亿元, ___% , 各个大学负担 _____ 亿元, ___%。

其他为 _____。

3-2-3. 关于三类用地据说是各个学校自行规划建设的教学设施用地, 学校有偿使用并投入建设资金。有偿使用的地价为每平方米 _____ 元, 使用期间为 _____ 年。超过约定的使用年限的收费情况是 _____。

3-2-4. 关于三类用地的基建资金是否是由大学 100%投入。_____。不是的话, 请问资金的来源及各自负担的比例。_____ 负担 ___ % , _____ 负担 ___ %。

3-3. 作为广州大学城的发展策略, 其中有“开发推进”这样一条。据报道分为由政府主导与市场化操作方式相结合, 包括通过发行彩票等方式设立开发基金, 通过规划等政策引导投资, 推进开发。

3-3-1. 请问政府主导与市场化操作具体是 _____。

3-3-2. 设立的开发基金有 _____ 基金, 筹款 _____ 元, _____ 基金, 筹款 _____ 元。到现在基金筹款总额为 _____ 元。

3-3-3. 通过规划等政策引导投资具体讲是。 _____。

或说政府用何种方式来引导投资的, 给投资方何种优惠政策 _____。

4. 广州大学城的规划发展政策里有市场开拓这种方式, 其中有这样的条文“通过优惠, 行政干预等手段, 吸引引导促进新中大总部或研究生院, 新广东工大总部甚至总体, 新广州大学总体进驻, 形成先锋与龙头, 带动大学城发展……”。其中所说的“优惠”, “行政干预”具体是何种措施, 具体是怎样施行的。

4-1. 优惠 _____。

4-2. 行政干预 _____。

4-3. 在市场开拓这种方式中提到了“通过规划手段, 要求今后的新设的大学, 研究机构

或现有机构的空间扩展在大学城选址”，

请问其中的规划手段具体指的是_____。

4-4. 在市场开拓这中方式中提到了“以优惠政策鼓励与吸引私立大学及研究机构的发展并进入大学城”，请问所说的优惠政策具体是_____。

4-5. 在市场开拓者中方式中还提到了“以各种优惠条件与方式吸引国内外名校及名研究及机构进大学城办分校或分支机构”，所说的“各种优惠条件与方式”具体是_____。

4-6. 吸引“4-1”中提及的大学与吸引“4-4”中的大学，“4-5”中的国外名校的优惠政策或条件是否是相同的，若是不同，请问不同之处具体表现在_____。

4-7. 既然有以上吸引大学入城的优惠条件及政策，但现在大学城中入驻的大学并没有增加。其原因是_____。

5. 现在的广州大学城的面积是_____，建筑物的栋数是_____栋。对于入驻的高新科技产业的从业人员的规划是2万-3万人，现在约有_____人。

关于入驻大学城的各个大学

6. 入驻大学城的10所高校里包括教育部和广东省所属的大学，请问各个大学每年从中央和地方政府拿到的财政经费，及其在高校的财政收入中所占的比例。

6-1. 中山大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-2. 华南理工大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-3. 华南师范大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-4. 广东外语外贸大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-5. 广州中医药大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-6. 广东工业大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-7. 广东药学院大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-8. 广州大学：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-9. 星海音乐学院：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

6-10. 广州美术学院：中央政府_____亿元_____%，广东省政府_____亿元_____%，

7. 据说广州大学城内有二级学院区, 请问在二级学院区内的二级学院有 _____ 校。是否是以入驻大学城的 10 所高校为母体的独立学院呢? 如果是请告诉我 10 所高校在大学城内的二级学院的校数。

中山大学: _____ 校, 华南理工大学: _____ 校, 华南师范大学: _____ 校, 广东外语外贸大学: _____ 校, 广州中医药大学: _____ 校, 广东工业大学: _____ 校, 广东药学院: _____ 校, 广州大学: _____ 校, 星海音乐学院: _____ 校, 广州美术学院: _____ 校, 合计: _____ 校, 其中本科院校: _____ 校。

关于广州大学城的教职工和学生

8. 关于教职工和学生

8-1. 本大学城内的教员有 _____ 人, 其中 专任教师 _____ 人, 兼职教师 _____ 人。

8-2. 本大学城各个大学所属的职工有 _____ 人。

8-3-1. 大学城内的有博士学位的专任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-3-2. 大学城内的有博士学位的兼任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-3-3. 大学城内的有硕士学位的专任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-3-4. 大学城内的有硕士学位的兼任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-4-1. 大学城内的有教授职称的专任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-4-2. 大学城内的有副教授职称的兼任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-4-3. 大学城内的有讲师职称的专任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-4-4. 大学城内的有讲师职称的兼任教师有 _____ 人占城内总体教员的 _____ %。

8-5-1. 大学城任教的不满 40 岁的年轻教师约有 _____ 人, _____ %, 50 岁-60 岁的教师有 _____ 人, _____ %。

8-5-2. 广州大学城刚开城的当年听说入驻的各个大学都大量的急聘教师, 那时新上任的教师约有 _____ 人 _____ %, 其中从其他大学跳槽过来的教师约有 _____ 人 _____ %。

8-6. 大学城任教的教师中在大学城内居住的约占 _____ %。

8-7. 请问大学城居住的教师们, 对大学提供的居住条件基本上满意吗? _____ 。若不满意, 请提出自己的意见 _____

_____。

8-8. 请问在大学城任教的教师们从城外通勤的约有 _____ %, 他们对大学城的交通状况基本满意吗? _____。若不满意请提出自己的意见 _____

_____。

9. 关于大学城的学生

9-1. 广州大学城自从 2004 年投入使用以来, 已有 3 年的时间了。请问每年的在学人数分别是 2004 年 _____ 万人, 2005 年 _____ 万人, 2006 年 _____ 万人, 2007 年 _____ 万人。

9-2. 现在在大学城里学习的学生中, 广东省本地的学生约有 _____ 万人, _____ %。

9-3. 请问自从广州大学城投入使用以来, 广东省的高等教育升学率的变化情况。

2004年_____%，2005年_____%，2006年_____%。

9-4. 可能的话请问广州大学城每年的招生人数以及在广东省的招生率。

9-4-1. 2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-2. 中山大学：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-3. 华南理工大学：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-4. 华南师范大学：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-5. 广东外语外贸大学：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-6. 广州中医药大学：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-7. 广东工业大学：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-8. 广东药学院：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-9. 广州大学：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-10. 星海音乐学院：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

9-4-11. 广州美术学院：2004年____万人，____%，2005年____万人，____%，2006年____万人，____%，2007年____万人，____%。

关于广州大学城的设施

10. 请问关于广州大学城的管理

10-1. 请允许对广州大学城的管理组织及新提问。

10-1-1. 管理组织的名称是_____。

10-1-2. 请问其管理组织是由哪几个所属部门的人员所组成的。

_____所属成员____人，_____所属成员____人，_____所属成员____人，_____所属成员____人。

10-1-3. 请问其管理组织的职能和工作内容的详细情况，具体是：_____

_____。

10-1-4. 请问大学城的管理部门对“都市资源共享区”、“大学校园区”、“生活居住单元”、

“国际大学园区”、“中试生产区”、进行怎样的管理。具体是：_____

_____。

10-2. 如果对以上各个区施行不同的管理，请问其详细情况是怎样的。

10-2-1. 都市资源共享区：_____

_____。

10-2-2. 大学校园区：_____

_____。

10-2-3. 生活居住单元：_____

_____。

10-2-4. 国际大学园区：_____

_____。

10-2-5. 中试生产区：_____

_____。

10-2-6. 其他：_____

_____。

11. 在大学城内的“都市资源共享区”内的图书馆、体育馆、国际会议中心、食堂、展览馆等设施，其运营基金是由哪里来负担的呢？具体是：_____方负担_____%，_____负担_____%，_____负担_____%，_____负担_____%。

11-1. 对以上提到的各个设施的使用对每个大学或学生是否收费，请问收费的标准或金额。

11-1-1. 图书馆：_____

_____。

11-1-2. 体育馆：_____

_____。

11-1-3. 国际会议中心：_____

_____。

11-1-4. 展览馆：_____

_____。

11-2. 以上的设施是否对社区或本地居民开放。请问其对社区开放是否收费_____。

收费情况具体情况为

11-2-1. 图书馆：_____。

11-2-2. 体育馆：_____。

11-2-3. 国际会议中心：_____。

11-2-4. 展览馆：_____。

11-3. 请问以上的收费属于哪个部门的收入。_____

- _____。
- 12-1. “都市资源共享区”内的图书馆的数量是 _____ 个、共计藏书 _____ 万册。
- 12-1. “都市资源共享区”内的体育馆数是 _____ 个、面积共计 _____、其中室内体育馆有 _____ 个、面积 _____。
13. 请问关于“生活居住单元”
- 13-1. 请问关于学生公寓的收费情况。
- 13-1-1. 根据收费不同可以将学生公寓分成 _____ 种。具体是：_____用房 _____元/年、_____用房 _____元/年、_____用房 _____元/年、_____用房 _____元/年、_____用房 _____元/年、_____用房 _____元/年。
- 13-2. 关于教师的住居，是否是有偿使用的呢？_____。若是有偿使用，请在有偿使用的方式后的横线上画标记。以低于市场价的价格出租 _____，以低于市场价的价格出售_____，其他_____。
- 13-2-1. 若是出租的话，每平方米比市场价低 _____元/月。
- 13-2-2. 若是出售的话，每平方米比市场价低_____元。
14. 请问“国际大学园区”的具体工作内容是怎样的。 _____
- _____。
15. 请问“中试生产区”的具体的情况是怎样的。 _____
- _____。
16. 据说广州大学城内的二类用地里的组团级公共服务机构和后勤服务体系，是向社会公开招标而建设的。请问是否是政府提供土地和税收方面的优惠政策通过招标等方式吸引投资商来投资建设的。_____。
- 16-1. 以上回答是的话，请问土地比市场价每平方米便宜 _____ 元，另外的优惠政策及税收方面的政策是怎样的呢？ _____
- _____。
- 16-2. 若是通过招标方式吸引投资商的，请问招标是否是向社会公开招标，或是对投标企业有何具体要求。 _____
- _____。
17. 请问关于大学城内所属各个高校的图书馆、体育馆的使用情况。
- 17-1-1. 各个大学的图书馆之间是否相互利用。相互利用的话收费情况是怎样的呢？ _____
- _____。
- 17-1-2. 图书馆是否向社区或市民开放？_____。如果是收费的，请问收费情况是怎样的呢？

_____。
_____。

17-2-2. 体育馆是否向社区或市民开放? _____。如果是收费的, 请问收费情况是怎样的呢?

_____。

其他

18. 有关入驻大学城各个大学之间的联系。

18-1. 如果各个大学之间有学分互换或教职工之间的跨校际兼任等联系, 能不能说明其具体情况是怎样的呢? _____

_____。

18-2. 关于大学生的就业, 请问大学城整体上对入驻的各个大学的学生就业有何支援活动或措施。具体是: _____

_____。

18-3. 从广州大学城的建设背景上看, 大学城的建设目的之一是为了提高本地的高等教育升学率从而为本地的经济发展作贡献。在指导学生就业方面是否和建设大学城的初衷相联系, 引导学生在本地就业呢? 如果有活着即将实施请问具体是: _____

_____。

19. 请问大学城方面对入驻的各个大学的学生在奖学金或助学贷款等学生生活学习支援方面都作了哪些工作? 具体是: _____

_____。

20. 入驻广州大学城的各个大学实施实习制度的大学有 _____ 校。请在实施的高校名后面的横线上打对号。

中山大学__ 华南理工大学 _____, 华南师范大学_____, 广东外语外贸大学 __, 广州中医药大学_____, 广东工业大学_____, 广东药学院 __, 广州大学__ , 星海音乐学院_____, 广州美术学院 _____。

自由叙述

21-1. 您对中国大学城的建设开发对中国高等教育量的扩大做出了贡献这个观点是怎样认为的, 请发表您的高见: _____

_____。
21-2. 您认为广州大学城的建设和开发给中央政府、地方政府、各个大学、学生、本地居民等带来了何种好处？您的高见：_____

_____。

22-1. 您认为广州大学城的建设和开发给中央政府、地方政府、各个大学、学生、本地居民等带来了何种不利？您的高见：_____

_____。

22-2. 您认为进行怎样的改善更好？您的高见：_____

_____。

23-1. 全国各地有 55 所以上的大学城，请您对大学城所起的作用及其带来的负面影响发表高见：_____

_____。

23-2. 请对中国的高等教育发表您的高见：_____

_____。

23-3. 请对中国的教育事业整体或最近的教育改革动向，以及中国的教育改革整体发表您的高见：_____

_____。

对您的辛劳合作，不胜感激！

謝辞

本論文の執筆にあたっては、多くの方々から指導と助言をいただいた。本研究のスタート以来、博士論文への取り組みだけではなく参照論文の作成にも、主指導教官の雲尾先生が細かいところまでご指導をいただいた。中国でのインタビュー調査を行うことに当たって雲尾先生が自ら調査の対象をご紹介いただいたことなど、謹んでお礼申し上げたい。新潟大学に入学して以来、今の副指導教官の藤村先生には大変お世話になった。何よりも藤村先生からは実証研究の大切さや一番相応しい分析方法を掘り出すまであきらめないことを教わったことである。論文作成の資格審査が行われたころから、副指導教官の藤井先生が広い視野と鋭い洞察力でもっとも基本的なものをご指摘・指導いただいた。お2人の副指導教官にも、心からお礼を申し上げたい。

論文作成の調査を行った際、ご協力をいただいた中国の高校および大学の教員の方々、友人の方々、調査対象の高校生・大学生の皆様にも、お礼を申し上げたい。インタビュー調査を行った際に、新潟大学教育人間科学部の相庭先生が調査対象の先生に依頼の手紙を書いてくださった。それに対して深くお礼を申し上げたい。

研究科の岩本先生、石田先生には、研究資料の検索助言や論文作成に当たっての編集作業に熱心にご指導をいただいた。図書館の相互利用係の方々にも大変お世話になった。心から感謝する。

新潟大学には留学生に対して奨学金制度や授業料免除制度および医療費補助制度がある。私がおかげで今までやってきたことに心からお礼を申し上げたい。

日本に留学し教育を研究することは、学部時代の恩師の方々の影響である。卒論の指導をくださった秋田県の元校長先生の須田先生や秋田大学の元教授の佐藤先生がいつも励ましてください、心から深く感謝したい。恩師の陳先生や野崎先生は、私が日本語の勉強に携わってから今まで、母のように暖かく見守ってくださっている。その2人にも最大の感謝を申し上げたい。

また、生活の面で大変お世話になった日本・中国の友人の方々にお礼を申し上げたい。

最後に、家族に感謝したい。今日にいたるまで、常に娘の生き方を前向きに受け止め、援助の手を惜しまなかった両親にお礼を述べたい。なお、いつも励ましてくれ学業を成し遂げて帰国するのを期待していた祖父・祖母は、2007年12月に相次いで亡くなりました。早く帰れなかったことが、今でも心残りである。

日本で勉強・研究生活をしている長い間で学んだことは、単に学問上の知識や方法だけではなく、人間としての珍しい体験でもある。それらのすべては私の人生の宝物である。今後とも、研究および日中間の友好交流のために自分の微力を尽くし、社会貢献していきたいと思う。

2009年3月

楊雲